酒專賣記念

臺灣時報

七月號

SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO., LIMITED.
JUL 12 1922

第三十六號

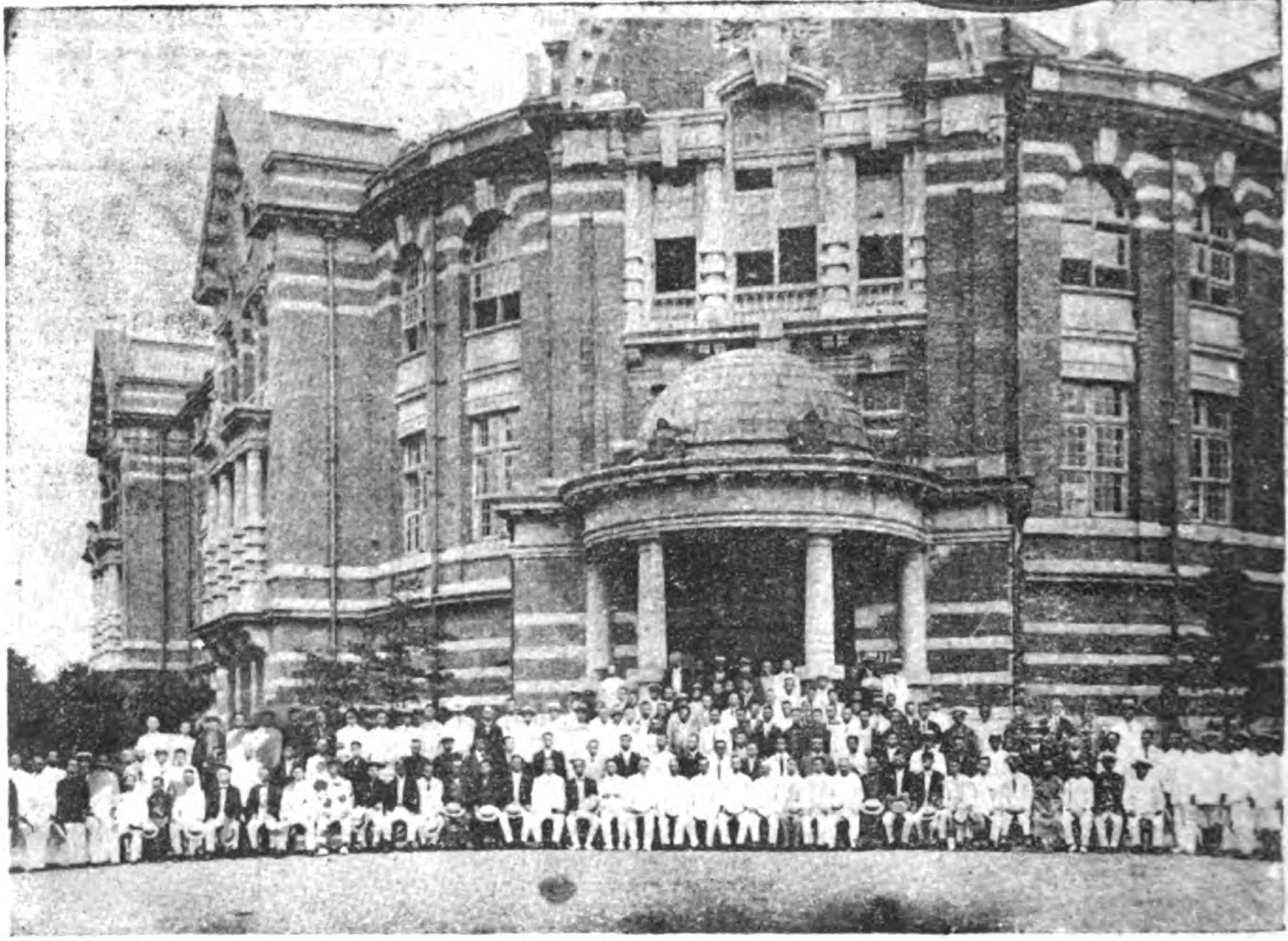

專賣局に於ける酒賣捌人會集記念

世界的試練の酒專賣
時報（臺灣時事）
臺灣の酒專賣制度
臺灣の酒專賣實施
酒專賣所感
酒專賣彙報
余の眼に映せし歐洲
成功的臺灣の統治
國有財産と私權設定
癌研究の現況
香港の貿易
地方自治法令研究

臺灣時報發行所

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況竝に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す。（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

△評議員長　賀來佐賀太郎

△評議員（以下イロハ順）

池田幸甚　石坂莊作　市來半次郎　今井周三郎　新元鹿之助　西川利藤太　醫學博士 堀內次雄　富島元治　富地近思　陳鴻鳴　陳中和　李景盛　林熊徵　林獻堂　林烈堂　林鶴壽　李延禧　大竹勝一郎　農學博士 大島金太郎　大越大藏　奧田重榮

大川盛行　大賀基作　渡部英太郎　片山秀太郎　川崎軍治　川中子安次郎　簡朗山　簡阿牛　顏雲年　管野善三郎　吉田平吾　吉岡荒造　楊吉臣　醫學博士 高木友枝　高田元治郎　高田富藏　工學博士 高橋辰次郎　立川連　田村武七　田村藤四郎　田賀奈良吉

法學博士 谷野格　高山仰　瀧田傳吉　常吉德壽　津田毅一　津久井誠一郎　永田隼之輔　中村啓次郎　內藤正太郎　武藤針五郎　梅谷光貞　野呂寧　草鹿砥祐吉　倉岡彥助　松岡富雄　牧山清砂　松井榮堯　藤野幹　福留喜之助　小松吉久　吳昌才　辜顯榮　古賀三千人　黃欣　吳汝祥　黃春帆　枝德二　江口良三郎　江崎眞隆　鄭拱辰　鄭神寶　生駒高常　服部武彥

赤石定藏　赤司初太郎　後宮信太郎　相賀照鄉　阿部滂　麻生誠之　荒卷鐵之助　淺田知定　近江時五郎　佐藤勤　坂本素魯哉　佐々木紀綱　楢瀨軍之佐　佐藤小次郎　星谷廣次　蔡蓮舫　木村匡　木村久太郎　許延光　北村吉之助　喜多孝治　三村三平　三好德三郎　進藤良英　徐杰夫　森俊六郎　平山寅次郎　平山午介　末松偕一郎　角源泉　鈴木重臣　諏訪禮次郎　法水了禪　豐田勝藏

△編纂委員

農學博士 東鄉實　富田松彥　羽生雅則　和田一次　鎌田正威　横光吉規　東忠藏　淺野安吉　赤松寅七　水越幸一　三浦碌郎

下村充郎　本山文平　深川繁治　古山榮三郎　田阪千助　堤一馬　岡本佃　中瀨拙夫　中村壽太郎　宇都宗一　前田稔靖

△常務員

編輯係　鷹取田一郎
同　高橋惇
同　拓大雄
同　中野顯三郎
同　小森德治
同　秋澤次郎
囑託　池田壯太郎
同　峰谷彬
囑託　大槻綱彥
同　池田忠吉
同　横尾善夫
同　眞倉民治
同　志田潔之
同　杉山秀
庶務及會計係　伊藤憐之助

大正十一年七月十三日印刷
大正十一年七月十五日發行（毎月一回一日發行）
（定價一册郵税共金三十錢　廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府內　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺北第二〇七〇番
電話總督府內第八九番

編輯兼發行人　臺北市兒玉町四丁目四十八番地　中野顯三郎
印刷人　臺北市大和町三丁目二番地　澤田照基
印刷所　臺北市大和町三丁目二番地　臺北印刷株式會社

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Japanese BP
Library of
Congress
068098 1952

問屋業
販賣業
代理業

三井物產株式會社臺灣支店

電話 長
四〇三番
二〇四番
五七五番
六〇〇番

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報大正十一年七月號　目次

（第三六號）

口繪▼酒專賣紀念として本誌に寄せられたる田總督の眞蹟

世界的試練たる酒專賣（卷頭言）……一

時報……二―五

▲第三回總督府評議會▲臺灣の酒專賣實施▲第二十七回始政記念日▲攝政宮殿下再度の臺灣館御成▲平和博の第三回臺灣デー▲献穀畑拔穗祭▲總督府の領事會議▲臺北市立職業紹介所▲紳章付與▲工業教育展覽會▲下村宏氏記念基金▲第八回馬來語講習修業式▲平和博臺灣館の成績

臺灣に於ける酒專賣制度……賀來佐賀太郎　六

臺灣の酒專賣實施に就て……池田幸甚　一三

酒專賣所感……鎌田正威　一六

清酒の種類も數々御座る……二六

余の眼に映じたる戰後の歐洲……梅谷光貞　二八

進步的同情的なる臺灣の統治……ドクトル、ベーチー　四七

國有財產に關する私權の設定に就て……川村直岡　五三

癌研究の現況……横川定　七一

E.88.

くれ竹集（新元鹿之助）……七四
香港の貿易……井出季和太 八一
香港大學の現狀……越村生 九三
支那に於ける獨逸人の活動……後藤改平 九九
內地通信（屯山生）……一〇四
□□□□□□□□□□□□□□□□□
酒專賣彙報……一〇七
◉酒專賣諸報—酒專賣制度說明▲臺灣酒精令の說明▲專賣局長訓示▲酒類販賣制度▲酒類小賣定價の決定▲酒製造開始▲酒類賣捌人及區域▲酒專賣諸法令
木上住居……蕉鹿夢 一四四
地方自治法令研究欄……內務局內同研究會 一四七
新築臺灣總督府出張所……一五三
詞苑……一五四
臺灣日誌、人事消息、任命、新刊紹介、寄贈書目……一五六
□□□□□□□□□□□□□□□□□
漢文欄……一六一
南支南洋其他海外重要記事……一—三

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大阪市高麗橋

株式會社三十四銀行

資本金五千萬圓

各地支店
東京、京橋（東京）、京都、神戸、兵庫、尼崎、尼崎東、西宮、姫路、廣島
德島、阿波池田、奈良、伊丹、傳法、臺南、高雄、（大阪市内）南、
天滿、雜喉場、堀江、日本橋、九條、朝日橋

本行之特色
銀行一般の業務の外擔保附社債信託法に依り信託事業を兼營す
事業資金部を置き工業資金の供給を爲す
外國爲替は香港上海銀行の代理店として最も便宜に取扱を爲す

臺北支店　臺北市本町二丁目

（電話三四、五六、二一九五）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

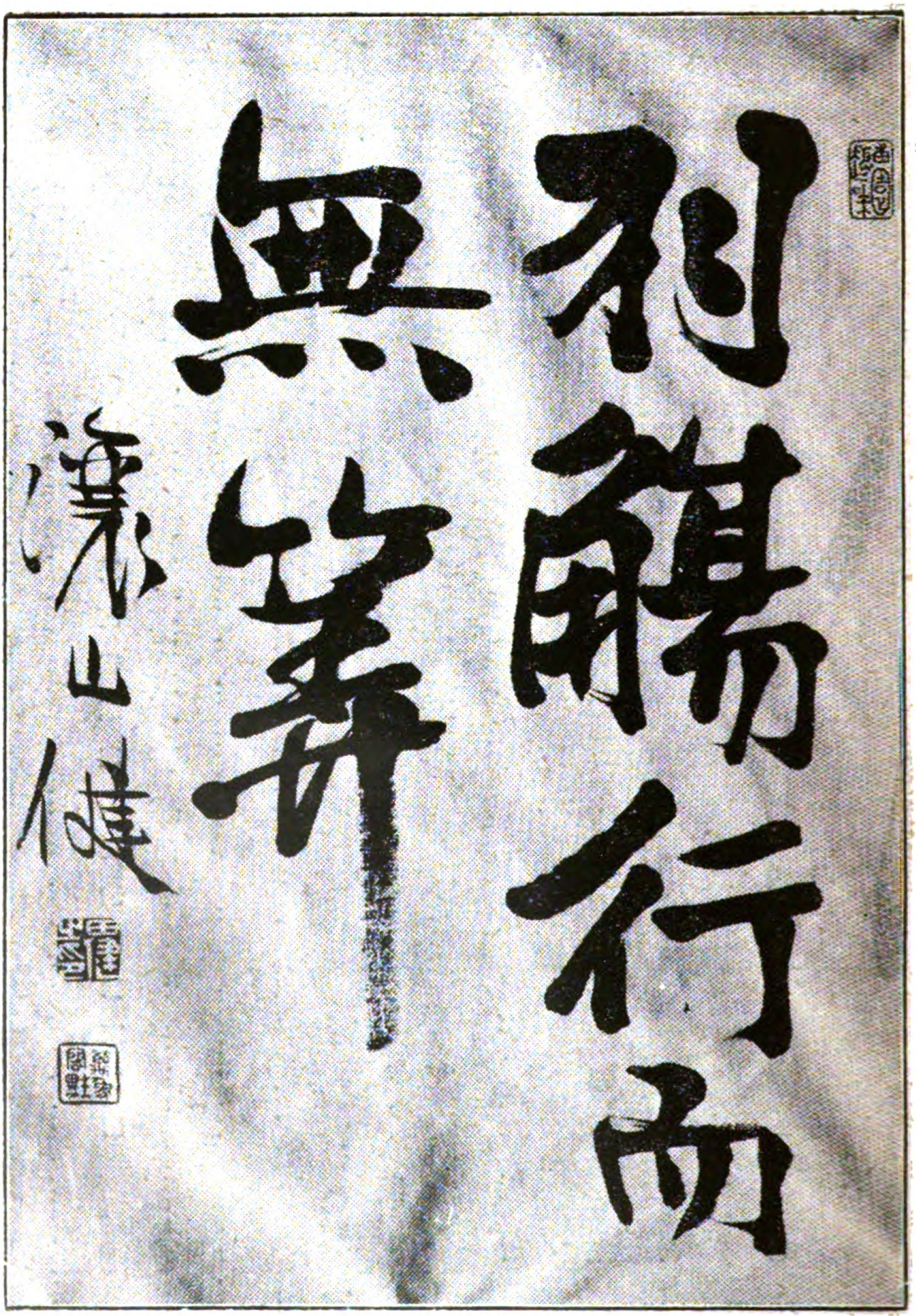

酒專賣紀念として本誌に寄せられたる田總督の眞蹟

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

世界的試練たる酒專賣

世界人類の嗜好を觀るに、酒は其の最も好む所で、如何なる民族も酒を用ひざるはなく、文明人も野蠻人も幾多の差別はあれ、齊しく酒を釀して之を飮むの例である。日本では「酒をサケとも云ひ、サカともいふはサカヱといふ關なり、酒宴は人のさかえ樂む故なり」と傳へられ。支那にては「酒は天の美祿にして帝王の天下を頤養する所以、享へ祀りて福を祈り、衰を扶け疾を養ふ、百禮の會は酒に非ざれば行はれず」と傳へらる。去れど酒の害も亦甚しく、其の害毒の人間の肉體に精神に、將た社會に及ぼす所、動もすれば酒の德を沒し去らんとする如きものがある。希臘の思想では、パンを人間の物質性に、而して葡萄酒を其の靈性に假託し、年少快活にして酒の特性を代表する酒神バッカスは、人類の靈性に向つて光輝と生命とを與ふるものと爲されてある。然かも希臘の悲劇なるものも亦たバッカスの冒險を物語るに始まると謂はる。左あれ物皆な利害相伴ふ。豈獨り酒のみならんや。古來幾千年、酒の害は說盡されたが、而かも酒は依然人間に愛飮せられ、會々禁酒國はあつても、其の效果の危ぶまれつゝあるの時、當府が其の文化的經綸を行ふに要する財政調節を一の理由となし、而して國民の保健を他の一理由となし、類例稀なる酒の專賣を實施し、敢然として其の世界的試練に當らんとするは、吾人洵に其の政策を高遠なりとする所以である。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

時報

第三回總督府評議會

第三回總督府評議會は前回以來の懸案たる義務教育及び民商法施行に關する本島統治上の重要問題を議すべく六月十六日開會、田會長、賀來副會長、鼓幹事を初め評議員諸氏は二三缺席者の外全員出席、第一日に次で同十九同二十二日の三日間本會議を繼續したのであつたが義務教育に關する件は一定の時期を劃して一般に之を實施するは頗る困難の事情あるを以て地方團體の負擔能力の實況に應じ漸次實施するを可とすとの趣旨の委員會の決議は高木主查の說明ありて可否討議の結果、原案可決となり次で民法商法實施に關する件は昨年評議會の答申に基き法令取調委員會に於て甲乙の兩案を作成し之を今回の評議會に討議せられたのであるが該兩案に付谷野主査から說明があり評議員全體を特別委員とした委員會を經たる上、本會議に於て右甲案は原案に可決、乙案は幾分修正の上可決確定し評議會は二十二日閉會を告げた、右議事の詳細は本誌次號に掲載すべき筈である。

臺灣の酒專賣實施

臺灣の酒專賣は愈々七月一日から實施せられ全島の酒賣捌は全く政府の專賣權に基くこと〻なつた是より前臺灣酒類專賣令、同施行規則並附隨法令、臺灣酒精令、同施行規則等の公布あり又た全島に於ける酒類賣捌人及其の區域を指定し酒類及酒精の價を定め尙ほ六月二十五日迄に全島各工場とも製造を開始する等政府の準備をさ〳〵怠りなく一面に新配置支局、出張所及工場勤務の職員事務打合會は屢に專賣局に開かれて賀來總務長官からは臺灣酒專賣が財政上の調節及び國民の衛生保健上の二大理由によりて立法せられ現在酒類業者の既得權を犧牲にして國家公益、國民福利を圖るものなれば當業者は公益の爲に犧牲に甘んじ又た當務者は周到なる注意と努力親切とを以て本制度の光輝ある成績を擧ぐるに力めむことを希望する旨の訓示あり池田專賣局長からも從來本島に於ける四專賣に今回更に酒專賣を加へて五專賣となり事業の前途益々複雜を加へたれば從來養ひ來れる一種の專賣局氣風を益々發揮して各專賣事業の調和統一を保つと共に事業の成績を擧ぐるに努むべく特に收利の大目的により商人氣分を以て親切叮嚀に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

事に當るべき官の訓示があつた次で酒專賣の實施準備として六月十九日專賣局に於て酒類賣捌人打合會を開き全島の酒類賣捌人百二十四名並に各支局長、出張所主任、技術者等會同、池田專賣局長から別項の如き訓示があり之に對して賣捌人總代杉板六三郎氏の答辭があり又た杉本酒課長からは別項の如き酒類販賣制度に關する說明があつて閉會を告げた本制度の成績如何は今日尙未だ逆睹し得ざるが當務者は孰れも緊張味を以て本年四月以來僅々三箇月の短期間に克く此の大事業の準備を完了して著々斯業の效果を擧げんとしつゝあるは洵に國家民衆の爲に兩ながら欣ぶべきことで切に本制度の立法上の二大理由の確實に充足せらるべきことを希望して已まざる次第である。

二十七回始政記念日

本年六月十七日は第二十七回始政記念日に當り臺灣神社に於ては同日午前八時より始政記念祭を執行し田總督、福田司令官、賀來總務長官以下文武諸官及民間名士の參拜があり又た總督府に於ては午前九時三十分から會議室に於て祝賀式を擧げ、田總督、賀來總務長官以下參列、長官は文官一同を代表して祝辭を述べ式後瀏喨たる奏樂裡に開宴、總督の發聲にて兩陛下の萬歲を三唱して隨意散會した因に當日總督官邸に於て大々的祝賀會の計劃があつたが雨天の爲め取り止めになつたのは洵に殘念であつた。

攝政宮殿下再度の臺灣館御成

攝政宮殿下には平和博再度の御見學あらせらるべく五月三十日午後一時閑院宮殿下御同道で第一會場御覽の上午後三時過第二會場に成らせられ、北海道館、滿蒙館、朝鮮館と順次御觀覽の後午後四時三十分臺灣館に御著遊ばされ、末松內務局長、富島高雄州知事、鼓參事官、石田、山田兩技師其他關係者の御出迎を受けさせられ末松局長御說明役として御案內申上げ館內限なく御觀覽遊ばされたが殿下には臺灣物產を初め昆蟲魚介の末に至る迄一々御下問遊ばされて微細に御視察あらせられたのは我が南瀛新領に對する深き御思召の程も窺はれて洵に有り難く畏き極みであつた。

平和博の第三回臺灣デー

平和博臺灣館に於ては六月十七日の臺灣始政記念日をトして第三回臺灣デーを催ほし例により宣傳に努めたる外、臺日社の風船玉放揚の景氣を添ゆるあり夜に

入りて皇族方御三十餘名の御來著となり煙火の御臺覽を辱うし意外の光榮を博せるは亦た我が臺灣館の光榮とすべきである。

獻穀畑 拔穗祭

本年新嘗祭に臺灣から獻穀すべき粟の拔穗祭は六月二十四日の佳日をトして臺北州文山郡木柵なる獻穀畑に於て最も壯嚴に執行された當日拔穗使たる高田知事は衣冠束帶にて田阪內務部長外隨員と共に祭場に著、賀來總務長官、喜多殖產局長以下參著、祭主降神の式を行つた後、高田拔穗使は石渡技師の先導にて獻穀畑に入り嚴かに拔穗の式を行ひ八穗を拔きて恭しく神前に供し拔穗使竝に參列員一同玉串を捧げて拜禮し次で昇神式を行ひて閉式を告げたが當日は地方參觀者非常に多く同地方稀有の盛儀であつた。

總督府の 領事會議

總督府に於ける領事會議は六月五日午前九時から府內會議室で開かれ田總督賀來長官を初め林福州、藤井厦門打田汕頭の各領事竝に關係各部局課長會同じ引續き八日迄開會したが第一日の劈頭田總督から一場の挨拶があり之に對し林領事一同を代表して答辭を述べ次で議事に入つたが議案は、內務、殖產、警務、調査、外事、財務、專賣、遞信、法務等に亙り四日間にして閉會を告げた。

臺北市 立職業 紹介所

大戰後の經濟的趨向たる社會的施設として本島に於ても內地同樣、臺南、臺中は既に官設職業紹介所の開始を見たが臺北に於ても市立職業紹介所の設置となり六月二十七日から臺北市明石町二丁目一番地に開始せられ市理事官其の所長となり其他主任一名事務員若干名にて無手數料で職務紹介を扱ふこと、なつたのは兎に角、島都社會的施設の進步として喜ぶべき次第である。

紳章 付與

六月十四日付總督府から左記の諸氏に對し臺灣紳章條例に依り名望ある者と認めて紳章を附與せられた

鄭新芬　陳冠雄　蘇文治　楊緯　洪宗沛
王抱　歐偉雲　楊邦　王超群　張簡忠
簡燦　簡汝淮　李汝福　陳開怡　劉萬在
陳賽　吳萬順　郭友　李國廷　劉炳文
龔天降　邱玉梅　葉瑞菁　戴鳳松　陳螟蛉
鐘幹郎　王啓智　陳通　林廉　李幾法
蕭恩卿　蔡白　潘何別　鐘鉅

工業 敎育 展覽會

臺北州立工業學校の校友會主催に係る工業敎育展覽會は臺北での年中行事とせられてゐるが本年のは其の第三回目で特に一段の光彩を放つた、展覽の數々は建築家具科、新聞製作に關する出品、應用化學科、電氣科、金屬科、建築科、土木科、理科等にて各科の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

內容亦た頗る豐富で工業教育普及の宣傳としては洵に上乘のものであつた開會は六月二十五日から三日間、觀覽者は頗る多く非常の雜鬧を極めた、田總督にも第二日に參觀された。

下村宏氏記念基金

前總務長官下村宏氏記念の爲め全島有志者より基金募集中の處總額二萬五千餘圓に達したるに付六月一日督府長官公室に於て其の處分方に就て實行委員會を開き滿場一致で之を臺灣體育協會の基本金に寄附する事に決した。

第八回馬來語講習修業式

南洋協會臺灣支部の主催に係る第八回馬來語講習會は開會以來良好の成績を以て豫定の會期を了つたので六月六日午後七時から臺北商業學校內同會場に於て修業證書授與式を擧行し支部長代理東鄉博士から修業生池畑清外十四名に修業證書を授與し次で越智講師の訓示、支部長の祝詞、講習生總代の答辭等ありて閉式、式後パーク、ライオンに於て講師の慰勞晩餐會を催ほしたが南洋支部主催の同講習會は大正五年以來既に百八十三名の修業生を出したといふ。

平和博臺灣館の成績

臺灣館にては三月六日平和博開館以來六月二十三日迄に出品物の賣店の賣上總額二十五萬一千九百三十六圓八十二錢にして主なるものは樟腦二萬四千八百二十圓三十五錢、芭蕉二萬二千二百三十一圓、臺灣菓子類二萬二千五百三十四圓六十四錢其他家具類纖維帽子、果實物類にして最大賣上高は五月二十一日の二千七百二十五圓六十八錢最少賣上高は六月十五日六百八十八圓六十五錢にして一日平均千二百七十五圓十錢、飲食店賣上高は一萬三千三百六十八圓八十錢にして最高賣上高は四月二十七日の七百九十圓十錢最少賣上高は五月三十一日の十三圓七十錢一日平均賣上高百九十三圓六十三錢なり喫茶店賣上高總額三萬七千五百七十三圓八十五錢最高賣上は四月三日の六百六十三圓六十錢最少賣上高は五月三十一日の百四十二圓十五錢一日平均三百五十四圓四十七錢臺灣館の招待人員一萬四千二百四十名、烏龍茶の配布數三千四百二十四箇、宣傳印刷物配布數は七千四百五十五枚、宣傳繪葉書配布數は四萬九千枚臺灣デーの繪葉書類二萬五千八百枚にして尚臺灣館來觀者は皇后陛下、攝政宮、閑院宮其他各皇族方並に英皇儲殿下を始め奉り田總督、賀來長官、山本前農相、後藤市長、白耳義大使夫婦等なり因に臺灣デーは第一回四月二日第二回五月十三日、第三回六月十七日にして第三回六月十七日には閑院宮殿下を始め奉り皇族二十九方の御來館を賜はりたり。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に於ける酒專賣制度

臺灣總督府總務長官　賀來佐賀太郎

一、其經過の概要＝酒の專賣は世界的なる大問題－此創案の由來は既に數年前なり－今や機熟して議會の協贊を經、愈實行の運びに至る。

二、統治の上より見たる專賣＝交通機關の完成、林野施業方針、地力の增進等は產業を開發し富力を增進する上に於て最も緊要－其實行は一に是れ金なるも、我が財源は今や漸く萎縮に傾く－之れ統治上酒の專賣を緊要とする所以－此目的の爲には寧ろ酒造稅の增加に依るに如かずとする者あり－然れども酒造稅の增加は、反つて消費者の利益を閑却するの虞あり。

三、社會政策上より見たる專賣＝酒の專賣は社會政策上また緊要－單に財政にのみ重きを置き、此社會政策を遺忘せば、畢竟露國のウオッカ專賣の類に終らん－强制禁酒は到底徹底的成績を擧くるに疑無きを得ずとせば、官營に依つて品質を精撰し、成るべく其害毒を寡少ならしむるは亦爲政者の責務－今や內地酒本島酒共に其品質の改良統一を要とするものあり－參百萬島民の保健上專賣の必要なる所以

四、酒專賣の批判＝專賣は所謂民本の意に反するものあらず－寧ろ適當の品種を擇んで官業となし專賣を行ひ官民共に益する所に意義存す

五、專賣官吏の責任＝有終の美は制度にあらず其人に在り政治は理論にあらず實際問題なるを感得し、一致協力以て其大成を期すべき也

一　其經過の概要

今回新に實施の運びに至れる酒の專賣は、實に全世界の注意を喚起せる大問題である。曩には、唯一露國が彼のウォッカ酒の上に之を試みたる以外には、酒專賣の可能性に就きて、論議せられた事あるも未だ歐米諸國完全の專賣制度を布きたるものあるを聞かず。然るに今日我が此一新領土に敢て之を實行して、是非とも豫期の好成績を收めずんば止まざらんとの覺悟を有する次第である。其形式も其內容も、共に先年露國に行はれたる其れとは、同日を以て談ずべきにはあらざるも、然し尙其前途の如何に就いては、世界列國が疑の眼を放ちて環視し居る事と思はれる。されば今後能く當局が豫期する目的を達成して、其眞意の存する所を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

體現し得べきや否やは、當事者の奮勵努力と、島民の理解したる後援助力に須たざる可らざるものなるを以て、我が官民の責任の繋はる所も、亦一段を加へたりと稱すべきである。以下此重要問題の說明に入るに先たちて、順序として先づ今日に至る經過の概要を述ふることゝしやう。

抑も我總督府に於て、此問題に潜心するに至れるは、一朝一夕のことではない。既に數年前より、依つて以て財政の一助となすと共に、亦島民の保健に資するの見地よりして、各方面より內々之が研究調査の歩を進め來れるもの。而かも其機は漸く熟して、愈々之を第四十五議會に提出の運びに至るや、島內に於ても內地に於ても、種々なる議論を生じ尠なからず杞憂を抱く者さへ見受らるゝに至りし次第なり。されば當局に於ても亦、幾多の人知れざる苦心を重ぬるところありしが愈々之を議會に提出して、政府所期の計畫に付詳細なる說明を試みるに及んで、到底實行不可能の如く思惟せられたるものも終に善く之を諒解せらるゝに至り、結極上下兩院共、無難に通過し得たることは、本島開發の新機運促進上、深く慶すべきことゝ思ふ。

二　統治の上より見たる專賣

惟て、我臺灣の近き將來には、尙幾多の解決を要する問題有りと信ず。若し其等の問題にして解決せらるるなく、徒らに現狀を以て推移せんか、如何に天惠の甚大なるものある本島ながら、其富源は最早漸く涸渇に近付きつゝありと云はざるを得ず。乃ち玆に益々交通の運を開いて產業の開發を助長し。林野施業の方針を定めて、林野開發上の基礎を確立し、又詳かに土質を調査し、以てより大なる收穫を擧くべき地力の增進を圖る等、是れ眞に本島焦眉の急要務と言はねばならぬ。此等の諸問題の解決せらるゝありて、始めて臺灣の富源は更に增加を來すべく、畢竟、我臺灣の今後に於て開發せらるべき富源の度合は、少くも以上の諸問題の解決の度合に比例するものと言ふことが能きやう。之を詳言せば此等の問題の解決せらるゝ所、卽ち島運

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の開發を來して、富源自ら增加し、富源の增加ありて島民の富力も亦增加し、負擔力の增大も依つて以て可能となり、復び更に島運の開發をより大ならしむるを得ることゝなる。斯の如く終始循環して向上の一路を辿るところ、其處に統治の妙諦を存じ、其處に始めて我總督政治に於ける根本精神の徹底を見るべきことゝなる。されば此等の諸問題は、臺灣統治の根本方針として、如何なる障害を排しても、必ず解決せざるべからざるものなるが遺憾に堪へざるは、此處にも亦先立つものは金なるを如何にすべき。況んや此上敎育上の大系を立て、以て精神方面の開發をも、充分ならしめんとするの必要迫れるに於てをや。

飜べつて我總督府現下の財政に見るに其歲出は年と共に膨脹の止むを得ざるものあるに反して、歲入に至つては漸く之と平行を失するの狀態に在り。乃ち啻に官吏の緊張せる態度に待ちて執務上の能率の增進を計圖せざる可らざるのみならず、又財政上の緊張に依つて、資財を投ずるや毫末の微も苟くもせず、必ずや充分の效果を之に伴はしめ、以て經理上の能率の發揮に於ても、些の遺憾なからしむるの必要を來し且つ確實にして彈力ある新財源を求め、以て此喫緊の急務に應ぜざる可らざるの必要に迫らるゝ所以を生ず。酒の專賣とは、即ち斯の如くにして產み出されたるものである。

抑も酒の專賣より生ずる收入は本年度に於ては一千萬圓の豫算なるが來年度に至れば一千五六百萬圓にも上るべき豫想で、煙草收入の一千三百萬圓を凌駕し官業總收入（六千萬圓）の約六割七步を占むる專賣收入（其額四千萬圓）中にも、最も重要なる位置を占むべきことゝなる。即ち、近時の總督府總收入一億萬圓內外中、官業收入は最も多く、官業收入中には專賣收入が又最も重きをなし、而も亦酒專賣の收入は、就中最も大なるものなるに於て、此一新專賣が、總督府財政上如何に重要位置を占むるかを見るべく、隨つて我が臺灣の統治上、其意義極めて深甚のものとなる。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

或は、酒の專賣を危ぶんで、酒造稅の增加を以て之に代ふるの簡なるに如かずとなすものあらん。然れども酒造稅の增加に依つては、以て政府が收入增加の目的を達成するを得んも、一面に於ては、消費者が爲めに閑却せられ犧牲とせらるゝの傾きを生ぜずんば止まぬ。例せば假りに其稅額に於て十圓を增課せられたりとせんに、爲めに消費者側には、間接に十五圓若しくは二十圓として之を負擔せざるを得ぬことゝなると思はる。即ち金利其他の關係上、製造業者自家に於てさへ、尙且つ卸値の上に十圓の値上げをしたるのみにては止まず、必ずや幾分の割增をなすを必要となす。更に又問屋、小賣人を經て消費者の手に入る迄には、割增は割增を生じ、結極政府が一定額の增收を得んが爲めに消費者に對つては其上何割增かの犧牲を强求するの結果を來すが如きことになるべきである。

三　社會政策上より見たる專賣＝專賣政策と禁酒との關係

酒の專賣は、社會政策上また喫緊の要務となす。其目的を以て、單に財源のみに置き毫も斯る理想を念とするなきに於ては、畢竟露國に於ける彼のウォツカ專賣の覆轍を履まざるを得ず。即ち時の露國政府は、唯々一大新財源の獲得にのみ傾到し、彼の激烈なる火酒を、出來得る限り多量に販賣し出來得る限り多額の收入を得んとして、大小各種各樣の壜詰を作り、其品質の如きは殆んど之を眼中にするの遑あらざる迄に至りしが、爲めに生じたる結果は如何。言ふ迄もなく國を擧げて狂酒の巷と化し、白叟黃童、老幼男女、其何人と雖、一壜を衣囊にせざるはなく、保健上衞生上の害毒の甚だ恐るべきものあるに至りしを以て、次の政府に於ては、反動的に禁酒制度を實施したりしが是亦終に失敗に終らざるを得なかつた。

されば、斯種の制度の實施には、當局に於て必ず高き理想を持し、以て島民の福祉を併せ增進し、飽迄安全に其生活を樂しましむる底の心事を以て臨むべきである。畢竟するに禁酒制度といふが如きは短日月間に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は之を實行し得べきものではない。數十年來研究に研究を重ね、訓練に訓練を積み、其地方に依つては既に久しき以前より之を實行し來れりと稱せらるゝ米國の禁酒制度でさへ、果して眞に成效しつゝありや否やは、現に識者間に疑問視せられ、總ての結果は別問題として、之を部分的に觀察せば、反つて惡酒に耽り、反つて健康を害し又反つて新罪惡を醸成しつゝありとも稱せらるゝ位である。蓋し數世紀間傳統的に形成せられ來れる國民的の習癖は、到底之を一朝にして廢絕し得べきにあらず。若し飽迄之を强ひんとするに於ては、角を矯めんとして反つて牛を殺すの禍害を招かざるを得ざるの結果となる。此立論よりするも、酒の專賣制度は最も穩健なる政策にして、既に長年月に亙れる習俗の、容易に滅絕す可らざるを認むる以上は、之が販賣と監督との全權を政府の手に收め、以て其品質を精選し、其害弊をして出來得る限り寡少ならしめんことに努むるは、寧ろ適切の措置であらう。

偖て、本島内に消費せらるゝ酒類の總額は、一箇年約二十萬石なるが、内十七八萬石迄は島内に製造せられ所謂内地酒は約一割内外に過ぎぬ而して此僅少なる内地酒とは、概ね内地人に飲用せられ、大部分を占むる島內の製酒は其九歩九厘迄本島人を顧客となし、酒精成分に於ても頗る高度なるものあるを以て、衛生上の影響する所は、內地酒以上に大なるものなるに、其品質に至つては極めて統一を缺き粗惡に流れ、島民の保健上大に考慮を要すべきの有樣であつた。勿論酒の專賣制度は、此弊を矯正せんが爲めに故らに創始せられたものと云ふではないが然れども、其等の品質を統一して醇良のものとなし、出來得る限り其害弊を少からしめんとするを以て大眼目となすものなるを忘れてはならぬ。唯り島內製造酒のみではなく、內地酒と雖、亦之を精選するの機關を缺如したりしが爲め、動もすれば其本質を閑却せられ來りしが此新制度實施の結果は、是亦品質を優良ならしむるの可能性に於て一層大をなすことゝなる。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

四　酒專賣の批判

或は曰ふ、今日デモクラチック、ムーヴメントの最も旺盛なる時代に於て、民業を收めて官業となさんとするが如きは、抑も時運に逆行するの處置にあらずやと。然れども斯の如きは畢竟類推法を誤れるより來れる議論で新稅を起すといふが如き問題こそは、極めて愼重の態度と充分の警戒とを要するものなるも、酒の如き嗜好品に在つては、之の製造販賣を政府の手に收むる方が一般消費者に取つても前述の利益となり、政府自身も亦利益することと明かなるに於て之を官營としたればとて、決して民意に背反する所以にあらず。卽ち政府者たるものは、寧ろ進んで此種の品種を專賣となし、依て財政の基礎を固め政府も民衆も共に益するの策に出づるは、復た當然の措置なりと信ず。此意味に於て此新制度は、寧ろ反つて民衆を尊重するものといふべきで、隨つて決して、論者の所謂立憲治下の現代思想に逆行するものではない。民間業者が年來の其業務を擧げて、官業に移すを贊助する雅量を示したる所以は、畢竟此等の公益の拘はるところを明識したる結果に他ならざるべしと信ず。

酒專賣實施に伴ふ禁業交附金問題に就きては種々論議や希望の起りし事は世人の知らるゝ如くなるが政府は之に對しても相當の研究考慮を加へ、以て査定の公平と處置の妥當とを過らざらんを期したるものなれば是亦諒とせられんを望まざるを得ず。米國の禁酒制實施に際しては、禁業交附金の支給を見ざりしが、右は制度の目的の公益に存する所にして國を擧げて製造を禁止したるが爲多數の同業者も默して幾多の犧牲を甘受したるものなるべし、卽ち我臺灣に於ける今日の同業者の精神と、また彼等米國同業者の心事に異らざるものありと信ず。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五　專賣官吏の責任

終りに臨んで一言自ら規し度きは、如何に美なり雖、制度其ものは畢竟死物にして、之を活用して以て有終の美を濟さしむるは、與つて當局官吏其人に在りとの事を以てし度い。されば吾等は成るべく懇切なる態度を以て民衆に接し、飽迄民衆の好意ある助力に待ち其忠言に聞き、輙ち官民一致協力し、以て内には益々三百萬島民の福祉の增進を圖ると共に、總督閣下の英斷により今日の實行を見るに至れる眞意義の實況に萬々遺算なからんを期し、外には列國環視の間に此世界的試錬に成效して、益々明確に我統治の實質を公示せんことを欲す。蓋し政治は空論にあらず、此活人生を對象とする實際問題なり。されば徒らに議論の末に走つて實行を礙げ、優勝劣敗の激甚なる此實生活を遺忘するかの態度に出づるは、斷じて吾人の斥けんと欲するところである。

臺灣の酒專賣實施に就て

臺灣總督府專賣局長　池田幸甚氏談

六月三十日愈々酒專賣が實施せらるゝと云ふ前日午後四時頃專賣局に局長を訪問し、酒に關し何か御話しをと願出でたるに「愈々明日から實施せらるゝと思ふと將來の責任の益々重大なるを感ずると同時に本制度の沿革など昔のことを想ひ起しては感慨に堪へない」とて語り出されたる大要左に二三摘錄せり。（編者）

一

臺灣の酒專賣制度は、本島の財政々策上、及び國民保健上の理由より立法せられ、愈々明一日から實施せらるることゝなつたが、抑も此事たる一朝一夕に實行の出來た譯で無い、私が始めて本件に缺つたのは大正五

年で、當時の專賣局長卽ち現長官の命を受けて、酒專賣に關する計劃に付調査復命する所があつたが、其後民間に於て酒類業者の大合同を唱へ、或は官營論を主張する者のあつたと云ふことも聽いて居つた、然しそれは私共へ來て話した人は希望や理論を云ふばかりで、具體案實行案は見たことはありません、其後の計劃が何うなつたかは一向知らずに過ごして居つた、が局長が上司には勿論中央政府の要路關係者の間には、盛んに其意見も徵されたでせうし、不斷の努力をして居られたことは事實です、私も何うか自分の居る間に實行して見たいと切望して居るので、時々局長を突ッ突いて樣子を伺つて居ましたが、最近に及んで、總督閣下が其明斷で、各方面に調査を命じ、それを綜合鹽梅して案を立てしめられたやうであるので、愈々專賣實行に決したらしいと感じた次第である、今度の總督は愈々斷行さるゝやうだと聞いたときは、實に私としては何と云ふてよいか分りませんでした、斯くして實行と決するや、財政法制其他各方面の機關は活動を演じどしどし實現せられて、洵に其急速なるに驚きました。事は發表まで克く秘密の裡に準備せられ、又それが多少漏れたとしても是非善惡の評すら內輪にも起らなかつた。それが發表實行の段になつても、中央部に於ては總督長官あり、島內に於ても各種機關が氣を揃へて働きましたので、愈々明日から實施さるゝことになりまして洵に結構のことである。

二

自分達が數年前に酒專賣の計劃に付調査を命ぜられた頃、第一著に反對論として出會つたのは、官業なるものは舊時代の遺物であつて、時勢の進步に伴ひ世界各國は漸次之を民業に移すの傾向である。加之、世界大戰は人類思潮の上に一大變化を來たし、社會の事物、總て皆民衆化せんとするの勢を示すの時、官業の範圍を擴張せんとするが如きは、時代錯誤の甚だしきものであるとの議論で、卽ち官業整理の時代を主張す

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る議論であつた。反之、官業擴張を主張するものは、世界大戰の敎訓たる食料問題の如きは偶々官業萬能を立證するもので、又た戰後、諸般の制度文物が社會化し民衆化すべきは其一特色で、官業並に官有財產が漸次擴張せられしことは其證徵である、と主張するのである。吾々は之に就て矢張り官業擴張を唱ふるもので戰後、總てのものに對して國家管理の聲の高かつたことは、彼の米國の「船舶の國家管理」に由つても其一端を窺ふに足るべく、國家管理は一般に著目せられ、當時有數なる一二外國雜誌に於ても、矢張り戰後に於ける國家管理の擴張を高潮し、特に生活必需品に於て、其生產分配は國家之を管掌し、以て國民全體の幸福を均一にすべきことを論じたものさへあつた次第で、內地にも官業擴張に對する反對論のあつたにも拘らず吾々は戰後に於ても官業は一層擴張すべきものとの理想を有つて居たので、酒專賣に就ても時運の趨勢上、之を官業たらしむべく至當の理由あるものと思つて居たのであつた。

獨り時運の趨勢上、酒專賣の至當を認むるのみならず、本島に於ける阿片專賣の收入は、漸減を期せる當初の計劃の通り、今や吸食人員も吸食量も非常に減少を來し、幾度か値上げせる現在の收入總額は六七百萬圓を算するも、其收入の皆無に屬すべきは遠き將來に非ざるべしと思はる。由來、阿片は收入のみを唯一の目的とするに非ざるも、一旦專賣となれる上は、其收入は事業の重なる目的の一たりと言はねばならぬ。此場合に將來其收入の皆無に歸するを知らば、之に代るべき適當の財源を他に求めなくてはならぬ。專賣としての鹽は收入を目的とする所謂財政專賣の目的物とはならず。樟腦は世界財界の關係と山地に於ける生產の關係とにより事業の困難なるは一と通りで無い。唯獨り煙草のみ恒久の財源として賴るべき場合に於て、阿片收入に代はりて煙草と同じく恒久不變的の財源たるべきものは、酒を措きて又他に適當のものを發見せないのである。一面に、總督の財政は、大正十一年度豫算に於て、收入總額は一億五百萬圓に達し、其主なる

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ものは官業六千萬圓、而して專賣收入は四千萬圓を算し其の內、煙草收入は一千三百萬圓、酒は一千萬圓、本年度の酒收入は當さに一千五六百萬圓に上るべし。此の如く當局者は酒專賣に由りて永久に財政の調節を圖らんとせらるゝのである。若し此の收入を擇ばざれば、即ち增稅を以て支出の途を講せざるべからず。然かも增稅は到底島民の堪ふる所に非るを知らば、即ち財政調節の理由に於ても亦酒專賣の必要なるを看取することが出來る。

三

尙ほ酒專賣に就ては、國家の保健をも考量せなければならぬ、本制度に就て或る禁酒論者は酒も阿片と同じく、幾世紀かの後には漸減の步調を取り、斷禁を決行し得る時期に到達し得べしと想像して居るのである國民にして酒の害を知るに至らば、自然に法律を以て之を禁ずることが出來やう。國民の、酒に對する趣味が深く、酒を用ふるの機會が多きこと、今日の如きは、國民の爲めに決して幸福であるとは言へない。之は將來に於て必ず矯正し斷禁すべきものである。其の場合、專賣を實行し居れば、一擧にして斷禁の目的を達し得べき甚だ好都合の位置に在るものであると云ふて居る。差當り現在に於て我等は酒を禁ずるのは不可能であると信ず、唯酒によりて受くべき害を幾分にても出來得る限り除去する事に努むる必要がある。此の意味に於て現在酒を使用する者に對し、害少く而かも趣味に合致する品を供給するは、國家として當然の責務である。隨つて專賣實施に於ては、內地酒の如きは絕對に防腐劑を使用するを禁じ、臺灣酒なども酒精の含有量を一定し、而かも飮用者の趣味嗜好に合致するものを供給することに努めんとする次第である。而して之が實行に就ては嚴重に品質の檢査を行ひ、追つては彼の檢糖所の如きものを基隆高雄の二箇所位に置いて專賣酒の純眞を維持せしめむとする希望である。要するに酒の專賣は歐米にも類例稀なる世界的試煉たる事

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

業であるに拘はらず、其の準備が、實行に決した本年の四月以來、三箇月といふ短かい期間に於て、兎に角、手落ち勝にも出來たといふことは、洵に欣ぶべき次第であると考へるので、明日は局員の重なるものと共に臺灣神社に正式參拜を爲し、御禮詣りと共に將來に於ける事業の成功を御願ひする考へである。（六月三十日）

酒專賣所感

鎌田正威

一　案ずるより生むが易い

酒專賣の聲は最早や平凡化した。吾人の耳に馴致して來た丈け聲と實行との距離が接近して來た。當初に於ては之が果して實行出來るものであらうかと着實顔して考へたものが多かつた。徒らに人を驚かさんとする、實際を離れた架空な言として聞いたものが多かつた。鹽煙草と違つて水商賣である。腐敗の危險がある。升目を如何にして零細な需用に應ずるであらうか。非常に嗜好が多樣であるに對して、如何なる品種を以て違つた各方面に對して之に應ずるであらうか。品質の善惡は誰れか鑑定するであらうか。製造の技術家には誰が當るであらうか。思ひ至れば實行には種々な困難が伴ふて居る。收入が目的なれば酒税を增率すればよからう。政府の商賣は費用のみ多くして儲けが少ないにきまつて居る。之を實際問題として考へる人は世間の實狀に餘程疎い人で無ければならぬと考へた。然るに酒專賣計畫が豫算に計上せられ、規則が制定せられ、官制が設けられ、役人が置かれて實行の段になると、種々なる疑惑問題が起つて居たが、實際とブツつかつて見ると、關係業者も役人も世間も眞情を明かにすると共に諒解の度が次第に進みつゝ疑問は氷解せられ、信念は自づと湧いて來り、止むを得ないもの、無理がない事、否な進んで誠に當然なもの、至極結構

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なるもの、と云ふ事に多數が一致して來た。酒專賣に對し別段に奇異の觀念を挾まざることになつた。誠に案ずるより生むが易い、と云ふ結論に近づきつゝあることを看取せざるを得ない。

二　國家の權力は無法極まるものであらうか

酒が專賣になる。酒製造業は禁止になる。之によりて生計の途を得て居つたものは其の手段を失ふ事となる之に對して政府は賣上代金一箇年分の三割に相當する金額が交付せられる。所謂禁業交付金である。多額の資本と多年の經驗とを注ぎ込み事業の經營をなし。相當の利潤を擧げ又は擧げんとせしものが、酒類專賣令施行と共に之と離別をせねばならぬ。愛着の念慮を斷たんとするも、ありし過去の苦しき經驗を呼び起しては、思ひ出の益々多きを加ふるのみで、惜別の情は一層切なるものがある。多年苦樂を共にした事業と相別るゝさへ。苦しきに、況んや政府は今迄投じた資本及費用に對して全部補償をして呉れない。漸くにして賣上代金一箇年分の三割に相當する金額だけの交付金である。而かも其の三割の金額も五十五年內に償還すべき五分利附國債證券を以て、額面金額に依りて支給せらるるのである。誠に何たる情ない事であらう。國家の權力と云ふものは恐ろしきものである。玆に至つて政府のやり方は暴虐と云ふ外はない。政府の人民に對しては肉を食ひ骨を削らざれば止まないと云ふものであらうか。臺灣始政以來の大虐政である、との觀念を心中に起し、又は聲に叫んだ業者も少くなかつた樣に思はれる。其の聲に聞き、又は酒類專賣令第二十九條第三十三條を一寸見たものには惻隱の情に動かされる。單純の局外者の卽感としても政府は隨分思ひ切つたやり方である。あれで無事に納まるものであらうかとの心配が先づ浮んで來る。禁止となる酒造業者に對して同情の念か湧いて來る、併し一時の卽感は別として、之を冷靜に考へ、國家として其の構成分子たる人民に要求する他の犧牲に比して判斷する時は、氣の毒は氣の毒であり同情は充分あるが、誠に止むを得ない。國家としては此の他に方法かない。實に公平なやり方で、國家としては寧ろ同情した結果であつて、其の間に

犯すべからざる國家の正義に準據した公平無私の威力が看取出來る。誠に規則はよく出來て居ると許せねばならぬことゝなる。怨聲を漏らした業者の不平に思ふ所、政府を不當なりとする處は

一、酒製造業は自分のものである。多數の費用を投じ苦心經營の結果、是迄に發達成功せしめたものである。之を政府に讓渡すのであるから價格相當の補償金を貰いたい。

二、是迄投じた費用及資本に對して全部の補償をして貰いたい。

の二點に歸着する。酒を專賣にせられ之と別るゝことは情に於て忍び得ないが、政府の御都合とあらば我慢するが、政府も之によりて大いに儲けて行こうと云ふのであるから、業態に對する價格相當のものだけは補償して貰いたい、然るに業態の如何、投資金の如何、費用及設備の如何を問はず、一率に賣上代金の三割を而かも公債で額面によりて支給せらるゝは滿足し得る所でない。不當な要求でない。政府の權力で弱者を虐げるとしか思はれない。

之に對しては、酒類專賣令は左の根據により成立して居ることを冷靜に看取せねばならぬ。

一 專賣による政府の酒製造は人民の權利を讓受けてなすものでない。人民の製造權、暖簾代を買ふものでない(卽禁業の場合)

二 酒製造を禁止はするが、之に用ゐられた設備を政府に買收するのではない。酒製造を禁止するだけに止まりて、事業其のものを政府に貰ふと云ふのではない。若し政府に貰ふものかあれば、之は別の問題として別の法理によりて取扱ふ(卽ち徵收使用の場合)

酒類製造業は免許業であつて、政府は出願あれば自由に許すのではなく、數を制限して許されて居る。從つて限られて許されたものは、一種の特權を附與されたもので、其の範圍に於て政府より特別の保護を受けたものと云はなければならぬ。今政府の必要によりて與へた免許の返上を政府が命ずるのである。政府が新

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に人民より買ふのでなく、政府が與へたものを戻して貰ふものである。從つて理論よりすれば長々政府の御保護によりて儲けさして頂いたものを御返上申上ぐるに際しては御禮を申上げ、又は御禮の印として何物かを差上げて然るべきものである。謝禮をするのが人情とせなければならぬ。然るに政府は多年よく働いて呉れた業者自身に儲けもあつたであらうが、同時に國をも富まして呉れた其の效蹟甚だ顯著である。酒製造の特權を政府に返納を命ずるに際して、其の效蹟の賞として假に賣上代金を標準として、差等を付して公債を呉れると云ふわけである。勳章金銀杯又は年金を以て賞與せらるゝと性質に於て差違はないのである。效蹟表彰の賞として見たならば、寧ろ多きに過ぐる非難はあつても少いことはない。御禮でも出さなければならぬものか却つて賞與をうけて之を不平不滿に思ひ、虐政等と思ふものあれば誠に勿體ない話である。普天の下王土にあらざるはなく、率土の濱王臣にあらざるはなしで、國家の爲めに土地が必要である場合があり、又人民の生命までも必要とする場合がある。之を犧牲にした場合に於て、國家は土地の價格又は生命の價格に相當したものだけを補償はしない。其の效蹟に對して表彰の手段をとるに止まるのである。生命に對しては價格に見積らんとしても見積り樣かないではないか。犧牲になつたものは國の爲めに働くべく身命を捧げし行爲自身を以て無上の滿足とするのである。之で國が始めて成立して行く。國が各人民によりて成立し、各人民を除いては國がないことを具體的に證明するものである。酒だけに對して厚く補償したならば他の國權の作用に對して權衡がとれなくなり、却つて非常な不公平の結果を來す。遂には國の成立までを危くすると云ふも過言にあらず。國家の權力的行爲に對して一々報酬を要求し、價格相當のものを貰はなければ滿足しないものがあつたならば、其の人民は最早や人民でなく國家の外に立つて居るものと云はなければならぬ。最早法律上の人格者たる人間ではない、又は外國人であると云はなければならぬ。酒製造の免許を取上げられた

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

からとて生命を國家の爲めに捧げた程の犧牲ではない。況んや酒造業は中產階級以上の人であつて相當の資產家である。資產家でなければ其れだけの資產を作る手腕を持つて居る有能の士である。酒製造の禁止に遇つたからとて財產が無一物となり、餓死をせなければならぬと云ふ人でない。たゞ酒製造によりて大いに儲からんとしたものが儲からなくなつたに過ぎないのである。既に作つた資產を以て有福に生活が出來る人で、然らざれは天與の手腕を他に利用して何かして必ず儲けて行き有福に生活し得る人である。玆に至りて禁業を受けた人に對しては悲しみの涙を以て同情すべきでなく、寧ろ喜びの涙を以て效績を表彰すべきものである。禁業交付公債は人民の業態を買收するものにあらざるが故に、投資した費用、設備事業の種類によりて區別すべきものでなく、等差を付するに際しては寧ろ正確なる數字を擧げ得る賣上代金を以て標準としたことは、最も當を得て居ることゝ云はねばならぬ。既に業態を買收するにあらざるか故に公債の額は時價によるを必要としない。額面によりて給することが不當であると云ひ得ない。

酒類專賣令第二十七條によりて政府か徵收又は使用するものは禁業と全然性質を異にし、物件其のものを買收又は使用するにあるが故に、之に對しては政府の相當と認むる價格を以て補償し、其の補償公債は時價によりて計算することは條理宜しきを得たものと云はなければならぬ。之てとも强制買收又は强制使用で私法上の賣買貸借でない。斯く觀じ來れば酒類專賣令第二十八條と第二十九條との間に區別ある取扱をしたことは公明正大な規定と云はなければならぬ。

因に酒類製造工場を免許年度別とすれば、現在二百八工場の內明治四十年乃至四十四年のもの六十六。大正元年乃至五年のもの五十一。大正六年乃至十年のもの九十一。是に由りて觀れば臺灣の酒類製造は近年に至りて發達したものと云ふ事が出來る。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

酒類製造工場數

免許年度 \ 州廳別	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	花蓮港廳	臺東廳	計	
四〇年	四	六	六	二	一	〇	〇	一九	明治四〇年乃至四四年 六六
四一年	一	五	八	〇	三	〇	一	一九	
四二年	八	一	四	三	二	〇	〇	一八	
四三年	二	〇	一	〇	〇	〇	〇	三	
四四年	二	二	一	一	一	〇	〇	七	
元年	三	一	二	五	〇	〇	〇	一一	大正元年乃至五年 五一
二年	五	一	二	一	三	〇	一	一三	
三年	六	〇	二	一	一	〇	一	一一	
四年	四	〇	一	二	〇	二	〇	九	
五年	三	二	〇	二	〇	〇	〇	七	
六年	一	二	三	六	二	〇	一	一五	大正六年乃至十年 九一
七年	五	〇	四	一	三	二	一	一六	
八年	三	二	三	一	四	二	二	一七	
九年	七	一	三	七	三	〇	一	二二	
十年	一	三	一	三	二	一	〇	一一	
計	五五	二六	四一	三五	三五	七	八	二〇八	

三　酒專賣の理想

酒專賣の理想は衞生保建の上になければならぬ。吾人は智識が進んだものと威張つて居るが、吾人の日常消費する商品に對して甚しく智識か缺乏して居ることを歎せざるを得ない。商品に對する智識か充分であつたならば、優良な品質を供へたものは自然市場に行はるゝに至り、自然の競爭に任じ弊害はないのであるが實際は還憾乍らさうでなく、吾人の商品に對する是非の鑑別力の薄弱に乘じて種々雜多な如何はしいものが行はれる。殊に酒類に於て甚しきを見る。ウキスキー葡萄酒の類に至ると吾人は餘程注意を拂ひ警戒をせねばならぬ。日本淸酒に對しても臺灣の如き暑い土地に於て、田舍で飮む場合等、痛切に其の弊害が感ぜられる、幸にして酒類に對して相當の鑑別力を持つて居つても、是迄は慨歎は慨歎に止まりて其以上は何ともす

ることが出來なかつた。警察の力で取締るとしても目に見えて有毒のものにあらざる限りは、何んとも手の下し樣がなかつたのである。吾人の身體精神に直ちに影響を及ぼすべき輕々に付すべからざる、重大な注意を以て取扱ひを要する飲料である。之が專賣になると政府の手で取扱はれ、又は其の手を經由するのであるから、國民の衞生保健に對して責任を有する政府の注意深き巨眼を以て睨まれ、專門的智識を以て充たされたる技術官によりて鑑別を受けるのであるから、素人に對すると全然同一に取扱ふ譯には行かない。專賣になつたからとて卽刻には改良は出來ないとしても、年月の經過する間には品質の疑はしいものは廢除を受け、優良なものが漸を追ふて世に行はるゝことゝなる。衞生上の見地に立ちて政府の完全なる管理が行はるゝに至る。若し政府が收入のみを目的とし衞生保健を無視する如きことあらば、最早や政府の行爲ではない。酒を專賣にした事と、酒稅を增加することとの根本的の差違は玆になければならぬ。酒稅を增加することでは收入を增加する目的は達せられても、國民衞生保健の目的は達せられないのである。此の目的の爲めには專賣にある外ないと云ふてよいのである。單に財政上の意味に於ける專賣ではない。政治上の意味に於ける專賣である此の點に於ては阿片專賣と根本的性質を同じくして居る。外國のやり方は稍もすれば極端に流れる、露西亞では酒專賣を行ふて收入の增大を計り、終りには國民の保健を無視するに至り、ケレンスキー內閣の時專賣を廢止するに至つた。米國では酒の弊害を認めて禁酒を行つた。吾人の習慣惰勢は一朝にして轉換が出來るものでない。一朝にして改めんとすれば却つてより大なる弊害が起つて來る。此の到底不自然なやりかたでは天理に背けるが故に必ず目的を達せずに失敗するのである。總て穩健であつて天理人性を無視せず、自然の間にやつて行かねば成切せぬ。臺灣の阿片制度は世界に最も誇るべき成功である。何國と云へども追從の出來ない成功である。酒專賣は酒の管理を政府に委任したのであつて、善惡共に其の手中に存し、やり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

方一つで露西亜の如き極端なる弊害にメ陷ると同時に亞米利加の如き突飛な事をせずして、國民保健の完全な目的か遂せられ、國民の幸福享樂を增進しつゝ、何國も追從を許さない偉大の成功を齎すことか出來るのである。酒の管理について多大の期待と前途の偉大なる光明歡喜を認めざるを得ない。

四　人　と　酒

酒の專賣に次いで酒の管理となり、やがては禁酒に至りはせないであらうかと何人も想像し得る所である禁酒論者は禁酒に進み行く最も容易なる階梯として酒專賣を最も歡迎するであらうと思ふ。酒の管理さへ充分に行はれて居つたならば、方針の決定によつては直に實行し得ること必すしも難事でないからである。余輩の意見としては衞生保健の爲め酒の管理は必要であるが、禁酒は理想として行ふべきものでないと思ふ。禁酒なるものは自ら進んで行ふ分には差支ないが、人の享樂幸福までを害して强制すべきものでないと思ふ禁酒に對する反對は左の二點に存する。

一、人類の向上文明は益々複雜に進んで行くと共に享樂幸福の手段も益々複雜となり益々複雜多種多様の材料を必要とする

二、多種多様の材料を以て享樂幸福を增進するには人類に限り與へられたる天惠の自由意思を以て取捨選擇すべきものであつて出來得る限り强制力を以て制限すべきものでない

文明の進步向上發展と共に多種多様の享樂幸福の材料が作られ、又之を必要として居る。此の進步が退却することなく無限に續いて行けば、天國極樂世界の材料は此の地球上に於て悉皆出來上つてしまうと思ふ其の時に酒だけは何　不必要なる材料とすることが出來ようか。多々益々辨ずる方でなければならぬ。今日に於ても多種多様の酒があることは人類の進步向上の材料とこそなれ、決して排斥すべきものでない。たゞ禁

酒を何故喧しく唱導する人があるかと云ふに、其の人は人類の天與の自由意思に對して絕望し、見限りをつけたのである。酒があれば必ず度を過ごして飲み、身體精神に害を及ばさゞれば止まないものである。故に寧ろそんな材料は無きに如かずと云ふにある。如何なる禁酒論者も、之を藥として用ゆることに反對するものはあるまい。藥としては反對しないが藥以上飲むことになり却つて毒藥となるが故に反對するのである。

如何なる滋養分に富んだ食物でも度を過ごして食すれば必ず身體に害がある。物其れ自身に害毒の性質はなく、之を用ゆる人にある。酒も適當の機會に適當の量を用ふれば亨樂幸福を增進することに最も與りて力ある材料となることは否むべからざる事實である。之をやめてしまへと云ふは人類に對して信用をしない侮辱したやり方と云はねばならぬ。殊に日本人は昔から中庸穩健な愉快幸福な國民である。何事をなしても極端に走る國民でなく。自然の理によく順應して行く國民である。此の事は神代以來歷史上に證明し來つた事實である。從つて神酒天盃が最も貴重名譽あるものとして取扱はれて、之に對して異議を挾むことか出來ないのである。西洋人は極端な所まで走る國民である。よい事も思ひ切つてするが、惡い事も思ひきつてする。飲酒の害も極端な所まで暴露して居る。禁酒は西洋人に必要であるかは知らぬか日本人には必要でないと思ふ。之が必要とならば同時に一事が萬事で日本の文明進步が止まつてしまうと思ふ。日本人でも多數の中には勿論極端なものもなきにあらずであるか、本來は穩健が重きをなし中心となつて居る。日本人にとりては最少し精神の訓練で穩健が更に擴張出來得ると思ふ。人類の幸福の爲めに禁酒をしたとする、幸福の材料を一部封鎖したことになる前門の虎を防いて後門の狼は必らずある。其れも又封じなければならぬ。だん〱と封じて行くと終りには米の飯までも食べ過ぎては腹をこはすからとて、之も封じなければならぬ事となる。そんなら始めから生れて來ない方かよい。生れて來ても生命を斷つた方かよい。何も害惡か絕對に行はれ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なくなる。同時に善良のことも絶對に出來なくなることを覺悟せねばならぬ。要は末葉に走らずして根本を培養すべきである徒に西洋の風潮かぶれをするは禁物である。禁酒等の末節に執着するよりは、一日も早く根本精神に向つて改善向上せしむべきである如何なる材料がありても善美の材料とはなれ、害惡の材料とはならないのである。人の自由意思に對して信用を置かず、尊重しないことは、人の向上進歩に對して暗影を認むることゝなる。それでは何時までたつても向上進歩が出來なくなり、いつでも同じ所を低徊することゝなる。酒は宜しく飲むべしである。適度に飲むべしである。禁酒は人を侮辱した事である。同時に吾人は侮辱を受けぬやうにしなければならぬ。

五　專賣官吏の責任

酒か專賣となり、酒の管理は專賣官吏の手に委せられた。之を生かさうと殺さうと專賣官吏の技倆に存する。動もすれば官吏は安逸につき易く、少しく働きの出來るものは他に一層惡い事を仕たかる。專賣となれば組織か大規模となり、事業が安全であるから如何なる研究でも應用でも自由に出來、品質に於て種類に於て向上發展し得らるゝ素地が充分あるか。事實は大概之を裏切つて居る。願はくは酒に對して此の誤りを繰返す勿れ。重大なる責任を以て居るのである。專賣官吏並に財務當局及上司に於て有力なる働き方をしないと、人民の幸福を增進せんとして企圖したことが、却つて人民の幸福を害する結果となる。よく〱注意をなし、不斷の勉强努力をなすべきでである。それでも役人は必ずしも民間のものより怠惰な譯でもあるまい又民間の特權會社に、社會公衆の利益の爲めにと云ふことが期待されて、容易に實現され難いに比すれば官吏は公衆の利益を圖らんとする點に於て官吏であるために幾分安心か出來やうと思ふ。四面八方より專賣官吏を大いに刺激鞭撻して有終の目的を達成すべきである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

清酒の種類も數々御座る

酒專賣が實施されたに就て、ドンな酒が內地から移入されるか、といふことは左黨諸君の注目する所であらうが、從來本島に移入された清酒の種類に依つて、其の大體の傾向を見るに、先づ灘地方から來るもの丶中では

辰馬の　白鹿　楓白鹿

嘉納合名會社の　白鶴

が最も多いやうである、次は

本嘉納の　菊正宗

山邑の　櫻正宗

大倉の　月桂冠

小西の　白雪

若林の　忠勇

花木の　富久娘

泉仙助氏の　泉正宗

等を初め、都菊、白鹿正宗、愉快等も少しは這入つた事もある、又た明石地方からは

千島正宗　日本魂　百合正宗

大阪府下の釀造にかゝるものでは

宅合名會社の　若翠　澤龜

を筆頭に

柴谷の　東洋一　葭正宗　稲千代正宗

石崎會社の　澤の鶴

等が移入せられ

長春　金の鳩

などいふのも少しは這入つた、岡山縣下では、

鴨方村の　大春　加茂緑　菊鹿

黑崎村の　淨泉

宮島村の　渦櫻

等があり、又た廣島縣下からは

加茂郡の　不仁壽　白正　思君

加茂可　安藝鶴　龜岑　白鶴

白牡丹　萬國一　福招

等が移入された。其他、山口、愛媛、香川、長崎、福岡の諸縣からも少し宛は入り、尙は關東では茨城の本家白鹿といふのも少量に移入された。

以上各種の清酒は合計六十餘種に上り、其の移入高は最近專賣局の調査に依ると、大正八年が一萬八千四百六石、同九年が一萬三千百三十九石（同年島內釀造清酒の高は九千百三十四石）に達して居る。

然るに今同專賣局で扱ふ清酒の種類は、六月二十九日の告示第百號の定價表に依ると、合計二十七種で、其の酒名と製造者とは左記

酒名	製造者	
白鹿、楓白鹿	兵庫縣	辰馬吉右衛門
忠勇	同	若林合名會社
櫻盛、加茂緑	岡山縣	丸本藤松
不仁壽	廣島縣	相原巖
白正	同	木原酒造株式會社
白鴻	同	盛川謙造
東洋一	大阪府	柴谷合名會社
澤の鶴	同	石崎株式會社
本家白鹿	茨木縣	山本吉藏
若翠、澤龜	大阪府	宅合名會社
白鶴	兵庫縣	嘉納合名會社
富久娘	同	花木三二郎
千島正宗	同	田口酒造合資會社
日本魂	同	江井ケ島酒造株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

金露　　大阪府　大塚合名會社
大春　　岡山縣　加藤逸平次

と、それから加茂鶴（廣島）、萬壽、月桂冠（灘）、福祿、櫻正宗（灘）、菊正宗（灘）、銀釜泉正宗、白雪（灘）等で、其の名稱も略ぼ在臺內地人のお馴染のものであらう、卽ち專賣局が本島在住人の從來の嗜好趣味を尊重する、といふ提唱の程も、之によつて首肯されるのである。

臺灣での專賣酒の種類は右の通りであるが、然し、日本全國で製造する清酒の種類は、中々是れ位の數に止まらぬことは、酒飲みならずとも先刻御承知であらうが、今、東京での酒問屋の巢窟たる新川に於て取扱ふ清酒の種類は實に百二十餘種に上る、といふ驚くべき多數のものである。左黨の諸君、之を聞かば如何に涎を流して隨喜せられることであらう。實際我輩なども今回、平和博を見物の際、右の新川酒問屋組合の出陳した百餘の酒樽が、アノ第一會場の右手に當る陳列所の中に山と積まれたのを觀て、如何に日本人が飲酒國民であるかを想うて驚いた譯であつた。其の百餘種の酒の名稱の中には、我輩の知らぬものが澤山に在る、今それを參考の爲に記して見やう。正宗ばかりでも三十種からある。卽ち左の通り。

壽老正宗　櫻正宗　大黑正宗　鳩正宗
喜正宗　甲鐵正宗　金雪正宗　慶長正宗
金鷄正宗　都花正宗　桃正宗　福神正宗
盛正宗　菊正宗　評判正宗　鶴正宗
天賞正宗　東正宗　關羽正宗　牡丹正宗
キ正宗　∴正宗　金札正宗　鷲正宗
勳章正宗　✿正宗　壽正宗　鷹正宗

それから其外のが九十種近くある

白老　雪舟　陽道　天の惠
富久娘　いろ戰　千代萬　やま盛
日本武　しら泉　色自慢　神德
玉鳳　萬物一　惣花　福祿
天海　長壽　いろ葉　桔梗木白龍
若姬　日出盛　月桂冠　日本盛
芳達　婦里積　日本榮業　風
青陽　鏡塩　忠國　春秋
神聖　富貴　國產　東自慢
白雪　吉方　大關　富久姬
榮鋼　紅葉　白鹿　鏡塩（壽）
いろ盛　天陽　長榮光　輝
●　世界長　高砂春　鷹
喜一　山海　鶴　花嫁
東遊　いろ娘　向島　白鷹
福鷹　長盛　時致　春日局
菊の宴　壽海　いろ揃　國悅
富の榮　壽々龜　大日本　世界一
千秋　富久　白鷲　國憲
いろは　都遊　朝陽　富翁
はや利⊕　千代の雪　扶桑　和合

日本全國では、尙ほ是れ以上に在るのは勿論である、尤も前記の中には地方的に其の嗜好の偏したものもあらう、臺灣專賣の淸酒の多くが吾々にお馴染なのは亦た從來の地方的嗜好を政府に於て斟酌したのに因るのである。

（屯山）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

予が眼に映じたる戰後の歐洲

新竹州知事　梅谷光貞

此の一篇は梅谷氏が本年歸朝後、總督府に於て講演せるものゝ速記錄にして氏の校閲を經たるものなり（編者）

私は此度、歐羅巴、亞米利加及北亞弗利加の地を旅行して參りましたが、今日は戰後の歐洲と題しましたるにより、只歐羅巴のみに關して申上げます。

歐洲戰爭が各方面に及ぼしたる影響は非常なものである。或は莫大の軍費を使用し、或は多數の人命を犧牲に供し、或は國土を荒廢に歸せしめ、或は交通機關を破壞し、或は思想上の變化、風俗の頽廢、産業の沈滯等、擧げ來れば枚擧に遑がありませぬが、私は自分が實際觀た所の狀態を申上げたいと思ひます。

一　凄慘を極むる歐洲の大戰蹟

私は佛蘭西の戰場を見ました。巴里、ベルヂユーム間の汽車沿線に於て、巴里より北の方約一時間行程の地點からベルヂユームの國境に至る間の兩側は、殆ど凡ての市街村落が破壞されて居る。又取りはづされたる

鐵條網などは到所に山積して居る。更にランスの市街は十二三萬も人口のある大都市でありましたが、殆んど完全なる家がない位に全部破壞されて居る。大きな役所、旅館、寺院其他銀行會社商店等、殆んど破壞されて非常に慘憺たる狀態を示して居る。次に有名なるヴエルダンに行きますと、その市街が大分破壞されて居る。此の要塞地帶は高さ約千尺位の高臺で、其の邊一帶非常な大森林で掩はれて居りますが、其の森林は全部枯死して居る。大きな樹も砲彈の爲に途中からどし〲折られて居る。如何に其の戰鬪の情況が劇しかつたかを想像させます。又たヴエルダンでは澤山の兵隊が銃劍の儘、列をなして生き埋めになつて居る。其の上にコンクリートで屋根のやうなものを作つて之を保存して居る。劇戰の狀態を知ると同時に其の軍人が如何に職務に忠實なるかを想像せしむるに足るのである。又た戰場到る所に澤山の墓がありまして、戰死せる無名の勇士の英靈を祭つて居ります。其の十字架が黑は黑、白は白と區別されて、何千と限りなく集つて居る所は、實に何と謂ひますか感慨極りないのであります。次に巴爾幹半島に於ても、矢張り歐洲大戰爭の跡を認めることが出來ます。私はコンスタンチノープルから汽車にてベルグラードに行く際に、ソヒアに駐在の陸軍武官の説明を聽いたのでありますが、我鐵道に竝行して到る所にバグダッド鐵道破壞の跡を目擊いたしました。夫からベルグラードでは司令官の許しを得て其地の有名ある要塞を拜見しました。ベルグラードの市街はダニユーブ河に臨んで居ります。恰も一支流の合して居る點に市街が出來て居る。さうして要塞は支流と本流とに沿うてハンガリーに向つて出來て居る。歐洲戰爭はオーストリア、ハンガリーとブルガニアとの間に先づ砲火を開きましたから、此の市街は最も始めにやられたもので、此の要塞の如き非常な砲擊を受けて破壞されて居ります。今尙ほ破壞された跡が大部分其儘である。市街地に於ても大分破壞されて居る。夫から北の方舊魯西亞領に入ると、橋梁又は工場等の破壞されたるものを見ることが出來る。ワルサウの市

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を貫流せる河に三つの橋がある。夫れが皆な破壞されて居る。其他北の方に進むと、到る所に橋梁の破壞されたのがある。此の連絡が中々困難である。又リガ市街の鐵橋及び其の海岸に近き鐵橋は何れも破壞されて、今尙ほ少しも修繕をせず、其の儘になつて居る。それで交通關係が非常に惡い。併し修繕の餘力がない。又た此地及ポーランドのロッヂと稱する工業地に於ては、工場の大部分が其機械の主要部を破壞されて、軍事上必要なものは總て外づされて居る。工場は有りながら大部分働いて居らぬ。斯の如く見來れば、如何に歐洲戰爭が廣汎なる地域に亘つて惡影響を貽して居るかを想像することが出來るのであります。

二　獨逸は果して戰敗國なりや

次には戰後の獨逸が如何なる狀態にあるかを申上げたいと思ひます。戰後の獨逸に就きましては意見が色々であります。或は復活能力なしと云ひ、或は復活能力ありと云ひ、或は現に復活しつゝあると云ふ者もあります。是は觀る人の奈何に因つて異りますが、私の觀る所に由つて自分の意見を申したいと思ひます。獨逸に這入りまして直ぐ自分の頭に來るものは「獨逸は果して戰敗國なりや」と云ふ感じであります。申す迄もなくヴエルサイユ條約に據ると、明かに戰敗國である。併しながら國境を越えて足一度び獨逸國を踏むに當り、全く夫れが負けた國らしく見えないのである。私は獨逸國境を東西南北と各其の方面を異にして八個の地點を通過いたしました。從つて獨逸國內の狀況は殆ど隅から隅まで見たのであります。夫々其の地方の情況、都市の狀態、交通關係、工場活動の實況、農業の狀況或は森林の狀況、其他各般のことを視ると、總てが其の儘で、國土の破壞と云ふことは少しも眼に着かぬ。工場は盛んに煙を吐く、全く形ちの上の損害は眼に着かぬのである、佛蘭西の戰場、巴爾幹、ポーランド方面に於ては、到る所戰禍の跡が歷々と眼に着くが獨逸は少しも此事なしである。獨逸は國內に敵兵を一歩も入れしめなかつたから其の蹂躪を免かれて國土の

保存を爲し得たのである。其國の狀態が其の儘に存在して居るのである。從て一體是は「負けた國であるか」と云ふ感を抱いたのである。

三　臥薪嘗膽の獨逸國民

夫から獨逸國民は如何に生活して居るかと云ふと人に由ると、自暴自棄になつて居る、戰前に比すると活力はない、と申しますが、無論戰前の獨逸には大いに活力が在つたに相違ありませぬ。併し悲しい哉、吾々の如く今回始めて獨逸を觀たものは、前との比較は出來ぬのでありますが、私の行つて觀た當時の狀態に由ると、前に比較せば及ばぬのか知れませぬが、中々やつて居るやうに考へる。私は汽車内又は料理屋に行きまして痛切に感じました。先づ飯を食ふにも鳥の骨とか豚の骨とかを手で持つてしやぶつて居る。皿にある汁を殘らずパンにつけて食つて居る。又た麵麭の殘りを鞄なりポケットに容れて持つて還る。斯う云ふ連中を澤山見受ける。それは戰爭中食料の制限を餘儀なくされ、食券制度等で苛められた關係上、今尚ほ其の風習に慣れて居るのでありましようが、猶ほ一面に於ては「獨逸は節約主義でゐかなければならぬ」と云ふ頭があると思ひます。シテ見ると、獨逸の國民は節約主義に由つて何とか國力を盛り返さなければならぬ、と云ふ考があるに相違ない。夫から洋服帽子、靴などの如きものも、古いやうな物を充分に繕つて利用する。斯う云ふことが獨逸では非常に進んで居る。即ち廢物利用の精神が盛んである。又た極廉い材料に依つて間に合ふ物を作る。洋服の如きも、材料は良くもありませぬが兎に角間に合ふものを作る。日常の物でも、贅澤でなく實用に適する廉い物を作る。鞄の如きも木の纖維か何かで作つた輕くて便利の物が出來て居る。革に較べると非常に廉いものであります。即ち獨逸に於ては極安くて間に合ふ實用的の物を多く利用して居る。即ち實用主義の實行である。又た銀行會社等に行くと、事務員が左の手で麵麭を食ひながら、一方の手では

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

仕事をする。卽ち一瞬の休みもなしで仕事をやつて居る。商店に行つても食ひながら働いて居る狀態を到る所に觀る。是等は實に奮鬪主義とでも謂ふべきであります。現今の獨人の日常活動は斯の如きものがある。シテ視ると、獨逸國民の覺悟は「何とかして再び國力を復活せしめよう」と云ふ非常なる強き力を有して居るのではないかと私は信ずるのであります。更に獨逸國內を步行くと、仕事の上に積極的の計畫が見える。伯林に於ては、私が滯在して居りました當時は盛んに地下鐵道を拵へて居る。又た鐵道工事の如きも、地方に行くと大變に眼に着く。木の枕木に代ふるに鐵を以てして居る。夫れから獨逸の港灣地方を廻はると、造船事業の盛んなるには驚かざるを得ない。殊にハムブルヒ、ステツテインの如きは非常なる勢である。それと同時に頗る皮肉に感ぜらるゝのは、キール軍港では其の反對に澤山の軍艦が聯合國監視の下に破壞されつゝある。又たハンブルヒでは巨大なる軍艦が破壞されて、哀れなる狀態で浮いて居る。それを視ると、寔に同情に堪へない。又た聯合國に配分せしめられた大汽船が浮船渠の中で修繕されつゝある。是亦た見て以て感慨無量の感なくんばあらずである。又た私はクルツプ會社を視察しましたが、今日に於ては機關車、農具類のやうな平和の機械を造つて居ります。以前の如く武器は一つも作りませぬ。之も非常な努力でやつて居ります。其他各地を廻りまして、工場の煙突が到る所、盛んに黑煙を吐く、之を視ても、獨逸に於ては大いに積極的に經營して居る跡が見えると思ひます。其の活動によりて見れば「軈て獨逸の國力を恢復しなければならぬ」と云ふ頭が一般獨逸人にある、と云ふことを信じて疑はないのであります

四　馬克暴落の獨逸の經濟狀態

次には獨逸の經濟事情を私の觀た實際から申上げて見たいと思ひます。獨逸に行くと馬克の相場が非常に廉い。又た其の變動の多いことにも驚く。私の獨逸に參りましたのは昨年の七月の末でありますが、其當時、

英貨の一磅は二百七十馬克で、それから私の伯林を出發しました十一月の始頃は千二百二十馬克になつて居りました。即ち一磅が二百七十馬克から千二百二十馬克の間に變動して居るのである。尤も此の非常なる馬克の下落は、オーバーシユエレージエンの問題が獨逸に不利益に決定したからであります。又た物價は非常に騰貴して居ることは無論であります。隨つて獨逸人の國內に於ける生活は非常に困難であります。只外國から獨逸國內に入り來つた所謂爲替成金は有利でありますが、獨逸の人間その者は非常に難儀を感じて居ります馬克の價格の變動の結果、獨逸國內に於て商品を外國人に賣ることは非常に不利益なる結果を來すことある爲め、伯林に於ては時々必要に應じて物品を販賣する際に其數の制限を致して居りました。即ち同一人に對し同じ物は只一個又は數個に制限する。時を變へて行つたら可いかと云ふと、お前は先きに買つたぢやないかと云ふ風に中々嚴重にやる、長さで販賣する物は又た長さを制限する方法を執つて居る。書物の如きは獨逸國內で購うと非常に廉い。併しながら國外に持出すときは書物の代金に等しき輸出稅を取る。即ち二倍の値段として國外に輸出さるゝのである。從つて吾々が書物を獨逸國外に出すときは、其負擔を免かる、爲めに稅關に特別の諒解を得て出すことが必要であります。此頃或る人の話に由ると、餘り獨逸の商品が廉く國外に出るのを避くる爲めで、自國の商品が外國に出るときは、行く先き〳〵の國の時價に相應した稅を掛けて出すと云ふ話であります。通貨の持出しの制限もやつて居ります。私は國境通過の際、屢々檢査を受けて隨分迷惑を感じたこともありました。夫れから獨逸に於ては爲替相場の關係よりして、吾々國人の獨逸に於て生活することが容易である。然らば伯林に於てはどれ位で生活が出來るかと云ふと、私の居つたときは素人家の立派な室二間、即ち一はベツトのある室、他の一は應接室書齋兼用と云ふ樣な室が、一箇月一千馬克で借りられる。食物も一食二三十馬克位でも取ることが出來る。五十馬克から七十馬克位なら充分である

私は伯林出發間際にホテルに困つた爲め、十日餘り下宿をやつた。其の下宿料一日七十馬克、三度〳〵飯が付く。其他に十馬克許り電燈料や特別税が掛かる。それにしても一日八十馬克、一馬克假りに一錢と見れば八十錢で一日の生活が出來る。誠に廉いものであります。併しながら此の三食は非常に貧弱で、之では足らぬやうに考へますが、我慢しやうと思へば之でもやれるのでなる。斯の如く一般の生活が廉いから、此頃獨逸に這入つて居る外國人中には、豪奢を極めて居るものもある。日本人の如きも其一である。料理店、劇場舞踏場、カフエー等に於ては、日本人にして豪遊を極め込んで居る狀態が屢々見られる。私の希望としては如何に安く豪遊が出來ても、少し遠慮をした方が宜いかと思ふ。例へば舞踏場等に於ても少女を寄せ酒を命じて遊ぶ。獨逸人は豪奢はやりませぬが、我同胞の或者は時々非常に高い酒を飲む。菓子とか花とか人形とか色々な物を買ふ。澤山の女を寄せる。誠に贅澤な遊びをする。之が非常に眼に著く。又た爲替成金の結果中々札びらを切る。是は如何なる結果を來たすかと云ふことを考へる必要がある。獨逸人の反感を買ふに過ぎぬと存じます。

五　日本人に對する獨逸人の感情

最後に獨逸人と日本人の關係は如何と云ふと、獨逸は戰爭の當時、日本は獨逸に敵對の地位に立たざることを豫想して居つたらしい。私は屢々獨逸人から質問寧ろ詰問を受けましたが、何故に日本は聯合軍に加はつて獨逸に敵したか、又た何故に靑島を取つたか、と云ふやうに責める。其の中で最も著るしいのは、私がノルウエーのベルゲンから獨逸のハムブルヒに航行中の船中で、乘合せの一獨逸人が非常に追求する。一體日本人は怜悧な人間と知つて居つたが、歐洲大戰に際して獨逸に敵對行爲をしたことは、何としても怜悧な國民とは認められぬ。それに對して其の理由を聞かせて呉れと云ふ。止むを得ないから獨逸は日本に對して甚

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

だ不都合な行爲がある。曾て三國干渉をやつたぢやないか、又た隨分無理な理由で膠州灣を取つたぢやないかと云ふと、之に對しては余り答辯もしないが更に又た日英同盟の誼に據つて起つたと云ふと、一體同盟は古紙のやうなもので、伊太利の如きは同盟の誼あるにも拘はらず獨逸に敵對したではないか、同盟の如きは眼中に置く必要はないと云ふ。尙又た英國や米國と一緒になつて獨逸を苛めた結果は覿面に現はれて、將に開かれんとする華盛頓會議に於ては、お前の方は困つて居るぢやないか、英國と米國を徒らに大ならしめたので、自ら苦しんで居るではないかと言ふて、日本の態度が甚だ謬りたることを攻擊して居りました、然し今日の狀態に於ては充分には判りませぬが、必ずしも日本に對して惡感を抱いて居るとも思へない。吾々としては唯々獨逸人を將來充分に利用して行くと云ふことを考へなければならぬと思ひます。先づ獨逸はこれ位にして……次に佛國について述べます。

六　同情すべき佛國

佛蘭西は戰勝國でありますが、恰も戰敗國の地位にあるが如く感ずる。即ち獨軍に占領蹂躪されたる地方を視ると、如何にも荒らされて慘憺たる光景を呈して居る。之は前申した通りである。加之賠償金の問題に就ては、將來に於て如何に之が成行くか。獨逸としては成るべく之を支拂はぬことを希望して居る。佛國は出來るだけ條約通りに取らうと焦心つて居る。果してどの程度迄獨逸が之を拂ふか、隨分疑問のやうに考へます。佛蘭西としては賠償金を取らなければ殆んど國として浮ぶ瀨がない。然し獨逸が賠償金を出すことを段々怠つて其の怠る理に國力の充實を圖り、最後に斷乎として出さぬときはどうか。結局干戈に訴へなければならぬと云ふ問題になりますが、さう云ふやうに獨逸が償金支拂を絕對に拒絕する場合が出て來はしないかと想像すると、如何に佛國の立場が困難であるかと察するに値ひす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

る。莫大の人命と軍費を賭し、土地は蹂躙され、其の唯一の頼みとする償金問題は其履行必しも確實でならとせば、私は實に佛國の爲に同情の念に堪へぬのであります。

七　腐敗せる伊太利

次に伊太利であります。私は只昔の羅馬帝國と云ふものが見たくて伊太利に參りました。併し觀光談は拔きにいたします。此の土地を通る際に、一二目に觸れたことを申しますと、如何にも伊太利は腐敗して居りはせぬか。と云ふことを想像せずには居れませぬ。それは伊太利國內を汽車旅行する際、荷物を汽車に積むときに賄賂を要求する。一例を申すと、自分の荷物を自分の室に持つて這入らうとする所が荷物を運搬する奴を役人か止めて通過させない。夫れから其の運搬夫が一寸と私に手で相圖をして金をやれと注意を促す。私も夫と覺つて直ちに紙幣を取り出して役人の「ポッケット」に投け込んだ。夫れが爲めその荷物は何の故障もなく列車內に無料で積み込まれた。之は殆んどそれが例になつて居ります。即ち官吏の賄賂が公然行はれて居るのである。又た伊太利では恰度下級官吏のストライキがあつて、官吏は仕事を休む。殊に郵便電信の如き吾々が痛切に必要を感じて居る機關が停止して、甚だ迷惑を感じました。斯の如く官吏は或は同盟罷業をやり、或は賄賂を要求すると云ふやうな風が甚しい樣である。官吏が之れでは其國は榮えませぬ。私は隨分伊太利の國內は腐つて居る狀態にありと斷定して憚りませぬ。

八　混沌たる巴爾幹の諸邦

次は巴爾幹諸邦に就て申上げたいと思ひます。此の巴爾幹諸邦と云ふと、墺太利、匈牙利等は這入らぬかも知れませぬが序に之も一緒に申上げます。此の巴爾幹方面に於ては實に領土の變更が甚だしくて領土の關係がどうなつて居るか判らぬ位であります。マア大體を申せば、土耳古の如きは非常に其領土を失ひ、殆ど歐

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

羅巴に根據を失つたやうになつて居る。希臘及び塞爾比亞は領土を擴張して居る。墺太利は非常に土地を削られて貧弱となり、匈牙利もさうで、其結果新らしきチエッコスロヴアキヤと云ふ國が出來て居る。ルーマニヤ、ブルガリア等は大體元の形を具へて居る。兎に角此の邊の國境は著るしく變化され、誠に混沌たる狀態であります。隨つて斯う云ふ新らしく造られた國々の狀態と云ふものは、如何にも落著きがないやうに考へる。一般に申しますれば財政の狀態は無論困難である。積極的の事業の如きは全く見えない。色々改良のやうなことも眼に着かない。實に情けないやうな狀態であります。殊に哀れなのは墺太利で、以前には非常に大きかつたものが誠に小さい國となり、僅かにウヰンと云ふやうな都が其の儘殘つて、頭が大きく尻尾が小さいやうな調和の取れない狀態であります。此の巴爾幹に參りました際に二三の眼に觸れた、實際のことを申上げたいと思ひます。私が希臘のヒレウスに參りました際、茲に日本の汽船が一隻滯在して居る。商業關係のものと思ひましたが、後から聞くと、それは平明丸と云ふ日本の船で、商業關係ではなく、西伯利亞に於て、前に亞米利加が保護して居つた土耳古の捕虜を日本軍が引繼いで、それを日本の手で土耳古に送還しつゝあつたのである。此の平明丸が地中海に來た頃は、希臘と土耳其とは戰爭狀態の際で、直ちに希臘軍艦の爲めに拿捕されたのであります。私は希臘から小亞西亞のスミルナに參りましたが恰も希土戰爭の際で、希臘皇帝コンスタンチン陛下は、其當時スミルナに親征されて居りました。

私の船と相前後して、皇后がスミルナに行かれる、と云ふ樣な有樣でありました。又たスミルナに於ては希臘軍が盛んに上陸をして居る。軍馬、糧食、被服、馬糧等の陸揚も盛んである。誠に混亂の狀態でありました。夫れからコンスタンチノープルは目下聯合軍が占領して居ります。恰も英國、佛蘭西、伊太利三國でもつてコンスタンチノープルを分けて占領して居る。此のコンスタンチノープルと云ふ都は、歐羅巴と亞細亞

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に跨つて市街が出來て居る。歐羅巴の方は更に細長き灣に因つて二つに岐れて居る。一方をガラタと云ひ一方をスタンブールと云ひます。ガラタは外國人市街で、英國軍が占領して居る。スタンブールは土耳其人町で、佛蘭西軍が占領して居る。亞細亞方面は伊太利軍である。同時に海に於ては英國、佛蘭西、伊太利及希臘の軍艦が二十有餘隻、舳艫相銜んで竝んで居る。英國、佛蘭西は地中海艦隊の旗艦を始めとして、其の主力を擧げて玆に碇泊して居る。陸と云はず海と云はず、全く英國、佛蘭西、伊太利等の陸海軍に依つて固められて居る。如何に彼等が此地點を重要視して居るかゞ分かる。然るに我が日本國の軍旗なり軍艦が全く眼に著かないのには甚だ心細く感じました。兎角巴爾幹と云ふ所は、總じて混沌たる狀態にある地域と考へました。

九　貧弱なバルチック沿岸の新興國…芬蘭は比較的整然

次にはバルチック沿岸諸國に就て、大體を申上げといと思ひます。此の邊の國に就ては、其存在すら知らぬ人が多い樣に存じますから、面積人口の如きものも、一言申上げて置く方が便宜かと存じます。此のバルチック海の沿岸の國と云ふのは、即ち波蘭、リトアニア、ラトビア、エストニア、及フインランドの此五つであります。之が歐洲戰爭の後に於て、新たに出來た國であります。波蘭はヴエルサイユ條約が認められましたが其他の國は露國革命の際、後の國は夫々各地に於て獨立の宣言をして、夫々國際間に於て漸次承認されたのであります。波蘭は面積約十四萬九千平方哩、人口約二千四百萬、リトアニアは面積約五萬九千方哩、人口約四百八十萬、ラトビアは面積約二萬四千方哩、人口約百五十萬、エストニヤは面積約二萬三千方哩、人口約百七十五萬、芬蘭は面積約十二萬五千方哩、人口約三百三十萬、マアさう云ふやうな、餘り大きくない國であります。此國々の各種の狀態を書いて參りましたが詳細は省いて只大體を申します。是等の國々は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總じて農業本位の國で主として農業をやつて居るが只ラトビアの首府リガは工業地である。又た波蘭のワルシヤウ及びロッヂも工業地である。ロッヂは殊に有名なる織物工業地で、私は親しく之を視察に參りました又た南の方には色々な鑛山もあります。甘く行けば波蘭は一國として成立するの素質を具へて居る。芬蘭はバルチック沿岸の國の中では一番特質あり、一寸他と趣を異にし、且つ總てのものが非常に整頓して居るやうに見える。他の國は殆んど秩序が立たないが、茲に行くと丸で違つた所に行つたやうに思はれます。非常に愉快に感ずる。此の芬蘭は元來獨立國で、それが露西亞に併呑された。併し最近迄廣汎なる自治を許され、殆んど特別狀態に置かれてあつたから露西亞から離れても直ちに一國の體裁を爲し得るやうに組織が立つて居つたのである。行政組織でも敎育の狀態でも、交通機關でも市街の狀態でも、總てが整然として居る。又た救貧制度の如きは頗る能く出來て居ると云ふことでありまして、夫々各地方で行つて居る。何んでも細民救助の成績が非常に好いと云ふことであります。一九一八年に救貧制度に據つて取扱つたものが二十何萬になつて居る。費用の如きも五千何百萬マークの巨額になつて居る。人の言ふ所に依れば、道に遺を拾はずと云ふ狀態で、非常に道德心が發達して居ります。其の首都は非常に奇麗な都で、建築の工合、道路港灣等全く別異の觀がある。最も地盤は花崗岩であり、石材も十分で從つて贅澤なる石造家屋が多い。又た電車の如きも寔に愉快で、女の運轉手が親切である。市街の概觀は恰度青島に似た所がある。

十　列國均勢上の問題たるオーバーシユレジエン

次はオーバーシユレジエンに就て申します。オーバーシユレジエンは獨逸の東南隅に當つて居りますが、此の土地を私は通りました。御承知の通り、ヴエルサイユ條約で獨逸に附くか波蘭に附くかを、人民總投票によりて決する土地なのであります。かう云ふ場所はヴエルサイユ條約上六箇所ありますが、之も其の一つで

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

あります。私がオーバーシユレジエンに參りました際は、恰も此の問題を國際聯盟の最高會議で決定すると云ふことで、私が這入つたときが恰度其の決定の數日前でありまして、世界の注目の基點となつて居る際でありました。然らば如何なる地點が問題になつて居るかと云ふとインドウストリーベチルク即ち其の工業地帶が主として問題になつて居ります。此地域には石炭が非常に出るそれが爲め非常な工業地域になつて居る私は恰度此の土地を全部汽車で通りました。一番重な所はグライウイッツ、ホイテン、ケーニヒスヒユッテ及びカトウイッツであります。此の部分が最も盛んな工場地域で、波蘭の領内に這入つて居る部分をも合すれば、實に連絡せる盛んな工業地域であります。此工業地域あるが爲めに、オーバーシユレジエンが非常な問題になる之を獨逸に附けるか、波蘭に附けるか、によつて其國力の盛衰を決定することが出來る。否な單に獨逸、波蘭の問題でなく、英佛等にも非常に影響する。獨逸が之を取ると勢力を非常に増す。從つて佛蘭西は反對する。併し英國は又た獨佛の權力平均の上から或程度迄獨逸をも助けたい之が英佛意見の衝突である。結局國際聯盟の最高決議では。グラカウイッツ、ポイテン、カトウイッツの市街地は、獨逸に這入つて居りますが、大事な工業のある場所は多く波蘭に附いて居ります。之が爲め獨逸が非常に悲觀して居るやうであります。即ち此地圖によつて見ますと此良い所は波蘭に行つて居る。之が決定された區域であります（地圖指示）

十一　歐洲の國境から觀た露國の現狀―勞農政府の新經濟政策

私は殆ど露西亞の國境に進みました。此地點から露西亞を一瞥したいと存じます。諸君も御承知の通り、露西亞は帝政が覆へされて勞農政府となり、其の政府が共產主義を奉じて所謂過激主義の政治を實行して居ります。私は其の現在の國狀が如何なる狀態にあるか十分調べて見たいと思ひましたが交通の不便やら危險狀

態やらで、到底十分な調べも出來ませぬ。只少し許り聽いた丈けであります。此の勞農政府は共產主義を執つて、極端に實行しやうと致しましたが、果して實際に行はれて居るかどうか、やつては見たが、其の主義は却て實際には行はれぬことを、證據立てられたといふことを聽いたのであります。それは其の當時、私がバルチック海沿岸諸國に參つたとき、聞いた所に依れば、勞農政府は新經濟政策なるものを樹てゝ漸次極端なる過激主義より原の狀態に、逆戻りをさせる方法を取つて居る。之を稱して新經濟政策と名づけて居るのであります。卽ち新經濟政策と云ふのは、始めは土地、家屋、銀行の預金、電車、鐵道、及各種工場等を國有にするとか、或は國民の共有にすると云ふて、之が實行を試みたのでありますが、今日に於ては追々其不都合を自覺して、工場の如きは段々拂下げる。或は銀行預金は段々認めるやうになり、或は勞銀の如きも勞力に應じて支拂ふと云ふ方法を採る。或は俸給の如きも階級制度を採る。或は電車汽車も賃銀を取つて乘せるやうにする。斯の如く漸次普通の狀態に逆戻りしつゝある。之が卽ち新經濟政策と云ふものであると云ふことであります。シテ見ると、勞農政府の過激主義は、實際に合はざることを證明して、自然に逆戻りしつゝあるのではないかと想像する。又一方に於ては露國は現今非常な飢饉狀態にある。其の飢饉の原因はボルカ河沿岸の旱魃に基くと云ふことであるが、一方から觀ると、單に旱魃許りでなく總ての物を共有にすると云ふ主義が累を成して居る。卽ち農民が自己に必要以上のものを生產せば無償にて取上げられる。餘計に働くことは馬鹿である。從つて自分の必要の物だけを作る。然るに旱魃で物が穫れぬと云ふことになれば、自分の物すら困難である況んや他の者に餘澤を及ぼすが如きをや。斯の如くして生產が非常に減じて來て居る際に、旱魃が來た。其上に交通狀態が頗る惡るい。物資の融通がつかぬ。食料不足で飢餓に頻するのは當然の結論と云はなければならぬのである。卽ち勞農政府が執つて居る方針が實際に合はないから、斯の如き

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

悲惨なる狀態を來たしたのである。單に旱魃の天災のみではなく、政府の方針宜しきを得ないことが主要たる理由である。シテ見ると、勞農政府の主義と云ふものは、實際に合はないことを證據立てゝ居るものであると存じます。隨つてさう云ふ主義を主張し、又之を實行せんとするが如きは、愚の極であるのであります我國に於ては隨分新思想にかぶれる人が澤山あります。憐れむべく又悲しむべき次第であります。露國飢饉の救濟に就ては、米國が非常に活動して居る。

其の活動に就て吾々が少しく注意しなければならぬ事柄は、米國が其の救助を名として或は多少國權の伸暢を圖るのではないかと思はれる筋合がある。即ち米國は現に露國內に這入つて飢饉の救濟に從事して居る。此の救濟を實行するに當つて、交通機關が甚だ不完全であるを名として、鐵道或は水運等の交通機關の管理を申出して居るとの情報がありました。之は救濟に名を藉りて何か仕事をするのではないかと云ふ虞があります。其後どうなつたか知りませぬが、米國としては斯の如き機會を利用し、國權の扶殖を計ると云ふが如きは絕無とも思はれませぬ。

十二　比較的優暢な中立國の現狀

次に中立國の事に就て一言申します。私は瑞典、那威、和蘭、シュワイッ、西班牙、葡萄牙等の、戰爭に關係の無い所をも通りましたが、此等の土地は慘禍を蒙つた土地に比すると、眼に映ずる所は暢んびりとして居る。而己ならず、色々仕事の行はれつゝある狀態を眼にします。之は素より當然の事柄であらうと思ひます。詳しき事は申しませぬ

十三　緊褌一番を要する英國

英國の事に就て一言申します。英國に就いては述べたい事が澤山ありますが、只一言愛蘭問題に觸れます。

愛蘭問題に就ては歴史を申上げることは省きます。私が二度目に英國に歸へつて來ました際に於ては、愈々愛蘭の南方の共和政府の代表員と英國首相のロイドジョージ氏との間に、幾回となく協商を重ねて、漸く話が纏つて平和條約が出來た。それを英國に於ては臨時議會を開いて議すると云ふことであり、其の臨時議會に於ては上下兩院とも平和條約を認めた。其の臨時議會で議決した際に、私は北の方蘇格蘭に旅行して居りました。而して蘇格蘭から愛蘭に渡つた折は、恰度ダブリンに於て愛蘭議會開會中でありました。私の參りましたのは日曜日で、其の前日迄は祕密會議で議會を公開して居らぬ。所が翌日の月曜日からは半公開とも謂ひましやうか、世界の新聞雜誌記者の代表者と特別の許可を受けたものとだけは傍聽を許した。私は月曜日の朝特別の許可を得て議會の傍聽をやつた。其の狀態を申しますると、議場は大學の一部で二つ室があるさうして眞ん中に仕切がある。其の所に議長の席を設け、一方は議場、一方は傍聽席、恰度傍聽人と議員と相對して居ります。私は其の議事を終始傍聽いたしました。共和國の大統領デバレーラ及其一派と、全權委員のグリヒス、コリンスを始め其一派と、互に熱辯を揮つて舌鋒鋭く國事を討議して居る狀態を觀まして、實に壯快の感に打たれました、是程緊張した議會は今まで傍聽しなかつたのであります。最も愛蘭の死活問題であるから力の入るのは當然であります。又日本の議會で視るか如き演說の妨害をやるやうなことはない其の點に於ては私は非常に敬服しました。私は只一日だけ傍聽しましたが、尙引續いて數日に互つて議會を開いて、殆んど全議員が發言し贊否を自分の口から言ふ迄やつたのであります。而して結局少しの多數で愛蘭自由國を認むる所の平和條約を議決いたしました。

併し尙北ウルスターとの干係がこんがらかつて居りますから、此干係が頗る重大であります。一紛料を免れぬと思ひます。併しながら兎に角愛蘭は今度の條約により、愛蘭自由國として以前よりもより大なる自由を

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

得たことは明かである次に私が埃及に參つたときは、矢張り埃及から英國に交渉委員が出て、英國の羈絆を脱せんとする運動をして居る。之も大體に於て英國の羈束を脱すると云ふやうな風に向つたやうに承知して居ります。其外に又た英國皇太子が印度訪問の當日から、ボムベイに擾亂が起きて居る。斯の如く英國は中々内憂外患が頻發して、其の領土關係に於て頭を惱ますべき事柄が澤山あるのであります。随つて英國は相變らず大英國でありますが、此の際充分の注意を拂はなければ、將來の英國は從來の大英國を維持することが出來るかどうか私は現今の英國は更に大いに緊褌を要する場合であると思ふのであります。

十四　歐羅巴の社會現象

次に私の歐羅巴旅行中に遇ひました社會現象の一部分を申上げます。私は到る所ストライキに出遇つた。英國に於てはコールマイヤアのストライキ、伊太利に於ては下級官吏のストライキ、チエッコスロバキアのプラーグに於ては銀行從業員のストライキ、伯林に於てはホテル料理店等の從業員の全部のストイライキ、ブラッセルに於ては電車從業員のストライキ、さう云ふ風で各地の色々のストライキに出遇ひました。一體ストライキに關する一般の考としては、ストライキを殆んど權利の如く認めて居る樣に見えますが、果してさう云ふ風に認めるべきものであるかどうか。随分ストライキに依つて工業に非常なる害を及ぼし、國家が多大の損害を受ける。此の如きストライキを權利として認めるどころではない、寧ろ何か適當な方法で取締るべき方法を考へないと、随分厄介なことになります。意見は申しませぬが、兎に角適當の方法で之を處置しなければならぬ。餘りストライキに力を持たせることは考へものである、と云ふことを私は考へる。無論一方に於て資本家の立場に改良を要する點も多々あるのであります。夫れから私の歐羅巴を廻る時分に色々民衆の運動に出遇つた。倫敦に於ては失業者の運動が盛んである。澤山の隊を組んで寄附を募る。さう云ふ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ものが澤山ある。伯林では郊外のポーツマスに於て勞働者の大會を催ふした。之も實況を見ました。夫れから尙ほ伯林に於ては十一月九日の革命の紀念日を利用して、共產主義者が舊王城前の廣場で屋外集會を催ふした。それをも私は觀ました。又たワルサウに於ては勞働時間問題に就て多數の勞働者が大示威運動を試みた。一々詳しいことは申しませぬが、斯う云ふ運動をやつて居る際に感じたのは、決して暴力に訴へない。運動に規律がある。日本の如く直ちに暴力に訴へると云ふやうなことは少しも見當らぬ。之は我が國に於ても充分考ふべきことで、日本の方が寧ろ外國よりも惡傾向を有して居る樣に思はれます。又イースターの當日、ロンドン郊外リツチモンドに於て、非常の人出の爲め電車が總て滿員で中々乘れない。數百人の人が行列を作つて己れの順番の來るのを待つて居る。夫れが何等混雜せず、秩序を亂さず、實に規則正しく待つて居る。又た土曜日等に芝居又は活動寫眞抔に這入るときにも、澤山の人がちやんと列を作つて待つて居る。さう云ふ狀態か到る所に目擊されますが、非常に秩序正しい、實に民衆の規律節制あることに感心いたしました。夫れから一般の民衆が公德心の進んで居ることを、例に因つて申しまするならば、獨逸のドレスデンに於て、私が友人と共に公園を步いて居ると、或る獨逸の紳士が來てそこは路でない、道の所だけ步め、と怒鳴られました。即ちちよつと路以外の芝の上に出たのでありましたが、大いに叱られた次第であります。夫等を觀ても公德心の進んで居ることを知ることが出來る。又た二階作りの電車の上に乘つて、リツチモンドパークを觀に行つたときに席か無くて私は立つて居つた。スルと英國の紳士は自分から立つて坐を讓り、尙且つ叮嚀に說明して吳れました。又た巴里に於て其有名なる公園を視察すべく日曜日朝から散步しました。樣子が判らぬから通りがゝりの或紳士に色々の事情を聞いた。スルと其紳士は、公園を觀る目的ならば、自分も幸ひ日曜日で半日散步して居るから案內を致さう、と言つて非常に叮嚀に公園の中を伴れて廻つて、十

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

分に説明して呉れました。是等は寔に一二の例ですが、中々吾々に接するにも親切である。洵に友情の厚きに深く感謝した次第であります。

最後に私は自分の希望を述べやうと思ふて居りましたが最早や餘程時間が經ちましたから、之は他日の機會に於て述べることにして、今日は之で措かうと思ひます。只一言、私は現今の日本は海外發展政策の下に節約主義と奮闘努力主義とを以て、勇往邁進するの外はないと存じます。尙ほ亞米利加、北亞弗利加の狀態其他各種の問題に就いては、他日の機會に於て申上げて見たいと思ひます。甚だ雜駁な話に就きまして長らく御淸聽を瀆したことを深く感謝します。

口　臺灣製造及輸移入の酒類概數　（大正九年中）

従來本島に於て製造及び輸移入された酒類の中、

淸酒は年により多少の相違はあるが、大正九年の島內釀造が九千百三十四石、移入が一萬三千百五十九石、

麥酒は釀造五千九百二十石移入一萬六千三十四石、紹興酒釀造三百八十九石等である、

次に蒸餾酒では米酒が（同年度、以下同）二萬五千七百二十三石、糖蜜酒一萬九千二十六石、番薯酒五百十一石、泡酒六百一石、燒酒六萬六千六百二十八石といふ大多數、酒精も五萬五千十一石の多數である、

再製酒では紅酒二萬二千六百十石、味淋二萬三千六百七十五石、藥酒は千七百石再製淸酒は千百石等である

其他輸入では、葡萄酒、シャンペン、ウヰスキー、ブランデー等が僅らかある

又た輸移出では麥酒が二十三石、酒精が五萬四千八百十一石である

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Dr. Baty's Speech at Official Dinner given by the Director-General of the Government of Formosa.

Your Excellency-

You will, I hope, allow me to express my most grateful thanks for your splendid and overwhelming hospitality and for your exceedingly kind words. Every moment of our stay in Formosa has been marked by the kindest and most flattering attitude, and Your Excellency 's exquisite entertainment on the present occasion is only the climax.

It is the last thing in my mind to bore the assembled company with a set speech: but one or two things I should like to do in expressing my thanks. First, to say how sincerely I appreciate Your Excellencys' action in sparing us Mr. Hosui at this busy time. His skilled services must have been very much needed in Taihoku : and yet Your Excellency has been good enough, and he has been good enough, to arrange that he should take part of his well-earned holiday in accompanying us in our travels, and in showing us, as no-one is better qualified than himself to do, the various points of chief interest and beauty in Formosa. To him and to you we are very grateful. Then I am bound to mention the railway facilities which we owe to H. E. Mr. Niimoto, and the perfect shower of attention and kindness which we have received from all the local authorities throughout our journey. It must have been very troublesome to so many busy gentlemen to sorround us with so many polite attentions: to make us feel at home and amongst friends; but I assure Your Excellency that this continuous kindness was most highly appreciated in every respect.

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

And I should like, if you will bear with me so far, to make first two or three observations on what has struck me during my stay in Taiwan.

First, of course, the traditional beauty of the Island. Not only in the well-known scenes of Takao Harbour and the heights of Arisan, where is some of the most magnificient mountain scenery in the world in variety and verdure but almost everywhere throughout our journey there was landscape of a very beautiful description, the luxuriant tropical vegetation adds greatly to its charm ; we saw for the first time sugar-cane, bananas, cocoa-nuts, papayas and poinseitias flourishing in the open air. Indeed Taiwan, at all events in March, seems to occupy the happy position of affording all the charm of tropic life without any of its drawbacks The temperature never exceeded 80° Fahr. -the warmth of a pleasant summer day in England : and we met no pests more noxious than one or two solitary mosquitoes-(somewhere in Taihoku, I think !). So that no more pleasant place for enjoying the tropics, can be imagined.

Then, besides that physical beauty, amd those wonderful natural resources, one is conscious of the extraordinary energy and ability with which those resources are being turned to account. I do not think any conception of the industry carried on in Formosa exists abroad, -where, if Formosa is thought of at all, it is thought of as an island inhabited by fishermen on the coast and head-hunting savages in the interior. Nothing like the settled and ordered industry, the clean towns and splendid buildings, the magnificient mills and machinery, is even remotely imagined. We have been immensely struck by the enterprise everywhere shown in the structure equipment of mills so as to bring to bear on the processes of manufacture the very latest improvements and machinery. It has been said that the leading difference between American and British business methods lies in the readinees of the American manu-

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

facturer to " scrap " good machinery if he can get better. I do not know what the Japanese manufacturers in Formosa have "scrapped" - but certainly no American could improve upon the magnificient equipment to be found in their airy and scrupulously fresh and clean factories. We have seen the sugar-mills of the Taiwan Sugar Co. Ltd. at Heito, where nothing in the way of scientific detail and minute research is neglected. We have seen the saw-mills at Kagi of the Forestry Department, where levers toss about the rough logs fresh from the forest, as though instinct with life , like the hands of some iron giant. We have seen the camphor works of the Government Monopoly at Taihoku, where it snows camphor and the sweet fragrance of the product scents you for days. The courtesy of the responsible managers left nothing unvisited and no detail unexplained. We were continually amazed by the excellence of the industrial appliances in use, and by the evident modernity of them all. The watchword of all industrial enterprise in Formosa is clearly " Forward ! and again forward ! " I am sure it ought to be better understood and appreciated in the Occident.

And lastly, the visitor to Formosa cannot but be struck by the mixture of races. The climate seems a very suitable one for the Japanese : and those whom we saw in the towns, especially in the city of Taitshiu, which may almost be called a Japanese creation , appeared to be well content with their surroundings. The aborigines also we had an opportunity of seeing. Twenty or thirty of them were so good as to meet us at one of the stations on the mountain railway to Arisan. We met individual natives on other occasions ; and we formed the conclusion that with the sympathetic and careful training which they can now receive from the Japanese, their physical and mental qualities are such as to make them well fitted to form a fresh and valuable element in the culture of Formosa. But after all, it is impossible to forget that the bulk of the population is of the great Chinese race : and it seems to me that the

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

situation of the people of Chinese extraction in Formosa furnishes a most valuable practical demonstration of the benefits which may accrue from a harmonious co-operation between Japan and China. In Formosa you see the Chinese under unique conditions, quite different from those which prevail in Hongkong or in the Straits Settlements, where the Chinese population is mainly of an urban and mining character. Here in Formosa, you get the agriculturists of Chinese descent, settled on the land for two or three hundred years years. He has good roads, good sanitation, safety for person and property, a first-rate administration, comfort, protection & stability. And I think that any practical and reflective Chinese, seeing this, -(and a Chinese is nothing if not reflective and practical)-, would be likely to ask himself whether it does not point to the great and lasting benefits that may be expected to follow from a hearty and harmnious accord between Japan and China in theFar East. Such an entente would multiply the good accomplished in Formosa on a continental scale. Nothing would seem better calculated to bring about such an entente than a widespread knowledge in China of the prosperity and comfort of this great island.

As I said, it is not my desire to trouble Your Excellency with a prolonged speech, nor would it be proper for me to do so. I have only once more to thank you very gratefully for the kindness and courtesy, the thoughtfulness and indulgence, which will always make this visit to Formosa stand out in she recollection of my cousin and myself as an unforgettable and enchanting experience.

（右 譯 文）

進歩的同情的なる臺灣の統治

總務長官邸の招宴に於けるベイテ博士の挨拶―譯文標題は便宜編者の付したるものなり

閣下

私は此の盛大にして御鄭重を極めたる御招宴に對して深厚なる謝意を表することを御許し願ひたいと思ひます。私共が本島觀察中、一

日片時として本島官民各位より親切にして熱心なる御款待を蒙らざることはありませんが、今日に於ける閣下の結構善美を盡したる御饗應振りは實に其の最高潮に達したものであります。私は公務御多端なる各位に對し形式張りたる演說を試みて御清聽を煩はさんとは敢て欲しませんが、只二三所感を陳べて以て私の感謝を表せんと思ひます。先づ第一に私共一行の東道役として公務多忙なる地位に在る法水君を割愛されたることは感謝に耐えざる處であります。外國語に堪能にして外人接待に妙を得たる同君の努力は臺北に於て貴重缺くべからざるものに相違ありません。然るに閣下の御厚情と同氏の御好意とに依り同君が同行され、其の圓熟せる豐富なる智識と經驗とを傾到されて以て本島內に於ける名所勝地を御紹介され萬事說明をされたることに對しては、閣下及同君に對して深く感謝の意を表する次第であります。又本島旅行中新元鐵道部長より與へられたる鐵道旅行上の御便宜、又地方の官憲より受けたる御好意と御親切とは、大いに感銘せる所であります。地方官民各位が私共の旅情を慰められ、恰も舊知友の間に在る樣感ぜしめべく種々と御考慮を廻らし、遺憾なく斡旋に勉められたることは、御多忙なる彼等に取りては定めし御迷惑ならんと思ひました。乍併彼等の與へられたる始終一貫の御誠意と御歡待とを深く感謝し居ることは閣下に保證する處であります。尙は各位が御清聽を續けらるゝならば、私は私共が本島滯遊中驚歎したる二三の事柄に關し述べたいと存じます。

先づ第一に私共の驚きましたことは、本島自然界の風光の美觀であります。風光明媚を以て天下に冠たる高雄港、鬱蒼たる自然林と林木の種類に富み、雄渾なる山嶽壯觀を以て世界に著名なる阿里山は云はずもがな、私共は旅行中到る處に山水風致の秀麗なるものを見出しましだ。鬱蒼たる熱帶の植物は其の自然の美をして愈々光彩を發揮せしめて居ります。見聞の狹き私共は臺灣に於て甘蔗、芭蕉、椰子、木瓜、鳳梨等が生々として繁茂し、累々として成果しつゝある光景を初めて見たのであります。實際陽春の候に於ける臺灣は熱帶生活の總ての榮光と魅力とを發揮する愉快なる地位を占むる樣想はれます。氣溫は華氏八十度を超過すること罕に、英國の心地好き夏日の溫度と暖かさとを聯想されます。全島何等瘴癘の氣や惡疫の形跡を認めず、唯臺北に於て二三の蚊が淋しく飛廻りつゝあるを見たるのみであります。是の事實に由て觀るに、如何なる土地に於ても臺灣以上に、愉快に平和に熱帶生活を享樂し得る所なき樣に想像されます。本島の當事者は此等自然の美觀に覆はれたら無限なる利源をば、其の偉大なる勢力と能力とを傾倒されて開拓し利用されつゝあることを見受けられます。臺灣が斯くも產業開發し、文化の隆々たる情態にあらんとは、海外人の全く承知せざる處であります。縱令へ臺灣に關する智識あるものも臺灣は沿岸に漁村點綴し、山中には獰猛なる蕃人の棲居せるに過ぎざる野蕃未開なる一孤島に過ぎずと考ふる外、何等の智識を有せずと思はれます。組織統制ある產業、淸潔にして街衢整然たる市街、壯麗にして輪奐の美を極むる建物、所在に林立せる宏壯なる工場、最も新式の機械の運轉されつゝある情態等は、何人も想像し得られざる處であります。私共は島內各地に於て工場機械場の續々として計畫され建設され、各種の製造事業に於て科學的の改良を施し、最新式の機械を据附けられ、產業勃興の氣運旺盛なるものあるに驚駭致しました。聞くが如くんば亞米利加人と英國人との營業方法上に於ける主なる相異の點は、亞米利加製造業者は一端より善き機械を發見するや、從來の機械をは惜氣もなく是を廢棄するに躊躇せざるにありと申します。私は臺灣に於ける日本の製造業者が果して如何なるもの

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

を厭棄し採用せるやを承知しませんが、臺灣に於ける工場が孰れも清潔にして採光通風宜しく裝置の完備せるに對しては、如何なる亞米利加人も僅に改善進步を加ふるの餘地なきものと信ぜられます。私共は規模宏大にして模範的工場なりとの定評ある臺灣製糖會社の工場を參觀しましたが是處に於ては科學的の設備及研究の點に於て何等缺如せる點を發見しませんでした。又嘉義の製材工場を視察しましたが、此處に於ては約四十哩山奥の阿里山森林より引卸し來れる生々とした檜の丸太をば、恰も巨人が鐵腕を揮つて大根を引裂くが如く自由自在に翻弄するを見て感心しました。私共は又總督府專賣局の工場を參觀しましたが、彼には四季の選びなく白雲を欺くが如き樟腦を製造しつゝありますが、其の芳烈なる清香は數日猶は私共の身邊を繞らすのを覺えました。同局の當事者は非常に懇切叮嚀に事務所備附參考品を紹介し、工場内限なく案内して說明し呉れましたが、同工場にて使用せる機械裝置は頗る優秀にして且つ著しく近世式なるには一驚を喫しました。が尚ほ之等の總てが同局技師の考按創製に係るものなることを聞きて更に驚きました。一言以て蔽へば臺灣に於ける總ての產業的計畫の標語は常に前進前進の一語にあることを看取しました。是の標語は泰西人の能く諒解し遵守すべきものと感じました。

最後に臺灣に來る視察者の驚きますことは、其の在住民種族の混淆せることであります。本島の氣候風土は日本人の居住に對して適せる樣であります。都會地殊に臺中市は殆んど日本人の創造に成ると云ふも過言でありませんが此處に住する日本人は能く其の環境に滿足し居る樣見受けます。私共は又蕃人を視察するの機會を得ましたが、阿里山鐵道に便乘して登る際に、十字路驛に二三十名の男女老幼が遙々其の村里より出で來り、欣々然として私共異邦の客を迎へ呉れましたのは洵に嬉しく思ひました。私共は又本島人生活の情態を觀察しましたが、彼等は其の統治者指導者たる日本人の、同情に富み且つ徹底的なる誘掖薫陶に由り、其の肉體的精神的に發達せる能力が本島の文化進展上新しく且價値ある要素たることを會得しました。事實上臺灣住民大部分は支那人種より成立して居りますが、臺灣に於ける支那種族住民の生活情態を觀察しまするに、日支人の協同親善の關係より生起する利益幸福の最も價値ある實際的の標證を提供するものなることを記憶しなければなりません、

一度臺灣を視察するものは、同地に居住する支那人は特惠的情態の下に在りて香港や海峽植民地に居住する支那人の情態に比較すれば非常なる逕庭があります。

臺灣に於ける支那種族の農民は立派なる道路、文明的の衞生設備、完全なる教育機關を有し、生命財産の保障を得、行屆ける統治、幸福、保護、生活の安定を享有しつゝあります。實際的にして思索に富める支那人は、臺灣に於ける斯の事實に鑑み、眞個に精神的に日支人が提携せば、如何に大なる利益を招徠ずべきかを感得することと思ひます。而して斯の如き親善關係を實現せしめんには、此の偉大なる島に於て大陸的規模の下に成就されたる繁榮と幸福なる情況をば、汎く支那に於ける民衆に宣傳周知せしむるの要ありと信じます。

既に前に申上げましたる通り、冗長の駄辯を弄して閣下に御迷惑を掛くるは、私の本意でありませんから、此邊にて止めて置きますが、終に臨み更に渡臺以來蒙りましたる御懇情と御歡待に對して衷心より感謝の意を表します。實に今回の臺灣の視察は從妹竝に私の終生忘るべからざる愉快なる經驗であります。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

國有財產に關する私權の設定に就て（其二）

臺北州勸業課長　川村直岡

本篇は前號所載の拙稿の續稿にして國有財產の貸付及準貸付に關し關係法令の說明を試みたるものなり（參照）本文中又は參照法條中本法又は法とあるは國有財產法、施行令とあるは同法施行令、朝官は朝鮮官有財產管理規則、臺官は臺灣官有財產管理規則、樺官は樺太官有財產管理規則、官財は官有財產管理規則、國林は國有林野法、官地特は官有地特別處分規則、北國未は北海道國有未開地處分法とす

第三　貸付

一　貸付の期間

貸付を爲すことを得べき國有財產は雜種財產に限るものにして（法第四條）其の貸付は左の期間を超ゆることを得ず（法第十五條第一項）

（イ）植樹を目的として土地及建物以外の土地の定著物を貸付する場合に在りては八十年

（ロ）前號の場合を除くの外土地及建物以外の土地の定著物を貸付する場合に在りては三十年

（ハ）建物其の他の物件を貸付する場合に在りては十年

貸付期間の制限に付ては從來の法規は其の規定區々にして或は樹木培養に供する土地は八十年以內、農工其の他の營業及住所の用に供する土地は三十年以內、土地森林の使用權は十五年以內、以上揭げたる財產以外の物件は三年以內とし（官財第七條）或は土地の貸付に付無償貸付は十年、有償貸付は十五年に限り（北國未第九條）或は又土地は二十年、其の他の物件は三年迄に限るものと爲せり（朝官第九條、臺官第十二條、樺官第九條）然るに本法に在りては從來の法規の長期なるものを採り土地に付ては植樹を目的とする場合に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

は八十年、其の他の場合には之を三十年とし殊に建物其の他の物件に付ては從來の法規に定むる所の三年は短きに失するものと認め之を十年と爲せり蓋し土地の長期利用を爲すに非ざれば其の目的を達し得ざるべき植樹の場合に八十年を限とせるは植樹が大抵五六十年乃至七八十年を以て經濟的の樹齢に達する實際の必要に應じたるものにして其の他の場合を三十年と爲せるは家屋の營繕其の他殿工業等の營業に付借主の通常の場合に於ける必要を顧慮して定めたるものなり又建物其の他の物件に付十年を限と爲せるも社會の實際上の必要に適應せむが爲に外ならず。

而して從來の内地に於ける諸法規は建物以外の土地の定著物を土地と別個に取扱ひたるが爲に土地の利用の爲に必要なる場合と雖其の貸付期間を同一に取扱ふこと能はざりしが本法は朝鮮及臺灣の官有財產管理規則等の例を參酌し從來の法規の不備を補ふことゝ爲せり。

上述せるが如く國有財產の貸付期間には一定の制限ありと雖此の期間は必要に應じ之が更新を爲すことを得べし而して此の場合に於ては更新の時より前記の期間を超ゆることを得ず(法第十五條第二項)然れども必要あるときは更に其の更新を爲し得べきこと勿論なり。

次に從前の法令に依りて爲したる國有財產の貸付にして本法の規定に牴觸するものゝ效力を論せむに本法第三十二條には從前の法令に依りて爲したる處分、契約其の他の行爲は本法中之に相當する規定ある場合に於ては本法に依りて之を爲したるものと看做すとありて本法の規定に牴觸する場合に付明規する所なしと雖一般の理論より云ふときは當然其の效力なきものと謂はざるべからず蓋し一定の場合に本法に依りて之を爲したるものと看做すは他方に於て相當規定の存せざる場合に於て其の效力を認めざる趣旨なること明なればなり。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に在りては從來明治三十三年律令第二號を以て土地の貸付に付ては長期を百年と限り又官有財產管理規則第十二條を以て國有土地の貸付を二十年以內に於て認めたりしが是等の法規は何れも經過的規定を缺き遡及效を有せずして其の施行以前に於て爲したる契約に依る制限外の期間に跨る土地の貸付と雖仍其の效力を存したりと雖國有財產法を施行するの曉に於ては勅令に別段の定を爲さゞる限り苟も本法の規定に牴觸する期間なるときは其の效力を有せざることゝなるべく其の期間は當事者の意思解釋に從ひ本法の規定する範圍に短縮せらるゝものと解するを至當とすべし。

二　國有財產の無償貸付

國有財產の貸付は有償なるを原則とす然れども特別の理由あるときは之を無償とせざるべからず卽本法に於ては雜種財產を帝室用に供する爲必要あるとき又は公共團體若は私人に於て公共用、公共若は公益事業に供する爲必要ある場合及勅令に特別の規定ある場合には之を無償にて貸付し得べきことを規定せり（法第十六條）此の規定は從來の諸法規を綜合し其の趣旨を踏襲せるものにして規定の範圍は從來の諸法規よりも廣し而して施行令には勅令に特別の定を爲すべき場合として公共用財產又は公用財產と爲すの目的を以て寄附を受けたる國有財產は其の用途に供せざる期間無償にて之を其の寄附者又は其の相續人其の他の包括承繼者に貸付することを得べき旨規定せり（施行令第二十條）

三　貸付の方法

國有財產の貸付は原則として競爭契約に依らざるべからず（會計法第三十一第第一項、會計規則第七章第一節、同第二節）然れども競爭に付すること必しも國有財產の利用上得策なりと稱すべからず又貸付の性質上競爭に付すること能はざることあり故に競爭の方法に依るを不利と認めたる場合に於ては國務大臣は指名

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

競爭に付し又は隨意契約に依ることを得べし（會計法第三十一條第二項、會計規則第七章第三節、同第四節）而して其の隨意契約に依るべき場合には當該官廳は貸付料を評定し其の基礎を明にしたる調書を作成せざるべからず本法第十五條第二項の規定に依り貸付期間を更新せむとするとき亦同じ（施行令第二十一條）（隨意契約に付ては前號所載の拙稿參照）

四　貸付料の徵收

國有に係る財産の貸付料は之を前納せしむるを原則とす（會計規則第九十一條）之れ財産の賣拂價格を前納せしむると同一の趣旨に依るものにして收入の確實を期する以上當然のことなりとす然れども本法に於て特に國有財産として整理し管理すべき財産は多く不動産其の他重要なる財産にして其の貸付は長期に亙るを常とするが故に總て貸付料を前納せしむるものとするは當事者の大に不便とする所なるのみならず社會の實狀に適せざるものなるを以て本法に於ては原則と例外とを顚倒して貸付料は每年定期に納付するを以て足るものとし微細なる金額を每年納付する煩を省き其の他特別の事由ある場合に於て數年分を前納せしむることを得るものと爲せり（本法第十七條）

五　貸付契約の解除

（イ）解除權の發生及其の行使　國有財産の貸付に關する契約は一般私法の規定に基き之が解除を爲すことを得べく又本法の規定に依りて之を解除することを得べし即ち政府は意思の欠缺、錯誤其の他相手方の詐僞等を理由として行爲を取消すことを得べく又法令の規定其の他契約の定むる所に從ひ解除權を行使するの外財産の貸付期間中帝室用又は國、公共團體若は私人に於て公共用、公用若は公益事業に供する爲必要を生じたるときは何時にても其の契約を解除することを得べし（本法第十八條第一項）解除權發生の時期は是等の必

要の生じたるときにして一に官廳の認定に俟たざるべからず而して其の解除權行使の方法は一般私法の規定に依るべきこと勿論なり。

茲に注意すべきは本條に所謂解除とは解約の申入卽ち告知なること之なり何となれば解除は債權の發生原因たる契約其のものを除去するものなるに反し茲に所謂解除は將來に對する關係に於てのみ契約關係を消滅せしむるに止まればなり告知なる名稱は未だ熟せずと雖性質の異るものに對しては異りたる名稱を用ゆるを適當とすべく貸付契約の解除は賣買又は讓與契約等の解除と異り賃貸借、雇傭、委任、組合契約等の解除と其の性質を同じうするものなり（民法第六百二十條、六百三十條、六百五十二條、六百八十四條等）

（ロ）解除權卽ち告知權行使の效果　貸付契約の解除が賣拂、讓與又は交換契約の解除と性質を異にするは上に述べたる所の如し卽ち一は單に將來に對してのみ契約關係を消滅せしむるものなるに反し一は既往に遡り債權の發生原因たる契約其のものを除去し契約無かりしと同一の狀態に立至らしむるものなり故に賣買契約等の解除の場合に在りては原則として原狀回復の義務を生ずるに反し貸付契約解除の場合に在りては特約の存せざる限り相手方は原狀回復の義務を負擔することなく單に契約關係の終了する效果あるのみ然れども財產の貸付を受けたるものは其の解除卽告知に依りて契約の目的を達すること能はず期待せる利益を毀損せられ又は損害を蒙ること無きを保し難し故に本法に在りては此の場合に借受人が因りて生じたる損害に付賠償を求むることを得べき旨規定せり（本法第十八條第二項）

貸付契約の解除卽ち告知に因る損害の賠償に付ては從來の法規に於ても之を認め來りしが（官財第八條、朝官第十條、臺官第十三條、樺官第十條）朝鮮、臺灣及樺太の官有財產管理規則に於ては例外を設けて特約ある場合に其の賠償を爲さゞることを得るものと爲せり思ふに本法第十八條第二項の規定は一方的告知に因

り毀損せらるゝことあるべき借受人の利益を擁護せむとする公益規定にして本項の趣旨に反する契約は之を無效と爲さゞるべからず故に朝鮮及臺灣等に於て從前の如く貸付契約の解除に因る相手方の損害を賠償する義務を免るべき特約を爲し得るか爲には勅令を以て本項の規定を除外し別に其の定を爲さゞるべからず而して請求し得べき損害の範圍は貸付契約の解除に因りて借受人に生ずべき一切の損害にして解除に因る直接の損害は勿論借受人が取得すべかりし利益も亦之を請求し得べきものとす然れども借受人は解除に因りて負擔を免れ利益を受くることあるが故に其の利益を賠償額より控除すべきこと勿論なり。

(ハ)從來の法規と貸付契約の解除　從來の法規に於ては國の使用に供する場合にのみ貸付契約の解除を認めたりしが本法に於ては廣く帝室用又は公共團體若は私人に於て公共用、公用又は公益事業に供する爲必要ある場合にも之を認むることゝなれり蓋し從前の法令に依るときは帝室用又は公共團體若は私人に於て公共用、公用又は公益事業に供する爲必要ある場合に於ても土地收用法の規定に依るの外之が使用の目的を達すること能はず而も同法の規定に依るは其の手續繁雜にして財產利用上不利とする所多かりしを以てなり。

六　貸付期間の終了又は貸付契約解除の場合に於ける政府の地上物買收權

貸付期間の滿了したる場合又は貸付契約を解除したる場合に於ては貸付契約の終了すべきこと勿論なり而して此の場合に於て政府は必要に應じ單に通知を爲すことに依りて貸付を爲したる財產の上に存する建物其の他の物件を强制買收することを得べく其の物件の所有者は正當の理由なくして之を拒むことを得ず(本法第十九條)蓋し國有財產の貸付は八十年若は三十年の長期に涉りて之を認むるが故に其の名は貸付なりと雖民法上の賃貸借等と其の趣を異にし寧ろ地上權に類似するものあり從て公益上の理由より本法に於ては地上權の場合に認めたると同じく國有財產の貸付の場合に此の强制買收を認むることゝ爲せり而して民法第二百

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六十九條に於ては地上權者の强制買收權を其の所有に屬する物件に限りたるに拘らず本法に在りては獨り借受人の所有に屬するものに止らず何人の所有に屬する物件に付ても之を認めたるは公益上の理由よりすれば所有者の何人たるを問はず之を認むるの必要あるべければなり。

以上述ぶる所の强制買收權は貸付期間の滿了又は貸付契約解除の效果として是等の事實の發生と同時に發生すべく政府は地上物買收の通知を發して其の權利を行使することを得べし而して物件の所有者にして買收を承諾せざるに於ては政府は裁判上之が强制を爲すことを得べく又は買收に應せざるに因りて生じたる損害に付之が賠償を請求することを得べし。

七　貸付に關する事項にして本法又は會計法に規定なき事項

貸付に關する事項にして本法又は會計法に規定なきものは一般私法の規定に依るべきこと賣拂、讓與又は交換等の場合に等しく是等の事項にして特に注意すべきものを擧ぐれば左の如し。

（イ）默示の貸付契約更新　既に述べたるが如く貸付契約は期間の滿了又は契約の解除に因りて終了すること勿論なりと雖期間滿了の場合に於て借受人が財産の使用又は收益を繼續する場合政府が之を知りて異議を述べざるときは前貸付契約と同一の條件を以て更に貸付契約を爲したるものと推定さる（民法第六百十九條）之れ普通の場合に於ける當事者の意思に基づくものにして此の默示の更新は二個の事實を要件とす其の一は期間滿了後借受人が使用又は收益を繼續せることにして他の一は政府が之を知りて異議を述べざることと之れなり而して其の異議を述ふべき期間に付ては特別の規定なきも知りたる後遲滯なく異議を述べざるときは所定の法律效果を生ずるものとす。

此の默示の更新は前貸付契約と同一の條件を以て更に貸付契約を爲したるものと推定するが故に當事者は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

更新の意思無かりし旨の反證を擧げて此の推定を覆さゞる限り貸付料、修繕義務、費用負擔等に付總て舊契約の內容に依らざるべからず、然れども新貸付契約の存續期間に付ては必しも舊貸付契約と同一なるものと推定すべき理由なきを以て民法は之を期間の定なき貸付契約とし各當事者は第六百十七條の規定に依りて解約の申入を爲し得るものと爲せり(民法第六百十九條第一項但書)

(ロ)解約の申入(告知)　政府及借受人に於て貸付契約の存續期間を定めざりしときは各當事者は何時にても解約の申入を爲すことを得べし(民法第六百十七條)即ち當事者は何時にても解約の申入を爲す權利を有し此の申入を爲したる後法定の期間を經るに因りて貸付契約は終了す其の期間は土地に付ては一年、建物に付ては三箇月、動產に付ては一日なり。

收獲季節ある土地の貸付契約に付ては其の季節後次の耕作に著手する前に解約の申入を爲すことを要す(民法第六百十七條第二項)蓋し既に次期の耕作に著手したる場合に於ては其の年度の間は當然貸付契約存續し次期を以て告知期間と爲すを正當とすればなり。

貸付契約に付存續期間を定めたるときは當事者は解約の申入を爲す權利なきを原則とすれども國有財產の場合に在りては既に述べたるが如く特定の理由ある場合に其の解除を爲し得るものとす(本法第十八條第一項、民法六百十八條)而して此の場合の契約の終了に付本法は何等規定する所なしと雖民法第六百十七條の規定に依り法定期間の經過するに因りて終了するものと解するを至當とす然れども此の場合に於て特約に依り又は損害を賠償して直に其の效果を發生せしむることを得べし。

以上の外借受人の破產(民法第六百二十一條)告知期間なき告知(民法第六百二十條、六百七條、六百十條、六百十一條、六百十二條等)其の他目的物の滅失等に關しては總て民法の規定に依るべきものとす。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

次に茲に一言すべきは以上述ぶる所は總て有償貸付に關するものなること之れなり蓋し無償貸付に付ては民法の賃貸借に關する規定を適用するを得ずして之と性質を同じくする使用貸借に關する規定を適用するを至當とすればなり即ち無償貸付に付ては本法の規定に依るの外使用收益權の範圍（民法第五九四條）借受人の保管義務（民法第四百條）費用の負擔（民法第五百九十五條、六百六條）借受人の返還義務（民法第五百九十八條、四百八十七條、五百九十七條）契約の終了等に付總て使用貸借に關する規定に依るべきこと勿論なりとす。

八　寺院又は佛堂の用に供する雜種財産の貸付

國有の土地を寺院又は佛堂の用に供することは沿革上の事實にして其の間の法律關係明白ならず然れども今日の法制上に於ては寺院又は佛堂は各財團法人として獨立の人格を有するものなるが故に國有の財産を其の用に供するが爲には國と寺院又は佛堂との間に一定の法律關係なかるべからず依て本法に於ては從前より引續き寺院又は佛堂の用に供する雜種財産に付其の間の法律關係を無償貸付と看做せり（本法第二十四條第一項）故に寺院又は佛堂の用に供し來りし國有財産は之に付て無償貸付の事實を認諾するものにして此の事たるや本法第十六條に定むる無償貸付とは自ら區別あるものとす而して此の如く本條に於て其の間の法律關係を無償貸付と看做したる結果として今後は國に於て妄りに其の供用を廢止することを得ざることゝなり帝室用、公共用、公用又は公益事業に供する爲必要ある場合に於ても國は第十八條の規定に依り貸付を解除したるときは因りて生じたる損害を賠償することを要するものとす。

又寺院又は佛堂の土地に係る國有財産は其の寺院又は佛堂との因緣淺からざるものなるが故に風致保存等の必要に依りて其の境內に供用せしむるを相當とする場合あるべきに依り本法に於ては此の場合に第十五條

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の期間の制限に關する規定の適用を排除して之を當該寺院又は佛堂に貸付することを得べき旨規定せり（本法第二十四條第二項）此の場合に於ける貸付は無償貸付なりと雖期間を制限せざる點に於て本法第十六條に定むる無償貸付と區別あるものとす。

而して右の何れの場合に於ても其の使用收益は沿革上普通貸付の範圍を超越するものあるか故に其の內容に付ては勅令の規定に讓ることゝせり（本法第二十四條、施行令第二十八條）

第四　準貸付

準貸付を分ちて二種とす其の一は使用又は收益にして他の一は事業を爲さしむる契約之なり。

是等の契約を準貸付と稱するは其の取扱に於て貸付に準ずるが爲にして從前の法令に於ては未だ此の名稱を用ゐたるものなしと雖本法施行令に於ては是等の契約の取扱に因みて新名稱を用ゐ其の第二十二條以下に之に關する規定を設けたり。

一　貸付にあらざる使用又は收益

貸付に非ざる使用又は收益は本法に於ては主として雜種財產以外の國有財產に付認むる權利にして其の用途又は目的を妨げざる限度に於てのみ成立すべきこと既に述べたる所の如し（本法第四條、官地第十一條、朝官第三條、臺官第四條、樺官第三條、國林第二條、北國林第一條）其の貸付と異るは卽ち其の權利の內容が財產の用途又は目的を妨げざる限度に於てのみ認めらるゝこと之なり。

使用又は收益といふは敢て其の一方のみを目的とすることを意味せず此の兩者を共に目的とする場合にも亦同一の規定の適用あるべきや勿論なり。

貸付にあらざる使用又は收益は其の權利の範圍に於て貸付に比し狹少なることの外其の內容概ね貸付に類

似するものなるが故に本法に於ては國有財産の使用又は收益を爲さしむる契約に付總て貸付に關する規定を準用せり(本法第二十條、施行令第二十二條)即ち契約の有償無償の區別、使用料の算定及納付、契約の方法、契約の解除其の他使用期間の滿了又は契約解除の場合に於ける地上物の强制買收に關する本法の規定は勿論本法に規定なき事項と雖會計法規其の他民法等に規定する貸付に關する定は使用又は收益を爲さしむる契約に付之を準用すべきものとす。

玆に一言すべきは使用又は收益の期間にして若し之を貸付と同じく八十年又は三十年の長期に亘りて認むべきものとせば或は財産の用途若は目的を妨ぐることなきを保し難し果して然りとせば使用又は收益を爲さしむる契約の趣旨を沒却するものなるが故に此の點に於ては必しも貸付と同一に取扱ふを要せず故に貸付にあらざる使用又は收益を爲さしむる契約に付ては常に短期の契約を爲し必要に應じて之が更新を爲すものとするを相當とす。

貸付にあらざる使用又は收益の契約とは國有林野法に於て貸付と相並びて用ゆる使用即ち例へば入會的に林野に放牧せしめ下草を採取せしむるが如き場合は勿論本島に於ける保管林又は保管竹林の如く保管を委託して使用收益せしむる場合、本法第二十一條第二項の場合等を包含するものなり而して最も普通の場合とししては停車場構内の使用、岸壁の使用、其の他一般營造物の使用あり又極めて稀有のことに屬すべきも國有地の上に地上權、永小作權等を設定する場合ありとせば亦同一に之を論ずることを得べし。

二　事業を爲さしむる契約

事業を爲さしむる契約は雜種財産に付土地の開拓又は水面の埋立若は干拓を爲さむとする者ある場合に於て勅令の定むる所に依り事業者に對し事業の成功を條件として其の財産の賣拂、讓與又は貸付の豫約を爲し

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其の事業を爲さしむる契約なり（本法第二十一條第一項）

（イ）事業を爲さしむる契約は雜種財產に付土地の開拓又は水面の埋立若は干拓を爲さしむる契約なり。

國有財產に關する私權の設定は雜種財產に付てのみ行はるゝものなることは既に之を述べたり從前の法令に於ては國有の土地の開拓又は水面の埋立若は干拓を爲さしむる契約は之を貸付と爲せるも（官地第七條、第十三條、國林第九條、朝官第十四條、臺官第九條、第十七條、第二十一條、樺官第十四條、第十五條）觀念上穩當ならざるを以て本法に在りては之を事業を爲さしむる契約と爲せり土地の開拓といふは從來の用例に於ては開墾のみを指稱し植樹造林の如きを含まず又水面の干拓といふは干潟地其の他通常水の干滿ある土地に付堤防を築造し排水の設備を爲す等の施設に依り土地を得之を開拓するを謂ふ。

本法に於ては事業を爲さしむる契約を土地の開拓、水面の埋立若は干拓を爲さしむる場合に付てのみ規定したるも鐵道の敷設、造林、牧畜、鹽田の開設其の他水產動植物の養殖の爲に本地又は公有に屬せざる水面を利用せしむる契約も從前の法令の規定其の他實際の取扱上より之を見るときは貸付契約と見るは穩當にあらずして寧ろ本法に所謂事業を爲さしむる契約なりと見るを至當とす。

（ロ）事業を爲さしむる契約は事業の成功を條件とする讓渡又は貸付の豫約なり　事業を爲さしむる契約は事業の成功したるとき其の成功したる財產の讓渡又は貸付を爲すべき豫約なり或は事業の成功を條件として其の財產の賣拂、讓與又は貸付を爲すべき停止條件付契約なるかの觀ありと雖此の契約は單純なる豫約にして事業者より之を見るときは財產の取得又は貸付を受くることに付期待權を有すると共に事業の成功に要する豫定期間中財產の成功部分に付使用收益權を有するものなり（本法第二十一條第二項）然れども此の使用收益權は必しも事業を爲さしむる契約に因りて發生せず使用收益に付事業を爲さしむる契約と共に別箇の特約

を爲したる場合にのみ發生するものなり（本法第二十一條第二項）唯例外として造林の場合に在りては事業を爲さしむる契約の效力の發生と共に事業者は成功部分の使用收益權を取得するものとす。

（八）事業を爲さしむる契約は片務契約なり　事業を爲さしむる契約に因りて政府及事業者共に債務を負擔するも政府の負擔する事業施行許容の義務と事業者の負擔する財産保管の義務及事業を成功すべき義務とは互に對價たる關係に立つものにあらざれば賣買、有償貸付、交換其の他有償使用の如き雙務契約にはあらずして讓與、無償貸付及無償使用等と等しく片務契約に屬すべきものなり而して事業を成功すべき義務は義務にあらずして寧ろ權利なりと稱するを可とすべしこれ事業を爲さしむる契約が國有財産の利用上公益を增進し産業の開發を資し以て國力の充實を圖らむが爲奬勵の意味あるに因るものにして國有財産の管理上此の契約の重大なる所以亦玆に在り。

殊に殖民地に於て開拓を要すべき土地の面積廣大なるときは此の契約は一層重要にして經濟政策上及社會政策上之に關する規定の運用如何は直に以て母國竝殖民地に重大なる影響を及ぼすものとす。

抑々殖民地の土地處分問題は其の主眼とする所は要するに一方に於て土著人民の生活の安全を保障すると共に他方に於て母國人民を誘致して其の生活の根據を殖民地に置かしめ健全なる土地分配制度を確立するに在り卽ち無償又は極めて低廉なる價格を以て廣大なる土地の所有權のみを得後日之を投機の目的に供せむとするが如き不堅實なる土地投機者流の跋扈を防ぎ眞に土地の開墾利用に當らむとする移住者をして容易に且つ適當なる土地を取得せしむることを努め同時に又土著人民の間に於ても生活の安全を保障するに足る土地制度を確立せざるべからず。

而して以上の如き土地政策の目的とする所を遂行せむが爲に第一に考究すべきは如何にして土地を最も有

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

效に利用すべきやの問題なり此の問題は其の土地が移住殖民地なるや又は放資殖民地なるやによりて解決を異にすべく我臺灣の如き土地に在りては少數人に廣大なる土地の私有を許し所謂小作制度の下に農業を營ましむるよりも寧ろ自作農を奬勵し其の發達を助成するを得策とすべしこれ卽ち從來の官有森林原野豫約賣渡規則に土地の豫約賣渡に付制限を設けたる所以にして此の趣旨たるや獨り臺灣に於てのみならず朝鮮、北海道等に於ても亦行はるゝ所なり。

（三）事業を爲さしむる契約の締結　事業を爲さしむる契約の締結は勅令の定むる所に依る（本法第二十一條第一項、施行令第二十三條乃至二十七條及第四十七條

契約の締結には先づ左記の事項を具したる事業計畫書を提出せしむるを要す（施行令第二十三條）

（一）　土地又は水面の所在及面積　（二）　事業の目的　（三）　事業施行の方法及順序

（四）　成功豫定期間　（五）　收支豫算　（六）　計畫圖

事業計畫書は從來官有森林原野豫約賣渡規則に於て起業方法書と稱したるものにして事業成功の後道路溝渠其の他公共の用に供すべき部分あるときは其の位置及面積を之に記載せしむるを要す（施行令第二十三條第二項）

若し事業を爲さしむる契約が財產の賣拂又は有償貸付の豫約なるときは當該官廳は賣拂豫定價格又は豫定の貸付料を評定し其の基礎を明にしたる調書を作成せざるべからず（施行令第二十四條第一項）豫定價格又は豫定の貸付料の評定は一般の賣拂又は貸付の場合と同じく時價に依りて之を爲すべきこと勿論にして唯契約の性質上土地政策と合致する樣之を斟酌するを要するものとす然れども其の選擇する所は時價にして政策上多の理由に依り漫然たる評定を爲すことを許さず而して時價に據り算定したる價格又は貸付料に付て政策上多

少の斟酌を爲すに際し調書に其の理由を附記するが如きは評定行爲の一部分なりと解すべし。

以上賣拂價格又は貸付料の評定に付て述べたる所は讓與又は無償貸付の豫約を爲さむとする場合に之を準用す（施行令第二十四條第二項）而して其の何れの場合に於て賣拂又は有償貸付豫約を爲すべきや又何れの場合に於て讓與又は無償貸付の豫約を爲すべきやに付ては或は財產の賣拂、讓與又は貸付に關する規定を準用すべく或は政策の示す所に從ひて之を爲すべし其の特に政策に於て示す所無きときは有償無償の區分は總て之を成文の法規に求むるを至當とす。

又事業の成功に要する豫定期間は土地又は水面の面積の大小其の他の事業の難易公益上の理由等に依り長短の差あるべきも其の徒に長きに失するは弊害あるものなるが故に施行令に於ては此の期間を十年以內に於て定むべきものと爲し例外として天災其の他已むを得ざる事由ありと認むるときは當該官廳は契約を變更して十年以內に於て定めたる期間の半に相當する期間以內に於て之が延長の承認を爲すことを得（施行令第二十五條）期間延長の承認は一回に限るや又は當初の豫定期間の半に滿つる迄は何回なりとも之を承認し得べきやに關しては議論の存する所なるも所定の事由ある以上許されたる範圍に於ては何回なりとも其の承認を爲し得るものと解すべし。

（ホ）事業を爲さしむる契約の解除　事業を爲さしむる契約は法定の理由又は特約の定むる所に從ひ其の解除を爲すことを得べし本法に於ては指定期間內に事業者が其の事業に著手せざるときは政府は其の契約を解除することを得べき旨規定せり（本法第二十二條）

（一）　契約の解除は指定期間に事業者其の事業に著手せざる場合ならざるべからず是れ本契約解除權發生の事由なり而して當該官廳は契約の日より二年以內の期間を定め事業者をして其の事業に著手せしむるを要

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

するものにして此の期間に關しては施行令第二十五條第二項に依り所定の事由發生するときは之が延長を承認することを得べし(施行令第二十六條)

(二) 契約解除の效果は契約の當初に遡り契約成立せざりしと同一の狀態に立至らしむ即ち契約の效果は解除の行使ありたる時以後に對してのみ消滅するに非ず既に發生したる契約の效果も亦解除に因りて全滅するものなり固より契約の成立なる自然的事實は之を否認すること能はずと雖解除に因り法律上契約の成立せざりしと同一の效果を發生せしむるものとす。

而して政府が事業を爲さしむる契約に付斯くの如き解除の效果を認むること、爲せるは一面此等事業の進捗を促すと共に他の一面に於て徒に此の種事業を爲す權利を取得し其の事業を爲さゞるが如き弊害を防がむとする趣旨に出でたるものなり。

(三) 事業を爲さしむる契約は著手期間内に事業者其の事業に著手せざる場合の外特約ある場合に於ては其の特約の定むる所に從ひ或は事業著手前に於て或は又事業著手後に於ても之が解除を爲すことを得べし。

事業著手後に於ける契約の解除は若し單純なる豫約に係るものなるときは當初より契約無かりしと同一の效果を生ずべく若し豫約の外本法第二十一條第二項に定むる成功豫定期間中に於ける成功部分の使用收益を爲さしむる契約にも係るものなるときは其の特約に關しては解除は告知たる效果を有し其の效力を將來に對してのみ發生するに過ぎず。

三 事業を爲さしむる契約に關聯する財產の讓渡又は貸付

本法第二十一條第一項の規定に依り事業を爲さしめ其の事業成功したるときは豫約の定むる所に從ひ或は之を讓渡し或は之を貸付せざるべからず。

此の場合に於ける財產の讓渡又は貸付には豫約の當然の效果にはあらずして各別個の契約に依り之を爲すべく豫約の效果としては事業者は單に財產の讓渡又は貸付を受くべき期待權を有するに過ぎず。

而して事業を爲さしむる契約は豫定期間内に事業成功せざるときと雖土地又は水面の狀況に依る支障なりと認むるときは事業者に對し其の成功したる部分の賣拂、讓與又は貸付を爲すことを得べし（本法第二十三條）

（イ）豫約と本契約とは別個の契約なり　事業を爲さしむる契約は單に事業者に事業施行の權利を許與するに過ぎずして事業成功の場合財產の讓渡又は貸付を爲すことは其の當然の效果にあらざること既に述べたるが如し而して事業の成功豫定期間内に於ける成功部分使用收益も尙且つ別個の契約に依らざるべからざることと法の明規する所にして兩者の別個の契約なることは此の事實に徵するも明なり。

（ロ）豫約と本契約とは其の目的を同じうするも其の内容を同じうせず　事業を爲さしむる契約は財產の讓渡又は貸付の前提として之に關する期待權を發生するものなるが故に玆に述ぶる財產の讓渡又は貸付に關する契約と同一の目的を有すること明なり然れども其の内容に於ては或は一致し或は一致せず卽ち豫約は期待權を發生せしむるに留まるものなるが故に其の權利の内容は必しも特定せる財產に關するものなるを要せざるに反し本契約の内容は確實にして特定せるを要す然れども全然其の間に相違あるべからざるや論なし。

（ハ）事業を爲さしむる契約に依り事業者が其の事業の全部又は一部を成功したるときは當該官廳は特別の事由なき限り豫約に定めたる條項に準じて其の契約を爲すべし（施行令第二十七條）

事業を爲さしむる契約に付事業の全部成功したる場合は勿論其の一部成功の場合と雖豫約に定めたる條項に準して賣拂讓與又は貸付を爲すは此の契約の特質に基くものなり卽ち一方に於ては此の種の契約は產業の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

開發其の他の理由に因り奬勵すべきものなると他方に於ては豫約の條件に從ひ全部成功を爲すが如きことは到底企及すること能はざるに依るものなり事業が大面積の土地又は水面に關する場合に於ては特に然り斯くの如き場合に一々契約を解除すべきものとせば啻に事業者が損害を受くるのみならず國家も亦大なる損失を見ることあるべし故に從前の法令に於ても此の種の契約に付ては同一の趣旨を規定し本法は其の規定の趣旨を蹈襲したるに過ぎず。

（二）本契約を爲すは土地又は水面の狀況に依り支障なしと認むる場合に限る　如何なる場合に土地又は水面の狀況に依り支障あるものとなすべきかに付ては本法に規定する所なしと雖各個の具體的の場合に之を決する外途なきものと信ず即ち或は其の土地又は水面の狀況が國家自體に於て其の用途に供するを必要とする場合も支障あるものと謂ふべく或は成功部分と未成功部分との境界錯雜して成功部分に私權を確定的に設定するに依りて未成功部分の管理上不都合を來す場合も亦支障あるものと謂ふべし。

而して本法には事業が全部成功して而も土地又は水面の狀況に依り支障ある場合に付ては何等規定する所なしと雖之に關しては總て一部成功の場合と同一に論ずるを正當と信ず（臺官第九條、第十條、第二十一條、樺官第十五條、第十六條、第十七條、朝官第十四條等）

此の場合に關し臺灣及樺太の官有財產管理規則には事業の全部成功の場合にも道路、溝渠其の他公共の用に供すべき部分を除くべき旨明規せるが斯くの如き部分は法律又は勅令の明規なきも特約に依りて之を除くを得べく又特約なきも支障地として本契約の際に之を除くを得べし。

癌研究の現況

醫學博士　横川　定

此の一篇は去五月四日總務長官々邸に於て横川博士の爲せる講演の筆記なり（編者）

一

癌腫は我が醫學界の謎として今日まで取り殘されました難解の問題であります。隨つて未だ其の眞相を捉へるまでに至つて居らぬことは、吾々研究に從事する者の常に遺憾として居る點であります。偖て癌とは如何なるものかと申しますに、之を病理組織學上から申しますれば、上皮細胞の破壞的異狀增息を主態とするものであります。少しく詳しく申しまするに、身體の表面或は表面と交通をして居る腔隙の內面を被へる皮膚又は粘膜の如き被蓋上皮及び被蓋上皮の變形とも見る可き腺細胞が、生理的の限度を越え且つ生理的の釵列を亂しまして增息する事に依つて生ずる新生物を謂ふのであります。卽ち平たく謂へば、其の部に腫物が出來るのであります。此の腫物は生理的限界を越え無制限に擴がり行くが故に、生理的組織は漸次破壞せられ、健康體をして病的障碍を呈せしむるに至るものであります。而して胃に生ずるときは胃癌と呼び、口唇及び舌に來るときは口唇癌及び舌癌と云ひ子宮に來るときは子宮癌と申しますが、その本態は何れも同一にして、上皮細胞の破壞的異常增息に因るものであります。

隨つて今日の醫學的分科を以て謂ふときは、內科、外科、口腔科、婦人科等、各方面の臨床醫學科に亘り之を研究的方面より見るときは、解剖組織學的事項の外、化學的並に各種の生物學的事項に涉るが故に、到底一個人の研究で其の眞相を究明することは殆んど不可能であります。隨つて各國共に癌研究會なるものを

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

組織立て各自の獨創的研究に兼ぬるに協同的研究を以てし、其の眞相を究めんと致して居ます。加之、一千九百六年には獨逸の主唱で國際癌研究協會を組織し、以て人種の異同、地理的相違の癌胞の發生に及ぼす影響を知らんとし、各國に於ける癌研究家の連絡を計り、以て本問題を解決せんと致しました。我が國に於ても明治四十一年、癌研究會を組織し、國際癌研究會にも加盟したのであります。ところが大正三年(一九一四)世界戰爭の勃發と共に、獨、墺、英、佛、伊、露の諸邦は戰爭の渦中に投じ、世界的協同研究の途が中絶したのであります。併しながら直接戰禍より免れました日、米及び戰前既に癌研究に深き根帯を有したる英國に於きましては戰爭中も依然として研究を續行し、優秀なる成績を掲げ得たものも決して少なくありません、特に最近我が國より「ノーベル」賞の受賞者として推擧せられました山極博士の如き、表皮癌の人工的形成に成功せられたもので、眞に誇るに足る可きものだと存じます。斯の如く癌腫の研究はその原因發生より其の治療法及び豫防等に至るまで、其の關する所が頗る汎いのでありまするが故に、その全班を綜合して御話することは、到底不肖の能くし能はぬ所であります。從つて本日は癌の原因發生に關する最近二十年間の傾向を搔い摘んでお話し、最後に自身が此の研究に多少關係の有る仕事を成しましたことを紹介して皆さんの御批判を仰ぎ度いと考へます。

二

由來斯う云ふ難解の問題に就ては、凡らゆる學說凡らゆる憶說が現はれて參りますが、癌の原因及び發生につきましても、或者は先天性迷芽說を、或者は傳染說を、或者は刺戟說を提唱いたしました。就中、前世紀の末葉より當世紀の初頭に於きましては、彼の「パストール」、「コッホ」の如き偉人に依つて打ち立てられました細菌學の研究方法に依つて、從來その原因の不明なりし諸種の傳染病は、細菌或は原蟲に因つて出づる事が段々明

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

かになりました。斯かる發見の影響を受けまして、癌腫の原因體も亦た細菌乃至原蟲に屬する微生體に非ずやとの豫想的主觀に驅られて、癌細胞内に種々なる小體を檢出して癌腫の原因體なりと主張した者も尠なくなかつたのであります。癌細胞内に檢出せられました小體は、此の學派の代表者 Von Leyden 氏に依り Leydenia gemmipara, として記載せられたものに一致して居ります。併し乍らかゝる小體は病理組織學に從事する者の惡性腫瘍特に癌細胞内に日常檢出するもので有りまして、斯學の權威者たる Von Hanseman, Ziegler, Birch-hirschfeld, marchand 氏等に依りて癌細胞の原形質及び核の退行變性物、白血球若しくば其の變性物、或は脂肪乃至他の分泌物の癌細胞内に封入せられたもの、或は續發的に感染したる細菌に他ならざるを知るに至り一千九百六年第一回の國際癌研究會が獨逸の「ハイデルベルグ」及び「マイン」河畔にある「フランクフルト」市で開かれました時は、癌の原因體としての寄生體說は殆んど忘れたかの如く、癌研究家と知られた「ゴルドコン、エールリヒ、スピース、ボーレル、ハーランド氏等は、主として鼠癌の移植試驗の成績を述べ動物に於ける癌腫の發育狀態を人類癌の發育と比較し、其の發生狀態及び治療法乃至豫防法を講究する所に立ち到つたのであります。又從來癌腫の研究に於て全く等閑に附せられて居りました癌腫の化學的研究即ち癌の組織中には何ういふ物質が含まれて居るかといふことに就て「ブルーメンタール」及び「ノイベルグ」氏の研究成績が始めて發表せられ、癌組織内には一種の酵素が含まれて居ることが分かつたのであります。斯くして從來は主として臨床的、病理組織學的の檢査のみに據りました純經驗時代より實驗的研究の時代に進み、現代にては癌腫の研究は他の腫瘍と共に殆んど人類を離れて比較病理學の立場より、哺乳動物、鳥類、魚類、爬蟲類等各種の動物に自然に存在する癌腫に就て、及び其の移植試驗に就て研究せられて居るのであります。此等の實驗の裡で特に注目す可きものは一千九百十三年に「コッペンハーゲン」の醫學大學病理學

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

くれ竹集

新元鹿之助

伏見丸船中にて夜靜かなりければ

くれ竹の一夜ふしみの夢にたに
　障らぬ波の音そしつけき

朝またき男島女島の影を認めて

筑紫かた通ふ白帆に夜はあけて
　男島めしまの影かすかなり

門司の關を過ぎて

さす汐に岸の若葉も匂ふなり
　もしの浦わの春も及はす

折柄の月の出汐に早鞆の瀬戸を過きければ

射る矢なす名も早鞆の瀬戸ゆけば
　月もさすかに汐くもりせり

車中より不二山の姿見えければ隣席の人々にも示し飽かす見入りぬ

いくたひか人にも見せつわれも見つ
　あかぬは不二の姿なりけり

明治神宮に參拜して大鳥居のさりわき目につきければ

打あふく檜の鳥居これやこの
　わか阿里山の檜なりけり

上越線視察の歸途雨に逢ひて

窓なから見るそ嬉しき若葉山
　ふる雨さへも心ありけり

折にふれて

草まくら旅は道つれ世はなさけ
　こゝろ合せて行くよしもかな

秩父線視察の途上荒川の上流を見て

秩父嶺の若葉なからに荒川の
　水はみさりに澄みわたりけり

岐阜の長良川にて鵜飼を見んとて曳舟にて早瀬を上る折夕月の出てければ

長良川早瀬をのほる曳舟の
　つな手にかゝる夕月のかけ

待てとも／＼鵜舟の來らさりければ

短か夜も知らて長良の鵜飼舟
　幾瀬さまりて舞さすらん

長良川の山容水態わか新店に似たりければ

山も河も月もさなから長良川
　ふる里人に逢ふこゝちして

鵜飼を見て

鵜の業もなるれはなれて川の面に
　はなつ鵜縄の筋もみたれす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二見か浦にて

さしくしの二見か浦に寄る波の
音にも偲ふ伊勢の神風

鈴鹿山を越えて

關越えて仰く鈴鹿の山並に
昔ゆかしきこゝちこそすれ

大津なる原田氏の邸宅は其の昔園城寺の政所なりし由吾この度此處に一泊し三井寺の鐘の音に目覺めて

園城寺昔のあさを偲ひれの
枕にひゝく三井寺の鐘

石山寺の月見堂にて

われもまた一夜月見のおはしまに
昔ながらの秋を偲はん

日向灘にて東天の白きを見て

夏の夜の習ながらも日向灘
あくるにやすき東雲の空

美々津港は昔神武天皇の東征の折船出の場所と聞きて

昇る日のかけもかしこし偲へ聞く
美々津の浦の昔偲へは

高千穂峯の雄姿を仰ぎて

定めなき五月の空を高千穂の
山は嬉しく晴れてけるかな

都城にて白男川君に別るゝとて

明日はまた逢ふ身と知れと別れうき
思ひや旅の習なるらん

鹿児島にて家兄の内に宿りて

長らへてまたも逢ひしと老人の
喜ふ顔を見ればうれしも

阿蘇山の頂に煙の淡く立つを見て

見はるかす阿蘇の高嶺にたつ煙
低きはやかて雨にやあるらん

阿蘇山麓宮地のやとりにて雨さへ降りいで蛙の鳴く聲しきりなりければ

今そしる旅のあはれを宮地野の
雨のふる江に蛙なくなり

豐後の竹田にて

暫しとて竹田の里の雨やとり
ひとよだにもと思ひけるかな

久し振りに子供等に逢ひて

嬉しさの何はともあれ親と子の
逢ふ瀬にまさる喜ひそなき

（編者附記、本集は新元部長の、最近内地視察の折、詠み出でられし歌稿の中より撰みて本誌に寄せられしものなり）

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

教授「フイビーゲル」氏が家鼠の前胃中に一種の腺蟲類を發見し、其の寄生に依つて胃に癌性腫瘍を生ずることを發見したのであります。後ち同氏は「ウイン」大學に招聘されましたが、同地に於きましても同樣の研究を續けまして、一九一九年には胃癌のみならず、食道及び舌に於ても完全なる表皮癌を形成せしめ得たのであります。而して同氏は其の原因を本蟲の分泌する一種の毒素の刺戟に歸したので有ります。斯くの如く寄生蟲の刺戟によつて或る局所に癌腫又は肉腫等の如き惡性腫瘍を發生することは既に久しき以前より人の注意した所でありますが、同氏に依つて此の事實が實驗的に證明せられました譯で、同人間には少なからざる興味を以て迎へられたのであります。之れと多少の關係が有り、且つ癌發成學上多大の功献をしたものは、我が山極、市川兩博士の兎耳表皮癌の人工的形成であります。同氏等の報告を見ますに、氏等は歐米諸國に於きましては蔘兒又は「パラヒン」を取扱ふ者に所謂蔘兒癌「パラヒン」癌の出來る事多き事實と、前述の「フイビーゲル」氏の實驗とに勵まされて、寄生蟲の毒素に因る刺戟の外、單純なる理化學的刺戟のみに因ても、同樣に癌性腫瘍を形成せしめ得るや否やを知らんとして企てられたもので有ると云ふ。即ち右の考案の下に兎耳の內面に蔘兒を一日或は二日置きに繰り返し〳〵塗つたのであります。さうすると大正四年には百九十六頭の試驗家兎の內、十二匹まで眞正の表皮癌が出來ました。其の內三匹は側頸部の淋巴腺に轉位を起しましたのであります。即ち惡性腫瘍としての特徵を完全に現はしたのであります。當時「シカゴ」大學の病理學敎授「ウエルス」氏は親しく山極博士の敎室を訪問して此の人工的兎耳表皮癌を見て其の成功に驚いたと云ふ事であります。此の蔘兒や「パラヒン」を局所刺戟の目的に應用したるは、決して山極博士の創業ではなく「ハナウ、カーチン、ブロッシ、スタール、ウールマン、フイシャー」其の他の人々に依つて試みられたのであります。併し是等の人々は單に上皮細胞の增生乃至多少の異型的增息を認めた位で、癌性

腫瘍と認むる迄は到らなかつたのであります。何故從來不成功に終りしものが山極博士等に依つて成功したかと申しますに、先生は二十年來癌種の發生は生理的組織に及ぼす慢性の刺戟に依るものにして、先天性の癌細胞なく、又特殊唯一の癌原因體なし、獨り境遇の感化は能く癌細胞を養成す。との確固たる信念と、市川氏が先生の理想を忠實に實行した事に有ると存じます。山極博士等の兎耳表皮癌の人工的形成の報一度傳はるや、各國に於て氏等の實驗を復試し、多くは博士等の成績と一致したのであります。只二三の者は本實驗に多少の疑を挾み、試驗家兎百九十六頭中僅かに十二例のみに癌性變化を見たるは餘りに少數なれば、其の果して眞正癌なりしやを疑ふと云へるも、そは各個體の素因に歸す可きものにして、寧ろ當然の結果であらうと存じます。之と類似の實驗は猩紅赤「ズダン」第三等の如き色素及び篸兒「ラノリン」等を皮下或は粘膜下に注射して、その部に上皮組織の異常增息を起し得た報告及び住血吸蟲「又肝ヂストマ」等の寄生によつて、肝臟乃至腸壁に同蟲卵子を基礎として腺腫又は腺癌を發生した類例も決して尠くはありません。余も亦日本住血吸蟲の動物試驗に於て、その動物の腸壁に腺腫核增息を證明した事が有ります。尙刺戟を基礎條件とする諸實驗中注目に値するものに英國の「ミツトレセツクス」病院の癌研究部長たる「ラザールスバロウ」氏の研究が有ります。氏は原發性膽囊癌に於ける膽石は、癌疾患を有せざる場合に見る膽石に比し、常に多量の「ラジユーム」を含有することを證明し、之を根據として膽石の小片に小孔を穿ち、其の中に「ラジユーム」の珪酸鹽類及雲母の粉末を容れて固く蓋をして六匹の家兎の膽囊内に送り、同時に膽石の中に「ラジユーム」鹽類を容れないものを三匹の家兎の膽囊内に容れて、一年乃至四年後にその動物を屠殺解剖致しました所、「ラジユーム」鹽を含有する膽石を挿入したものは、「ラジユーム」を含有しない膽石を挿入したものよりも著しく膽囊壁の肥厚及び粘膜の腺腫性增息を起し、その一例に於ては純然たる腺癌を起して肝臟内

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に轉位をさへ起して居たといふことであります。之は餘程注目すべきことで嘗て、「ウィルヒャウ」先生が癌腫の發生に對する刺戟說を主張されました際、その論據の一として膽嚢の原發癌には常に膽石を見るものにして、こは膽石の機械的刺戟に依つて癌腫を生じたといふのであります。併しながら「ラッフルス、バロウ」氏の研究に依れば、膽嚢の原發癌と膽石との關係が單に機械的のものなるや、將た又「ラジユーム」の刺戟に依るものなるか、頗る興味ある事と存じます。此の外、動物の飼養法を變更して腺腫を形成せしめ得た報告、例へば今博士は「ラノリン」を以て、梅原博士は腦髓の乾燥粉末を以て、長く家兎を飼養し、其の胃壁に腺腫核上皮增息を發生せしめ得たのであります。尙は飼養の變更に加はるに、局所に一定の刺戟を作用せしめて、腺腫性乃至癌性腫瘍を形成せしめ得た報告も尠なくありません。

要するに、最近二十年間に於ける癌腫の原因乃至發生の研究は、主として實驗病理學の範圍に於て其の進路を見出したので有ります。そして癌腫の發生には、一定の持續的刺戟が必要であるといふことが分かつたのであります。只その刺戟の機械的なるや化學的なるや、將た又「ラジユーム」乃至X線の如き電子の刺戟に依るものなるやは、容易に斷定し得ないのであります。兎に角、持續する或る種の刺戟によつて癌性腫瘍を發生せしめ得る、といふまでに達したのであります。併し乍ら是れ等の事實を以てしても、未だ癌腫の發生を悉く解決し得た譯ではありません。謂はゞ漸くその前哨を打ち破つたと云ふに過ぎないので、今後の研究に待つ可きものが多く有るのであります。結核の如きその原因は極めて單純であり、且つ四十年前に於て確實に發見證明せられたるにも拘はらず、今日も尙吾人の好研究題目として殘されてあります。況んや癌腫の如き複雜にして其の發生原因の單調でないものに於ておや、縱令その眞相を窺ひ得たとしても、今後の研

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

究は尚幾年を要するか、測り知るべからざるものであります。

四

最後に、癌腫の發生に關係ある私の仕事の大體をお話し、それに關係のある材料を御覽に入れて、御批評を仰ぎ度いと思ひます。昨年の九月、私が此方に參りまして、色々の寄生蟲を集めて居りました際、俗に臭鼠と呼ばれて居る鼠の胃に、限局性の腫瘍のあるのを發見いたしまして、それを解剖して見ますと、その部に或る腺蟲類の寄生して居る事を證明しました。卽ち同蟲の寄生に因つて該腫瘍を形成したものである事を知りました。此の蟲は雌雄異體でありまして、雌は平均二十三「ミリメートル」計りの長さと〇、八粍計りの幅を持つて居ます。雄は平均九粍計りの長さと〇、六粍計りの幅を持つて居ます。(實物供覽)そして鼠の胃に寄生して居ます時は、何時でも雌雄必ず交接して居まして、未だ曾て雌或は雄の一方のみ單獨に寄生した例を見た事がありませぬ。特に奇とす可きは、雌雄の兩蟲は局部を固く接著して、生命の有る限り決して分離し得ない事であります。(寫眞供覽)而して胃壁には唯々雄のみ吸著して、雌は雄に抱擁された儘生を樂しむといふ風であります。御覽の通り、雌の陰門は體幅の半以上も切れ込んで居まして、此の部に雄の局部を挿入して居ます(顯微鏡撮大圖供覽)此の蟲は恐らく新種で有る事も疑ません。能く臺灣から色々新らしいものを出すといふ非難が有りますが、一千九百十六年華盛頓に居ます「ホール」博士が、世界の文獻に表はれた鼠の線蟲類のみを集めた文獻の內には、單に寄生する「スピルリーデ」類のみにても二十三種揭げてあります其の內で腫瘍を原因するものは「フイビイゲル」氏の「ブンギロネーマ、ネオプラスチークム」のみであり

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ます。加之、蟲の構造を此の二十三種の寄生蟲と比較いたしますに、大體の構造は「フィサルプテラ、アブレベータ」と似て居ますが、大きさ其他の點に於きまして、全く別なものである事が明かであります。從つて私は一新種と認め、臺灣「フィサロプララ」Physaloplora formosana と命名して置きました。此の蟲の寄生に依つて起る新生物は、主として胃壁に於ける限局性肉芽腫でありまして、中には纎維性肉腫の樣な構造を有するもの及び異腺の異常増息に依りまして腺腫樣の構造を呈するものもあります。本實驗は未だ單にその手がゝりを得たといふ計りで、今後如何になり行くかは全く疑問であります。殊に臭鼠は土龍の種族でありますが故に、頗る日光に弱く、實驗動物としてはその飼養に困難であります。從つて本研究を進めますには、本蟲を家鼠又は白鼠に寄生せしめねばなりません。從つて先づ第一に此の蟲の發育丈けを研究して、人工的に鼠に感染せしめる方法を見定めねばならぬと懸命に努力して居ります。倘本實驗から出發しまして色々な研究をして居ました處、多數の實驗動物中、本蟲とは全く異れる種類の寄生體に因つて、新たに試驗動物の胃壁に上皮性腫瘍を形成せしめ得ました事を喜んで居ます（蟲體及び腫瘍供覽）臺灣は私の研究に適當な材料を澤山包有して居ます。謂はゞ天惠の内であります。只之れを開拓す可き人手と試驗動物とを充分に使ひ得る丈けの資力を持たない事を遺憾とし、不自由に思つて居ます。皆樣方の同情ある御後援の下に是等の研究を進める事が出來ましたならば、多少とも學界に寄與し得る事と存じます。炎暑の際御靜聽を煩はしました事を厚くお禮申上ます。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査研究

香港の貿易

稅關事務官　井出季和太

四　重要輸入品（承前）

（八）麥粉

麥粉は從來香港の重要貿易品の一で多年米國粉の供給を仰ぎ來つたか戰爭の結果米國粉を軍需品に充當したる外に價格の暴騰及船腹の拂底等よりして其の入荷を漸次減少し一方日本粉及近年發達した上海其の他支那粉の輸入を增加し又從來の汕頭廈門福州等の需要地に對しては上海より直接に之を供給するに至り尙次第に加奈陀粉及濠洲粉の當市場に現出するものあり供給の系統を異にすると同時に其の輸入を減じた。

戰前よりの情態を見るに一九一二年には麥粉の輸入五百六十九萬四千餘袋に上り米國粉の輸入は前年に比して約二千萬袋を增加し濠洲よりの分二萬八千四百袋に達し總價額香貨一千二百餘萬弗を越へた同年市價は變動して一袋一弗九十仙乃至二弗二十五仙の間に在り輸入商は損失を蒙り又熾に投機が行はれた一九一三年には尙輸入總額五百十七萬六千餘袋香貨約一千一百萬弗に達し中米國粉四百七十七萬四千餘袋加奈陀粉三十二萬袋濠洲粉八萬二千袋を占めたが總額に於て五十一萬八千袋を減少した然れども加奈陀粉の需要は益々增加した一九一四年には米國粉三百五十一萬六千餘袋加奈陀粉四十三萬三千餘袋で前年に比し百二十三萬六千

餘袋を減退した而して濠洲粉は運賃の騰貴及爲替の不利よりして輸入を不振ならしめた反之加奈陀粉の需要は前年同様に益々増加の傾向を來した一九一五年には前年に比して百八十六萬四千餘袋一九一三年に比して三百十餘萬袋を減退した但し加奈陀粉の輸入は前年の四十三萬三千餘袋に對し三十六萬三千餘袋に下り六萬袋を減退し反之新に支那より二十萬袋を輸入した而して同年の入貨は減退したが前年の在荷多く米支に於ける市價騰貴の結果輸出を促進し從つて香港海峽植民地及支那沿岸市場に商品が汎濫したのである又上海の製粉工場は一日の生産額が三萬袋に達し原料小麥を米國より充分に供給し同取引の前途は有望であつた商船用として「シービーアール」船の撤退及歐洲に於ける需要増加は加奈陀粉輸出の減退を來し一方濠洲に於ては生産量不足し政府は收穫の全部を太平洋岸の市價に對して二十五「パーセント」以上を追加して買收し一月の平均市價は一袋約三弗二十五仙なりしが八月には二弗八十仙に下り新收穫季に近つき商人は大損失を蒙つて在荷の處分を了した同年の輸入總價額は約五百四十萬弗に達し東洋市場は當時健全の狀態に在り香港の在貨は三十五萬袋あり翌一九一六年三月迄に著荷約同額の見込であつたか運賃に關して前途尙暗憺の氣味で經過した一九一六年は又商人の爲に利益なく漸次輸入量を減退した左に其の累年の輸入數量を揭く。

一九一二年	五、六九四、五五四袋	一九一五年	二、〇七五、一二九袋
一九一三年	五、一七六、六二三	一九一六年	一、六〇四、〇三三
一九一四年	三、九三九、七五四		

一九一六年の仕出地別輸入數量は左の如くである。

米合衆國	九七五、七七二袋	上海	三七七、八〇〇袋
加奈陀	一〇七、六六二	日本	八一、七〇〇
濠州	六一、一〇〇		

前表に依れば一九一六年は前年に比し四十七萬一千餘袋一九一三年以來三百五十七萬二千餘袋を減じて居る同年の市價は二弗九十仙乃至三弗五十仙とし當時香港には各種在荷二十萬袋あり支那の製粉は著しく增加したか上海の同業は尙稍不況であつた歐洲にては加奈陀米國及濠洲の製粉に對して需要著しく增加した爲に

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日本粉は當市場に俄然殺到するに樣になつた。

一九一七年には更に輸入量を減じ百七萬二千餘袋に下り前記の如くに香港市場に對する大得意であつた汕頭厦門及福州の商人は供給を上海より仰ぐことに改め日本は戰爭の結果一方濠洲粉の制限あるに乘じて當市場に活躍した爲めに左記の如くに地位を轉換したのは注意すべきである。

日本	九二、五七七袋	米國	五一、〇〇〇袋
濠洲	四三、六二三	加奈陀	一一、八五〇
上海	四三、三五〇		

而して當時香港の在荷は二十九萬袋あり同年市價は約前年と同じくであつた。

尙同年香港よりの再輸出高は大略左の通りであつた。

香港(消費額)	一九萬袋	海口	五萬袋	暹羅	六萬袋	廣東	四萬袋
安南	二五	澳門	五	海防	七	北海	一

一九一八年は更に其の輸入量を減退し七十萬六千餘袋に過ぎず戰爭にして繼續せば一層不況であつたのである其の原因は市價暴騰及船腹の拂底に在つた而して前年には日本粉を多く輸入したが同年は日本政府は前年二月以降特許を得るの外は製粉の輸出を禁止した爲めに濠洲粉及上海粉の買入を爲し同年初頭日本一等粉の市價は香港渡一袋二弗八十五仙なりしか二月初歐洲筋にて日本粉及上海粉の買入を開始した結果市價は躍進して三弗六十仙となり其の後三弗七十仙に上つた而して一方日本商人は支那商人の申込に應じて各種製粉を買占めた結果歐洲商人は直に購買を中止し斯くして高價の香港在荷が增加し同取引は一時中止し商人は歐洲市場の狀態を窺ひ手控の有樣となつた其の後五月頃に至り當地商人は濠洲粉の買入を開始したか船腹不足し當時僅かに二隻の英國小汽船及三隻の日本汽船のみであつた。

一九一八年の仕出地別輸入數量は左の如くである。

日本	四二八、五〇〇袋	上海	二三三、〇〇〇袋
濠洲	四五、〇〇九	計	七〇六、五〇九

一九一九年に至り船腹緩和と同時に各種製粉殊に上海粉の激増に依り前年に比し著しく活況を呈し擔に換算せば前年の三十二萬九千八百餘擔四十三萬六千餘磅に對し七十八萬五千餘擔百十萬九千餘磅即ち倍額以上に達し一九二〇年には更に增進し百八萬九千餘擔百九十六萬八千餘磅に上つた。

今二箇年に於ける仕出地別輸入數量及價額を示さば左の如くである。

		一九一九年	一九二〇年
濠州	擔	三九四、九二六	二〇五、一二三
	磅	六一五、六八二	三八一、九二〇
加奈陀	擔	—	七三六
	磅	—	一、五〇八
印度	擔	—	二三
	磅	—	九六
海峡殖民地	擔	一	七五
	磅	三	一七六
北支那	擔	三七六、三〇七	六一三、四五〇
	磅	四七〇、〇五八	一、〇三〇、四六九
日本	擔	一〇七	七、〇八九
	磅	一五一	二、九二六
佛領印度支那	擔	—	一、〇八八
	磅	—	二、三三六
比島	擔	三四四	七三六
	磅	一〇〇六	一、六五六
米國	擔	一一、五三二	二六二、〇八六
	磅	二三、九二五	五三八、六八八

次に同年輸出に例を示さば左の通りである。

		一九一九年	一九二〇年
英國	擔	一〇、五五五	一三、四四〇
	磅	一五、二八一	二〇、四二八
濠州	擔	一〇	八
	磅	二二	二六
加奈陀	擔	七	一五
	磅	一四	三九
印度	擔	三	九
	磅	九	二九
緬甸	擔	一〇	七
	磅	三三	三九
海峡殖民地	擔	七九、七四五	一二四、六八六
	磅	九四、六五四	二三四、六六四
日本	擔	一〇	三八二
	磅	一九	五五八
蘭領印度	擔	一、八九九	五五、五七二
	磅	二、二八七	九八、三五五
佛領印度支那	擔	一六五、六〇五	一九四、七八七
	磅	二九〇、九二五	三八一、二二二
暹羅	擔	六三、五〇三	四五、三九〇
	磅	八五、四七三	八七、七七〇
比島	擔	五二、五九六	四九、六六〇
	磅	七六、五一一	九三、一四六

埃及	擔	一、〇九七	八九六〇六
	磅	二、七四六	二〇〇、五〇六
其他英領	擔	三〇、八八八	二七、六八六
	磅	[illegible]、五七一	六〇、九一〇
北支那	擔	二三、二六七	九、九三五
	磅	三九、三二五	二一、〇八五
中支那	擔	七、九五〇	一六、五六八
	磅	一三八一六	三一、四三三
南支那	擔	二一一、八二五	三四〇、二三九
	磅	三三五、一〇〇	六一八、八六六
米國	擔	二六	一二四
	磅	二六	四五五
瑞國	擔	六	六
	磅	三五	一八
佛國	擔	一八	—
	磅	三九	—
其他外國	擔	九一七	三九
	磅	一、三六〇	三一四
計	擔	六二二、二九六	九六七、九二九
	磅	九一三、四八八	一、八四七、九四八

(九) 海産物附椎茸

日本は世界の著名なる海産國である上に其の地勢の利便及歴史的通商關係密接であるが故に香港輸入の海産物の大部は日本品を以て占め主たる仕向地は南支那であるか其他支那沿岸海峽植民地佛領印度支那暹羅等である。

海産物の輸入總額は一九一九年百八十一萬餘磅一九二〇年二百五十八萬餘磅に達し輸出は一九一九年二百七萬餘磅一九二〇年二百七十五萬餘磅に上つて居る左に各種海産物に就て述ぶることにする。

(イ)鱶鰭　本品の輸入は南洋諸島及新嘉坡附近の産品多く日本産品は之に亞ぐ一九一九年及一九二〇年の總額は各自二萬擔内外にて其の價格二十九萬一千餘磅及三十八萬七千餘磅中印度よりの分大部を占め各自六千七百餘擔及八千六百餘擔にて其の價格各自十一萬六千餘磅及二十萬九千餘磅を占め日本よりの分は各自八千四百餘擔及七千百餘擔にて其の價額各自十一萬七千餘磅及十萬四千餘磅とす品質は日本品は前者に劣るも山口縣地方の産品は支那人の嗜好に適して居る其の他海峽植民地佛領印度支那及米國等より仕出したる分多少ある。

輸出は大部北支沿岸とし其の他は中南支に對するもの之に亞ぐのである。

(ロ)海參　本品の輸入は最近濠洲産を最多とし印度蘭領印度其の他南洋方面及日本産等が之に亞ぐので

る之等を支那各沿岸に仕向くるのである一九一九年及一九二〇年の輸入總額は各自二萬一千七百餘擔十七萬七千餘磅及二萬九千六百餘擔二十九萬六千餘磅とし濠洲よりの分各自五千七百餘擔五萬三千八百餘磅及一萬八百餘擔十一萬五千餘磅を占め印度よりの分各自千五百餘擔一萬七千二百餘磅及四千六百餘擔六萬七千八百餘磅蘭領印度よりの分各自六千七百餘擔五萬七千餘磅及七千二百餘擔五萬九千餘磅を占め又海峽植民地其の他英領植民地の分相當額に達し日本よりの分は近年少額となつた。

品質は新嘉坡其の他南洋產を優良とし大形にて無刺の光參が多い日本製品にも普通白色のもの及炭製の黑色のものがある又無刺の光參以外に有刺の刺參があり刺參中其の刺正しく腹中に砂を含まず香味佳にして鹽分少きを上等品とし無刺參は下等品に屬する。

(ハ)鯣　本品の輸入は日本品を最多とし一九一九年及一九二〇年の總額各自一萬八千二百餘擔十五萬六千餘磅及三萬九千八百餘擔二十三萬八千餘磅中各自一萬五千百餘擔十三萬二千餘磅及五千三百餘擔二十萬六千餘磅を占め其の他蘭領印度佛領印度支那等よりも多少入荷がある仕向地は廣東其の他南支を主とし兩廣地方及雲南方面より支那沿岸一帶に亘るのである。

品位は一番及二番に分たれ一番鯣は劍先烏賊即白烏賊にて支那一般に之を東洋明甫と云ひ二番鯣は眞鯣より製し支那人は之を魷魚と呼ぶ北海道及五島產を優良とし又笹鯣は隱岐に產し對州產は之を對州魷と稱し函館產は之を函館魷と唱へて居る。

(ニ)鮑　本品の輸入は殆んど全部日本產品で鯣に次ぐ重要貿易品の一である一九一九年及一九二〇年の總額四千五百餘擔十二萬四千四百餘磅及六千七百餘擔十六萬四千四百餘磅に達し日本品各自四千四百餘擔十二萬二千九百餘磅及五千八百餘擔十四萬八千九百餘磅を占めて居る輸出は南支廣東其の他支那沿岸を始めとし南洋諸地に少量を仕向けて居る。

鮑には二種あり角腸を去り一度煮烹したものを明鮑と云ひ角腸を含む儘に煮烹したのを灰鮑と稱し前者は長江筋に多く仕向けらる本邦產中最も珍重せらるゝものは安房伊勢志摩隱岐等の產である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

（ホ）貝柱　本品の輸入は殆んど全部日本品の獨占に係るも近年排貨の反映に依り其の數量を減退し一九一九年及一九二〇年の總額各自二千百五十六擔五萬三千六百餘磅及五千百四十七擔八萬一千二百餘磅中各自二千百六擔五萬二千五百餘磅及五千百四十二擔八萬一千百餘磅を占む輸出は南支廣東其の他支那沿岸内地に仕向くるの外に又南洋英領植民地佛領印度支那暹羅比島其の他にも多少轉送して居る。

（ヘ）昆布　本品の輸入は近年減退し一九一九年及一九二〇年の如き各自八百四十九擔千八百七十一磅及千五百五十三擔二千四百三十六磅に過ぎず殊に從前日本よりも其の輸入を見たか同二箇年には絶無となつた。

（ト）其他の魚介類　其の他魚介類としては乾鱈乾鰕鯨油其の他の魚油の外に多量の鹽魚類を佛領印度支那暹羅印度日本米國支那沿岸より輸入して居る各種類に就ては香港靑書に區別して記載せざるが爲に不明に屬すれども總額に於て一九一九年及一九二〇年には各自三十九萬八千餘擔百萬八千餘磅及五十四萬二千餘擔百四十一萬五千餘磅に達し就中同年日本産は各自八萬四千三百餘擔二十二萬五千餘磅及十萬餘擔二十八萬一千餘磅米國産は各自一萬三千六百餘擔四萬二千八百餘磅及八萬七千四百餘擔十三萬七千餘磅佛領印度支那産各自十二萬五千餘擔三十七萬八千餘磅及十餘萬擔三十九萬九千餘磅暹羅産各自十萬八千餘擔十八萬三千餘磅及九萬餘擔二十一萬四千餘磅等である而して仕向地としては南支那を筆頭として居る。

（チ）食鹽　食鹽は從來專ら沿岸より輸入し當港商人を經て廣東及西河筋の各都邑に分輸し上等鹽を除き安南産以外殆んど外國品の輸入を見なかつた而して主産地は平海汕尾大州細布舍于各等製鹽の輸入額は一箇年二、三、四萬噸（二十萬擔内外）に上り又山東鹽も輸入して居た食鹽は專賣で禁制品なれば私販に依る外は外國に輸入すること出來ぬか故に元より正確の統計を知ることが不可能である而して近年に於ては外國鹽例へば安南の外暹羅比島及靑島其の他北支那よりの輸入多く其の他見るに足るものがない是等輸入總額は一九一八年に於ては僅かに十一萬二千餘擔一萬四千餘磅に過ぎなかつたが一九一九年には七十五萬五千餘擔十四萬八千餘磅に上り更に一九二〇年には激增して百五十六萬八千餘擔二十六萬四千餘磅に達した一方一九二〇年の輸出を見るに僅かに十二萬一千餘擔二萬二千二百餘磅で輸入に對して一割に達せず主として南支及日本に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

向けて居る今香港の人口を五十萬とし其の消費量を稍過大視し一人二十斤とするも總額十萬擔にて可なるが以て剩餘額百二十萬擔即ち一億二千萬近の巨額に達するが如く如何に廣東其の他に密輸入せらるゝもの多きか思半ばに過ぐるものがある。

(註)廣東省の鹽の消費高は一人十五斤として一箇年約四億五千萬近内外を要し其の生產額は約三億萬斤内外なるを以て不足額は之を香港及福建より仰ぐ前記香港輸入鹽の剩餘額に對照せば私販による數量多大なるべきである蓋し一九一四年支那の鹽務顧問たりしリチャードデーン氏は香港總督と協議して香港に輸入する鹽に對して支那同樣に一擔に付二弗五十仙の課税を爲し輸入を制限し香港の消費鹽を監督し以て其の密輸を防止せむとし該問題を北京政府に提議したことがあつたが其の儘中止し其の後廣東の新軍政府に及び同種問題を香港政廳に再議したれど政府の承認なき事由の下に拒絶されたのである。

(リ)推茸　本品は支那各地に產すれど品質劣等の上に產額少量にて支那人の需要に應ずることが出來ぬ從て輸入の大部は日本品である輸入總額は一九一九年及一九二〇年には各自二十六萬四千八百餘磅及三十萬二百餘磅中日本よりの分各自十五萬六千七百餘磅及十六萬八千八百餘磅即ち半數以上を占め北支那よりの分之に亞ぎ各自九萬二千七百餘磅及九萬七千百餘磅に達し外に濠洲其の他の英領植民地より多少の仕出しがある輸出は南支を主とし其の他中支海峽植民地等英領地方にも相當仕向けて居る。

日本產は品質優良で二種あり一は冬菇又は木子と云ひ他は香信と稱する普通の茎蕈である冬菇は天日にて乾燥し茎短く稍縮少し普通の推茸の如くならざれども煮沸すれば香味香信の上に出で支那人の嗜好に適し價格亦自ら高きが爲めに生活程度の高き廣東地方に仕向くる反之香信は廣西雲南又は福建等に仕向けて居る而して當港に輸入するものは主として日向豐後の產で從來多くは長崎より仕出した又紀州、伊勢、三河、遠江、等は主として神戸横濱より在留支那人の手に依て輸入したのである。

(十)燐寸

燐寸は今日迄支那及香港其他に對する日本の獨占品である由來本工業は製造簡單であると同時に近年支那

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に於て該工場の設立ありたる結果日本品の輸出數量は十箇年前に比し約半減し殊に最近の排貨に依り益々不況に陥り支那に於ては本品の自給に腐心するの外に日本品を變造又は改裝して土貨として各地市場に搬出しつゝあり少とも日本の黄燐燐寸の運命は悲觀すべきものがある但日本の對支燐寸貿易と約伯仲の間に在つた香港市場は前記原因あれども尙日本品は從來と數量に於ては大差なく其輸入一箇年凡十萬箱見當である（一箱は大圖六百個小圖七千二百個とす）而して市價騰貴の爲に其の價格に於ては例へば一九一九年の如きは總額前年の七十餘萬磅に對して八十一萬五千餘磅中八十一萬九百餘磅を占め一九二〇年には總額六十七萬九千餘磅中六十七萬四千餘磅を占めた而して元より最近日貨抵制の結果廣東地方には工場增加し（支那人經營のもの約十工場日支合辨のもの二工場）戰前の二、三萬に對し約十萬箱位に增加したれど尙日本品は南支一帶に對して約半額を占めて居る且つ現在の支那工業は到底日本の精巧なる安全燐寸に匹敵することは出來ぬのみならず原料は大抵日本品であつて自給に制限あるに依つて急速に日本製品の輸入を止むる虞はない然しながら將來に於ては極めて低廉なる勞力に依つて技術の發を期し得るが故に日本當業者は現情を維持して雲烟過眼視することは出來ないのである。

（十二）　包蓆（アンペラ）

包蓆は砂糖米鹽生絲茶其の他の包裝用として主として支那内地日本臺灣等に輸出せられ廣東省の雷州半島及肇慶地方は世界に於ける產地である前者は廣州灣より拱北を經後者は廣東九龍江門三水等を終て輸出し香港を以て一大集散地とし多く沿岸航路の小蒸汽船を以て仕出して居る。

本品の原料は蒲の一種に屬し土俗竹仔と稱する越年草にて雷州產は支那人は雷州草と呼んで居る水田に栽培し一箇年半以上二箇年後七八尺乃至一丈位に至り之を刈取り天日に乾燥したものを打つて扁平となし多くは婦女の家庭工業として手細工を以て編成する。

製品の種類は大小形體に依り區々あれど實際の商品として多く出るは六尺四寸（一枚の長さと幅との和）の六四物で其の重量は四百對度である（其の他六二物六尺物五八物等あり又重量よりしては三八五、三八〇、三七五、三七〇、三六〇、三二〇、封度物等に分たる）品種は上物と並物とに分ち上物は六二物及四百封度

物以上である當地に輸入した各種雜多の製品は取扱問屋に於て仕向先により仕分をなし例へば日本向なれば五八物六二物六四物等に分類し百組即ち二百枚(二枚を一組とすれど税金關係で離はすして出す)を一俵(梱)として荷造するのである市價は一九二〇年初期頃普通百俵に付千二百弗見當なりしが上物は千二百五十弗位である戰前は最低九百弗のものか同年冬期には最高二千三百弗餘に上つたことがあつた。

一箇年生産高は元より信據すべき統計なきも支那人の言に依れば從來約二千五百萬枚で日本向か約五百萬枚臺灣向か約六百萬枚其の他は支那へ仕向け一部は新嘉坡暹羅等に輸出して居る積出しは大抵十一二月頃より開始し翌年四五月頃迄に取引が出來る但し日本向は必しも特定の季節を限定せず臺灣向は十月頃より翌二三月頃に多く取引が行はるのである。

肇慶産は普通の「アンペラ」に比して細く品質優良で臺灣又は靜岡等の茶及横濱の生絲の包裝用として輸出し數量は同じく不明なれと就中臺灣方面には約七十萬枚乃至百萬枚を仕向けている。

參照の爲に支那海關統計に依り一九一八年包蓆の輸出高を擧ぐれば總額二千餘萬擔百十四萬五千餘兩中香港に對して千五百十一萬餘擔八十四萬八千餘兩で直接支那より日本に對し輸出した額は少量であつて多くば香港より仕出したのである。

香港の靑書には本品の產地たる南支那よりの輸入を脱却して居るから其の數量を知ることが出來ぬ又其輸出に關しても包蓆外の連蓆其の他を加算しあるに依つて正確に其の數字を知ることの出來ぬを遺憾とする左に一九一九年及一九二〇年に於ける輸出價額は左の通りである。

	一九一九年		一九二〇年	
「マット」(茶)	九一、五二九	(日本 四八、七六七)	五二、四七〇	(日本 二四、五一七)
「同 」(其他)	三九四、二九四	(同 三〇〇、九一六)	三九〇、一五六	(同 二三四、一五四)
「マッチング」	一九三、三二〇	(同 一二三、二九三)	一一七、二〇四	(同 一二、二二九)
計	六七九、一〇四	(同 四七二、九七六)	五五九、八三〇	(同 二七〇、九〇〇)

前表の如く包蓆(茶蓆を含む)としては日本(臺灣朝鮮を含む)に對するもの大部を占め其の他北支那之に亞ぎ海峡植民地佛領印度支那暹羅等も多少輸出する。

次に臺灣に輸出したる數量及價額を臺灣の輸入統計に徴すれば一九一九年には一千七十九萬餘枚二百四十

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六萬餘圓一九二〇年には稍減して尙八百三十六萬餘枚百三十四萬八千餘圓に達して居る。

(十二)「ガンニー」袋(麻袋)

本品は印度の特產でカルカッタの重要貿易品の一に屬し黃麻白麻と共に世界各地の需要を充す主として穀類の荷造用とする外に多く砂糖の包裝用として東京及兩廣沿岸又は臺灣等に輸出する當港は重要なる仲繼地である又臺灣其の他には直接印度より仕出すものあると同時に當港は米國及滿洲行の同品を積換轉送し來つたのである。

本品には新舊の別があり殊に古物の需要大である品質は織方綿密にて强靱を貴ふ種類は青筋と鐵筋とあり荷造は普通四百枚を一梱とし鐵條にて結束し量目は一千封度內外で地廻り物の古袋は十枚を折重ね運搬するを常とするが他に積換への時には二百枚乃至三百枚を一梱とし輸出することがある古袋は凡て支那人の取扱に係る。

市價は一九二一年春期百枚に付き青筋は二十五六弗鐵筋は二十二三弗であつた。

當港に輸入する本品の數量は一箇年二萬五千梱乃至三萬梱(一千萬枚乃至一千二百萬枚)見當と看做されて居る。

今一九一八年以降一九二〇年迄の輸入數量及價額を揭ぐれば左の如くである。

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
數量(枚)	五九、三四一、四三六	九一、八七三、三五	一七、五六四、〇六八
價額(磅)	三二四、三六七	五六九、六三三	一、二六七、四五一

是等仕出地を見るに印度の分一九一九年には五十四萬八千八百餘枚三十六萬七千餘磅一九二〇年には一千六百二十餘萬枚百七萬六千餘磅を占め其の他海峽植民地日本印領印度支那暹羅等の分とす。

輸出額は前記の三箇年の例左の通りである。

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年
數量(枚)	一二、七九三、八三二	一三、九、五三一	一六、四七〇、三六
價格(磅)	五、六九、五六六	七、六九〇、四一	一〇、八〇〇、九九

是等仕向地としては北支を主とし日本臺灣之に亞ぎ其の他支那沿岸佛領印度支那比島等である。

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣に對しては一九一九年には二十二萬六千餘枚十二萬二千餘圓なりしか一九二〇年には增して六十萬六千餘枚三十二萬三千餘圓に增加した。

（十三）　セメント

本品は香港に於ける重要生產品の一に屬し他の一般の例の如くに轉送貨物でない從つて本品の輸入は小額なれど輸出は相當額に達して居る本工業は造船業及精製糖業と相竝んで靑島黃泥公司（グリンアイルランドセメントコムパニー）の經營に係り其の原料石灰石は當地及西江方面より供給を仰き又海防より之を輸入したか原料の補給充分でない而して從來一箇年最大生產能力八十萬樽乃至百萬樽に達し製品は南北支那沿岸海峽植民地比島其の他南洋方面に仕向けたのである。

今香港の「セメント」輸出額を示さば左の如きものがある。

	一九一九年 數量（擔）	一九一九年 價格（磅）	一九二〇年 數量（擔）	一九二〇年 價額（磅）
濠洲	一六九	五九	一五九、六三四	七九八一
印度	二一、〇一五	九、八一九	一五、〇〇〇	七、二七〇
緬甸	四二、〇一五	一九、五四一	三〇、九六九	一六、三四五
海峽殖民地	五八六、四〇〇	二三九、三三〇	四〇八、三九三	一八八、八八九
其の他英領	一六、四九三	六、八八四	一六、九七五	八、三七三
北支那	五二、九一〇	二〇、〇七四	一三一、二〇八	八八、一四三
中支那	三五、二三七	一四、六四二	八〇、二九六	三七、八九〇
南支那	七二、二六〇	三二、八七四	六二、四八一	二七、五九三
日本	七五	一六六	四八	一六八
蘭領印度支那	三八、九七二	一五、六一二	六六八、八一九	三三三、〇三二
佛領印度支那	四七、〇四七	二一、七七一	一〇九、〇八三	五七、七三九
暹羅	八、五七四	三、一〇〇	—	—
比島	六七、九〇二	二六、一七九	一八五、七六三	八九、九五八
其他	—	—	—	八
合計	一、〇七九、〇一九	四四〇、〇四三	一、七三三、三〇五	八〇三、三五九

輸入は一九一九年に十九萬八千九百餘擔六萬二千三百餘磅一九二〇年に十八萬餘擔七萬餘磅に過ぎずして其の殆んど全部は佛領印度支那より仕出すものである。

（十四）　阿片

本品は支那印度波斯及土國の特產物で一九一一年英支阿片協定前には當港に輸入したもの多量に上り一九一〇年には輸入三萬一千函輸出二萬四千箱に達したか其後漸次減少し一九一七年四月支那の禁輸期以降殆んど其跡を絕ち當港より支那に對する輸出は一九一八年は數百函に止り一九一九年には全然杜絕した其他諸國に對する取引も戰時は船腹の不足に依り其の後價格の騰貴又は英國の再輸出防止等の結果其の數量を減退した。

輸入阿片には印度阿片波斯阿片及土國阿片あるが大部印度阿片で其の他は少量である。

阿片の輸出入取引商況其他詳細の事項に關しては本年一月の本誌に掲載して居る故に之を省略すること、した。

香港大學の現狀

遠東時報四月號ミッドルトン、スミス述

越村生譯

一　支那と工業

今日に於ける支那の工業教育は數年前に比して著しく其肝要なるを認められ來れり。抑々技術者の目的とする所は人類の福祉の爲め自然界の大寶庫を開拓するにあり。支那が無限の自然財源を藏する事は恐らく數々を要せずして、支那各省を旅行せるものは何人も無盡藏の鑛物を包藏するに驚く所ならむ。又た支那の事情に精通する專門技師は等しく此鑛物財源の開發に注意する所なり。實に支那は世界及び支那―特に支那―を裨益せんが爲め、其解放を待つ所の無限の鑛物を包藏するを以て、若し灌漑、運輸設備の如き科學的智識を應用するに於ては植物財源を充分增加することを得、一方支那は怜悧にして最も忠實なる勞働者を必要に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

應じ多數に提供するを得べし。

斯くの如く鑛物又は植物利源に無盡藏なり、勞力の供給亦た容易なると共に此利源を人類の福祉の爲め使用すると云ふことは取りも直さず各自の福祉なること明かなるにも拘らず、此支那の大富源の開發極めて遲々たるものあるはそも如何なる原因に由るにや。

其返答は極めて簡單なり。斯くまで世人が利用せんと熱望する、此自然の富源は無智なるが爲め未だ曾て利用せられたる事なしと云ふに盡く。此事たるや今日始めて遺憾に思ふも無益にして、旁々國民又は個人の過去の過失を茲に列擧する事すら時間を空費するに過ぎず。識者宜しく現狀を洞察し徒に追惜して精力や時間を空費せず、唯其必要なるものを知り、之れに向つて努力すべきのみ。

極めて最近迄支那人は近代の科學方法を全然知らざりしが、今日とても技師なる語句の意義を解するもの全人口の僅かに一パーセントに過ぎず。又練習及び經驗によりて技術者たる資格を有し、英國の土木、機械及び電氣技師協會の正會員たり得る支那人の數は恐らく百名に達せざるべく、支那の人口約四億の內、支那人技師百人に對し英國人技師殆んど一萬人に達す。過去二十年間に於て歐米諸國に於て工學の敎育を受けたる若き支那人多きことは事實にして、今日優秀なる成績を示しつゝあるを以て、將來彼等の經驗を積むに從ひ、支那に於て更に一層急を要する工學的計畫を見事に遂行するに至るべきも、彼等の缺點は常に經驗なきことにして、敎育のみを以ては强ち常に支那の如き奇異なる情勢を有する國に極めて適應するものに非ず。政情の安定を待ち政府官吏及び銀行家等が夫々今一層科學的事業を尊重するに於ては、支那の尨大なる領域に於て數萬の支那人技師を有用に雇傭するに至るべしと云ふも敢て過言にあらず。外國人技師は此處尙ほ數年間は特種問題に對し專門家として夫々助言を與ふるの必要あるべけれど、支那の自然財源の開發は支那人夫れ自身工學的計畫を諒解遂行するに至らされば、到底望むべからざるなり。

二　無數の實地標本を有する香港

數箇月前、世界的名聲ある一技師は香港大學々生に對し一場の演說をなせり。夫は餘人にあらず、モーリス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

フイッツモーリス卿にして、同卿は香港に關する問題に對し土木工學の專門的助言を與へん爲め香港を訪問せるが、圖らずも、此地方的大學に於て工業教育を與ふる教授及び受くる學生の目的及び努力に至大の興味を抱けり同卿曰く「余は廣く世界各地を旅行せるも相互の近き距離に斯くまで技師の各種の仕事を纏めたる場所を未だ見たることなし。例へば余の演説せる講堂より三四哩以内に、大なる三箇の近代式船渠ありて、內二箇は大洋航行船舶建造中、他の一箇所は太平洋航行の大船を修理し、又其處には多くの小機關及び船舶修繕所あり。其他四箇の大發電所ありて二箇はスチームタービンを、一箇は微速往復動機關、他の一は瓦斯エンジンを使用す。更に香港政廳土木局は各種の極めて有能なる事業を完成せるが、中にも彼の見事なる自働車道路は幾多の困難に遭過せるものなるべく、各種の貯水地を有する水道設備、大潭の大堰堤は印度の東部に於て最大と稱すべく、セメントを始め煙草、綱索より皮革に至る各種の近代式製造工場、對岸に於ける蒸汽鐵道及び一千二百呎の高さに鐵條に依り車輛を索引する世界無比鋼索鐵道。香港島內の電車及び自動車修繕工業等の如きは支那の四五の土地にのみ存在するものなり。又水上飛行機、無線電信柱及び世界に於て最も華麗なるもの、一と稱せらる香港內に出入する各種の船舶、鐵筋コンクリートの建築物、製氷場秩序整然たる下水溝、公共衞生設備等一々枚擧に遑なき是等の施設物は總て實に香港に養成せらるゝ若き技師の實地標本にして又刺戟物なり」と。

三　卒業生は工科に多し

香港大學創立者の目的は香港に於て初めて開設されたるは工科なりし事實に徵して明かなるべし。一九一二年—一三年の學年度に於て大學には僅か一名の教授ありしが其專門科目は工學なりき。而して第一期に於て醫科、工科及び學藝科に入學せる五十四名中、工科を選定せるもの三十五名なりき。今日(一九二二年)香港大學を所定の試驗を經て卒業せるもの百三十二名ありて、內醫科四十六、工科七十七、美術科十九なり。工科卒業生中四十二名は土木工學十六名は機械工學及び殘餘の十九名は電氣工學を夫々專攻せるものなり。工科卒業生中五名は第一級名譽學位を、十八名は第二級名譽學位を夫々與へられたるが、之れが授與よ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

香港大學工科學位の標準が倫敦大學の夫れと同一なることを證明せる倫敦大學試驗委員の推薦に基くものなり。

工科學生の教授科目を詳述すれば。概して香港大學の工業教育は倫敦の夫れと類似し居れるが、唯だ異なる點は倫敦大學にては入學後の學級は三年なるに當地にては四年なり。蓋し之れ香港大學に對し生徒を供給する遠東の學校に於ける科學教授の不完全なると、遠東の學生の大多數に取り語學修得上の困難及び工學の彼等に取りて全然新奇なるとの理由を酌量して一箇年延長せるものなり。

倫敦にては工科學生は其卒業試驗に於て、各自自由に工科の科目を選擇することを許さるゝも、當地大學にては最初の三箇年に於て土木、機械及び電氣工學の初歩を重修せざるべからずして、最終の一箇年に於て右三科目の何れか一を選定專攻するものなり。實際學生の中には卒業後更に一箇年在學し他の科目の一を選擇修學せるものあり。

斯る制度の目的は極めて明白にして、支那の如き未開發の國に於ては各工科卒業生の工學の三科の要素を知ることは極めて緊要の事にして、即ち土木技師は機關の動き、各種の機械學の原則並びに電力等の智識を具備するを要す。機械及び電氣技師も同樣建築の設計に對する原則を知らざるべからず。

香港大學の工科學生は遠東各方面より集まれるものにして遠くは波南、爪哇、暹羅、濠洲、印度及其他の國々より、近くは殆んど支那十八省を網羅し居れども、就中雲南、直隸湖北及び廣東より來れるものを多しとす。主として商人の子弟なるも又官吏の子弟あり。特に馬來聯邦州より來れる學生は全然支那語を解せず、支那よりの多くは支那の各地方特有の方言を用ゆるを以て唯だ同一地方より來れる學生にのみ通ずるのみ。入學試驗は英語の智識を試さん爲め英語を以て行ふが故に多くは英語を讀み入學後に於ても講義其他は總て英語を以てす。

四　收入は開校當初よりも四倍の盛況

香港大學開設以來九箇年間の歷史を概觀せんか一九一二年同大學を開校し學生を收容せる當時は、今日の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

如き盛況を見るべしとは殆んど信ずる能はざりき。開校當初及び香港の工業教育思想より見たる同大學の事業は同大學の記錄係又は工科學長に申請するときは入手し得る每年發行の香港大學一覽に詳細記載しあるを以て夫れに讓り爰に精細に觀察せずされど大學一覽に記載なき興味ある事實を一二茲に摘記せんとす。

同大學が一九一二年開校せる當時、其貧弱なる財政狀態は最初提議せる事業を遂行するには全然不適當なりき、十年後に於て其每年の收入は一九一二年に比し殆んど四倍したるが、此事實たるや明かに支那に對し同大學の事業を慫慂し發展せしめんとするものあるを雄辯に證明するものなり。又同大學の工科は今後更に多額の資金を要せずと考ふるは恐も甚しく世界の工業學校中、其設備及び事業を改良せんと欲せざるもの恐らく無からん。殊に支那に於ては世界各地より以上に工業教育の大發展を爲す可能性あり。英國の劍橋大學にては戰前二百人に比し今日約千百人の工科學生を有し。倫敦大學の工科學生の數は恐らく十年前に比し四倍乃至五倍せり。米國の各大學に於ける工科卒業生は數百名あり。香港大學にして改善せられ、工學修業の機會の更に一層周知せらるゝに於ては數百名(恐らく數十名)の學生を有するに至るべし。目下每年工科に入學を許可せらるゝ學生約二十名あり余は更に進んで彼等學生の四箇年の修業年限に學修する科目及び其生活振りを詳述せんと欲す。

五　授業科目

學位を欲ざる學生も亦講義及び工業教育を受くることを得るも、過去十箇年の經驗は學位を望まずして機械科を專修する學生極めて少きを示し居れり工科學生は四箇年間日々講義に二時間、實驗室工場に四時間を費すものにして、最初の二箇年は主として物理化學、數學及び機械工學を學修し、第三年に於て原動機、原料、機械類、と稱せらるゝ學科及び電氣工藝學を學修するものにして、是等は機械ー、土木ー、電氣工學に必要なる基礎科目なり。又中には測量を研修するもあり。

第四年に於て科目は更に專門的に分れ、將來土木技師たらんとするものは構造、測量及び動水學を專攻し機械技師たらんとするものは原動機、發電機及び電氣分配竝に發動機及び各種機械の設計を學修し、電氣工

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

學を專攻する學生は機械技師の專攻する原動機、發電機の二科と電氣設計とを學修す。

六　工業教育の經費

香港大學の創設者は始め近代式の工學教育は建築物に、特に研究室及び工場の設備及び教授等に多額の費用を要すべきを豫想せざりき。假に香港に工業教育なく、今大學式の工業學校（土木、機械及電氣の三科を有する）を設立せんとせんか、大約左記の費用を要す。

第一に校舍敷地として約五萬平方呎（百十五英町）の地積を要す。現在工科學生の使用する講堂、設計圖案室、實驗室及び工場は二萬九千二百平方呎にして、目下約四萬五千平方呎の擴張計畫中なるが、建築費高騰の、今日工科のみの各種教室、實驗室、教授及び學生の宿舍のみにて百五十萬弗を要す。現在工科學生の使用する設備器具は四萬磅と算定せらるゝが、將來價格二萬磅の機械を增設すべし。學生集會室、寄宿舍、運動場等又相當經費を要す。

今日存在するが如き工科大學を香港に再設するには土地、家屋及び備品に對する經費二百五十萬弗と教授俸給家屋及び備品の維持費に對する基本財產として少くとも百萬弗を要す。目下經常收入としては學生一人に付き月謝一年三百弗及び一年寄宿舍及賄料二百四十弗なり。純粹の工業教育は、醫學、文藝教育及び商業を專修する學生を含む大學よりも其教育範圍狹く、亦た學生は他科の學生と會合して實踐生活に關する經驗智識を充分に修養するを得ず。

七　基本財產其他

一九二一年十二月三十一日附にて香港大學會計收支決算書公表されたるが、今其內より二三興味ある事項を摘記せんと欲す。總資產額は四、三六五、四九八弗、內家屋及び備品一、三五九、一五〇弗、基本財產一、八九九、〇六一弗なり。北京のユニオン醫科大學を除き支那に於て、基本財產として三百萬圓の外、家屋備品投資金として一、三五九、一五〇弗の如き確實なる財政的基礎を有する學校あらざるべし。土地は資產と見做さずして其地價は實際に於てトラストの如く決算書中に記載されあり。されど香港ウエスト、ポイントの一百

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

萬平方呎の概算地價は大約、一百萬弗なり。

一九二一年中の收入は約四十萬弗にして一九一四年（八年前）の十五萬弗なりしに見れば長足の進步をなせるを知るべし。

工科は幸に各方面より實際の援助を得たり。卽ちバターフイルド、エンド、スワイヤ商會及び協同會社は基本金として四萬磅を寄附し爾來更に十萬弗を提供せるが、太古講座は右商會の名を取りたるものなり。ロバート、ホー、トウン卿は最近新工場設置の爲め十萬弗を寄附せり。

前揭金額を引證せるは寄附資金は充分にして、今後資金を要せざることを聯想せしめん爲めに非ず。事實工科試驗室及工場の擴張計畫中にて、之れが竣功に少くとも五十萬弗を要す。

幸に目下工業敎育の爲め此大經費を二倍する必要なし。亦多少の追加費を以て（各百名の學生を收容する二箇の機械專修學校の要するが如き經費を要せずして）五百名の學生を收容する設備を擴張することを得。卽ち國民の十人が此擧に贊意を表する時は、百名の學生は熱心に講義を聽くことを得るなり。

物理、化學及び數學の敎授を除き工科には目下七名の敎授及び助敎授、一名の工場技師、一名の指示敎授あり、總て英本國より來れるものにして、其資格は英本國各大學敎授、助敎授と同樣なり別に數名の指示敎授及び餘多の技手として支那人卒業生ありて、備品及び電氣機具の維持に從事す。

前記工科敎授等の外、大學には行政幹部ありて、副總長及び三分科の事務を見る書記長あり。（續く）

支那に於ける獨逸人の活動（承前）

―（獨逸月刊雜誌デル、ノイエ、オリーント所載）―

後藤改平 譯

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六　英國人の嫉妬

以上述べた如き形勢の下で、獨逸の貿易は次第に英國の競爭者と爲つたのであるが、其の他政府が支那の官廳に對して、武器や機械を供給し、或は從來殆んど除外されたる獨人商人が、支那の借款に應じて信用表示を爲せる事實なども、英國人が以前の被保護者たる獨逸人に對して、漸次嫉妬心を挑發するに至つた源因である、而して其の嫉妬も最初の間は隱密の間に行はれたが、後には殆んど公然と爲つて、其の敵愾心も一層強烈と爲つた、斯くて一九八〇年の中頃以降は、獨逸人に對する英國人の嫉妬心は益々著大と爲り、遂に此を隱蔽することが出來ず、支那に於ける獨逸人の競爭に對し、トモすれば暴力を以て對抗する状態と爲つたが、殊に其の中には隨分惡辣なる性質を帶ぶるのもあつて、二三有名なる英國商館中には尤も著目すべきものが有つた

七　獨逸人の傳道事業の勃興

抑々支那に於ける獨逸人の勢力發展が、又其の傳道事業の擴張上に效果を及ぼしたことは、毫も怪むに足らぬのである、即ち獨逸の福音事業は左記の如くに興起した、既に久しき以前より支那に於て、傳道に從事せる伯林教會は其の後殆んど沈衰し居たるも、一八八七年廣東、江蘇に於て再び活動を始め、更に一八九八年には青島に新活動場を得て、該地に獨支學校及病院を創設した、又一八八〇年以來ヒルデスハイマー教會の盲啞院を廣東なる育兒院内に設け、一八九七年廣東省に於けるキーレル教會は、其の本據地北海（パクホイ）及臨姚府等で傳道を開始した、其の外一八八四年ワイマルで創立された一般福音教會組合なるワイマル教會も、亦翌年支那に於て傳道を開始すべく、先づ有名なるドクトル、フワベル氏を採用した、氏は既に一八六五年ライン教會の代表者として香港に來た有名なる宣教師であるが、獨逸語、支那語、英吉利語で數多の哲學書を著述したのみでなく、又植物學上にも大いに貢獻した人である、一八八八年エナ大學は氏に神學博士の稱號を授與した、青島占領の後、教會は該地に移轉した、其の後、氏の後を襲ひたるはドクトル、ウヰルヘルム氏である、氏も亦教化上に多大なる功績を擧げた人である、氏は一九〇一年支那に小學校を創立し、尚ほ一九

〇五年に女學校を創設した、而して一八九九年に死亡したるフワベル氏の名譽を表彰する紀念として、フワベル病院を設立したが、該病院は左記の全支那內地敎會と聯絡して、獨逸の傳道事業に從事した、卽ち其の一はバルメンで創立された獨逸の支那同盟敎會である、該敎會は一八九〇年以來江蘇、浙江等で布敎に從事した、又ウユルテンブルグのリーベンチエルレル敎會は一九〇六年以來河南で活動し、フライエンワルドのマルヒで創立された獨逸婦人組合敎會は、一九〇八年以來四川で傳道事業を開始し、其の他デイアコニス敎會は一九一二年以來貴州の大定府で布敎を爲すこと丶なつた。

八　敎會の勢力移動

從來獨逸のカトリック敎會（其の本部が和蘭のステレールに在るを以て往々ステレール敎會とも稱せらる）は南部山東省に在るアポストリー派の牧師の支配下に屬した、又在支那の總てのカトリック敎會は、從來佛蘭西のプロテクトラートの監督の下に在つたが、支那に於ける獨逸の勢力の增加すると同時に、一八九〇年遂に僧正アンチエル氏に依りて、獨逸の保護下に立つこと丶爲つたので、其が影響として伊太利のカトリツク敎會も亦佛蘭西人の監督から解放さるべく勉むるに至つた。

芝罘に本部を有する北部山東省のアポストリー派の牧師中には多くの獨逸宣敎師を有する、惟ふに獨逸の宣敎師は其の數より云へば、英吉利、亞米利加の其れよりも少數なれど、廣汎なる區域に亘り、敎化事業に力むる結果として、獨逸の勢力を支那域內に擴張する有力なフワクトルと爲つたのである、而して若しも我獨逸國民が、我敎會の傳道に對する工兵的活動に付今一段の理解を持つて、吾々の競爭者殊に亞米利加人の競爭に對して、援助するところが有つたならば、我敎會の傳道事業は更に一層の功績を擧げたであらう、元來獨逸の敎會は常に支那の內事に接觸せぬ樣に注意した、殊に獨逸の敎會は支那の官廳から、極めて無私なる文化活動（クルツウルテーチヒカイト）の標徵として、認められたことは實に度々であつた。

九　貿易の發展と定期航路の設立

支那に於ける獨逸貿易の發展と獨逸の利益が段々擴張せられたので、獨逸汽船の定期航路を設立するの必

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

要に迫つた、斯くて一八八〇年ブレメンなる北獨逸ロイド會社は東部亞細亞に對して、定期航海を開始したるが、其の汽船の構造が甚だ立派なると且つ便利なるとで、外國人殊に多くの英國人は慰安設備の少き自國汽船よりは、ロイド會社の汽船を好んで利用することゝ爲つた、又漢堡亞米利加線も東亞に對して貨物船の航海を開始したが、後には旅客の乘用をも許すことゝした、其の他支那の沿岸航路に於ても、支那戎克船の間に獨逸汽船の參入するもの甚だ多く、支那勞働者にして他國の殖民地に赴くものは殆んど獨逸船で運送したが、唯だ英領に赴く苦力のみは英國汽船に乘つた、斯くの如き狀態で支那の海上には獨逸の國旗が、非常に多く爲つたので、獨逸の利益を保護する爲めに、砲艦や軍艦を派遣することゝ爲つた。

十　獨支銀行の創立

獨支貿易の取引關係を輕易ならしむる爲めと、且つは獨支貿易に就いて、英國人の干渉を免るゝ爲めに、一八八九年に獨支銀行を創立したが、該銀行は獨逸の貿易に對して大なる援助を與へた、其の後對支借款に就きても頗る必用なる位置に立つて、既に古くから存立せる香港上海銀行團の有力なる競爭者と爲つたのである、又獨支銀行が支那の經濟的發展や、其の鐵道の建設等に對して、與へた功績は決して僅少でない、其の他靑島及漢口の獨逸人移住地の發展に對しても、一樣に貢獻した、元來靑島及漢口の居留地は下の關條約に關する獨逸の援助を感謝する意味から支那政府か、獨逸に讓與したものであるが、此等の移住地は、獨逸主義發展の支點と爲つて、獨逸の文化活動上に頗る效果を與へたのである、併しながら夫れと同時に英國の嫉妬も愈々其の頂點に達して、爾來漸次に露骨となり且つ刻薄を極むるに至つたことを記臆せねばならぬ。

十一　獨逸と支那の軍事的關係

獨逸人の活動は唯た獨支間の貿易を進歩した計りでなく、廣大なる支那國の文化並經濟上の發展に對しても大なる貢獻を爲したのである、而して其の結果として、從來外國人の壓迫を感じ居たる地方に於ては自然獨逸人の力を藉ることゝ爲つた、殊に天津に於ける李鴻章、武昌に於ける張之洞の如き大政治家が、屢次獨逸人の力を藉り、獨逸人の意見を徵したのである、斯くて天津なる陸軍學校も獨逸人の發意に基きて設立さ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れ、且つ獨逸人に依つて指導された、而して支那の軍隊も始めて新式の敎育を受けた、彼の最初都督と爲り後に大總統と爲りたる袁世凱は實に此の學校より出たのである、又張之洞は其の在職中に獨逸人の力を藉りて南京に陸軍學校を設立したが、其の後湖北省に轉任したときに、之を武昌に移した一八八七年張之洞は廣東の都督と爲つたが、此の時獨逸人に依囑して同地に造船渠を作り、且つ陸海軍學校を設立し、其の指導を獨逸人に委任した、而して此の設備は其の後任者に依つて維持せられ、引續き獨逸人に委任されたのである、其の外、旅順、威海衞の要塞も獨逸人の力で築造された、又天津や武昌で獨逸人の指導の下で、近世式軍隊用の武器が製造されたが、其の設計は獨逸の工場設備に準據した、斯くて支那に於ける武器の製造は、殆んど獨逸人の特權のようで、恰かも獨逸のクルップの名か一般に知れ亘つた如く爲つた、而して又支那士官の多數は軍事敎育を受くる爲めに獨逸に派遣され、其の外支那の青年も技術の理論や實際を研究すべく、獨逸に派遣されたのである。

十二　鑛山業と獨逸人

地中の財寶を利用することに就いても、支那の權力者は又た獨逸人の助力を藉りたのである、彼の張之洞は獨逸人の手で漢陽鐵工場を設立し、製鐵及武器の製造を爲さしめた、而して之れに要する石炭や、鐵は亦獨逸人に依りて近傍に在る大冶鐵山より之れを取寄せ、且つ該目的の爲めに獨逸人の手で鐵道を敷設したのである、支那の有名なる大工業家で且つ政治家なる盛宣懷は一八九五年廣西省の萍鄕縣で石炭及金屬採堀の目的で、大鑛業を企圖したが、此の時氏は特に獨逸人のみを採用したので、其の地方には一個獨逸の殖民地を現出した仍て此等の子弟を敎育する爲めに、獨逸本國から多數の敎師を呼び寄せなくてはならぬ程であつた、嘗つて一八八〇年氏が猶は芝罘に在りて大なる絹織業を企てたときにも、獨逸人の手で設計し、且つ多數の獨逸人を雇用し、之に其の監督を委任したのである。

十三　支那の鐵道と獨逸人

支那鐵道の發展に就ては、一八九〇年張之洞が獨逸人ヒルデブランドを用ひて、山東、武昌間の鐵道を築造せしめ、且つ將來に於ける支那鐵道網の計畫を委任した事實を忘れてはならぬ、尙は之と同時頃に天津に

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

內地通信

東京から

五月十六日　屯山生

三　東京府下の職業紹介

東京府下に於ける社會事業は其の種類も多く其の範圍も廣いが、茲には其の中、最も緊切な職業紹介に就て記して見やう。

大正十年中東京府下に於ける職業紹介の數は

公益的職業紹介所の取扱による就職數　五七、七四三人

營利的職業紹介所の取扱による就職數　一二二、四九〇人

合計十八萬二百三十人の多數を算する。が今之を他の五大都市に比較して觀ると、其の公益的のものは

府縣	求人數	求職數	就職數(女)
東京府	一四〇、三二一	一〇〇、五九九	五六、四二九(二、九七六)
京都府	二〇、四六〇	八、九二三	二、九四三(四八七)
大阪府	二六、五〇二	一五一、四六九	七〇、三三三(三、〇六五)
神奈川縣	九、八八五	六、九九一	三、二八二(二八三)
兵庫縣	一八、〇二九	一五、六六八	七、一九〇(七九八)
愛知縣	八、七九四	六、一一五	三、六二八(一二二)

上記の如く東京府下の就職者は却て大阪府下の夫れの下位に在るのである。而かも東京府下に於ては求人數多くして求職數の少き狀態なるに、大阪府下に於ては全く之と正反對に求職者多くして求人者の少き狀態であるのは、何等か經濟上の相違理由のあるのであらう。而して他の府縣のは右の二府下に比して遙かに其の下位に在るのである。

扨て東京府下に於ける工業勞働者の逐年增加の狀況を察するに

年次	工場數	職工數	(女)
明治三十一年	一七二	二五、八八五	(一一、六九六)
同　三十六年	五二四	三九、一四八	(一九、三三九)
同　四十一年	七〇三	五五、八九三	(二四、四八四)
大正　元年	一、〇八二	八三、五五四	(三九、一三七)

上記の如く每五年の其の增加の數は著るしく目立つて見えるが、特に歐洲大戰後、大正八年は其の數の絶頂に達し、爾後產業界の變調に伴ひ一低一昂を來したことは左の表に依つて之を觀ることが出來る。

年次	工場數	職工數	(女)
大正　三年	一、〇七四	八〇、九五八	(三七、〇五八)
同　四年	一、一七〇	八九、〇六七	(三七、〇二〇)
同　五年	一、八九六	一二六、八一八	(四九、七二七)
同　六年	二、〇六七	一五五、六七七	(五二、〇七三)
同　七年	二、〇六六	一五五、五四六	(五三、三一八)
同　八年	二、五二七	一七二、八四五	(六二、一六九)
同　九年	二、六八七	一六五、〇七三	(五五、八一六)
同　十年(七月)	三、七七三	一五九、七六七	(五二、七六七)
同　十一年(十一月)	四、一一三	一六七、四六一	(五七、〇六八)

斯ういふ風に東京府下に於ける工業勞働者が年々增加して行く一方に於て、勞働の需給調節の機關たる職業紹介所が如何に施設されてあつたかといふに、從來「雇人口入所」として存在したる營利的職業紹介所の外に、明治四十三年東京市が公益的の職業紹介所を創設して以來、公益團體に於ても同種のものを設立するに至り、從前其の多くは其の意味に於ける勞働の需給調節といふ產業的意義な等閑にし、單に無職者、浮浪者及徒弟の紹介を主とする救濟的意味のものに過ぎなかつたが、現

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

今にあつては漸次產業的使命をも併せて行ふやうな傾向になつて來て居る。今其の公私兩職業紹介事業の發達を對比すると左表の如くになる。

年次	公益的職業紹介所數	同上就職者數	營利的職業紹介者數	同上就職者數
明治四十三年	四	二七三	一、〇〇四	九五、二五一
同　四十四年	八	五六八	九七八	一〇二、六四三
大正元年	九	二、六一八	九六〇	一〇七、八四五
同　二年	九	三、二九二	九七九	八〇、七三八
同　三年	九	三、六七五	一、〇七五	七七、九〇一
同　四年	九	四、八六四	一、二七五	一二四、五二八
同　五年	九	五、九六二	一、一一三	一〇七、五八五
同　六年	一〇	三、四一七	七四一	七七、七二九
同　七年	一〇	五、〇二〇	七二九	八一、五一五
同　八年	一一	一三、六二三	七四二	九五、五三一
同　九年	一三	二九、三三九	六九四	一三二、四三七
同　十年	一五 出張所六	五六、四二九	五七三	一三三、四九〇

然るに公私兩紹介所の成績を觀ると、其處に其の活動の分野に就て面白い相違のあることを發見する。卽ち公益的紹介所の方面には、其の就職者の數が鑛工業を第一とし、雜業、商業、通信運輸等順次之に次ぐに反し、營利的紹介業の方面では、戶內使用人が其の約半數を占め、商業、通信運輸、鑛工業順次之に次ぐの狀態である。尙ほ男女別から言へば、公益的紹介所の方面には男子其の大部分を占むるに反し、營利的紹介業者の方面では男女相半ばするの狀態である。畢竟、營利的業者の方は女中徒弟等の紹介が其の主要部分を占むるに反し、公益的紹介所の方は近代的職業紹介の使命たる勞働需給の調節に傾きつゝあるものと觀測することが出來るのである。今兩紹介所の大正十年の職業別成績を示すと次のやうなものである。

□大正十年公益的職業紹介職業別

職業別	求人數	求職數	就職數	（女）
鑛工業	四一、九七六	二五、一九七	一七、一五一	（三六二）
土木建築	一五、九四九	九、九七七	六、二〇一	（一三）
商業	四一、八一四	二二、八一三	一三、一一三	（一〇〇）
農林業	二八五	一六三	一〇九	（一）
水產業	九	二	五	—
通信運輸	六、二一九	二、六八七	二、〇二四	（一五）
戶內使川人	二、九〇八	二、九〇二	一、五三三	（一、二三四）
雜業	三、八四七	五、一一三	一、八一三	（八九五）
計	一五一、七〇七	一〇七、四六三	五七、七四三	（二、六一九）

（對職數の計、前揭同數と相異あるは紹介所報告に相異あるに因る）

□大正十年營利的職業紹介職業別

職業別	求人數	求職數	就職數	（女）
鑛工業	一四、八四五	一三、七七六	七、四八七	（三一八）
土木建築	四、八七七	四、八九一	三、五〇九	（六〇）
商業	八八、二四一	四七、八〇五	二一、七二〇	（一、二五七）
農林業	—	—	—	—
水產業	—	—	—	—
通信運輸	一七、〇七八	一五、九七五	一三、五六四	（九）
戶內使用人	二一八、六二五	二一一、〇二二	五八、一九〇	（四〇、五二五）
雜業	三一、四八〇	二六、五二〇	一八、〇二五	（九、二五五）
計	三七五、一四六	二八八、九九〇	一三三、四九〇	（五一、四一八）

（以上計數は東京府社會事業協會調査に據る）

一寸、面白い對照だと思ふ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

於ては獨逸の教師を雇うて、鐵道學校を設立した、又支那の鑛山業の發展に對して、大なる貢獻を爲したのは獨逸の地理學者リヒトホーフエン男である、男は一八七〇年上海貿易商會の補助を獲て、支那内地の大旅行を企て、殆んど十一省を踏査し、支那の地理、地質其の他地中の鑛物等に關して始めん重要なる決定を與へたのである、而して男が一八七〇年乃至一八七二年間に上海貿易商會に宛てたる報告書は、今日に於ても猶ほ比類なき價値を有するのである。

十四　獨逸人と醫學校

宣教師や其の他二三の獨逸醫師の活動で、獨逸の醫學が、上海醫學校の基礎となる迄は、支那には未だ極僅少の部分にのみ醫學校が存立して、僅かに獨逸人の招聘で、醫學上の知識に觸れたのであるか、此の當時は猶ほ歐洲人の醫師に反抗する支那人があつた、然るに上海に於ける醫學校は、獨逸の醫師ドクトル、ボールン氏の一大努力で設立されたのであるが、氏の名は上海のボールン病院と共に殆んど永遠的である、而して此の醫學校も支那に於て、最完全な近代式醫師を供出すべき第一の企圖であつた、其の後第二の技術學校が上海に成立したが、此の學校は世界戰爭の破裂前迄は未だ實際開校する運びに至らなかつたのである、又一九〇九年支那政府も參與して、青島に獨支高等學校を建設した、然るに此の學校は支那人の爲めに非常に歡迎せられた、玆に猶は一言附加すべきは、獨逸新聞殊に東亞ロイドが大いに獨逸國の爲めに貢獻した一事である。

十五　支那文化上に及ぼせる效果

獨逸の青島經營が、支那の文化發展上に大效果を與へたことは、獨逸の反對者と雖も明かに認むる所である、彼の市街の經營や、森林の經營や其の他鐵道、鑛山、學校乃至行政等の諸制度が、恰かも一種の展覽會と爲つて、支那人の能力、知識を啓發した效果は決して沒さることが出來ぬ、之れを要するに青島は實に支那の模範と爲つたのである、少くとも北支那の森林經濟は其の範を青島に取りた、更らに概言せは山東省の行政が青島の影響を受けたと云ふことは眞に僅少でない。

惟うに獨逸人が支那に於て其の能力、智識で獲得したところの效果をは消失せしめざるべく、其の全力を傾注せんことは大いに吾人の希望する所である。（完）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

酒專賣彙報

酒專賣諸報

臺灣總督府專賣局

酒專賣制度の說明

□說明の要目

第一　專賣制度に所謂酒類及酒精の意義
第二　專賣の範圍
第三　專賣品供給の計畫
第四　輸移出入
第五　販賣制度
第六　酒精に對する制度
第七　白麯、紅麯、酒母及び醪製造及販賣
第八　麥酒に對する制度
第九　新制度の實施時期
第十　舊令に依り製造したる酒類の酒稅
第十一　酒造及び輸移入の制限と持越酒
第十二　酒造設備の徵收及び使用
第十三　禁業交付金
第十四　酒販賣者の處置

□酒專賣制度の內容

大正十一年度より酒專賣を實施すべき計畫を有する事は昨年十二月中旬新聞紙上に於て發表したる處にして爾來當局に於ては其實施に關する準備を進め來りたると共に豫算案は議に帝國議會の協贊を經て既に公布せられ新制度實施に要する職員も亦既に臺灣總督府專賣局官制改正の勅令を以て去る三月三十一日公布せられ猶專賣制度の內容を規定せる臺灣酒類專賣令並に之に伴ふ臺灣酒精令は勅裁を經て玆に公布の運びとなりたるにより左に新制度の內容を說明すべし

第一　專賣制度に所謂酒類及酒精の意義

先づ順序として臺灣酒類專賣令に於ける酒類及臺灣酒精令に於ける酒精とは如何なるものなりやの點より說明すべし現今臺灣に於て酒類と稱するは通常釀造酒、蒸餾酒、再製酒の三種に區別し釀造酒とは清酒、麥酒、葡萄酒、紹興酒、濁酒の類、蒸餾酒とは酒精燒酎米酒糖蜜酒の類再製酒とは釀造酒又は蒸餾酒に加工したるものにして紅酒藥酒白酒味淋の類あり從來臺灣酒造稅規則に於ては右の內麥酒を除外しあり內地にありては酒造稅法麥酒稅法酒精及酒精含有飲料稅法等の規定を以て課稅の必要上より各種酒類の名稱を區分せり今回の專賣制度に於ては專賣令及酒精令を通じて所謂酒を分ちて酒精及酒精含有飲料と爲したるが內地の例とは異り從來の臺灣の酒類と云ふと殆ど同じく唯之よりも麥酒をも含めるだけ廣きものなり而して酒精含有飲料中には釀造酒も蒸餾酒も再製酒も全部之を含み從來の名稱に於ては清酒米酒紅酒等の種別を爲したるもこれらは何れもこの酒精含有飲料中に包含せらるゝものなりとす但し酒精含有飲料はその酒精分より云ふときは普通四十度內外を最高とし清酒の如きは十六七度に止まり五十度以上は極めて稀なるも近時酒精業の發達に伴ひ輸送上極めて高度の酒精含有飲料を製造し搬出するものなきに非すかゝるものゝ

内酒精分九十度以上なるものは之を酒精として取扱ふことゝなれり（酒精令第一條）故に酒精には純酒精の九十度以上の酒精含有飲料を含むものと謂ふべし猶香水、ニス、チンキ等の酒精含有物は其原料酒精は勿論酒精なるもこの製品は之を酒精と看做さゞる趣旨なりとす而して酒精令に在りては酒精及び酒精含有飲料中酒精分九十度以上のものゝみ酒精として規定し專賣令に在りては其の九十度未滿のものゝみを規定し卽ち專賣令に於ては九十度未滿の酒精及酒精含有飲料を酒類と　するものとす

第二　專賣の範圍

惜て今回實施せむとする酒專賣に在りては原則として酒の製造及び販賣を共に官營となすに在りてその製造の方面に在りては從來免許業務として一定制限の下に認られ來りたる酒類製造業を全然禁止し之を政府の經營に移すと共に一面販賣の方面に在りても從來各個人に於て總て自由に營業を認められたる酒類の販賣業を將來は政府の指定したる販賣者に限り取扱ひ得らるゝ事と改めんとするものにて所謂製造販賣の兩方面に亘り之を官營と爲すにあるも（專賣令第二條第五條酒精令第十六條第十七條）特殊事情により必ずしも一律に右の原則を實施するを得ざる事情あり仍て多少の例外なきに非ず卽ち

（一）製造の方面に於ては

一、酒精（卽ち從來の所謂酒精及酒精含有飲料にして九十度以上の分）の製造は一定制限の下に民營を認むること（酒精令第四條）

二、酒精含有飲料中參酒は例外として當分の内民營を認むること（專賣令第二十五條）

の二例外を設け右以外の酒類製造を官營となしたるものにして將來は清酒、葡萄酒等の釀造酒、米酒糖蜜酒等の蒸餾酒及紅酒、藥酒、白酒、味淋等再製酒は皆個人に於て製造することを嚴禁せられ若し犯す時は百圓以上五千圓以下と云ふ極めて高額の罰金刑を科せらるゝ事となし（專賣令第十二條）以て政府の製造權を確保する事を計れるものなり次に

（二）販賣の方面に在りては

一、參酒の販賣は從前通り民營とする事（專賣令第二十五條）

二、酒精製造者の製造せる酒精は主として輸出又は移出するものにして島内に於ては政府に賣渡し政府の手を經て其酒精が島内の用途に向けらるゝの途はあるも（酒精令第十一條）酒精製造者に於ては直接に島内に於て販賣することを得ず專ら外國に輸出し又は內地其他に移出することのみを認められたること（酒精令第十六、十七條）

以上の二例外を除き島内に於ける酒卽ち酒精、酒精含有飲料の販賣は全部政府の主掌する所にして之を例示すれば清酒米酒等の日用の所謂酒類の販賣は勿論藥種店に於て從來藥用の名稱を冠して販賣し居れる藥用葡萄酒の如きも病院に於て使用する醫藥用の酒精の如きも吸入用の酒精の如きもニス、セルロイド香水等の製造用に供する酒精の如きも乃至自動車の燃料用に供する酒精の如きも皆悉く政府の手を經たるものを使用せざるべからざる事となりたり右は何れも酒としての製品に就てなるが右の外酒製造の原料たる白粬、紅粬、酒母、麴は如何なる取扱をなすやと云ふに之等は主として酒製造の用に供するものにして現に租稅制度の下に於ても原料課稅として之に類するものに課稅するの例も存する程にして本島に於ても之を全然放任するは不可なるも又之を今日專賣にせざるべからざる必要もなきを以て一定制限の下に白粬、紅粬、酒母麴の民間製造を認むる事とし（專賣令第八條）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一面酒の密製造を防止すると共に一面之等の物件の酒造用以外の用途に供せらるゝものに對し配給の宜を失することなきを圖れり

第三　專賣品供給の計畫

今本島内に於て消費せらるゝ酒精及び酒精含有飲料の數量を見るに年により多少の消長あるも年額約二十萬石と見ば大差なかるべし其大部分は島内に於て製造せらるゝものにして島内製造酒の額約十七八萬石に達し内地及び支那其の他の外國より輸移入せらるゝものは約十分の一に過ぎざる狀況なり專賣制度實施後はなるべく從來の嗜好を尊重し急劇に之を左右するが如きことなからむことを望み從て酒の供給方法も從前島内に於て製造したるものは將來も引き續き之を製造し從來島外より供給を受けたるものは將來も引續政府に於て之を購入して島内に販賣すべく卽ち政府は直接製造及び買入の方法によりて專賣品の調達を圖らんとするものなり

一、島内製造　島内に於ける製造は政府に於て直接之を爲すべく委託製造又は請負製造の如き方法を執ることなし之が爲めに要する工場は現在民營の下に於て約二百箇所を算するも政府は可成工場を集中して製造技術の統一と生產費の節減とを圖るべきも地方的嗜好狀況をも斟酌し且つ從來酒造業に關係せる地方產業に對する打擊をも出來得る限り輕減することを圖るの必要あり工場の配置及び其製造設備等に關しては之等の點を顧慮し先に發表せる支局、出張所及び工場の所在地中大體に於て臺北、樹林、宜蘭、新竹、豐原、臺中、埔里、嘉義、臺南、旗山、屛東、恒春、花蓮港、臺東の十四箇所に製造場を設置する計畫にて調査中なり其の製造する種類は蒸餾酒、再製酒は殆ど在來品の全部に亘るべき釀造酒の範圍に於ては何々を釀造すべきやは猶考究の上決定せむとす

二、買入酒　次に内地酒及び外國酒に對しては政府は直接製造者と契約し又は製造者遠方に居住する場合等に於ては中間の仲立者を介して之を購入し專ら從來の嗜好を顧慮して從前相當の需用を見たる品種の如きは大體に於て引續き之が供給を圖るの方針なり其買入方法の如きも今後順次具體的に決定せらるべきも當局に於て必要と認むるものは當業者に買入方を交涉すべく又當業者に於て賣込の希望あるものは夫々當局に申出でらるゝときは買入方法價格等を協議の上にて購入命令を發することゝなるべし而して今後は内地酒、外國酒共に輸移入を禁止せられたるを以て當業者は政府の命を受くるに非れば總て酒の輸移入を爲す事を得ざる者とす因に專賣令に於ては輸出入の文字を用ひ移出入の文字を用ひざるが輸出入は移出入と讀むべき旨を一括して第二十一條に規定したる結果にして卽ち輸入と云ふは當然移入を含む義なりとす

第四　輸移出入

專賣の酒類は内地に移出することを得ざるは從來と異ることなし外國に輸出するは必ずしも制限する必要なきも唯政府に無斷に輸出せらるゝ時は總て島内の供給を紊ることなるべきを以て許可を受けしむることゝせり（專賣令第四條）輸移入に對しては從來の煙草の例の如く特に政府に於て自ら之を爲す場合の外は個人に命じて隨時輸入又は移入を取扱はしめんとす（專賣令第三條酒精令第五條）

第五　販賣制度

酒類（以下本項に於ては酒精及び酒類含有飲料の意味とす）を販賣するは政府、酒類賣捌人又は酒類小賣人なり（專賣令第五條第一項）律令は其の販賣者販賣に關する規定は之を臺灣總督に委任したるを以て（專賣令第五條第二項）總督は從て或は賣捌人の區域制度の如き或は賣捌人又は小賣人の責任範圍の如きは孰れも府令に於て規定せり玆に注意すべ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

きは酒類小賣人は其の販賣に際しては必ず小賣定價によらざるべからざるものにして（專賣令第六條）この小賣人の小賣定價は現行の煙草の如く全島一律に定めらるべく定價遵守の一點は今回の專賣制度の一大特徵なりとす

次に定價遵守と共に注意すべきは酒類の容器如何の問題にあり現在の狀況を見るに清酒には樽入壜入あり本島酒は甁入、壜入あり外國酒は多く壜詰にて販賣せられ居り而して清酒及び本島酒は小賣店舖に於て零賣即ち桝賣を一般に慣行せり專賣施行後は可成在來の慣行を尊重し急激なる變化を避け度き希望なるも唯酒類の桝賣を認むるときは中間にては不正行爲の行はるゝことなしとも限らざるべく之が爲政府の提供する酒類の品質を保證することを得ざる結果となるべきを以て製品は一定の封緘を施したるものを提供し酒類販賣者をして容器を變更し又は之を開披し或は容器に付したる證票を破毀變更するが如きことなからしめんとするの方針なり（專賣令第七條）尤も蒸餾酒に在りて はその 主成分たる酒精の含有量は酒精計を挿入するときは比較的容易に之を檢定し得るを以て若し業者に於て割水等の行爲を爲す時は需要者に於て比較的容易に其の本質を判定するを得べきを以て販賣者をして酒精計を設備せしめ需要者の要求に依り品質の檢定を行ふべきことを命ずる時は不正手段防遏の方法と爲り相當品質を維持することを得べしと思料せらるゝを以て本島製蒸餾酒の一部に對しては從前の如く零賣を認めんとす之れ酒精分の低き米酒又は糖蜜酒等は價格低廉にして從來零碎なる價格を以て取引せられ來りたるものなれば之を一定容器に收容する事とせば需要者としては小額の買入を爲すことを得ざることゝなるべく從つて需要者の負擔を激增せしむるに至るべきを以て當分の間は除外例として相當取締の下に零賣制度を認むる事となりたるものとす零賣を認むる酒類の酒名其の設備等は別に制定せらるゝ筈なり猶右零賣制度とは多少趣旨を異にするも同じく一種の零賣と認むべきは鐵道ホテル、パークライオン等の如き西洋式酒場にて洋酒のコップ賣を爲すものにして之等も或は一種の零賣制度として律令第七條の本則の例外を認むる必要あるべく又料理店旅館の如きは客の注文に應じて酒類に燗付して之を提供するものにして一般需要者に對し酒類を販賣するに於ては小賣人となるべき事は勿論なるも單に來客に對してのみ之を提供するに於ては小賣人としての責任はなきものと認めんとす又內地に於ける所謂居酒屋、オデン屋等の如き又繩暖簾と稱する風の簡易なる酒類の供給所の如きは之を小賣人と稱するが適當なりとの說もあるべきも從來の慣習はかゝる供給者に定價遵守を要求することは困難なるべきを以て之を小賣人と見ず定價遵守を要求せずして當事者間の自然の調節に俟ち徐に狀況を觀察せむとするものなり其の他實施上考究すべき實際問題發生すべきも大體に於て販賣當局としては或は必要に應じ取締上相當の措置は之を講ずる事あるべきも在來の酒類供給の設備に對しては必ずしも之を制限するの必要を有するものに非らざるを以て之等の點に對しても可成其營業に支障を來さゞらしめんとする趣旨なることを付言せんとす猶又販賣すべき酒類の名稱につき內地酒、外國酒等は所謂商標を維持するや否やにつきても疑問とせらるゝ向あるが如くなるもこれらは現在の煙草に於ても實例あるが如く夫々特殊の事情なき限り原商標を存續するを以て政府も需要者も共に便宜とするものなれば之を整理するが如きことは無かるべきは勿論、可成明瞭に製造者の商標は之を表示し政府は封緘及販賣の表示等を施すことゝ爲るべし例へば白鶴、白鹿と書き壜の下部に貼付しあるものは其儘製造

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

製造者に於て之を存じ搬出には政府の封緘紙を貼付することゝなるに至るべし

第六　酒精に對する制度

本島に於ける酒精製造の設備は年額約十五萬石の能力を有し現在の製造石數は年により消長あるも多くは十萬石に上り少きも五六萬石以上にあり而して其の大部分は內地に移出せられ又は外國に輸出せらるゝものにして島內消費の用に供せらるゝものは極めて少なし政府は專賣制度實施に際して之等島外販賣の用に供せらるゝ酒精の製造は之を民營として從來の儘に存續せしむべきも島內に於ける酒精の販賣は之を官營となし以て酒に對する政策の統一を圖らむとし酒精製造は免許業務となし之に關する一切の事項は臺灣酒精令に規定することゝしたり而して臺灣酒精令に於て酒精と稱するは酒精及び酒精含有飲料にして共に酒精分九十度以上のものを包含するの意味なりとす之等の酒精は專ら輸移出に供するものなれば輸移出上の便宜は充分之を圖るべきも唯島內の用途に轉せらるゝの虞あるを以て之に對しては相當取締を講ずるの必要あり故に其島內に於ける消費を禁じ又政府に讓渡若は輸移出に供する場合の外は讓渡を認めざる事とし（酒精令第十一條）違反者は嚴罰を科せらるゝ事となれり次に酒精の島內に於ける販賣は酒類と同じく政府の專賣にして販賣者小賣定價遵守封緘等の規定は其の儘酒精にも準用せらるゝものなり（酒精令第十六十七條）序ながら現在臺灣酒造稅規則に依り酒精を製造する者は引續き新制度による酒精製造者（卽ち九十度以上の酒精及酒精含有飲料の製造者）として認めらるゝの趣旨なるに依り（酒精令附則第二項）特に免許を受くることを要せず、依然引續操業するを得べし、酒精製造者の製造にかゝる酒精に對しては一石一度に就き一圓五十錢の割合を以て酒精稅を賦課することゝなれり（酒精第二條）此の稅率其他徵稅に關する規定は現行法制と同一にして唯從來は臺灣酒造稅規則中に他の酒類と一律に規定せられたるも今回他の酒造稅の規定消滅したるを以て酒精に關する部分のみを別に一法令と爲したるものにして稅率納期査定の方法、徵稅、猶豫、戾免稅、輸出下戾金等に關しては何等實體的變更を加へたることなく其取扱手續は臺灣酒精令施行規則を以て規定せられたり只今回の制度に於ては酒精を政府に讓渡する場合なるを以て此場合に於ては納稅未濟ならば免除となり、納稅濟ならば戾稅となるなり島內の酒精に對しては一樣に專賣率を加算して販賣せらるゝ事となれり

第七　白糖、紅糖、酒母及び麴の製造及び販賣

白糖、紅糖、酒母及び麴は前敍の如く酒製造用以外にも使用の途あるを以て一定取締の下に引續きその製造を許可すべくその手續は別に府令を以て規定せられたり但し酒精製造者にありては叙上の如く酒精製造者を認められたる關係上當然必要なる範圍に於て卽ち自用に供するに必要なるだけの物件を製造することは當然認められざるべからず又麥酒製造者も自用に供するものは當然之を製造し得べし猶は白糖、紅糖等の自由の取引は自然制限せらるゝにいたりたるを以て從來の製造者中引續き操業する者は格別此の際廢業する者に在りては酒類の製造者と同じく禁業交付金の支給を受くべく其の專用の器具機械の徵收を受くべきことも同樣なりとす

第八　麥酒に對する制度

麥酒は前述の如くその製造、販賣共に從來の儘民營を認むることゝなりたるを以て專賣令の規定は當分の內之を麥酒に適用せらるゝことなく麥酒は專賣の範圍外に立つものなり（專賣令第二十五條）

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第九　新制度の實施時期

本制度の實施は愈今回律令を以て七月一日より實施のことに決定せられたり從つて叙上の諸項目は七月一日より夫々實現せらるゝものと云ふべし但し後に述ぶるが如き事項は本制度實施の爲めに必要なるものとして制度實施に先ち本律令の公布の日より施行せられたりその事項は

一、には製造又は輸移入の制限（第二十六條）なり

二、には徴收物件の調査（第二十七條）なり

第十　舊令に依り製造したる酒の酒稅

專賣令實施と共に臺灣酒造稅規則及び臺灣工業用酒精戻稅規則は廢止せらるゝ事となる之につき茲に注意すべき事項としては從前の製造酒（酒精及び酒精含有飲料）にして酒稅に關する手續未濟のものあるべく又七月一日に於て猶製成を終らざる酒類（即ち九十度以下の酒精及び酒精含有飲料）あるべし之等に對する處置としては前者に對しては酒稅は從前の法令に依り納付其他の手續を爲すべく又後者に對しては製成を終る迄製造を持續し製成の際は夫々舊規定によりて酒稅を賦課せらるゝものとす即ち從前の規定により納稅すべきものは夫々納期到來したるとき納稅すべく擔保の規定戻稅の規定等は皆夫々從前と同樣に存續せるものゝ如き取扱を受くるものとす（專賣令第二十三條、第二十四條）

第十一　酒造及び輸、移入の制限と持越酒

現在の酒類（以下本項に於ては酒精及び酒精含有飲料の意味とす）は七月一日までに賣切りと爲すことを得ざるべきを以て幾分の酒類は專賣制度實施後迄持越さるべし之等の酒類は政府に於て之を徴收するや否やの點につき從來當業者より屢質問ありたるも政府は持越酒を徴收する計畫を有せず從つて新制度實施後に持越されたる酒類は當業者に於て自由に之を販賣し其他處分するを得べく當分の間は專賣局の提供する酒類と從來民間にて販賣する酒類と兩者相雁行することゝなるべし持越酒は定價の勵行其の他販賣方法等に對しては專賣令の適用無きは勿論なるも其の販賣取締に關しては別に府令を以て現在數量の申告等相當必要なる規定を設けその規定の範圍內に於て任意に處分を認めらるゝものとす

右の如く持越品の所有は之を認むるも若し持越品にして法外の多量に上るときは酒類の需給宜を失するのみならず惹て政府の收入に影響を來たすべきにより政府は新制度の施行を完全にする爲めに島內製造及內地其他の輸移入を制限し見越製造又は見越輸移入の弊に陷ることなからしめんとす（專賣令第二十六條）見越製造に就ては本制度實施の聲明ありたる際より當業者に對しては屢々希望し置たる所なるが遺憾ながら此希望は充分には容れらるゝ事を得ずして一部の業者にありては二月迄相當多量の製造をなしたるを以て此儘に放任するときは實施後著しき持越品を出す事となるべきを慮りとりあへず其製造を抑制するの處置に出でたるものなるが律令を以てこの點明確なる規定を見るに至りたるを以て今後は本令に基き過大なる見越なき樣取締りを講ずる事と爲るべし內地移入酒及輸入品に就きても同樣にして新制度實施後に於ても從前取引せる酒類は大體に於て引續き購入して相當價格を以て之を供給するを以て其價格の點に於ても種類の點に於ても需要者に於て特にこの際一時に多量に購入貯藏せざるべからざるの必要毫も無かるべく依て輸移入に對しても相當取締を講じ必量に應じ見越輸移入制限を圖らむとす而して七月一日以後は個人の輸

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

入は全然禁止せらるゝにいたるを以て目下契約中のものは六月末日迄に輸入又は移入せざるべからず六月迄に於ける輸入移入の手續は府令に於て規定せりこの制限に違反するときは三千圓以下の罰金に處せらる

第十二　酒造設備の徴收及使用

酒造の用に供せらるゝ土地建物器具機械に就き如何なる所謂をさるべきやの點に就ては項を分ちて記述すべし（專賣令第二十七條）

一、酒造用の建物及其の敷地

酒造用の建物及其敷地は政府に於て必要と認むる者は之を徴收し又は使用すべし徴收又は使用する箇所は目下調査中なれば決定は後日となるべし徴收は土地又は建物の所有權の全部を政府に於て徴用するものなるが使用とは當分の間政府に於て工場を借上げ使用するものゝ義なり

二、酒類、白紬、紅紬、酒母又は醪の製造用の器具機械

之等の物件は現に製造場備付のものに限り徴收又は使用すべし製造用物件を如何なる範圍迄徴收すべきものと認むべきかは律令に於ては規定せられざるを以て別に發表せらるべきも製造場備付のものにして製造用の器具機械たる事を要す例へば蒸餾器仕込用桶缸の如き直接製造に關する物或は或種の試驗機械の如き又は包裝用の機械の如きもの等を指すべく軌道車原料材料及石炭の如きは之を包含せざるものとす

三、徴收又は使用手續

右諸物件調査の爲め政府は製造者の營業場に官吏を派して實地調査を爲し徴收物件又は使用物件の目錄を律令公布後一箇月内に之を所有者に交付すべしこの目錄の交付を受けたる後は本人は目錄記載の物件は任意に處分せざることを望む

四、補償金、使用料の算出及其交付　徴收物件に對しては補償金を交付し使用物件に對しては使用料を交付す補償金及使用料は本人と協議して之を定むべきも協議調はざる時は別に鑑定の結果を斟酌して之を定むるの外なし（專賣令第二十八條）而して使用料は使用期間内は現金を以て今後隨時支拂ふべきも補償金は公債を以て一時に支辨すべく公債は五十五年内に償還すべき五分利付の長期公債にして本年七月一日以前一年間の平均價格により換算し即ち時價を以て交付するものとす尤も五十圓未滿の端數は現金を以て支給すべし（專賣令第三十三條）

第十三　禁業交付金

專賣制度實施の結果酒類製造者（九十度未滿の酒精及び酒精含有飲料の製造者）は全然從前の業を禁示せらるゝ事となるを以て政府は之に對し禁業交付金を支給して失業の苦痛を經減する事を圖れり猶白紬、紅紬、酒母及び醪の製造者も酒造以外の用途に供する爲引續き營業を存續する者は別として從來專ら酒造用に供給する爲之等物件を製造したる者に在りてはこの際廢業の止むなきに立らいたるべきを以て專賣制度實施に伴ひ廢業すべき之れ等業者に對しても同じく禁業交付金を受付すべし左に禁業交付金につき項を分ちて記述すべし

一、禁業交付金を交付すべき者は左の二者の内にして大正十年七月一日以前より本令公布の日迄營業を繼續したる者たることを要す（專賣令第三十一條）

イ、酒類製造者（專賣令第三十條）

ロ、酒類製造者に非る白紬、紅紬、酒母又は醪の製造者にして大正十一年七月十日迄に其の製造を廢止する者（專賣令

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第三十四條）

二、交付金額は左の區別により算出す

甲、賣捌人に指定せられざる者

イ、建物全部の徵收を受けたる場合年賣渡代金の二割五分と四分の一

ロ、建物全部の徵收を受けざる場合年賣渡代金の二割五分と其の五分の一との和の四分の一

乙、賣捌人に指定せられたる場合

イ、建物全部の徵收を受けたる場合年賣渡代金の二割五分の四分の一

ロ、建物全部の徵收を受けざる場合年賣渡代金の二割五分と其五分の一との和の四分の一但し賣捌代金の二割五分が五百圓に滿たざるときは五百圓として計算するものとす

三、賣渡代金の算出方法年賣渡代金は大正八年七月一日より大正十年六月三十日迄の二年間の賣渡代金を平均したるものとす尤も大正八年七月二日以後に製造を開始したる者は右の二年間の平均をとることを得ざるを以て製造開始の翌月より大正十年十一月末日迄は各月賣渡代金の平均月額を十二倍したるものを以て年賣渡代金と看做すものとす而して其の賣渡高は確實と認むる帳簿書類に付政府に於て之を決定することゝすべし（專賣令第三十條）

四、交付金の請求時期

交付金は大正十一年八月三十一日迄に請求するものとす（專賣令第三十二條）

五、交付金の支給方法

交付金は五十五年內に償還すべき五分利付の公債の額面を以て交付するものとす尤も五十圓未滿の端數は現金を以て交付すべし（專賣令第三十三條第一項）

禁業交付金の性質及計算方法等に就て規定せる所は大略敍上の如し要之禁業交付金は今回政府が酒造業を禁止する結果禁業者に對し轉業の資として支給せむとするものにして從て賣捌人に指定せられたる者は大體に於て其生業を失ふことなきにより之を減給することとし交付金計算の基礎は專賣の噂なかりし時期に於ける賣渡金を標準とすることゝし猶其支給を受くる者も專賣の噂を探知して故らに利得を圖らむとするが如き者を含まざる樣制定せられたるものとす禁業交付金の支給に就ては業者は最も密接なる關係あり政府に於ても最も愼重に考慮を重ね各業者の間不公平なからむことを期し各種の事情を考慮したる結果賣渡高によるを以て最も適當なりと思考し之を決定したるものにしてその交付率は煙草專賣の場合に於ける先例に徵するに賣渡高に對し內地は二割、朝鮮は二割二分と定められたるものを今回は特に二割五分迄高められたるは政府に於て專賣制度の實施が多數業者の意想外に出で從つて禁業の苦痛の甚大なるべき點を特に想察したる結果に外ならず猶又交付金の加給程度に在りても煙草の場合に於て內地朝鮮は加給率六分の一なりしが今回は之を高めて五分の一となしたるは酒造業が特殊の設備を要し從つて廢業の場合に轉業の困難一層大なるものあるべき點に考慮したる結果と云ふべく殊に內地、朝鮮共に賣捌人に指定せられたる者に對しては從來交付金を支給したる實例これなかりしものなるが今回は賣捌人に指定せらるゝも尙四分の一の交付金の支給を受くることを得る旨特に規定せられたるが如きは酒專賣制度實施に對し政府が深く前後の事情を想察し出來得る限り當業者の苦痛を輕減せむことを圖りたる次第なりとす

第十四　酒販賣者の處置

酒販賣者に對する處置は專賣令には直接の規定なく府令を以て制定せられたるが趣旨としては現在の酒販賣業者は新制度の下に在り

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ては小賣業は引き續き之を營み得る事さしたり卽ち所定の申請書を提出せらるれば特に不都合なき限り酒販賣業の繼續を承認せらるゝ事さなるべし、全島の小賣人は目下一萬人餘にして或は過多ならざるやの感あるも差當り之を整理するの方針にあらざるを以て從來より酒販賣業を營み居るものに對しては此の際引續き營業繼續の意向をたしかむべく近々所定の用紙を當局より送付する事さいたすべし

臺灣酒精令の說明

臺灣酒精令は臺灣酒造稅規則中酒精に關するものを分離したるものなるを以て大體に於て從前の取扱さ異ならす且本令中には酒精專賣に關する事項を規定せられたるを以て曩に酒專賣制度を說明するに當り酒精令の內容中重なる部分は既に說明を了したるに付今は只舊令に比し著しく差異ある點のみを說明すべし

一　酒精の定義

舊令に於ては單に酒精さ稱し之を定義せざりしも新令に於ては所謂酒さ稱するものゝ內より參酒を當分除外し酒精さ酒精含有飲料さの二者を認めて酒精分九十度に於て之を橫斷し其の九十度未滿を酒類さ謂ひ九十度以上を酒精さ謂ふこさに定義せられたり九十度を以て限界さしたるは普通に取扱はるゝ酒精は九十度以上なるさ稱き酒精を認むるさきは他の蒸餾酒さの區別なきに至り取締上困難なるさ九十度以上の高度酒精を以て造りたる「ウヰスキー」の類は專ら內地に於て消費せらるゝを以て其の移出を圓滑ならしめんが爲之を酒精さし內地さ同一の稅率に依りて取扱ふこさゝなれり

二　酒精の輸入又は移入

酒精は自由に輸入又は移入し得たりしものを改めて政府又は政府の命を受けたる者にあらざれば之を輸移入し得ざるこさゝなりたるは酒專賣制度に伴ふ止むを得ざる結果なりさす臺灣は酒精の主產地なるを以て之を反對に輸入又は移入するが如き事例殆んさ無かるべしさ雖も若し申請者あるさきは其の必要に應じ之を許可すべきに依り實際上不便を感ずる事なかるべし

三　製造酒精の讓渡又は消費

酒精の讓渡又は消費は從來自由なりしも新令第十一條に依り之を制限せられたるは酒精專賣取締上止むを得ざる結果にして之が爲當業者は營業を廢するが如きも酒精業者の狀況を見るに島內に於て自ら卸又は小賣業を營む者無く製品の殆んさ全部は移出又は輸出せらるゝを常態さするを以て實際上不便を認めざるのみならず酒精は混成酒に對する唯一の原料にして且簡便に使用し得るを以て之を放任するさきは密造行はれ易し故に酒專賣の取締上島內消費酒精の販賣を政府に專屬せしめたるなり

四　輸出又は移出

酒精を外國に輸出し又は朝鮮に移出して免稅又は戾稅を請はむさするには豫め政府の承認を要したるも新令に於ては斯かる手續を要せず輸出又は移出したる事實を證明すべき書類のみ添附して免稅又は戾稅を申請し得るこさに改めたるは當業者をして商機を逸せざらしめむが爲めなり只取締上の必要に基き輸出又は移出に付收稅官署及專賣官署に其の都度申告するこさになれり之を二箇所に申告するは手數且不便なるが如きも不斷臨檢の當該官吏に便宜提出して差支なかるべく若し不在等の際は郵便葉書二枚を投すれば容易に申告の目的を達し得べきに依り差したる不便なかるべし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

五　製造酒精の買收

酒精の製造は從前の如く引續き民營を認むるの方針にして政府自ら製造せずして之を酒精製造者より買上ぐることゝなせり政府は第十六條に依り本島内消費酒精に對し專賣權を有すると共に之が需要に應ずべき義務を負ふを以て其の責任を全ふする爲此の販賣すべき酒精を得るの途を保障せざるべからず是れ第十八條の規定を必要とする所以なり

六　納税擔保

本令施行の際現に酒精を製造する者は附則第二項に依り新令に依る酒精業者と看做さるるを以て既に提供したる擔保等は此際何等の手續を要せず當然引續き有效なりとす

專賣局長訓示

專賣局に於て六月十九日午前九時から今回酒類賣捌人として内定せる者百二十四名（臺東、花蓮港は船便の都合により十八日に切上げ）及各支局、出張所の所長主任並に技術者を召集して酒類專賣事業に關する打合會を開催した。一同着席するや鎌田庶務課長の開會の辭に次いで池田局長より一場の訓示あり之に對して、杉坂六三郎氏は賣捌人一同を代表し答辭を述べられたが其の大要は次の通りである

本日は御多忙之處又遠路御暑い處を御集りを願ひまして誠に御苦勞に存じ上げます。御承知の如く本年度の總督府の收入を見ますと總收入一億五百萬圓に達して居りますが、其の内容を見ると主なる收入は官業で、六千萬圓に達して居ります。更に其官業六千萬圓の内容を調べるに、專賣收入は四千萬圓で六、七割となつて居ります。さうしまする結論として、總督府の收入は官業に依り、官業の主要なるものは專賣にあると云ふことを示して居ります、更らに專賣四千萬圓の内容を見まするに、煙草一千三百萬圓、酒一千萬圓で、此の二つの專賣が全體の半以上を占めて居ります。其の煙草と酒とを比ぶれば、本年度煙草は一千三百萬圓、酒は一千萬圓で有るが酒は年度中途なるが故に來年度は約二、三百萬圓は煙草を凌駕する事が出來ます。それ故に收入の點から見れば總督府は專賣局、專賣局は酒に重を置かなければなりません。で、此收入を擧ぐるには、内部に立ち入ては原料其他の購入に付て多大の注意を拂うて節約を計り工場に於て直接生產費の輕減及品質の改良に努めればなりません。然し最後に於て最も必要なるは製品の販賣であります。如何に品質を上等にし、價格を低廉にしても販賣機關が不完全であつて且充分働いて貰はないと、豫定の收入をあげる事は出來ません。理論から申しましても、販賣に最も力を注がなければならないのでありますが、實際に於ては從來兎角煙草等に於ても此販賣の方面を忘れ勝でありました。それは品物が專賣品で、又之を取扱ふ人も獨專的であるから、努力せずとも或る程度迄賣れて行くからであります、近來煙草に就ても此點に關して大に盡力致して居りますが、酒は今回が始めてでありますから、其初に當りて諸君が酒收入を擧ぐるに付ては、最も重要なる地位にある事を深く自覺して頂き度いのであります。次に、皆樣の此の重要なる地位は、一部の犧牲を拂うて獲得せられたる權利であります。然し或る極源よりして得たる權利なりとは云へ、一旦其の權利實行の地位に就かれた後は、又皆樣の地位は皆樣の自由になり得るものでは決して有りません。役人になると否とは自分の自由で有るが、一度役人になるとそこに國家と一種の關係が出來て、其の進退は自由にならないのであります。今回の賣捌人も引受けらるゝと否とは皆樣の自由でありますが、一度引受けられた上は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

自分の位地を自由にすることは出來ないのであります。然らばと云うて政府は皆様の地位を自由になし得るかと云ふに、之は決してそうは行きません、恰も國家が官吏を自由に任免陟黜なし得ざる様なものでありまして、何か特殊の原因が起らない限りは皆様の地位を自由になし得ざるのみならず、寧ろ永久に保護せねばならぬ地位にあるのであります。かゝる次第でありますから、又反對に皆様に於かれましても此の地位を能く了解せられて、當局の命令及指示事項には服從するの義務があります。お互に自己の地位を了解し充分の自覺を以て責任を全ふせられん事をお願致します。尙申上ぐる迄もなく皆様は地方に於て相當に身分のある方であり、又一方商賣は商賣でも國家の仕事をして居ると云ふ上から御者になつて、其社會上の地位を自覺なされ相當品位を保つて、賣はねばならず。又地方公共の事にも出來得る範圍に於て、努力して戴きたいのであります。尙先程申上げた通り、酒專賣の收入は督府の收入中の重要なものであると共に、國民の保健を目的に置いてありますから、品質は勿論、其他微細の點に至るまで平常注意して消費者に惡いものが渡らぬ様にしたいものです。殊に小賣人などに對しても充分監督し惡ろくなりかゝつたやうなものは、遠慮なく取換へる様に充分御注意さる様願つて置きます。取換へるのも面倒だからなどと怠慢の心などを出されては大變です、尙少し實行上の細かい事になりますが、政府として重要な事でありますからお話申上げておきますが、政府の品物は何物に限らず。現金賣買を原則として居るのであります。然るに數年前に買受人の便宜を計る爲めに、擔保を提供すると數箇月間延納を許す制度が設けられたのであります。而して其恩惠を受くるものは、主として專賣關係の者で有つて金額も大きいものであります。殆んど專賣品の買受人の爲に延納が許可された様の形になつて居ります。其延納を許す期間は、煙草も酒も四箇月の範圍と云ふ事になつて居ります、目下三箇月の延納を認めて居りますが、今日賣渡した品の代金は三箇月後に現金をお納め下さればよいのであります。無論其間に金額に相當した擔保を納めねばなりません其擔保は昨年國債證券でなくてはならない事になりました、其の國債證券は額面で預ります。處で今回酒專賣實施の結果交付さるゝ禁業交付金徵收金は又公債を發行して支拂ふことになつて居ります、而して皆さんの大部分が此公債を所有さるゝことになるのですが、政府としては酒賣下代金の延納擔保として右の酒に關して發したる公債を第一位に當つるときは、相互に於いて非常に便宜のことゝ思ひます。依て只今可成早く公債を發行して貰ふことを御願ひして居りますが、若し七月一日迄に間に逢ぬとしても、皆様に對し一時何か便宜の方法を考へて置て後日必ず右酒公債を以て擔保として頂く様に願ひ度いと思ひます。皆様方の内に算盤をとつて見られたらば多少の損得は有るかも知れませんが私共の側から見れば多少の差は有つても、酒公債を第一の擔保とし度いと思ひます、個人々々の目から見れば損得が有るかも知れませんが、酒公債の時價を保つ爲めにて多少の犧牲を拂つても義務として實行をお願したいと思ひます。尙先程延納期間を三箇月と云ひましたが、會計規則改正の結果大藏省の會計簿の締切期間が短縮されて從來は本年度の收入締切は翌年の六月でしたが、今度は會計法は四月になつたのであります、夫れですから例へば來年の三月に賣下げる酒代金を三箇月延納を許すとすると其の收入は來年度の六月にならぬと政府の收入とならず、從つて本年度の收入が來年度のものになつて仕舞ふといふ結果になります、

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

此不都合を防がんが爲めに全部四月に至りて四月以前より延納を許されて來た賣下代金を一時に徵收することにするさ之は諸君の金融上から甚だ至難なことであるさ思ひます、依つて酒は新なる事業なるが爲めに今より此點に氣をつけて年度末に近附くに從つて延納期間を漸次短縮して四月に至りても一度に延納金がたまらぬ樣にしたいさ思ひます。卽ち例へば十二月の賣下品に對しては三箇月、次の月の分は二箇月、次の月の分は一箇月の延納を許すさいふようにして行きたいさ思ひますとは總督府に對するお互の義務さ心得ますから今からお含みをお願して置きます。何事も創業は人の知らざる苦しみがあります、酒專賣は現總督の一大事業でありまして上司に於かれては種々なる點に之が成立する迄には一方ならぬ御心配でありました、又我々實行者に於いても、晝夜を分たず働いて居るのですが倚手落の點が澤山にあります。然し若し之が甘く行つたならば、又苦みの反面に創業の樂しみさして云ふに云はれぬ樂しみがあるさ思はれます。然し如何な少事業でも一人の力では決して出來るものではなく先輩の指圖や同僚の一致協同が無くては出來るものではありません。況んや此大事業に於いては殊に皆が一致協同の精神を以て當ならければ出來ないのであります。私共は此一致協同の精神を以て皆樣に臨みたいのであります。皆樣は本事業の成果を擧ぐるに於いて最も有力なる力を有し大事な地位にあるのですから私共は、皆樣の一致共同して私共を御助け下さることを切に希望致します。そして創業の苦樂を共にしたいさ思ひます、次に皆樣の下の機關には小賣人がありますが此の關係は又中々面倒であります。委細は後に御協議申上げることにして矢張り今申上げた此精神を以てお互に助け合つて販賣の目的を遂げられん事を望みます。一言挨拶を申します。

酒類販賣制度

―杉本酒課長の說明―

專賣令の公布以來、皆樣には度々各地に御足勞をお願いたして有り難ふ御座いました今回も亦迫方へ迄御出掛をお願したのでありますが、今回のは酒類賣捌人が愈決定を見るに至りましたに就き、賣捌人さしての御挨拶をもなし猶將來酒類販賣上の打合をも致し度いさ思ふのでありまして、從來の酒關係の各位さ、當局さの間に於ける先づ之ぞ最後の會合であり、又先般來屢御足勞をお願いたした會合の總括りでありますが共にこれから愈專賣を實施して行く爲めのこれが最初の會合―出發點であるのであります。仍て玆に販賣制度の大要を說明して御參考にいたし度いさ思ふのであります先般來は專ら創業に關する點はお話をいたしましたが販賣制度を細說する迄には立いたらなかつたのであります

專賣令に就ては既に充分御承知の事でありますが倚同令の規定中販賣に關する事項につき二三御話をして御記憶を新にし度いさ思ひますがそれは＝製造＝移入＝販賣＝の三つであります

一　製造の專權

酒の製造は政府に專屬する事になりましたので申す迄もなく是からは政府でなければ酒を製造する事は出來ない、個人は絕對に製造する事は出來ませぬ、皆樣の中には御座いますまいが、酒の密製造をする者は五千圓以下の罰金に處せられます、專賣令に於ても、此の密製造は最も重きをおいて有りますから皆樣さ關係ある方や、小賣人等に對しては、皆樣から充分に御話合を願い度いのであります最も如何なる程度が酒類の密造であるか場合によつては疑問が起るかも知れません。新規に

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

製造する事が密造である事は云ふ迄もありませんが、或る酒に加工するのは場合によつては程度の問題でありまして之は事實問題に屬する場合もありませう、從來と雖も稅制の下に於ても密製造の取締をして居りましたが、今後は夫れ以上に取締ることになりませう、たとへば持越の酒に手を付ける者があつた場合に例へば三十度の酒に水を割つて二十五度にして賣つた場合に之れが果して密造なりや否やに就ては從來の例も有りませぬが斯くの如き場合には稅務官吏なり專賣官吏なりとお話合の上にその了解を得てやる、許しがなければやらないと云ふ樣に致し度いと思ひます、水を割る事は差支ないかも知れませんが、其の際惡意はなくとも、だまつて遣つて爲めに役所から注意を受ける樣では甚だ遺憾の事でありますから、役所へ十分お話合の上意志の疎通を缺かない樣にして頂きたいのであります追々整理もつき人手にも餘裕が付く樣になつたらばこの取締の方面についても攻究もし手も屆いて行きましやうが、差當りの處はどうか各自注意して、疑を受けるやうな事をしない樣に心掛けて頂き度いのであります

二　移輸入の禁止

次に本島外より酒類を移輸入する者に對しては、今日の取締では之を制限するに過ぎませぬ、卽ち許可を受ければ入れられぬ事もありませんが、七月一日からは政府又は政府の命を受けたる以外の者は全然移、輸入が出來ませぬ、今日迄は律令附則の規定を以て、移輸入を制限して居りますが、旣に本島に到着したから陸揚げを許せと云ふ請求をも受けますが、最早法令公布後相當日數もたち、充分積出を制限せらるゝ餘裕もありましたろふと思はるゝ分に對しては陸揚げは一切お斷りをして居りますこれから七日以後になりますと更らに一切移、輸入の道がなくなるのでありますからこれも相當御考慮を御願しておきます

三　販賣機關

次に販賣の問題でありますが、販賣機關としては賣捌人と小賣人の二階級がありますが此の賣捌人と小賣人とを合せて律令に於ては販賣者と云ふて居ります。例へば律令第七條に酒類の販賣者と云ふのは賣捌人と小賣人とを合しての呼び方であります。賣捌人から小賣人に、小賣人から消費者にと云ふ風に供給して行く場合には此賣捌人と小賣人とは卽ち販賣者として取扱はるゝのであります

尙律令に於ては販賣に關する事項は多く府令に讓り、唯重要なる二三の事項を規定して居るに過ぎません、それは、右の販賣機關のこと、次に定價遵守のことで一小賣人は定價の通りに賣捌かればなりません、と同時に政府の封緘のない酒は販賣してはなりません然し例外としては零賣を認める場合がありますが若し政府の證票なきものを賣つた場合には二千圓以下の罰金に處せらるゝ事になつて居ります。

酒の販賣については皆樣は久しき間の經驗をもつて居られて私共から販賣上兎角の事を申出でるのは聊か轉倒して居る樣にも思はれますが、全體を通じての販賣と云ふ事から云ひますれば、從來とは根本に於て異つた點が出來ましたので、卽ち自由販賣時代に於ける各個對立の制度と、今回統一せられたる一販賣機關としての賣捌人とはその間非常なる相違がありますので、販賣と云ふ事自體に付ては從前多年の御經驗を以て充分圓滿に精勵に賣行の增進を圖つて頂く事が出來ますのを希とするのでありますが、それと共に、この一販賣機關としての統一、連絡を計ると云ふ方面に新工夫をして行つて頂きたいと思ひますので、私が申上げたいのはこの第二の點の販賣制度の形式とでも云ふ方面のお話でありま

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

す

□賣捌區域□

區分の標準先づ販賣制度の中第一に申上げ度いのは賣捌人の賣捌區域の制度であります今回は全島を通じて百二十四區に區分し一區に一人づゝを配置してありますが此の區域内には他の賣捌人は決してはいつて來る事は無く、其の區域内に於ては全然其の擔當人から供給するのであります、全島を通じて見れば何れかの區域につけねばならぬ譯でありますから、案外交通不便な地をつけられて居るかも知れません、從來の例によれば交通不便な地方では其の賣價に於て加減し市街地に比して幾分か高價にしたり又或は品質の善くないものを配給したりして調節を圖つた事もありますが、今後は定價は何れの土地と雖も一定して居りますし、品質も亦山間僻地だからと云ふて特に惡いものを配給すると云ふやうな事はあり樣筈がありません從つて不便なる土地は多くの配給費を要するので取扱手數料に於て斟酌し、土地の便否、人口集團の狀況等により手數料率を異にして居ります、それでどうか土地交通の便不便―云ひ換へれば配給の利不利と云ふ事は考慮の外において如何なる土地に對しても區域内には殘る限なく配給して頂き度いと考へます或は今回定めた賣捌區域の内で利益が多いからと云ふて自分の區域に加へ度いとか又、不便であるからと云ふて取り除き度いとか色々御希望もありますが大なる不均衡の無い限りは此儘にして實行して見度いのであります、無論區域の分け方がこれで果して宜く行つて居るか否やは現實に酒を取扱つて見ない限りは斷定する事が出來ないので此の際區域の廣狹等に就いて推問答を重ねても無益の事と思ふのであります。當局としては從來鹽なり、煙草なりに就て色々配給上經驗をして居りますので、それを參酌して今回の區域を定めたのでありますが、從つて後で出來ただけに鹽や煙草の區域よりはたしかに宜かろうと思ふのであります。尤も區域制度をとるにしても一二の例外はありませう、卽ち蕃界又た區域の内で蕃界は賣捌區域から除外してありますが除いたと云ふよりも寧ろ從來の取引の狀況により自然の交通や經濟關係等によつて定まる事でありませう卽ち當然或る人の販賣區域に屬すべきものを他人の區域を越へてまでも行くと云ふ樣な事はなかろうふと思ひます、此點は支局出張所の方で心配して實際の狀況を見てきめる事にしてあります。次に、共同區域でありますが例へば基隆郡の一部の如く其の附近の賣捌人が共同して販賣し得る區域がありますが、之は各關係賣捌人に於て月順によるなり、又方面別によるなり適宜の方法によりお互の負擔が餘り重くならない程度に於て十分お話合の上で取計つて頂き度いのであります

□賣捌人指定要件□

次は賣捌人の指定でありますが、今回指定を受けた方々は從來酒類の製造、販賣、移輸入の各業者中から選定をせられたのでしたが此賣捌人に指定せらるゝ事の出來ない資格に就いては臺灣酒類專賣令施行規則の第六條に列擧的に規定せられてありますそのうちで、酒精、白麴、紅麴、酒母又は醪の製造と酒の專賣とは元より兩立せない事は明でありますから今回賣捌人として指定せられた人の内白麴紅麴等の製造に關係せられて居る方は此際其の關係をやめなければならないのであります。又今回の指定に就ては其の例が御座いませんが酒類專賣令又は酒精令に違反した方や色々の關係で賣捌人たる指定を取消されて尙二年を經過しない方は之亦賣捌人たる資格はないのです、其の外に國稅滯納處分又は之に準ずる處分を受けて一箇年を經過しない者や專賣令の取締上不適當と認められた者等は何

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

れも賣捌人たるの資格はないのであります。倉庫業人が小賣をなすと云ふ事は徹底的に取締る方針であります、之は煙草に於ても同樣でありまして、賣捌人の名義を以て出來ぬ事は當然で假りに他人の名義を以てしても其の經濟が同一であるならば之亦反則である事は明であります、又自分は臺北に於て賣捌人をして居るのに高雄の方の店では小賣人をして居ると云ふ樣な場合にも之亦禁止せらるべきものであります。何故に斯く八箇間敷取締るかと申せば、一人で小賣人としての手數料と賣捌人としての利益とを二重に得る譯で有つて他の賣捌人や小賣人との均衡が保たれないからであります。此の點に就ては殊に取締る必要が起る所以であります、然しながら賣捌人は他の營業を兼ねらるゝのは差支ないけれども賣捌人に對して私共の希望としては成るべく酒專業にして頂き度いのであります、餘力のある方々が適當に兼營をおやりになる事は無論差支は御座いません、猶今回指定せられた人は、從來の場所に於て引續き營業し得る人と新なる土地に行つて營業を開始せねばならぬ人も有りませう、どなたも出來得る事なれば現住して居つた土地に於て、指定せらるゝ樣に希望は致しませうが、然し從來何等緣故なくして、各地方で營業せられた人々の中から百二十四名と云ふ多數の人を適當に配置するのであるから、凡ての御希望を容れる譯にも行きませんので、こちらでわかる限り個人的の緣故や、其他色々の關係を考慮して私共の判斷で適當なりと信じたる區域に指定した譯であります、從つて御滿足でない方も有りませうが之も一つの機緣でありますから、新なる土地に於て新らたに運命を開拓すると云ふ御考で遣つて頂き度いのであります。

「賣捌上の設備」

次に營業場及貯藏場の設備は、此の際取急ぎ其の模樣替や擴張等はおやりになる必要はありません、將來私共の方からも實地に就いて研究した上に實行して頂く事として相當期間の後には各營業場も、貯藏場も適當なる設備をして頂く事にし度いと思ひます。

「小賣人」

小賣人は今日迄に指定濟の分は約八千人でありますが、此等の小賣人が皆樣の區域内に何人つゝあるかは各支局、出張所にお尋ねになればよく分る事になつて居ります實は、前回に調べた時には約一萬人ありましたが、今回の申請は其の内の一部分に過ぎません、又料理店とか旅館等は小賣人には指定せざる事になつて居りますが、然し是等は將來追々と研究した上の事に致し度いと思ひます、小賣人の配置については皆樣と密接の關係がありますから今後共常に御注意になつて、其の適否は絶えず當方へも御報告を願ます。小賣人の店舗の設備等の問題は之亦將來の問題として、此の際は餘り極端にならぬ樣にお願致しますが他の營業品とは充分區別の立つ樣にはして頂き度いと思ひます。

「標札招牌」

又賣捌人の營業場、支店及貯藏場等に掲ぐ可き標札は建物次第で木製でも金屬製でも差支はありませんから、よくお考への上適當なるものをお作りになつて頂きたい、只其の大きさ丈けは指示書に示してありますから之を御參考にして頂き度いのであります。

四　酒類の買受

「賣渡の請求」

役所から酒類を賣渡す手續に付ては先程も總代の方からの御希望もありましたが、所謂お役所式の取扱はせずに出來得る丈手數を省略してある積りでありますが民間の取扱と違つて、監督官廳に對する手續もありますから皆樣が從來おやりになつて居つたのに比べると幾分面倒かも知れません、而し之も馴れま

すれば、左程にも感じない様になる事と存じます、元々商賣に就ては私共は經驗が少いのに皆様の方は十分熟練して居られますから、其の點について皆様の御經驗にして貰い點は元より之を尊重し應用して行きませうが、暫くは今回制定した通りにしてやつて行き度いと思ひます。そこで實行の第一歩として翌月に買ふ可き酒類の見込數量は施行規則の第十九條にある通り、前月の十五日迄に御申込になつて頂きたいのであります、內地より移入するものも本島で製造するものも充分準備はして置きますが翌月分を前月の內に御注文になつて、實際に御引取の際も成るべく其の數と一致する樣にし度いので之れに多少の相違を生ずるのは止むを得ませんが斯樣にして次から次へと調達して供給を圓滿にし度いと思ひます、但し臨時に御入用の時には擔保の現在額を見まして適宜の處置をも取りますが、其前月分の注文と當月の引取額とに餘り差額の生ずる樣な場合には餘め御申出を願はねばならぬのであります。

酒類の賣渡は各地の支局、出張所で取扱ふ事になりますから、賣渡に關する請求書其の他總ての手續は所屬の專賣官署にお出しを願ます、最初皆様がお買ひの時は、現金買のお方も御座いませうし擔保を提供して買はるゝ方も有りまして色々の關係を生じませうが、一度提供した擔保も延納を許された期限內に代金を納入すれば其の擔保は浮ひて來る譯でありります。然し擔保は成るべく根擔保にするが便利であります。

□代理人□

次に賣捌人は指示書の第十三條に示された賣り、酒類の買受、引替及買戾等に關する事項を取扱はしむる爲めに、所轄專賣官署の所在地に代理人を常置する事が便利であります之は煙草に於ては旣に實行して居りますが、此の代理人は運送請負人とは別でありまして皆様が酒類を買受ける度每に書類を作製したり、現品を受領したりする代りに、注文の端書を一枚お出しになれば、擔保の有る間は代理人が直ちに凡ての手續を完了して、五日か七日の後には必ず現品が到着し得る樣に取計ふので僅か一枚の端書で買受事務は遲滯なく進行する便利が有ります。

□通門證□

代理人が買受手續はすましても、一定の證憑書類がないと倉庫から現品を引渡しませんこれに對しては引渡證と通門證とを發行しますが此引渡證に依つて現品を受取り通門證によつて持ち出す事が出來るのであります。

□現品の引渡□

當局から賣渡した現品は專賣官署の倉庫に於て引渡しますが其の引渡しを完了した時を以て所有權移轉の限界と致し度いと思ひます役所としては酒類專賣令施行規則第十二條にある如く、配達に要する運送賃は之を支給しますが、途中に於ける損害は、當然荷主たる賣捌人が負擔すべきものと存じます、而して普通の狀態に於ては運途中に於ける損害の程度は、殆んど其の割合が定まつて居るものであるから、今回の運送賃中には之を加味してあります。皆様の中で、途中の運送を自分の希望する人に委せ度いと云ふ樣な特殊の場合も有りませうが、今回は年度契約として來年三月三十一日迄は專賣局に於て運送する事にして目下交涉が進行中であります。

□他の賣捌人よりの買受□

賣捌人は酒類を役所より買受けるのが原則になつて居りますが、特別の場合には令の施行規則第十四條に示されてある通り、他の賣捌人からも買受ける事が出來ない譯でもありません、其の手續は、指示書の第十七條に書いてありますから御覽を願ます。

□他の賣捌人への賣渡□

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

或る賣捌人の持つて居る酒類を他の賣捌人に賣渡す樣、役所から御願する事がありますが若し交通の杜絶せる場合の如きには。例へば増里の賣捌人の所有品を、漁池の賣捌人に賣渡す樣に役所からお願する事でありますが、此の場合に於ける値段及運送賃は既にお話した事と同樣であります、要するに或る賣捌人が他の賣捌人から買受け得る場合と、或る賣捌人が所有して居る品を他の賣捌人に賣らして貰ふ場合とが有る事につき御承知を願つておきます。

［零　賣］

次は零賣の問題でありますが、賣捌人が零賣をなさゞる可らざる場合もあります、只今では賣捌人は米酒と精製酒の二種類丈けを零賣し得る事に致してあります。此の兩者の容器については、目下の處一定のものに統一する事が出來ませんから瓶に入れる事もありませう、ビーヤ樽に入れる事もあつて其の時により、色々の容器を用ひますが、樽の如きは成るべく回收し度いと思ひます。專賣と云ふ立場から澈底に云へば零賣は甚だ不徹底であり大なる缺點でありますが、今日の程度では、先づ零賣を認める事として遂々零賣を許可せるが爲めに販賣者に於て度々違反者を出すが如き事あれば、とは專賣制度の實施上一大支障たるのみならず、販賣關係者として、大なる恥辱でありますから皆樣も此の點には十分に御注意になつて、斯くの如き事のない樣に努力せられんことをお願して置きます。

五　小賣人への賣渡

［小賣人へ配達］

賣捌人はその區域内の小賣人に酒を賣渡すので、これは是非小賣人の店舗迄賣捌人から配達をして頂きたいと思ひます。既に區域を限定して居るのですから小賣人は必ずその所屬の賣捌人から買はればならないのでありますから、往々にして賣捌人は威り勝ちになります。殊に一般的に云へば賣捌人の方が小賣人より力が強い、爲めに小賣人がつい／＼賣捌人の云ひなりになり、賣捌人の配達制度はどうも忘られ勝ちになります、これは煙草に就ての私共の經驗でありますが、酒も或は同樣の結果になりはしないかと案じられるので當初にあたつて各位に充分に了解して頂きたいと考へるのであります。手數料率を地位交通の便否により數階級に區別したと云ふのも全くこれが爲で、酒類賣捌人は飽くまで配達主義を實行してほしいものと思ひます。

［運賃支給制度］

最も交通の不便な、例へば甚界とか、由地とか云ふ方面はこちらからわざ夫を仕立つて配達すれば非常に經費を要するが、先方の歸り荷を利用したり、買物の序手に持つて歸つて貰へば安くて濟む場合も少くありませんそう云ふ場合には何も必ずしも賣捌人に於て配達しないでも、一定運賃を支給して配達に代へて差支ありませんこれは一の便法で、どの程度迄これを認めるかは現地の狀況を見て事實上に決定する外ありませんから、各專賣官署に御相談の上きめて頂くやうに御願します

［店　賣］

輸出賣卽ち配達制度が原則でありますが、臨機店賣をして惡い譯ではありません。殊に酒の如きは興に乘つてあれこれと各種の酒を要求して來る。小賣店には一々備へてない。そう云ふ場合には夜でも、又營業時間外でも賣捌人から賣渡して。興を殺ぐ事のないやうに御配意を願ひたいのです。先程もお話のあつた、官廳式で困ると云ふ點、これは役所も十二分に注意して形式主義、報告主義にならないやうに努めて居りますが、賣捌人對小賣人の間に於てもどうか充分に御心付け下さつてあくまで實質的にやつて頂きたいと思ふのであります。殊もこの場合に果して小賣人、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

店のものがごうかわからない事はないかさ思ひます、煙草の方では一種の通帳式の買受帳を小賣人にやつてあつてそれを持つて來るものは小賣人であるさ云ふ事がわかるやうになつて居りますが、今度は小賣人の手續を簡易にする爲に、賣捌人に於て三枚つゞきの小票に賣渡の都度記入してその一枚は店におき、一枚は小賣人にやり、一枚は役所に出して頂くやうにしましたから、小賣人は別に帳簿を持つて來ないのです、で何さか見知らない小賣店員に對しては合鑑式のものでも作るなり何なりして頂きたい。知らぬ間に小賣店員の名によつて消費者に特價賣渡をするやうになつては困りますから。

□記帳さ報告□

賣渡した酒類は夫々帳簿上の整理をして報告書等はごうか夫々出して頂きたいのです帳簿報告の多いのも一の所謂役所式さ云ふ點でしやうから出來るだけ減少しておりますがそれでも猶相當ありませう。而し酒の官營は云ふまでもなく今回が初めての事でもあり、酒に對する嗜好の狀態も甚だ複雜がありますから、ごうか出來るだけ詳しく需要の狀況を窺ひ知りたいさ思ひますので、是非或る程度の報告はするのであるさ云ふ事をお考へを願ひたいのです。猶當分の間は持越酒も相當にありますからこれらさ政府製品さの關係等についても各賣捌人に於て御注意を願はねばなりませんし、旁々役所から御願した報告は正確に提出せられ、營業の經過は明瞭に記帳しておかれるやうに御願いたします。

□藥用酒類□

次に藥用の酒精及葡萄酒、これは專賣令の支配を受けるさ共に藥種さしての取締を受ければなりませんから、こう云ふものは藥種商たる資格のある小賣人に限つて扱ひ得る事さならうかさ思ひますこの點については後日更めて御通知をいたしませう。

六　酒類小賣人に就て

□小賣人の配置□

酒類小賣人は現在約八千人を指定をいたしました、從前小賣に從事して居つた人は皆指定をするつもりで居ります。猶指定洩の分も追々指定書を送ります。各位の區域内に何人あるか、誰々であるか、これは支局、出張所に就て御尋ね下さい、役所からも整理のつき次第御知らせいたしませう。これらの小賣人さは此の際適當な方法によつて連絡をさり、顧つなぎをして頂きたいさ思ひます。小賣人さ賣捌人さ役所さは販賣系統の夫々一部分でありまして、役所さ賣捌人は屢おあいする機會もありその連絡は割合よく執れますが、賣捌人さ小賣人さは同じ土地に居りながらも案外親密に行かないのではないかさ思はれる廉があります。酒についてはごうか最初からよく連絡をさり、氣合を合せてやつて行つて頂きたいものであります。猶この小賣人は直接販賣に從事致すので、その善惡適不適は最も賣行きにも關係を及ぼすし、消費者の要求に對してもよく滿足を與へるかさ云ふことになるのでありますから、各位におかれても常によくその業態に氣をつけて下さつて、こちらに報導を怠らないやうにして頂きたいさ思ひます。酒類小賣人は專賣局長に於て指定をする事になつて居りますので當局さしては地方の狀況や本人の狀態等を調べて、常に監督もし調査も進めて行くのでありますが、ごうか各位におかれても日夕よく御氣をつけ下さるやうに願ひます。

□小賣店舗備付品□

小賣人の各店舗にどれだけの酒を備へるかこれも役所からかれこれ申しますまいから、土地の狀況に應じ、小賣人の資力を考へて、小賣人さ御相談の上適當な品物を備付けるやうにして頂きたいものであります。必要な品物

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

が備付けてなかつたり、賣れもしないものをいつまでも置いて變敗品を出したりするのは小賣人としても注意が足りませんが、賣捌人としても又賣を分たねばなりません。猶小賣人への賣渡は現金でやつてほしいのです。

□招牌と酒精計□

小賣招牌はとりまとめて一手に注文をしたいと考へますから、後日改めて御相談いたしませう。猶酒精計も差當り三千組注文してありますが、あとの分も至急に注文いたします差當り三千組をわけて共同で使用するやうにして頂きたいのです。この招牌、酒精計等の買入れも皆樣にとりまとめて頂くつもりで居ります。

□定價のこと□

次に酒の定價は近々決定しました上で御通知いたします。差當りは清酒、米酒、糖蜜酒位でありませう、追々各種の酒類に及ぶつもりで居ります。

□變敗品の引換□

酒の品質の保證をして悪い酒はとりかへます、賣捌人のは政府が小賣人のは賣捌人の手を經て政府が、夫々とりかへます。どうか悪いのを賣らないやうにして頂きたいものであります。

七 賣捌人組合

次に賣捌人各位の組合を組織したらば便宜だらうと考へますので未だ詳しくは考へて居りませんが綱目だけ掲げておきました。これは各自の共通の利便を圖り利益の増進を企てやうとするので、趣旨に於ては他の同業者の組合と異ることはありません。役所でも出來るだけ力を添へて、役所と一致してやつて行きたいと考へますので實務としてはたとへば帳簿樣式の印刷の如きも全部組合に於て取次きたいと思ひます。だん／＼やつて行きましたらば色々有益な事が出て來ませう。それに就て相當の費用を醵出して頂きたいと思ひますから、この點豫め御含みを御願いたすのであります。或は皆樣のうちから代表者を定めて頂けば後日その代表者と御協議して行きまして、よい組合を作りたいものであります。

八 持越酒に就て

次に持越酒のこと、これは從來屢說明をいたしました通り當局としては買上げを行はないのでありますから、所有者に於て賣つて頂くのでありますが、持越酒が多ければ品があふれてお互に困りますので、何とかして早くはかすやうにして頂きたいものであります。其の現在數量の如きも計算に甚だ必要でありますからどうか精確な數を通報して頂きたいと思ひます。

九 酒公債のこと

最後に酒公債の利用について一言申添へたいと思ひます。酒公債の利用に就ては從來機會のある毎に皆樣から御話を伺つて居りますが、先程局長よりもお話のありました通り、當局では酒の賣渡代金の延納の擔保として酒公債と第一次に充當する事に決定になりましたので、酒の賣上は一年約千五、六百萬圓と見れば、三箇月延納として三箇月間に要する擔保は四五百萬圓、從つて酒公債の全部丁度これとかち合ひます。仍て賣捌人に於ては或は四分利公債とか、佛貨公債とか、今回の五分利公債よりも猶安價に手に入るものがありませうが、禁業者に對する德義として此の際酒公債を相當價格で購入して擔保とし、他の公債をば第二次以下に於て、酒公債の不況の場合に補充的に使用する事として頂きたいのであります。その實行の方法は唯今詳述することは出來兼ねますので、公債の交付を受ける事の確定次第、詳しく御通知をいたしませうが、此の際は先づ當局に於ては酒公債に對して斯る方法をとる意思である事だけを御含み置きを御願しておきます。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

十　專賣通信のこと

終りにこの機會に於て當局の通信用として「從來專賣通信」と稱する小册子を發行して居ります。當局の事情は隨時本誌に於て發表して居りますから、直接營業上の御參考とも考へますので、是非購讀せられ度、猶本誌によりお互の間の通信連絡をとるやうに御心掛け頂きたいものであります。

從來酒類製造者、或は移入者、販賣者として新制度に移る過渡的問題に就て、各位とは屢お目にかゝつて參りましたが、各位はこれからは愈賣捌人として當局の最も緣故の深い地位にたゝれた事でありますからどうか將來は何の隔でもなく御心安く御願いたしたく、御集の機會を幸ひよろしく御願いたす次第であります。

酒類小賣定價の決定

告示第百五號

酒類及酒精の定價左の通定む

大正十一年六月二十九日

臺灣總督男爵　田　健治郎

第一條　酒類及酒精の定價は別表に依る

第二條　酒精を左の物品製造に使用したるときは工業用酒精の定價に依り賣下くるものとす

火藥、ニス、エーテル、石鹸、單寧酸、樟腦、食酢、セルロイド、外國に輸出する香水其の他化粧液、コロヂオン（ガスマントル）、寫眞材料、寫眞製版、擬革又は帽子の製造用に供するものに限る）パラフエニレンダイアミン（パラミン）カフエイン燃燒用固狀

酒精を左の用途に供したるとき亦前項に同じ

蒸氣々罐其の他發動機燃料、セルロイド加工用、樟腦精製用、外國に輸出する擬眞珠製造用

□酒類及酒精定價表□

（別表）

種類	酒名	單位	定價
清酒	白鶴	一升壜詰　一本	円 二・六〇〇
同	同	四合壜詰　一本	一・二〇〇
同	同	二合壜詰　一本	〇・六〇〇
同	同	一合壜詰　一本	〇・三五〇
同	白鹿	一升壜詰　一本	二・四〇〇
同	同	四合壜詰　一本	一・〇〇〇
同	同	二合壜詰　一本	〇・五五〇
同	同	一合壜詰　一本	〇・三〇〇
同	白正	一升壜詰　一本	二・四〇〇
同	同	四合壜詰　一本	一・〇〇〇
同	白鶴	一升壜詰　一本	二・一五〇
同	同	四合壜詰　一本	〇・九〇〇
同	同	二合壜詰　一本	〇・五〇〇
同	本家白鹿	四合壜詰　一本	〇・九〇〇
同	東洋一	一升壜詰　一本	二・四〇〇
同	同	四合壜詰　一本	一・〇〇〇
同	同	二合壜詰　一本	〇・五五〇
同	忠勇	一升壜詰　一本	二・六〇〇
同	同	四合壜詰　一本	一・二〇〇
同	同	二合壜詰　一本	〇・六〇〇
同	千鳥正宗	一升壜詰　一本	二・四〇〇
同	同	四合壜詰　一本	一・〇〇〇
同	同	二合壜詰　一本	〇・五五〇
同	若翠	一升壜詰　一本	二・五〇〇
同	同	四合壜詰　一本	一・〇五〇
同	同	二合壜詰　一本	〇・五七〇
同	賀茂鶴	一升壜詰　一本	二・五〇〇
同	同	四合壜詰　一本	一・〇八〇
同	同	二合壜詰　一本	〇・五七〇
同	賀茂綠	一升壜詰　一本	二・一五〇
同	同	四合壜詰　一本	〇・九〇〇
同	同	二合壜詰　一本	〇・九〇〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同	大春	一升壜詰	一本	二・二五〇
同	同	四合壜詰	一本	〇・九五〇
同	日本魂	一升壜詰	一本	二・四〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・〇〇〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・五五〇
同	萬壽	四合壜詰	一本	〇・五〇〇
同	月桂冠	一升壜詰	一本	二・六〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・二〇〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・六〇〇
同	富久娘	一升壜詰	一本	二・六〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・二〇〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・六〇〇
同	不二壽	一升壜詰	一本	二・一五〇
同	同	四合壜詰	一本	〇・九〇〇
同	福祿	四合壜詰	一本	〇・五〇〇
同	櫻正宗	一升壜詰	一本	二・六〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・二〇〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・六〇〇
同	同	一合壜詰	一本	〇・三五〇
同	澤之鶴	一升壜詰	一本	二・九〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・〇九〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・五七〇
同	同	一合壜詰	一本	〇・三二〇
同	澤龜	一升壜詰	一本	二・四〇〇

同	同	四合壜詰	一本	一・〇〇〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・五九〇
同	櫻盛	一升壜詰	一本	二・二五〇
同	同	四合壜詰	一本	〇・九五〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・五三〇
同	菊正宗	一升壜詰	一本	二・六〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・二〇〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・六〇〇
同	銀釜泉正宗	一升壜詰	一本	二・五〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・〇五〇
同	金露	一升壜詰	一本	二・九〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・〇五〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・五七〇
同	白雪	一升壜詰	一本	二・四〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・〇〇〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・五五〇
同	楓白鹿	一升壜詰	一本	二・九〇〇
同	同	四合壜詰	一本	一・〇九〇
同	同	二合壜詰	一本	〇・六七〇
同	同	一合壜詰	一本	〇・三二〇
米酒	米酒第一號（標準度數十五度）	零賣一升（容器ヲ含マス）	に付	〇・四九〇
同	米酒第二號（標準度數二十度）	零賣一升（容器ヲ含マス）	に付	〇・六九〇

糖蜜酒	糖蜜酒第一號（標準度數二十五度）	零賣一升（容器ヲ含マス）	に付	〇・五〇〇
同	糖蜜酒第二號（標準度數三十度）	零賣一升（容器ヲ含マス）	に付	〇・六五〇
味淋	花栞	四合壜詰	一本	一・二〇〇
酒精	日本藥局方純アルコール（標準度數九十九度强）	一封度壜詰	一本	一・七〇〇
同	日本藥局方酒精（標準度數九十一度）	一封度壜詰	一本	一・〇〇〇
同	酒精（標準度數九十一度）	一封度壜詰	一本	〇・八〇〇
同	酒精	一斗罐入一斗一度に付		〇・二三〇
同	工業用酒精	一斗罐入一斗一度に付		〇〇・四五

□酒類小賣定價の說明

酒類の小賣定價は右の如く六月二十九日付告示第五號を以て發表になりました。今回

發表の酒類

は淸酒二十七種、米酒及糖蜜酒各二種、味淋一種並に酒精四種で、此の以外の酒類の價格は後日發表のことになります。當局で賣出す酒類は無論各種の酒類に亘ることで、こゝ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に揚げたものはほんの一部に過ぎません。たとへばウイスキー、ブランデー、ベルモット青い酒、赤い酒、其の他各種洋酒類はこれから次第に整頓いたします。藥用葡萄酒の如きも現に基隆で陸揚中であるのです。味淋なども花柳の外に各地のを買入れませう。蒸餾酒としても燒酎、高粱酒、番薯酒それからかの有名なる紅酒の如きはまだ賣出すまでには相當日子を要します、藥酒の如きも需要期は今少しさきですから、そのうち發賣いたしませう、偖て、今回發賣の酒類の

定價の標準

は何に基いてきめたかと云ふに、一口に云へば時價標準でありますが、時價と云つてもなかなか複雜で、公定相場がある譯でないから、色々の事情がこんがらかつて、これまでの賣價が立てられたので、同一の銘酒も時により處によつて區々になつて居つたからその何れによつても他のものとは異つたものとなるのです、今回の價格は從て地方によつては多少引上げとなつたり、引下となつたりした處がありませう又

内地清酒

の如きは夫々格があつて内地の主たる市場に於けるその酒の地位と云ふか格と云ふか云はゞ他の酒との釣合、乃至權衡をも考へないと唯臺灣だけで決定する譯にも行き兼ねるので、清酒の如き出來るだけ各種の關係を比較考量したのです。猶小賣價格は通貨の點も考へないと取引上非常に不便になりますから、四合壜以上にあつて五錢單位となつて居ります。そして一升壜は割安になつて居ることも申すまでもありません。今回發賣の分は内地清酒は二十五種で四合壜の價格を分類すれば最高一圓十錢から、一圓五錢、一圓、九十五錢、九十錢の五種類に分けました。一升壜は二圓六十錢、二圓五十錢、二圓四十錢二圓二十五錢、二圓十五錢であります、家庭用には無論一升壜の方が徳用でしやうが、四合の方が便利な事も多いでしやう。二合、一合は云はゞ宴會等の場合に用ひられるのが多い事と考へます。從來は樽が相當多量に入つて居つて、一升壜に相當するのは皆この樽で取引せられたのであるが、今回は樽はないので、從來の清酒の需要は皆一升壜に來るだらうと思ひます、清酒の需要がどこに集まるかは最も注意すべき點であります。酒の種類も内地酒二十五種のうちどれが果して需要者の欲する所であるか、それ亦最も興味ある問題であります。猶本島清酒は福緑、萬壽でありますが、賣出迄には多少の日子を要しませう。

島内製造酒

たる米酒及糖蜜酒は零賣をするので、定價は容量なしの枡賣の價格であります、米酒及糖蜜酒の度數の如きも、製造場引取の度數と各小賣店の實際取引の度數とは必ずしも同一でないので、從來相當調査の結果、一般の需要に應ずるには先づこの二種類即ち米酒は十五度ものと二十度もの、糖蜜酒は二十五度ものと三十度もので足る事と考へますが、これもそのうち高級品を壜詰にして提供することになりませう。次に

酒精

は日本藥局方に記載ある純アルコール即ち無水酒精は一封度一圓七十錢、それから醫藥用酒精(日本藥局方適合の度數九十一度もの)は一封度三圓、次に普通アルコールと云ふ家庭用などのものは一封度壜一本八十錢ので、吸入に用ひたりするのはこれです。この手の大口なのは一斗罐入で出しますが、度數が九十一度に限りませんから一度一斗の割合で價格を定めたのです

工業用酒精

これは從來免税又は戻税になつて居つたので、今回も無論特價で提供する譯であけます

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

これは一度一斗に付四錢五厘であります。工業用の用途は告示第二條に掲げた通り、火薬ニス、エーテル等の物品製造、發動機燃料用等從來と異る所はありません。その賣下の手續の如きは個々の用途に應じ、一々御協議に應ずることゝし、即ち局の直賣で小賣人を經由しない筈であります。

品質と容量

今回の定價は右の如くで、多少異動はあるが、必ずしも引上げにならない事は申すまでもなく、猶その內容に於て品質を精選し、整頓して行く事でありますから、差引に於ては必ずや理想通り國民の保健上好成績を收め得ることゝ確信するのであります容量の如きも當初こそは多少加減かわからない爲に、量に多少があるかも知れませんが、少しの時日を假すならば必ずやこの方面も整備して來て、酒の取引が非常に確實になることを期して疑はないのであります

酒製造開始

專賣實施期日も愈切迫したので六月二十五日迄には各工場とも製造を開始する手筈にしました。原料米の持込、石炭の受入、容器レッテル、諸材料品、それに白墒もなければならず、工場の假引渡は濟み、器具器械を受取つたり、職工を傭入れたりしても愈工場の作業を開始する迄ではなか〳〵色々手間が多いのです。而しとにかく手を着けることは出來ました。全島の工場に於ける作業開始の月日仕込數を左に蒐錄します。製品の出るのは六月末でしやう、臺北工場のだだけ、六月二十七日の朝出來ました。政府の手酒を作るとて別に珍しい譯でもないが、從事員としてはとにかくこれで一と安心ですあとは品質の向上と、取扱の改善とでしやう。臺北の分は別に報導いたしこゝには全島の概表を掲げることゝします

六月二十二日作業開始　臺北各工場、臺東工場

六月二十四日同　臺中分工場

六月二十五日同　新竹二工場、埔里工場

臺南工場、旗山工場、

恒春工場

酒類賣捌人及區域

	營業所	住所	氏名
一	臺北	臺北	李延禧
二	同	同	楊仲佐
三	同	同	河東富次
四	同	同	近藤勝次郎
五	同	同	杉坂六三郎
六	同	同	石黒スエ
七	同	同	小林恒太郎
八	同	同	安濟福製酒商行
九	同	同	西村武士郎
一〇	同	同	賴士
一一	景尾	景尾	泉香製酒公司
一二	板橋	鶯歌	龍津製酒公司
一三	三峽	三峽	湧津製酒公司
一四	淡水	臺北	大鹿德太郎
一五	新莊	同	陳德慶
一六	北投	北投	王名純
一七	松山	松山	安田治太郎
一八	汐止	基隆	藤澤敏太郎
一九	桃園	新竹	（郭鍾）炳南
二〇	基隆	臺北	桑田剛助

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

同	二一	臺北	藤田嗣義
同	二二	基隆	明比實平
同	二三	同	玉理元平
金山	二四	金山	復興製酒公司
雙溪	二五	基隆	田井熊吉
瑞芳	二六	臺北	柴田金次
崁子寮	二七	基隆	田邊幸之助
宜蘭	二八	宜蘭	黃再壽
同	二九	同	陳阿呆
頭圍	三〇	臺北	玉理龜之助
羅東	三一	花蓮港	藤井又一
同	三二	宜蘭	鄭傑
蘇澳	三三	蘇澳	後藤勝哉
新竹	三四	新竹	鄭雅詩
同	三五	同	林見舞
新埔	三六	同	陳寶珍
楊梅	三七	楊梅	歐清溪
中壢	三八	中壢	劉阿發
大溪	三九	鶯歌	陳綿春
竹東	四〇	竹東	劉仕確
竹南	四一	竹南	許生
南庄	四二	南庄	顏水興
苗栗	四三	苗栗	李金塽
通霄	四四	苑裡	鄭郁貴
大湖	四五	大湖	謝[illegible]群
卓蘭	四六	卓蘭	詹[illegible]芳
臺中	四七	西屯	廖登珪
同	四八	臺中	津島吉兵衛
同	四九	臺南	田中薰
同	五〇	臺中	丸本市松
大甲	五一	大甲	黃木才
沙鹿	五二	沙鹿	沙鹿酥甘泉酒造公司
彰化	五三	彰化	楊邪
同	五四	花蓮	唐焜煌
和美	五五	臺中	齋田久吉
鹿港	五六	同	何超英
同	五七	豐原	陳南城
員林	五八	員林	詹國
同	五九	臺中	平井順次郎
田中	六〇	苗栗	森幸三郎
北斗	六一	北斗	中山直
二林	六二	二林	二林製酒公司
南投	六三	南投	南投製酒組合
草屯	六四	草屯	梁炎
集集	六五	南投	林昌
魚池	六六	草屯	鄭蓮
竹山	六七	竹山	蔡良興
豐原	六八	潭子	林錦
同	六九	豐原	陳維濤
東勢	七〇	東勢	劉阿喜
埔里	七一	埔里	埔里社酒造株式會社
臺南	七二	臺南	榮欽火
同	七三	同	臺南商工株式會社
同	七四	同	矢頃爲次郎
同	七五	同	小林憲二
同	七六	同	林條目
新化	七七	善化	王聯貴
玉井	七八	玉井	噍吧哖製酒公司
麻豆	七九	三分子	鄭品
佳里	八〇	臺南	丹羽次吉
學甲	八一	同	新泉利製酒公司
鹽水	八二	斗南	魏昆田
鹽水	八三	鹽水	鄭朝樞
白河	八四	白河	林介人
嘉義	八五	嘉義	村上利太郎
同	八六	同	顏博愛
同	八七	臺南	武田市太郎
同	八八	同	木村熊次郎
民雄	八九	同	林周
大林	九〇	同	鹽見增吉
竹崎	九一	嘉義	松田龜治
斗六	九二	斗六	(洪)添運 (楊)豐興

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

局	九三	斗南	葉慶堂
西螺	九四	嘉義	陳賜生
虎尾	九五	斗六	林英
北港	九六	北港	游清松
同	九七	同	蔡劝庭
樸子	九八	學甲	謝寅
同	九九	朴子	龔決傑
高雄	一〇〇	東港	東港製酒株式會社
同	一〇一	高雄	越知寅一
同	一〇二	同	久尾吉太郎
楠梓	一〇三	同	酒井利吉郎
鳳山	一〇四	屏	（後藤太郎）佐倉井鎮次郎
林園	一〇五	林園	林傳統
岡山	一〇六	同	南興公司
旗山	一〇七	旗山	林朝凱
美濃	一〇八	美濃	宋銘經
屏東	一〇九	屏東	劉棟
同	一一〇	萬丹	林寅祥
里港	一一一	里港	張得
潮州	一一二	潮州	潮州酒類製造公司
枋寮	一一三	枋寮	枋寮製酒合名會社
東港	一一四	佳冬	蕭然照
萬丹	一一五	新園	楊長
恆春	一一六	恆春	許速升
馬公	一一七	潮州	澎湖製酒公司
花蓮港	一一八	花蓮港	富田二郎
同	一一九	同	吉田傳次郎
壽區	一二〇	同	伏見龜太郎
鳳林	一二一	同	許柳枝
玉里	一二二	玉里	陳秋傳
臺東	一二三	臺東	增永三吉
里壠	一二四	里壠	林彬秀

臺灣酒類專賣令

臺灣酒類專賣令大正十年法律第三號第二條及第三條に依り勅裁を得て茲に之を公布す

大正十一年五月五日

臺灣總督男爵　田　健治郎

□臺灣酒類專賣令□

第一條　本令に於て酒類とは酒精及酒精含有飲料にして酒精分九十度未滿のものを謂ふ

前項に於て酒精分と稱するは攝氏檢温器十五度の時に於て原容量百分中に含有する〇七九四七の比重を有する酒精の容量を謂ふ

第二條　酒類の製造は政府に專屬す

第三條　酒類は政府又は政府の命を受けたる者に非されは之を外國より輸入することを得す

第四條　酒類は政府の許可を受くるに非されは之を外國に輸出することを得す

酒類の輸出に關する規定は臺灣總督之を定む

第五條　酒類は政府の指定したる酒類賣捌人若は酒類小賣人に非されば之を販賣することを得ず

酒類の販賣及販賣者に關する規定は臺灣總督之を定む

第六條　酒類小賣人は政府の定めたる價格を以てするに非されば酒類を消費者に販賣することを得ず

第七條　酒類販賣者は政府の封緘を施したる酒類の容器を變更し開披し又は容器に附したる證票其の他の表示を破毀若くは變更することを得ず但し臺灣總督の定むる所に依り零賣を爲す酒類に付ては此の限に在らず

第八條　白麯、紅麯、酒母又は醪を製造せむとする者は政府の許可を受くべし。

白麯、紅麯、酒母又は醪の製造に關する規定は臺灣總督之を定む

第九條　本令又は本令に基て發する命令にて認むる場合を除くの外白麯、紅麯、酒母、醪及政府の證票を附せざる酒類を所持し讓渡し又は讓受くることを得ず

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第十條　白麴、紅麴、酒母又は醪の製造者本令又は本令に基きて發する命令に違反したるときは政府は其の製造の許可を取消すことを得

第十一條　當該官吏は酒精、酒精含有飲料、白麴、紅麴、酒母又は醪の店舗、藏置場、製造場其の他必要の場所に立入り製品、原料材料、器具、機械、帳簿書類其の他の物件を檢査し又は取締上必要なる處分を爲すことを得

當該官吏は運搬中に在る酒精、酒精含有飲料、白麴、紅麴、酒母又は醪を檢査し必要と認むるときは其の運搬を停止し又は貨物若は船車に封印を施すことを得、前二項の場合に於て當該官吏は關係人をして立會はしむることを得

第十二條　左の各號の一に該當する者は百圓以上五千圓以下の罰金に處す

一、私に酒類を製造し又は製造の準備を爲したる者

二、第三條又は第四條の規定に違反して酒類の輸出若は輸入を爲し又は輸出若は輸入の準備を爲したる者

第十三條　左の各號の一に該當する者は五十圓以上千圓以下の罰金に處す

一、酒類販賣者に非ずして酒類を販賣し又は販賣の準備を爲したる者

二、私に酒母又は醪を製造し又は製造の準備を爲したる者

第十四條　左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一、第六條第七條又は第九條の規定に違反したる者

二、私に白麴又は紅麴を製造し又は製造の準備を爲したる者

第十五條　當該官吏の職務の執行を妨けたる者は二百圓以下の罰金に處す但し刑法に規定あるものは刑法に依る

第十六條　第十二條第十三條第二號又は第十四條第二號の罪を犯したる者の所持又は所有する酒類、白麴、紅麴、酒母、醪及製造用器具機械は之を沒收す其の既に讓渡し消費し又は其の他の事由に因り沒收すること能はざるに至りたるときは其の價額を追徵す

前項の價格は政府之を決定す

第十七條　本令又は本令に基きて發する命令に違反したる者に付ては刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及六十六條の例を用ゐす但し第十五條の罪を犯したる者に付ては此の限に在らす

第十八條　酒類の販賣者若は輸出入者又は白麴、紅麴、酒母若は醪の製造者が未成年者又は禁治產者なる場合に於て本令又は本令に基きて發する命令に依り處罰すへきときは其の法定代理人を處罰す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らす

第十九條　酒類の販賣者若は輸出入者又は白麴、紅麴、酒母若は醪の製造者の代理人、戶主、家族、同居者、雇人、其の他の從業者其の業務に關し本令又は本令に基きて發する命令に違反したるときは酒類の販賣者若は輸出入者又は白麴、紅麴、酒母若は醪の製造者を處罰す

第二十條　明治三十三年法律第五十二號及臺灣間接國稅犯則者處分規則は本令又は本令に基きて發する命令の犯罪事件に付之を準用す

第二十一條　本令中輸入又は輸出に關する規定は內地、朝鮮、樺太若は南洋群島より移入し又は內地、朝鮮、樺太若は南洋群島に移出する場合に付之を準用す

附　則

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二十二條　本令は大正十一年七月一日より之を施行す但し第二十六條及第二十七條の規定は本令公布の日より之を施行す

第二十三條　臺灣酒造稅規則及臺灣工業用酒精戻稅規則は之を廢止す但し大正十一年七月一日前に製造したる酒精及酒精含有飲料に關しては仍舊令に依る

第二十四條　酒類製造者は大正十一年七月一日現に製造中の酒類に限り其の製酒を繼續することを得前項の規定に依り製造したる酒類に關しては仍舊令に依る

第二十五條　本令は當分の內麥酒に付之を適用せす

第二十六條　ありと認むるときは臺灣總督は酒類の製造、輸入又は移入を制限することを得

前項の制限に違反し酒類の製造輸入又は移入を爲したる者は三十圓以上三千圓以下の罰金に處す第十七條乃至第二十條の規定は前項の場合に之を準用す

第二十七條　本令公布の際現に存する酒類製造用の建物、其の敷地及製造備付の酒類、白麴、紅麴、酒母又は醪の製造用器具機械は政府に於て之を徵收し又は使用することを得

政府に酒類、白麴、紅麴、酒母又醪の製造者の營業場に就き前項の規定に依り徵收し又は使用すべき物件を調査し徵收目錄を作成す

徵收目錄又は使用目錄は本令公布後三十日內に之を所有者に交付す

徵收目錄又は使用目錄の交付を受けたる後は所有者は政府の承認を受くるに非されば徵收目錄又は使用目錄に記載したる物件を處分することを得す

第二十八條　前條の規定に依り徵收し又は使用する物件に對しては補償金又は使用料を交付す

補償金又は使用料の額は協議に依り之を定む協議調はさるときは鑑定人の意見を徵し政府之を決定す

鑑定人に關する規定は臺灣總督之を定む

第二十九條　政府は酒類製造者に對し其の請求に依り酒類の賣渡代金の二割五分に相當する金額を交付し其の金額五百圓に滿たさるときは五百圓を交付す

酒類製造用の建物を所有する酒類製造者にして第二十七條の規定に依り其の建物の全部の徵收を受けさる者に對しては前項の交付金の外其の五分の一に相當する金額を交付す

酒類製造者にして大正十一年七月一日酒類賣捌人に指定せられたるものに對しては前二項の規定に依り交付すべき金額より其の四分の三に相當する金額を控除したる金額を交付す

第三十條　前條の賣渡代金は大正八年七月一日より大正十年六月三十日に至る二年間の賣渡代金の二分一に相當する金額に依る但し大正八年七月二日以後製造を開始したる場合に於ては製造開始の翌日より大正十年十一月三十日に至る期間の賣渡代金の平均月額の十二倍に相當する金額に依る

前項賣渡代金確實なりと認むる帳簿書類に依り政府之を決定す

第三十一第　第二十九條の酒類製造者は大正十年七月一日以前より本令公布の日迄其の營業を繼續したる者に限る但し相續の場合に於ては被相續人の營業期間は相續期間と看做す

第三十二條　第二十九條の交付金は大正十一年八月三十一日迄に之を請求すべし

第三十三條　第二十九條の交付金は額面金額に依り五十五年內に償還すべき五分利附國債證券を以て之を交付す但し五十圓未滿の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

端數は現金を以て之を交付す第二十八條の補償金は大正十一年七月一日前一年間に於ける平均相場に依り五十五年内に償還すべき五分利附國債證券を以て之を交付す但し五十圓未滿の端數は現金を以て之を交付す

第三十四條　第二十九條第一項第三十一條乃至第三十三條の規定は酒類製造者に非ざる白糀、紅糀、酒母又は醪の製造者にして本令公布の日より大正十一年七月十日迄に其の製造を廢止するものに付之を準用す

府令第百九號

臺灣酒類專賣令施行規則、左の通相定む

大正十一年五月五日　臺灣總督男爵　田　健治郎

□臺灣酒類專賣令施行規則□

第一條　酒類販賣者(以下單に販賣者と稱す)を分ちて酒類賣捌人(以下單に賣捌人と稱す)及酒類小賣人(以下單に小賣人と稱す)とす

第二條　賣捌人は政府より酒類を買受け之を臺灣總督府專賣局長(以下單に專賣局長と稱す)の指定する賣捌區域内の小賣人に賣渡すものとす

小賣人は其の所屬の賣捌人より酒類を買受け之を消費者に賣渡すものとす

第三條　販賣者は三年内の期間を以て專賣局長之を指定す

第四條　販賣者の指定を受けむとする者は申請者に履歷書を添附し專賣局長に提出すべし

第五條　販賣者死亡したるときは相續人は專賣局長に申告して殘期間營業を繼續することを得但し第六條の規則に依り販賣者に指定せらるゝことを得さる者は此の限に在らす

前項の申告は死亡の日より一月内に之を爲すへし

第六條　左に掲くる者は賣捌人に指定せらるゝことを得す

一、酒精、白糀、紅糀、酒母又は醪の製造者及其の代理人、戶主、家族、同居者雇人其の他の從業者

二、臺灣酒類專賣令又は臺灣酒精令の規定に違反し處罰又は處分を受け二年を經さる者

三、第二十四條の規定に依り賣捌入の指定を取消され二年を經さる者

四、國稅滯納處分又は之に準する處分を受一年を經さる者

五、其の他取締上不適當と認むる者

前項第一號第二號及第五號に該當する者第二十四條の規定に依り小賣人の指定を取消され二年を經さる者又は現に賣捌人たる者は小賣人に指定せらるゝことを得す

第七條　賣捌人は營業場及貯藏場を小賣人は營業場を設置すべし販賣者營業場及貯藏場の位置を變更し又は廢止せむとするときは所轄專賣官署の承認を受くべし

賣捌人と小賣人とは其の營業場を同くすることを得す

賣捌人他の營業を營むときは酒類の營業場と他の營業との間に相當の區劃を設くべし

第八條　賣捌人は標札を小賣人は小賣招牌及酒類の定價表を營業場の見易き場所に揭くべし

第九條　賣捌人は每月十五日迄に其の翌月に於て賣渡を受くべき酒類の酒名、容器、區分及數量を記載したる賣渡請求書を所轄專賣官署に指出すべし特別の事由に因り臨時に賣渡を請求せむとする者は其の都度請求を爲すことを得

專賣局長必要と認むるときは賣渡すべき酒

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

類の酒名容器區分及數量を査定することあるべし

第十條　賣捌人賣渡の通知を受けたるときは直に代金を納付し又は擔保を提供して現品を引取るべし通知後十日以內に引取らざるときは別に定むる保管料を徵收することあるべし

第十一條　酒を買受けたる者代金納付の期日迄に買受代金を納付せざるときは百圓に付日歩三錢の割合を以て遲延利息を徵收することあるべし

第十二條　政府より賣渡す酒類は專賣官署に於て之を引渡すものとす

專賣官署より賣捌人の營業場に至る迄の運送賃は一定の割合を以て政府之を支給す但し專賣局長必要と認むるときは其の運送業者を指定することあるべし

賣捌人は酒類を小賣人の營業場迄配達すべし但し所轄專賣官署の承認を受け一定の運送賃を交付して現品の配達に代ふることを得

第十三條　政府の賣捌人に賣渡す酒類の價格は專賣局長之を定む賣捌人の小賣人に賣渡す酒類の價格は專賣局長の定むる制限額を超ゆることを得す

第十四條　賣捌人他の賣捌人より酒類を買受けむとするとき又は小賣人其の所屬に非ざる賣捌人より酒類を買受けむとするときは所轄專賣官署の許可を受くべし

政府必要と認むるときは賣捌人に對し他の賣捌人に酒類の賣渡を命ずることあるべし

第十二條第二項の規定は前項の酒類の運送に付之を準用す

第十五條　政府必要と認むるときは賣捌人に指定したる者に對し其の指定期間開始前賣捌人と看做し酒類を賣渡すことあるべし政府必要と認むるときは小賣人又は消費者に對し直接に酒類を賣渡すことあるべし

第十條乃至第十二條の規定は前項の買受人に付之を準用す

第十六條　販賣者は其の營業場又は貯藏場に非されば酒類を藏置することを得す

第十七條　小賣人酒類の零賣を爲さむとするときは所轄專賣官署に申請し零賣許可證の交付を受くべし

小賣人前項の許可を受けたるときは酒精分の檢定器及檢定表を見易き箇所に設備し消費者の請求あるときは直に檢定を行ふべし

零賣を許可すべき酒類は專賣局長之を定む

第十八條　小賣人酒類の出賣を爲さむとするときに所轄專賣官署に申請し出賣許可證の交付を受け出賣の際之を携帶すへし

第十九條　專賣局長は販賣者の營業場及貯藏場の設備、從業者、出賣及零賣の方法、營業場に備付くべき酒類の酒名、容器、區分數量竝其の保存及配給方法其の他必要なる事項に付指示することを得

第二十條　酒類の品質惡變し又は容器の汚損したるものあるときは賣捌人は所轄專賣官署に其の酒類の引替を請求することを得但し引替の原因か販賣者の責に歸すべき事由に因り生したるときは賣捌人は酒類の價格の減少に相當する金額を納付すべし

第十二條第二項の規定は前項の規定に依り引替たる酒類の運送に付之を準用す

第二十一條　小賣人の所持する酒類に付前條第一項の事由發生したるときは小賣人は賣捌人に其の引替を請求することを得此の場合に於ては當該官吏の檢査證明を受け現品と共に其の檢査證明書を賣捌人に提出すべし

前項の場合に於て引替の原因か小賣人の責に歸すべき事由に因り生したるときは小賣人は酒類の價格の減少に相當する金額を辨償すべし

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第十二條第三項の規定は第一項の規定に依り引替たる酒類の配達に付之を準用す

第二十二條　小賣人前條の規定に依り酒類の引替を請求したるとき又は第二十六條の規定に依り酒類の買戻を請求したるときは賣捌人は之を拒むことを得す

第二十三條　販賣者其の營業を廢止せむとするときは其の旨豫め專賣局長に届出つへし

第二十四條　販賣者左の各號の一に該當する場合に於ては專賣局長其の指定を取消すことを得

一、第六條第一項第一號又は第二號に該當するに至りたるとき
二、本令又は本令に基き指示したる事項に違反したるとき
三、賣捌人納付期日を過ぎ賣渡代金を完納せさるとき又は故なく買受けたる酒類の引取を爲さゝるとき
四、賣捌人七日以上引續き其の營業を爲さゝるとき又は一年の買受金額專賣局長の指定額に充たさるとき
五、小賣人一月以上引續き其の營業を爲さゝるとき又は一年の買受金額五百圓に充たさるとき
六、其の他賣捌又は小賣業務の遂行上不適當と認めたるとき

第二十五條　賣捌人死亡し其の營業を承繼する者なきとき、指定期間滿了し引續き指定せられさるとき、指定を取消されたるとき又は營業を廢止したるときは現存する酒類は事實發生の日より三十日内に所轄專賣官署に其の買戻を請求することを得此の場合に於ける買戻價格は賣捌人に對する現行の賣渡價格に依る前項の場合に於て販賣者の責に歸すへき事由に因り酒類の品質惡變し又は證票の汚損したるものあるときは政府は拂戻すへき金額より價格の減少に相當する金額を控除す

第二十六條　小賣人死亡し其の營業を承繼する者なきとき、指定期間滿了し引續き指定せられさるとき、指定を取消されたるとき又は營業を廢止したるときは現存する酒類は事實發生の日より三十日内に其の所屬の賣捌人に之か買戻を請求することを得此の場合に於ける買戻價格は當該賣捌人か當該小賣人に對する現行の賣渡價格に依る

前項の場合に於て小賣人の責に歸すへき事由に因り酒類の品質惡變し又は證票汚損したるものあるときは賣捌人は拂戻すへき金額より價格の減少に相當する金額を控除することを得

第二十七條　販賣者死亡したる場合に於ては前二條の請求は其の相續人又は管理人に於て之を爲すへし

第二十八條　賣捌人は帳簿を備へ左の事項を記載すへし

一、買受、引替、買戻又は貯藏場より受入れたる酒類の酒名、容器、區分、數量價格、受入年月日及受入先
二、賣渡、引替又は貯藏場に拂出したる酒類の酒名、容器區分數量、價格、拂出年月日及拂出先

第二十九條　白麴、紅麴、酒母又は醪の製造の許可を受けむとする者は申請書に左の事項を記載したる書面を添附し之を專賣局長に提出すへし

一、製造場の位置
二、製造物件
三、製造者の住所氏名又は名稱
四、一年の製造見込能力
五、事業計劃書
六、製造場の土地建物の配置圖第六條第一項第二號及第五號の規定は前項の申請者に付之を準用す

白麴、紅麴、酒母又は醪の製造者其の製

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

造を廢止せむとするときは豫め專賣局長に屆出つへし

第三十條　白粬、紅粬、酒母又は醪を讓渡し買入し又は製造場外に搬出せむとするときは所轄專賣官署の許可を受くへし之を輸出又は輸入せむとするとき亦同じ

第三十一條　白粬、紅粬、酒母又は醪の製造者は帳簿を備へ原料、材料及製品の出入を明瞭に記載すへし

第三十二條　左の各號の一に該當する者は二百圓以下の罰金に處す

一、小賣人第十七條第二項の規定に違反したるとき

二、第三十條の規定に違反したるとき

第三十三條　賣捌人第七條、第八條、第十三條第二項、第十六條、第二十二條又は第二十八條規定に違反したるときは百圓以下の罰金又は科料に處す

第三十四條　左の各號の一に該當する者は三十圓以下の罰金又は科料に處す

一、小賣人第七條、第八條、第十四條第一項、第十六條又は第十八條の規定に違反したるとき

二、白粬、紅粬、酒母又は醪の製造者第三十一條の規定に違反したるとき

第三十五條　臺灣關稅犯則者處分規則に定めたる收稅官吏に屬する職務は專賣官吏稅務署長に屬する職務は專賣支局長又は專賣支局出張所長之を行ふ

第三十六條　本令に依り提出すへき書類は別表の區域に依り當該專賣官署を經由すへし

附則

第三十七條　本令は大正十一年七月一日より之を施行す但し第四條、第三十九條及第四十條の規定は本令發布の日より之を施行す

第三十八條　大正十一年七月一日に於て現に存する酒類又は臺灣酒類專賣令第二十四條の規定に依り製成したる酒類を販賣せむとする者は大正十一年七月十日迄に左の事項を記載したる申告書を所轄專賣官署に提出すへし

一、酒名別數量及所在

二、販賣の場所

三、販賣者の住所氏名又は名稱前項の酒類を販賣する者は每月其の酒類の賣渡高及買受高を翌月五日迄に所轄專賣官署に申告すへし

第二十八條の規定は第一項の酒類を販賣する者に之を準用す政府必要と認むるときは第一項の酒類に封緘を施さしめ又は一定の證票の表示を命することあるへし

第三十九條　本令發布の際現に酒類販賣業を營む者本令に依り酒類の小賣を營まむとするときは第四條の申請書に左の事項を記載したる書面を添附し大正十一年五月三十一日迄に之を專賣局長に提出すへし

一、前條第一項第二號及第三號の事項

二、營業開始の年月

三、從前の取引の種類

四、一年の買受見込金額

第四十條　大正十一年七月一日前に酒類を輸入又は移入せむとする者は酒名別數量、輸入、移入の時期及輸入移入地を記載したる申請書を提出し專賣局長の許可を受くへし

第四十一條　從前の規定に依り白粬、紅粬、酒母又は醪を製造する者引續き其の製造を爲さむとするときは申告書に第二十九條第一項各號の事項を記載したる書面を添附し大正十一年五月三十一日迄に之を專賣局長に提出すへし

前項の申告を爲したる者は第二十九條に依り許可を受けたるものと看做す

第四十二條　第三十八條第二項、第三項の規定者は第四項の命令に違反したる者は百圓

以下の割合に應す

（別表）

官署及區域

臺北專賣支局
臺北州　臺北市、七星郡、淡水郡、文山郡
海山郡、新莊郡
新竹州　桃園郡
臺北專賣支局基隆出張所
臺北州　基隆郡
臺北專賣支局宜蘭出張所
臺北州　宜蘭郡、羅東郡、蘇澳郡
臺北專賣支局新竹出張所
新竹州（桃園郡を除く）
臺中專賣支局
臺中州（豐原郡、東勢郡、能高郡を除く）
臺中專賣支局豐原出張所
臺中州　豐原郡、東勢郡
臺中專賣支局埔里出張所
臺中州　能高郡
臺南專賣支局
臺南州　臺南市、新豐郡、新化郡、曾文郡
北門郡、新營郡
臺南專賣支局嘉義出張所
臺南州　嘉義郡、斗六郡、虎尾郡、北港郡
東石郡
臺南專賣局高雄出張所
高雄州　高雄郡、岡山郡、鳳山郡
臺南專賣支局旗山出張所
高雄州　旗山郡、屏東郡六龜庄
臺南專賣支局屏東出張所
高雄州　屏東郡（六龜庄を除く）潮州郡、東港郡
臺南專賣支局恆春出張所
高雄州　恆春郡
臺南專賣支局澎湖出張所
高雄州　澎湖郡
花蓮港專賣支局　花蓮港廳
花蓮港專賣支局臺東出張所
臺東廳

府令第百十號

臺灣酒類專賣令に依る徵收又は使用物件の調査及鑑定人に關する件左の通定む

大正十一年五月五日

臺灣總督男爵　田　健治郎

第一條　臺灣酒類專賣令第二十七條第一項の規定に依り徵收すへき器具機械は左の各號の一に該當するものとす

一、直接製造に要する器具機械
二、貯藏用具器具
三、試驗器具機械
四、包裝用器具機械

第二條　臺灣酒類專賣令第二十七條第二項の規定に依り政府に於て徵收又は使用すへき物件を調査する場合に於ては豫め其の期日を所有者に告知し所有者又は其の代理人を立會はしむへし、調査濟の物件にして徵收すへきものに對しては徵號を附すへし

第三條　徵收目錄又は使用目錄に記載したる物件を處分せむとするときは臺灣總督府專賣局長（以下單に專賣局長と稱す）に申請し其の承認を受くへし

第四條　臺灣酒類專賣令第二十八條第二項の規定に依る補償金又は使用料は專賣局長之を定む

專賣局長補償金又は使用料の決定を爲したるときは其の決定書を作り之を本人に交付すへし

第五條　臺灣酒類專賣令第二十八條第三項の鑑定人は三人以上とし專賣局長之を選定す

第六條　官吏に非さる鑑定人鑑定に從事したるときは一日金十圓の手當を支給す前項の鑑定人鑑定の爲旅行したるときは左の旅費

を支給す
一、鐵道賃、船賃、一等實費
二、車馬賃一里に付一圓五十錢
三、宿泊料、一夜に付十圓
前項の旅費の支給に關して臺灣總督府職員旅費規則の例に依る

附則

本令は發布の日より之を施行す

臺灣酒精令

第一條　本令に於て酒精とは精酒及酒精含有飲料にして酒精分九十度以上のものを謂ふ

第二條　酒精製造者には酒精一石に付酒精分一度毎に一圓五十錢の割合を以て其の造石數に應じ酒精稅を課す

第三條　本令に於て酒精分と稱するは攝氏檢温器十五度の時に於て原容量百分中に含有する〇・七九四七の比重を有する酒精の容量を謂ふ

第四條　酒精を製造せむとする者は製造場一箇所毎に政府の免許を受くへし
酒精製造者製造を廢止せむとするときは免許の取消を求むへし

第五條　酒精は政府の命を受けたる者に非されば之を外國より輸入し又は内地朝鮮樺太若くは南洋群島より移入することを得す

第六條　酒精稅は毎月中の査定石數に依り其の翌月中に於て一時に之を納むへし

第七條　酒精の造石數は製成のとき實測して之を査定す
犯則其の他の事故に因り前項の規定に依り難き場合に於ては現在の酒精又は證憑物件に就き造石數を査定す

第八條　査定を受けたる酒精を政府の承認を得て酒精製造の原料に供したる場合に於て其の製成したる酒精に課すへき酒精稅額は原料酒精に對する酒精稅額に超過する金額に相當する金額とす

第九條　酒精稅は六月以内の期間を定めて其の徵收を猶豫することを得
酒精稅の徵收猶豫を請はむとする者は酒精稅額に相當する擔保を政府に提供すへし
第一項の規定に依り酒精稅の徵收を猶豫せられたる者猶豫期間内に稅金を納付せさるときは擔保を以て之に充つ但し金錢以外の擔保は之を公賣に付し順次に公賣の費用及稅金に充て不足金あるときは之を追徵し殘金あるときは之を還付す
擔保に關する規定は臺灣總督之を定む

第十條　酒精は其の造石數査定前に於て之を讓渡し、消費し又は政府の承認を受けすして製造場外に搬出することを得す

第十一條　酒精製造者は左に揭くる場合を除くの外其の製造に係る酒精を讓渡し又は消費することを得す
一、政府に讓渡すとき
二、外國に輸出する爲讓渡すとき
三、内地、朝鮮、樺太又は南洋群島に移出する爲讓渡すとき

第十二條　酒精製造者本令、臺灣酒類專賣令又は之に基きて發する命令に違反したるときは政府は其の製造の免許を取消すことを得

第十三條　災害其の他已むことを得さる事由に因りて製造場内の酒精を廢棄し又は亡失したる場合に於ては納稅義務者は其の事實を證明し其の酒精に付酒精稅の免除又は酒精稅に相當する金額の下戻を政府に請求することを得

第十四條　酒精稅納付未濟の酒精を政府に讓渡したるとき、内地に於て工業用酒精酒類其の他酒精含有飲料戻稅法に依り工業用に使用し若は供給したるとき、外國に輸出したるとき又は朝鮮に移出したるときは納稅義務者は其の事實を證明すへき書類を添附

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

し臺灣總督の定むる所に依り酒精稅の免除を政府に請求することを得

酒精稅納付濟の酒精を政府に讓渡したる者內地に於て工業用酒精酒類其の他酒精含有飲料戻稅法にに依り工業用に使用し若は供給したる者、外國に輸出したる者又は朝鮮に移出したる者は其の事實を證明すべき書類を添附し臺灣總督の定むる所に依り酒精稅に相當する金額の交付を政府に請求することを得

前二項の請求は酒精の讓渡、使用、供給、輸出又は移出後一年を經過したるときは之を爲すことを得ず

第十五條　左に揭くる場合に於ては酒精稅は第六條に規定する納期に拘らず之を卽納せしむ

一、酒精製造の免許を取消したるとき

二、免許を受けずして酒精を製造したるとき

三、酒精稅を逋脫し又は逋脫せむとしだるとき

第十六條　政府は臺灣に於て消費する酒精の專賣權を有す

第十七條　臺灣酒類專賣令第五條乃至第七條及第九條の規定は前條の酒精に付之を準用す

第十八條　政府は酒精製造者の製造に係る酒精を買收することを得此の場合に於ては酒精製造者は之を拒むことを得ず

前項の場合に於て買收價格は協議に依り之を定む協議調はざるときは政府之を決定す

第十九條　左の各號の一に該當する者は百圓以上五千圓以下の罰金に處す

一、私に酒精を製造し又は製造の準備を爲したる者

二、第五條の規定に違反して酒精の輸入若は移入を爲し又は輸入若は移入の準備を爲したる者

第二十條　酒精販賣者に非ずして第十六條の酒精を販賣し又は販賣の準備を爲したる者は五十圓以上千圓以下の罰金に處す

第二十一條　左の各號の一に該當する者は千圓以下の罰金に處す

一、酒精小賣人にして政府の定めたる價格以外の價格を以て酒精を販賣したるもの

二、酒精販賣者にして政府の封緘を施したる酒精の容器を變更し、開披し又は容器に附したる證票其の他の表示を破毀若は變更したるもの

三、本令又は本令に基きて發する命令に於て認むる場合を除くの外政府の證票を附せざる酒精を所持し讓渡し又は讓受けたる者

四、第十條又は第十一條の規定に違反したる者

第二十二條　收稅官吏の職務の執行を妨げたる者は二百圓以下の罰金に處す但し刑法に規定あるものは刑法に依る

第二十三條　詐欺其の他不正の行爲を以て酒精の造石數の査定をを免れ又は免れむとしたる者は其の石數の酒精稅五倍に相當する罰金に處す但し五十圓を下ることを得す

第二十四條　詐欺其の他不正の行爲を以て酒精稅の免除又は酒精稅に相當する金額の下戻若は交付を政府に請求したる者は其の石數の酒精稅五倍に相當する罰金に處す但し五十圓を下ることを得す

第二十五條　第十九條の罪を犯したる者の所持又は所有する酒精及製造用器具機械は之を沒收す其の旣に讓渡し、消費し又は其の他の事由に因り沒收すること能はざるに至りたるときは其の價格に相當する金額を追徵す

前項の價格は政府之を決定す

Digitized by Google

Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第二十六條　本令又は本令に基きて發する命令に違反したる者に付ては刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の例を用ゐす但し第二十二條の罪を犯したる者に付ては此の限に在らす

第二十七條　酒精の製造者、輸入者若は移入者又は第十六條の酒精の販賣者が未成年者又は禁治產者なる場合にて本令又は本令に基きて發する命令に依り處罰すべきときは其の法定代理人を處罰す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らす

第二十八條　酒精の製造者、輸入者若は移入者又は第十六條の酒精の販賣者の代理人、戶主、家族、同居者、雇人其の他の從業者其の業務に關し本令又は本令に基きて發する命令に違反したるときは酒精の製造者、輸入者若は移入者又は第十六條の酒精の販賣者を處罰す

第二十九條　明治三十三年法律第五十二號及臺灣間接國稅犯則者處分規則は本令又は本令に基きて發する命令の犯罪事件にして第十六條酒精に關するものに付之を準用す

第三十條　酒精製造の免許を取消されたる者及酒精製造者の相續人に對しては酒精稅完納前に在りては本令を適用す

附　則

本令は大正十一年七月一日より之を施行す

臺灣酒造稅規則に依り酒類製造の免許を受け本令施行の際現に酒精を製造する者本令に依り酒精製造の免許を受けたるものと看做す

臺灣酒精令施行規則

第一條　酒精製造の免許を受けむとする者は申請書に左の事項を記載したる書面を添附し之を臺灣總督府專賣局長（以下單に專賣局長と稱す）に提出すべし

一、製造場の位置

二、一年の製造能力

三、製造者の住所氏名又は名稱

四、事業計畫書

五、製造場の土地及建物の詳細なる圖面（既設建物なきときは其の設計書）

第二條　酒精製造者前條第一號、第二號、第四號又は第五號の事項を變更せむとするときは專賣局長の許可を受くべし

酒精製造者前條第三號の事項を變更したるときは直に專賣局長に申告すべし

第三條　左に揭くる者は免許を受くることを得す

一、臺灣酒類專賣令又は臺灣酒精令の規定に違反し處罰又は處分を受け二年を經さる者

二、取締上不適當と認むる者

第四條　敷地の連續すると否とを問はす總て一製造場と認むべきものは之を酒精の製造場と看做す

第五條　酒精製造者死亡したるときは相續人は其の旨直に專賣局長に申告し營業を承繼することを得但し第三條の規定に依り免許を受くることを得さる者は此の限に在らす

前項の場合を除くの外酒精製造を承繼せむとする者は製造者と連署したる免許承繼の申請を專賣局長に提出し許可を受くべし

第六條　酒精製造者其の製造を廢止せむとするときは免許取消申請書を專賣局長に提出すべし

第七條　酒精製造者は其の製造場毎に製造用器具機械の目錄を調製し所轄收稅官署に提出し檢定を受くべし

前項の檢定を受けたる器具機械に非ざれば之を使用することを得す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第一項の器具、機械を修理し又は目錄に異動を生したるときは其の都度所轄收稅官署に申告すへし

第八條　酒精製造者は每年十月中中に其の年十一月より翌年十月に至る一年間の事業に關し一仕込の製造方法、仕込數月別製造見込數量を記し豫め所轄收稅官署に申告すへし

前項の事項を變更せむとするときは其の都度之を申告すへし但し製造方法中醱酵作用補助の爲又は特別の事情に因り臨機の處置を爲さむとするときは口頭を以て收稅官吏に之を申告することを得

第九條　臺灣酒精令第七條第一項の査定は原料一仕込又は一區分の製成を了したるとき之を行ふ但し收稅官吏に於て數仕込の合併製成酒精の合併を承認したるときは其の合併製成又は製成酒精の合併を了したるとき之を行ふ

第十條　臺灣酒精令第八條の規定に依り酒精を酒精製造用に供せむとするときは其の製造方法、原料酒精の數量及製造の時期を記したる申告書を所轄收稅官署に提出し承認を受くへし

第十一條　臺灣酒精令第九條の規定に依り酒精稅の徵收猶豫を請求せむとする者は申請書に左の事項を記載したる書面を添附し所轄收稅官署に提出すへし

一、擔保すへき酒精稅額及造石數査定年月
二、擔保の種類、數量、價格及所在
三、徵收猶豫期間
四、擔保提供の原因
五、擔保提供者の住所氏名又は名稱

擔保提供の場合に於ては前項第一號中造石數査定年月の記載を要せす

第十二條　擔保は左の各號の一に該當するものに限る

一、土　地
二、火災保險に附したる建物
三、金　錢
四、國　債
五、臺灣に於ける工場財團

擔保の價格は特別の規定あるものを除くの外知事又は廳長の指定する所に依る

第十三條　擔保か土地建物又は工場財團なるときは土地登記簿謄本、工場財團登錄簿謄本其の他其の權利を證すへき書類を添附すへし

擔保か金錢又は國債なるときは之を供託し供託受領證を所轄收稅官署に提出すへし但し登錄國債を擔保に提供せむとするときは擔保の登錄を爲したる登錄濟通知書又は登錄簿の謄本を提出すへし

第十四條　土地建物又は工場財團を擔保として承認したるときは收稅官署は質權又は抵當權の登記若は登錄の囑託を爲すへし

第十五條　知事又は廳長に於て擔保減失し又は其の價格減少したりと認むるときは之に相當する擔保を提供せしむることを得。前項に依り擔保の提供を命せられたる者之を提供せざるときは直に酒精稅を徵收すへし

第十六條　擔保の公賣に關しては臺灣國稅徵收規則施行規則の規定を準用す

擔保公賣の結果擔保提供者に還付すへき殘金あるときは之を供託することを得

第十七條　臺灣酒精令第十三條の規定に依り酒精稅の免除又は下戾を請求せむとする者は其の事實の生したるとき直に申請書を所轄收稅官署に提出すへし

第十八條　酒精を輸出又は移出せむとする者は申告書に左の事項を記載したる書面を添附し所轄收稅官署及專賣官署に提出すへし

一、製造者及輸、移出者の住所氏名又は名稱
二、酒精の數量及酒精分
三、容器の種類、個數
四、酒精の所在
五、査定年月
六、納稅の濟否

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

七、輸出又は移出の地及輸出又は移出の時日

第十九條　酒精の製造者輸出者又は移出者酒精藏置の場所を定めむとするときは豫め所轄收稅官署及專賣官署の承認を受くへし

酒精の製造者、輸出者又は移出者は收稅官吏及專賣官吏の承認を受くるに非されは酒精を製造場又は藏置場外に搬出することを得す

第二十條　臺灣酒精令第十四條の規定に依り酒精稅の免除又は酒精稅に相當する金額交付を請求せむとする者は申請に酒精査定濟證及讓渡、使用、供給、輸出又は移出の事實を證明する書類を添附し之を所轄收稅官署に提出すへし

第二十一條　酒精査定濟證の交付を請求せむとする者は左の事項を記載したる申請書を所轄收稅官署に提出すへし

一、請求者及製造者の住所氏名又は名稱

二、酒精製造場の位置

三、第十八條第二號、第三號及第五號の事項

第二十二條　酒精製造者は酒母又は醪に付一仕込毎に製造方法の記號、仕込順號及仕込の日を其の容器又は仕込を分界する箇所に標記すへし

第二十三條　酒精製造者は其の製造場內に藏置する酒精に付査定の既濟未濟の區別及臺灣酒精令第八條の規定に依り製成したる酒精の區別を標記すへし

第二十四條　酒精製造者は左に揭くる場合に於ては收稅官吏の承認を受くへし

一、製造場の使用區劃をなし又は之を變更せむとするとき

二、檢定したる器具機械を製造場外に搬出せむとするとき

三、酒精製造原料用として酒粕、砂糖、糖蜜其の他の糖汁を使用せむとするとき

四、數仕込の合併製成を爲し又は製成區分の異なる酒精を査定前合併せむとするとき

第二十五條　臺灣酒精令第十六條の酒精は酒類販賣者に於て之を販賣するものとす

臺灣酒類專賣令施行規則第一條、第二條、第九條乃至第十六條、第十九條乃至第二十二條及第二十四條乃至第二十八條の規定は前項の酒精の販賣及販賣者に付之を準用す

第二十六條　酒精製造者は帳簿を備へ左の事項を記載すへし

一、原料の種類、數量、價格、受入先及受入の日

二、使用したる原料の種類、數量及使用の日

三、酒精製造方法、一仕込毎に仕込記號及仕込の日

四、酒精の受拂數量及受拂の日他に引渡したるものに在りては其の價格及引渡先

前項の帳簿は製造者又は相續人に於て記入を終りたる日より三年間之を保存すへし

第二十七條　酒精製造の免許を取消したる場合に於て酒母、醪其の他の半製品現存するときは專賣局長は酒精製造者の申請に依り相當の期間を定めて製成其の他必要の行爲を繼續せしむることを得此の場合に於ては本令の規定を適用す

第二十八條　左の各號の一に該當する者は二百圓以下の罰金に處す

一、第二條第一項及第十九條の規定に違反したる者

二、酒精の製造原料又は製造に關する帳簿書類を隱匿したる者

第二十九條　第七條第二項、第二十二條乃至第二十四條、第二十五條第二項及第二十六條第二項の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す

第三十條　酒精製造者帳簿を備へす又は酒精の製造輸入、輸出、移入若は移出に關し帳簿の記載若は事實の申告を詐り若は怠りたる者は五十圓以下の罰金に處す

第三十一條　臺灣酒類專賣令施行規則第三十六條の規定は本令に依り專賣官署に提出すへき書類に付之を準用す

附　則

本令は大正十一年七月一日より之を施行す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

雜俎

木上住居

蕉鹿夢

古代支那人の記錄の中に、「先王未だ宮室あらざるとき、冬は營窟に居り、夏は橧巢に居る」といふ事を書いてあるのを見るが、橧といふのは、字書に鳥の木の上に在るをいふと說いてあるから、往昔支那の文化の一半が、源を木上住居に發したるのは事であらう、木上住居とは、讀んで字の如く、自然の樹木を利用して、高く樹枝の上に、人類の住居を構ふるを謂ふので、素と其目的に、凡そ四つの要點がある、(一)其土地の卑濕にして、地上の住居に適當せざるとき、(二)其土地深林鬱結して生活に不便を覺ゆるも、其智力の此等巨幹を伐除すること能はざるとき、(三)敵族境を接して割據し、屢々其襲擊を受くるとき、看樓又は防壁に充つるため、(四)炎熱の地方にして、或る屋外の工作場又は納涼臺の必要を認むるとき、卽ち是れである、

そこで木上住居には、之を以て永久の居所とするものと、臨時の居所とするものと、二樣の區別があつて、敍上の一二の場合は前者に將た三四の場合は後者に屬すると見るを得やうか、南洋のニユ！ギニーなるパプア種族の中に、現在木上住居が盛んに行はれてゐて、喬木の幹と枝との間に、恰も鳥の巢に似たる矮屋を構ふるを常とする、パプアンの研究家ゼームス、カルヌース氏は、西暦一八七七年より一八八五年まで約九年間、身を此蠻境に投じて實査を遂げたのであるが、其記述に據るに、

家屋は極めて高大なる樹木の幹の上部に構へられ、地には長き葡萄の蔓の梯子を垂れ下げてある、予は或る時其主人に些しの贈物をして承諾を經たる後、長き梯子を攀ぢ登り、其家に音づれしに、家屋の構造小さくして堅牢であつたけれども、風の吹く每にユラユラと動いて安靜なるを得なかつた予は暫し昇降口のほとりに坐して、家の中の有樣を視察したが、內には家人の網類を製造してゐるのを見た、そして部落の蠻衆一同は、珍客の見舞しを見物せんとてか、予が周圍を取卷いた、

轉じて印度地方に入り、南印度の山中に在る土着民族の木上家屋を尋ぬれば、其自然の地位が、熱帶圈內に在る結果として、住宅に納涼臺を兼ぬるやうの構造を爲すに至り、自らバルコニーの原形を想ひ浮べらるゝかの觀がある、ヒマラヤ山脈を越えて西藏に入れば、彼の有名なるラマ僧徒が默想の修行を積むため時に木上に營む所の庵室はあるが、之も前と略ぼ形式を近似するものである、由來佛敎によりて發達したる天上極樂界の觀念なども、つら〳〵遠く溯れば、斯種の木上住居が其濫觴動機の一端であるまいかとも想像される、

夫れから琉球島民の土俗に、造詣深き宮良當壯氏の報告では、九月九日の節句の夜に見ゆるといふ、八重山島の石垣島なる怪火(あやしび)に就き、「前脊岳(まへしやけ)」に毬大の怪火現はれ、忽ちにして數箇に散り來り、忽ちにして相寄り合す、斯くと見るや、又滅し又現はる、村中にては樹上に巢

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を作りて之を見んとす、此擧をメン(親)といふ、宛然南洋土人の奇習なりとあるが、正しく一種の習慣としての內包を持續しつゝあるものである、東海道邊の海岸村落に往々見らるゝ魚見櫓の中にも、類似形式の構造あることは人の既に知れる所であつて、民族的に祖先の土俗を繼承する舊態の保存であるか必要が生み出せる新しき事實の暗合であるかは姑く之を措き、頗る注目に値すべき特徵と思ふ、更に印度洋を越えてアフリカの內部に入り、サハラの砂漠とギニーの間に在る、スダン地方の土人即ちネグロの中に行はるゝ、木上住居の風を一瞥するときは、巨大なる樹木の上に、一箇の集團部落を形づくつてゐて、言ひ換ふれば、一の木上國を建設してゐるとも見られる、アフリカの西海岸に奴隸海岸といへる地名を存してあるのでも知らるゝ通り、往時黑人を奴隸として歐米各國に賣り出し、あらゆる苦役に使用せしことがあつたので、業とし〜惡性の殘虐なるアラビア人などは之を奇貨として奴隸賣買を職業とする者あるに至り、甚だしきは奴隸狩(スレーブハンテング)と稱して、夥しく此スダン地方に入り込み、丁度野馬や野牛を捕ふるやうに、暴力を以て黑人を擒獲し、之を奴隸海岸に連れ出して船に積み、何百人といふ奴隸を一所に簡陋の暗室に押し籠め、さては數十人を一列にして、頸を長き木材にて繋ぎ、少しにても頭を動かせば、忽ち自ら咽喉を縊るやうに仕掛け、或は太き鐵の鎖を以て手足を縛し、聊かの身動きすらもならぬまでに緊接せしめ、糞食混和し、呼叫天に達するといふ程の狀態に虐遇し、剩へ號ぶ者は鞭うち、死する者は海に棄て、敗倫沒情の限りを極めたのであつたが、之に對する必然なる防禦の目的より、集團部落を木の上に營むに至つたので、亭々として空を劈く巨幹の上に、點々たる小屋が參差散在し、而かも家と家とに通ずるために、枝より枝に路を連れ、且つ家の周圍にさゝやかなる庭やうのものを設くるもあるのである、ガルネル及びアムマン二氏の手に成りし、此等の黑人が其木上の家屋をば唯一の防壁と頼み、アラビア人の侵襲に抗拒を試むる有樣の原畫を繙けば、轉た人をして酸鼻に堪へざらしむるのであるが、想ひ起せば昔世界七奇の一に數へられしてふ、新バビロニアのニブカドネザーが、彼れの都城を飾りたる架空園の奇趣と較べ、範疇を同じくするの觀あるのも甚だ面白き現象である、

清の康熙中葉に於ける臺灣の探見家郁永河の記事に據れば、雞籠山に近き所の蕃境に、雞距蕃と呼ぶ一群類が住んでゐて、夫れは足の指の形が雞距の如く裂けてあり、性善く木に登り、樹の上を跳り越えつゝ往來する樣は、猿猴と同一である、物を食ふにも、眠に就くにも、總て樹上にのみ於てし、穀物を栽植する際でなければ、地に下だることは無いと書いてある、僅々二百年以前の過去に、北部の內山に於て果して斯の如き異族の實在せしや否やは疑點であるが、鳳山縣志の中などにも南部の生蕃の土俗を敍し、下淡水溪よりして深山に入れば、形の猿に似たる一群がゐて、長け三四尺、其語は外社と通ぜず、人を見れば樹枝に攀ち登り、人若し之を視るときは、弓を張りて相向ふとあるので、ツマリ時の漢民の執筆者に、木上住居の奇異を感ぜしめたといふ事は否定することは出來ぬので、恐らく彼等が樹枝攀登の殊風を把捉せし文學的の潤色かとも察せられる、そして攀樹土蠻の上に視線を及ぼす時、パプアンの或る者に見らるゝ、歐人の呼んでモンキーメン即ち猿人といふ異群の存在を忘るゝことが出來ぬ、ニユーギニーのドールカストレートなる同土人に就き、ウードの著述に載する大意を引いて紹介すれば、

此パプアンの輕捷なることは實に驚くべき程である、其地は水邊に於て斷崖を爲し、

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

そして夥しきマングローブ樹は、鬱々として稠密繁茂し、其上地面は柔かき泥濘を以て充たされ、堅牢なる斧斤を用ひて伐り開くに非ざれば、低水に於けるも容易に通過し難いので、別けて深水の間に在りては、全く通路を得ること能はぬのである、彼等が海に浮べし獨木舟より、其家に歸るに方りては、日々常に此難關を踰えればならぬので、總て樹枝の上に飛び付き、且つ走り且つ跳るの自在なること、さながら猿猴と同一である、

といふに在る、今や世界の文化を代表する邦國の大都市は、孰れも平面に膨脹すべき土地の餘積に缺乏し、住居の區域を天空に向つて擴張せんとする傾向蔽ふべからざるものがある、「上は天に達す」といふ語の、現に漢民が土地賣買の契字を認むる經界記入の要件に採らるゝ例あること、一見して奇矯なるに似たれども、其裏面に無量の意義がある、そして往古に造化の上帝を怒らせましゝてふバベルの高塔も、或は近き將來に於て、世界を裝飾すべき新儀型の理想と爲るに至るかも知れぬ斯かる前提の下に木上住居を勘考するときは或る文化の流れの原始的出發點として、彼の于公高門の故事に勝れる前兆を示すの超越があるやにうなづかるゝ。

（專賣局調）

□從來臺灣で釀造した酒類及其の石高

酒名	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度
清酒	石 八、八一三	石 一〇、二九〇	石 八、一六三	石 九、一三四	石 六、一三三
參酒	—	—	—	五、九二〇	二、九六八
濁酒	一五五	六三	八一	四八	五五
紹興酒	六七八	五八三	五九〇	五八九	—
鳳梨酒	—	五五	三	—	—
計	九、六二六	一〇、九七一	八、九九七	一五、四九一	九、一七五

□從來臺灣で釀造の蒸餾酒類と其の石高

酒名	大正六年度	大正七年度	大正八年度	大正九年度	大正十年度
米酒	石 六〇、九七九	石 五三、一八〇	石 六四、五三九	石 二五、七二三	石 —
糖蜜酒	六二、九七九	六四、一〇四	五四、〇九九	一九、〇二六	—
蕃薯酒	二六九	四九四	一、七〇六	五一一	—
泡酒	二、九九二	二、二〇三	一、六五八	六〇一	—
燒酒	五四三	四八一	一、〇〇五	六六、六二六	一三、三二一
砂糖酒	—	一八六	一、〇一九	—	—
高粱酒	三九三	三六四	三九一	二〇六	—
雞仔酒	七	一	一	—	—
酒精	九三、八二三	八二、三八六	八一、一二四	五五、〇一二	六四、八六五
計	二二一、〇四四	二〇三、五九九	二〇五、五四二	一六七、七〇六	一七八、一七六

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣地方自治法令研究

自治法令研究會
（內務局內）

關係法令及依命通達

●總內第五一七號（大正十一年一月二十三日）

總務長官

各州知事宛

州制施行令第五十六條ノ繰越經費ニ關スル件

州制施行令第五十六條ニ依リ翌年度ニ繰越使用ヲ爲シタル經費ノ決算ニ付テハ翌年度ノ普通會計ノ決算ト共ニ同一表內ニ之ヲ作製スルハ敢テ妨ケナシト雖其ノ金額ハ夫々普通會計ノ分ト區分シテ作製シ尙其ノ當該科目ノ豫算ニ比較對照シテ增減ヲ付スヘキ義ニ候條御了知相成度

右依命通達ス

追テ本文ノ繰越經費ハ之ヲ當初ノ豫算ノ目的以外ニ使用スルコト能ハサルハ勿論ノ義ナルモ豫算實行ノ上其ノ決算ニ剩餘ヲ生シタルトキハ新ニ之ヲ當該年度ノ豫算ニ追加シテ適宜使用スルハ妨ケナキ義ニ付爲念申添候

●總內第二八二三號（大正十一年五月二十四日）

總務長官

各州知事各廳長宛

臺灣警察協會ノ經營ニ係ル蕃地交易事業ハ專ラ蕃人撫育ニ資スルヲ目的トシ普通營業ト見ルヘキモノニアラサルヲ以テ右交易及交易品ノ處分行爲ニ對シテハ州税又ハ廳地方費税ヲ課セサルコトニ府議決定セラレタリ

右依命通達ス

●總內第五五一〇號（大正十一年六月二十一日）

總務長官

各州知事廳長宛

市街庄税賦課ニ關スル件

市街庄歲入豫算ノ戶税割算出ノ基本トセル本税額ニ對シ現實ニ配賦セラレタル本税額カ著シク增加シタル場合ニ於テ自然增收トシテ豫算金額以上ノ賦課ヲ爲シ若ハ其ノ增收額ヲ財源トシテ緊急ナラサル經費ヲ追加セル實例尠ナカラサル由ニ候處元來戶税割ハ他ノ定率税ト其ノ趣ヲ異ニシ課税標準額ノ增減ニ依リ收入金額ニ增減ヲ生スルモノニアラスシテ收入豫算金額ニ依リ其ノ賦課率定マルモノナレハ本税配賦豫算額ト現實配賦額ト著シク異ナル場合ニ於テハ其ノ賦課率ヲ增減變更シ以テ豫算金額ニ大差ナキ賦課ヲ爲スヲ妥當ト認メラレ候條今後此趣旨ニ依リ取扱ハシメラレ度

右依命通達ス

●總內第五五七五號（大正十一年六月二十二日）

總務長官

各州知事廳長宛

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

市街庄ノ繰越金ニ關スル件

毎年度初ニ於ケル街庄收入ハ其ノ經費ヲ支辨スルニ足ラサル場合多々可有之ト存候處從來此ノ場合ニ於テハ假令當該年度ニ繰越ヲ爲シ得ヘキ見込ノ前年度決算殘金アリトスルモ決算殘金ハ現實ニ決算ヲ爲シタル後ニ在ラサレハ之ヲ當該年度ニ繰越シ以テ經費ノ財源ニ充ツル能ハサルモノトシ別ニ一時借入金ヲ爲スノ取扱例モ有之候得共右ハ繰越ヲ爲シ得ヘキ前年度ノ剩餘金アリト豫定シ得ル場合ハ必要ニ應シ概算ヲ以テ之ヲ當該年度ニ繰越シ支出ニ充當シ何等差支無之候條將來ハ此ノ例ニ依リ取扱ハシメラレ度

右依命通達ス

質疑應答

問　臺灣時報五月號に御掲載の豫備費補充の質疑に付答中全然否認したる費途云々とあるより見れば當然豫算面にも計上せられざる費用なるかの如く思料す豫算に計上せざるものは當然豫備費補充の問題起る筈なかるべく街庄制第四十一條により監督官廳に於て不適當と認め削減したる場合は豫備費補充を認めらるゝものなるや之をなし得るとせば減額せる理由全く破壞せらるゝが如し街庄制施行令第三十八條但書中「郡守ノ認可ヲ與ヘサリシ費用」云々は如何なる場合を謂ふものなりや其の實例並に其の解釋如何

答　同五月分臺灣時報掲載の所謂全然否認したる費途とは豫算額の不適當なる爲之を減額したるが如きものを云ふにあらずして全然豫算の存在を許さゞるものを指稱す例へば郡守が街庄豫算を認可する場合に於て案中に係る豫算中にある街庄長機密費豫算を全然削除したる場合は其の街庄は豫算實行に際りて豫備費より補充して機密費を支出するを得ざるが如きものなり

問　豫備費を以て豫算外支出に充當する場合は監督官廳の認可を要せず街庄長に於て自由に款項目を新に設置し其の必要金額を豫備費豫算額より割き新設費目豫算に移記し整理すべきや或は單に豫算外支出として豫備費より直接支出し差支なきや

答　豫備費を豫算外支出に充當するに際り新設すべき科目は豫算科目にはあらずして支出上の整理科目なり隨て支出の都度其の金額を記帳整理すべきものにして豫め科目を新設し豫備費より移記し置くべきものにあらず又豫備費は假りに豫算中の一科目として編入しあるも純理より謂へば豫算其の物にあらず豫算の不足又は豫算外の支出に充つる爲めの豫備金に過ぎず隨て豫備費を直接支出する

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ことを得ざるは勿論なりとす

問 甲年度に於て未竣功の工事の豫算を乙年度に繰越使用を許されざりし爲殘工事費を乙年度の追加豫算として認可を得工事を爲す時其の工事は新工事として競爭入札に付するを要する義なるや又甲年度の契約にて甲年度請負者工事を續行し得るや或は契約は新に締結を要するも甲年度請負者と隨意契約を爲し得る規定ありや但し殘工事工費は五千圓以上にして年度末に於ては工事の中止命令を發しあり

答 州制施行令第五十六條の繰越工事も翌年度の追加豫算に依る繰越工事も同じく前年度の繼續工事にして新工事にあらず隨て請負契約を更新するを要せず唯會計年度の關係上三月三十一日を限界として費用の分界を立つるを要し其の結果自然會計上の證憑其の他の書類分割するを要すべし尤も契約書の如き翌年度分に添付すべきものは前年度の寫を以て充當して差支なしと存ず要するに工事が兩年度に跨る關係上會計上の分界を立つるを要する工事は繼續執行して差支なく中止を要せず

問 過料とは人民に下したる處分を執行する爲めに科する處罰と定義し得るや

答 臺灣の州制、市制、街庄制の所謂過料とは知事の設けたる使用料手數料の細則及市街庄の設けたる市街庄條例に違反したる者に對し科する行政罰なり

問 州戸稅規則第四條第三項の標準に斟酌を加へ又は別に標準を設くることを得るは一部の地方に限る義にして州全體の市街庄の配賦標準たる生產又は戸數等に斟酌(不均一)を加ふるは不可なる義なるや

答 御見込の通

問 五月號に御掲載の交付金收入に關する件尙一應伺ひ度し交付金は其の年度内徵收見込に對する交付金額を總て歳入豫算に計上しあるも其の年度の徵收金(後期分)に對しては每年五月乃至六月に至り漸く其の交付を受くるを例とす而して市街庄財務規程第二條第一項第三號によれば領收したる年度の收入となるを以て歳入に不足を來すこと、なる依て當初之を豫定したる年度に收入せむ爲三月三十一日を以て歳入調定をなし之により州に對し要求せば當初豫定したる年度に收入差支なきや又

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

若し右に依り不可なりとすれば最初豫算編成に當り交付金額は豫定年額の約半分を計上すべきや

答　國稅州稅徵收交付金は街庄に於て三月三十一日を以て調定し之に依りて其の筋に要求するも其の年度內に交付金を收入するにあらざれば其の年度の收入とすることを得ず市街庄財務規程第二條に依り必ず領收したる日の屬する年度の收入とすべきものとす從て豫算を編成するに際りては前年度後期分の國州稅徵收金に對する交付金と其の年度前期分の國稅州稅徵收金に對する交付金を豫定し收入に編入することを要す

問　街庄の支拂金の支出手續は街庄長が會計役に對する支出命令版のみにて足るものならんも斯くすれば助役其の他の係吏員は關知せざる事となるも差支なきものなりや實際の事務は係吏員之を調查もし計算をも爲す事と思料せらる此の如き場合は普通一般官廳の例に倣ひ順次決裁の形式にして差支なきや

答　街庄長の補助機關たる助役其の他の吏員を經て街庄長の決裁を受くる樣取扱ふを適當と存ず

問　市街庄の借入金、又は一時借入金は許可額の範圍內に於て仕拂の必要に應じ數回に借入を爲すも差支なき義なるや

答　御見込の通但し借入金は許可を受けたる年度に收入するを要す

問　大正九年十一月總內第一二八九〇號總務長官依命通達の總代俸給額の認可は任命の際個々の人物に對する給額に付認可を受けしむる趣旨なるや豫め何區總代は何圓の如く人物如何によらず區の事務の如何により又は吏員俸給の如く等級を定め規程を設け規程の認可を受けしめ置き個々の人物に對する給額は認可を要せず街庄長限り任命せしむる趣旨に候哉

答　就職者の能力如何に依らず事務の繁閑土地の狀況に依り豫め給額を定め置き差支なしと存ず

問　公費不足の場合豫備費を以て補充し可然哉

答　豫備費は當初豫算認可の際否認せられたる費目に充つること能はざるの外汎く豫算の不足又は豫算外に生じたる必要費に之を補充することを得るものにして他に何等法定上の制限なしと雖公費の不足に豫備費を補充するが如きは豫算執行に關する監督上より見て之を避くるを相當と存ず

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

問　中等學校々舍及寄宿舍新營又は道路橋梁架設の如きは州制第二十九條の所謂「永久ノ利益ト爲ルベキ事業」に該當するものと解し差支なきや

答　御見込の通

問　州制施行令第六十四條の「各廳」の意義詳細御示教仰度

答　州費の收入又は支出命令者が執務する官公署を總稱したる語なり

問　豫算式に依れば小公學校の授業料も使用料と見做さるゝが如し而して街庄制第二十九條には使用料に關する事項は街庄條例を以て規定すべしとあり現在は條例を以て規定しをらず如何なる解釋によるものなるや

答　豫算式の使用料手數料は街庄制及同施行令に所謂街庄の使用料手數料に限定せず弘く街庄の收入に屬する使用料手數料を包含するの趣旨なり隨て小公學校の授業料は街庄制の使用料にはあらざるも豫算には之を算入す

問　街庄制第二十七條の徵收金とは税金使用料手數料以外の徵收金を含まざるものなりや

答　街庄税、手數料、使用料、過怠金、過料の如き總ての公課を包含し私法上の收入を除外す從て賃地料の如きものに對して滯納處分を爲すことを得ず

問　街庄は第一種所得税に對する所得税割を徵收する事を得るも第一種所得税は街庄に於て取扱はざるものなれば課税標準は如何なる方法に依り調査すべきや

答　所轄税務官署に照會して調査するか又は豫て税務官署と交渉を遂げ税額の決定次第通報を受くることに取扱はるゝを要す

問　街庄制第七條第二項の上席吏員とは會計役も含むものなるや

答　會計役は獨立の職務を有するものなれば街庄長の職務を代理すべき吏員中に包含せざるものと解するを相當と存ず

問　街庄制第六條の吏員とは書記技手等を謂ふものなりや區總代雇員傭員は吏員に含まざるや

答　御見込の通

問　街庄は國税並に州税の徵收に要する費用諸用紙代等負擔せざるべからざるも右の經費僅少ならざるものあり街庄制第十條第二項但書を以て之が救

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濟方法なきや

答 目下街庄制第十條第二項但書に相當する規定なし尤も國稅州稅徵收費用の補償としては國稅に在りては大正十年六月府令第百十二號第二條州稅に在りては州制施行令第四十一條に依り夫々交付金あり

問 街庄制施行令第三十條に依り州所屬の土地卽ち宿舍敷地田畑等に對しては州稅は當然課せざるべきも街庄稅は其の土地が公用に供せざる限り賦課し得るものと認めらる然るに街庄稅は總て州稅國稅等の附加稅なれば州稅を課せざるものには街庄稅も課せずと云ふ人もあり如何又仁濟院、慈惠院等の收益財產に對しても同樣州稅を課せずと雖も街庄稅を賦課して差支なきや

答 質問の要旨を了解し難きも附加稅は總て本稅のなきものに對し賦課するを得ざるは勿論なり尤も街庄制施行令第三十條は單に附加稅の問題のみにあらず總て稅を賦課し得ざる土地家屋物件事業行爲營造物を掲げたるものなり

問 會計役は支出命令を受くるとも豫算なきときは支出出來ざるべく而して豫算不足の爲め科目流用或は豫備費の補充の通知を待つて支出すべきものと思料す然るに玆に流用或は補充すべき金額は年度末に至らざれば判然せざるを普通とす不足を生じたる度每に流用或は補充をなすべきものならんも斯くすれば出納閉鎖期迄には數回右の手續をなさゞるべからざるべし如何にすべきや

答 費目流用は或る項目の經費が會計年度末に至り剩餘を生ずべきを豫定し必要の都度每に流用すべきものなり決して年度末を待て流用するものにあらず豫備費も亦必要を生じたる都度何回にても補充して差支なし

問 州戶稅規則第七條の隨時賦課に係る納稅義務者の生產額を翌年度に於て第四條の配賦標準たる生產額に加算する場合其の見積生產額は納稅義務發生以後のものを加算するや又は賦課標準たりし十月一日以降のものを採るべきや

答 州戶稅規則第四條の戶稅を各市街庄に配賦する標準たる所謂生產額は同第五條に依り調査したる生產額に限るものにして隨時賦課に係る生產額を加算すべき趣旨にあらず

問 州制施行令第五十一條の所謂「職員」中には中等學校長を包含するものと解すべきや

答 御見込の通

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

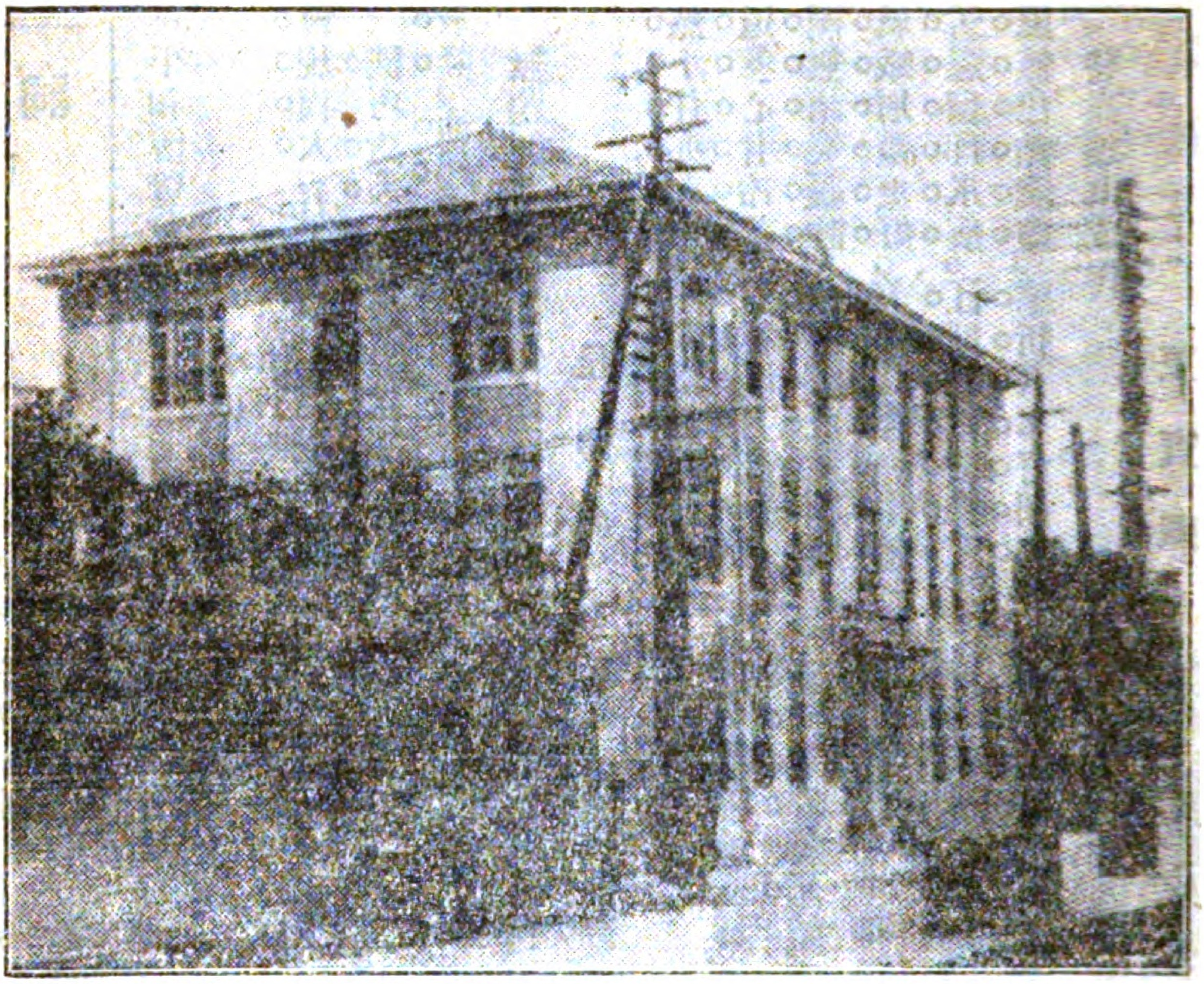

白煉瓦三階建の新築總督府出張所

新築臺灣總督府出張所

今度新築落成した臺灣總督府出張員事務所は麴町區内幸町一丁目五番地に在つて、前の事務所とは反對の側の（電車道を超えた）横町で、其の小路は自働車を走らすにはチト危ない位だが、事務所は白煉瓦の三階建で可なり堂々たるもの、内部は悉く阿里山檜で未だ木の香も新らしい、總建坪二百七十七坪、其の各階の重なる室を擧げると、階下は事務室、財務局長室、主計課長室、第一第二の兩應接室、出張員事務室、營林所事務室、巡査募集所等、二階は、總督、總務長官、祕書官、參事官、勅任官溜り、出張所事務室の各室、それに第三第四の兩應接室等があり、三階は大きな會議室の外に史料編纂委員室があつて、其室は持地さんの詰所であるといふ。以上がマア事務所の重なる室で、此外、別棟として事務所の後方に木造二階建の家がある、其の階下數室は宿直員に宛て、階上は出張員の宿所に宛てゝある、又た事務室の左側には自働車の納庫があり、其の階上は運轉手の宿所に充てられてある。

事務所の三階から南の方を眺めると、直ぐ鼻の先に貴族院の研究會事務所があり、其の右の方に憲政會の本部が見える、愛宕山も見える。西の方には貴族院、衆議院、伊太利公使館等が見える、唯々一瞥を放つた丈けで、既に政治的氣分の横溢たるを想はしめ、自然と緊張して來るやうになる、高田廣海さんは始終應接に遑なき體、私が一寸と顔を出して居る内に、本山内務部長が來られる、富島知事が來られる、大澤會計課長が挨拶に見える、マゴ〳〵して居られないので匆々に退去した、（屯山）

詞苑

平和博覽會卽興　小松孤松

賽會規模大。看來目力窮。時和思帝德。機巧訝天工。豈啻奇珍富。足令聲教隆。池邊乘夜步。恍入水晶宮。

無題卽事戲集前句成三絕　丘仰飛

偶然小住亦前因。剪燭聽君話苦辛。漫道冬心甘冷落。且從明月認前身。

曲欄無語笑凝眸。金谷粧成愛細腰。生就蛾眉顰更好。美人只合一生愁。

踏雪還留印爪痕。江城細雨碧桃邨。春風無色銷魂盡。攀折人多好閉門。

登高雄山感作　王寶藏

來登絕頂獨披襟。說到人情感慨深。運蹇相如難覓酒。身榮蘇子竟多金。彈琴誰禁傷時淚。聞鼓人生報國心。愧我未能師定遠。空教壯志日消沉。

陋園十詠　廼蘭

半畝青山一曲池。清流抵合沁詩脾。春生草色波光滿。無數魚鱗泳碧綺。
（沁春池）

滿山風雨寫溪秋。一片冷々夾岸流。我愛淸音來曲澗。半爲觀瀑聽寒湫。
（吟秋澗）

蓬萊嘉種植成林。帶露流香度遠岑。從此天心加醞釀。沁人齒頰似甘霖。
（擘霜林）

閒伴蟾光手自鋤。風前斜影愛蕭疏。憐他玉骨冰霜鍊。未著寒花氣已舒。
（鋤月塢）

貪幽習靜愛吾廬。箇裡簞瓢樂有餘。不效五侯驕富貴。吟身棲息自安舒。
（息影廬）

曠觀山角傍樓臺。夜放灯光水面開。岸上石人催巨浪。海鷗何事逐波來。
（涵光臺）

小築雲邊一草亭。清風四面盡瓏玲。閒中把酒遣秋興。醉看山峯雨後青。
（忘機亭）

振衣直上最高岡。大放吟眸入渺茫。一柱擎天浮海外。長年聳翠接穹蒼。
（振衣岡）

懸崖絕壁挂蒼龍。長嘯聲同金鐵縱。不是半天降雨雹。何如白練瀉晴峯。
（龍湫瀑）

鑿飲寒泉啄碧波。垂涎努目氣如何。嗤他井底甘株守。不及橫行涉遠河。
（蟹波井）

淚珠　臺城　韻仙

淚珠奪眼落襟前。恰似熬油染玉箋。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

多少癡郎及情女。爲君無日不情牽。

古　鏡

拭罷菱花挂玉樓。名山佳鼠此中收。
身經百世心如鐵。能顯權奸一代羞。

春　雨

半宵新雨響丁々。滴翠梧桐滴地青。
漫道相如淪落感。巴山此夜好談經。

落　帽

九日登高興正豪。龍山騷客互歡嘈。
忽然白帽隨風落。到處飄零等鳳毛。

詩　債

笑彼酸儒何苟安。逐年詩債積如巒。
高臺雖易容身避。當作赧王一例看。

秋武襄三鼓奪崑崙

澎湖　林　傳　成

鐙前座客尙盈々。宜撫將軍已默行。
孰意崑崙天險處。奪時只在月三更。

美　人

香夢曾修到幾生。容光四射使人驚。
渾疑飛燕姿重見。恍似沉魚影忽明。
帶露芙蓉竝秀麗。舞風楊柳共輕盈。
何如四德能兼備。萬古流徽播美聲。

許眞君解夢　四首

夢中獨見木撐天。不遇眞君孰解詮。
未可由他時擾動。此間亦具有神仙」
示夢於奸理罔愆。逢君爲解始知詮。
王敦謀逆原非分。故此醒他醉裡眠」
冥々示夢在幾先。未可逆謀意隱然。
得遇眞君爲解釋。始知形象不虛懸」
處世渾如大夢然。伊誰自悟醉中天。
王敦此際亦何幸。得遇眞君爲釋詮。

始政紀念日

大枝常之進

菰枕高砂島の。刈菰の亂れを定め。敷島のやまとの國の。國の內に收め給ひて。政事知らし初にし。當時の今日は吉日そ祝へ諸人

短　歌

大君の惠の露の置初し今日のよき日を祝はさらめや

○　本田　正己

二十餘り七年を經し高砂の島の榮えを祝ふ今日かな

○　吉川　利一

この島に我皇國のまつり事しきし昔を祝ふ今日かな

○　中村和七郎

波風もかつ治りて山の幸海の幸あるたかさこのしま

○　長井永太郎

大御手にいりしそのかみ當年を誰か偲はぬ高砂の島

臺灣日誌

■五　月

▲十九日
□田總督峯陽炭礦を視察せらる
▲二十二日
□郵船商社山下三汽船社の運賃協定を發表す
▲三十日
□嘉南大圳組合總會を開き大正十一年度豫算を議決す

■六　月

▲五日
□總督府に領事會議を開く
▲十二日
□法令取調委員會を總督府會議室に開く
▲十四日
□臺灣紳章條規により鄭新芳外三十三名の本島人に紳章を付與す

人事消息

▲梅谷光貞氏　五月十六日新竹州知事に榮轉
▲常吉德壽氏　同日臺中州知事に榮轉
▲立川連氏　同日總督府稅關長に任せらる
▲石井光次郎氏　歐米視察を了り歸臺の後官を辭して二十六日內地に歸還す東京朝日新聞に入社の爲なり
▲佐藤勤氏　二十六日內地より歸臺
○佐藤正俊氏　二十六日內地へ出張
▲藤井廈門領事　三十一日來臺、六月十一日歸任
▲內田汕頭領事　同上
▲林福州領事　同上
▲法水了禪氏　三十一日內地より歸臺
▲樋口秀雄氏（憲政代議士）　六月五日視察の爲め來臺
▲宇野庄吉氏　同日內地より歸臺
▲本山文平氏　同上
▲後宮信太郎氏　十三日上京
▲東鄉實氏　十一日內地へ出張
▲小松吉久氏　十二日內地より歸臺
▲菅野善三郎氏　十五日內地より歸臺

任命

大正十一年五月中

▲四月十四日
公立高等女學校教諭　楠　基道
補臺南第二高等女學校教諭
▲四月二十九日
郡守　藤井順一
歸任ノ途次廣島、大分、福岡ノ三縣下へ出張ヲ命ス
郡守　山口錦治
歸任ノ途次東京、茨城、佐賀及鹿兒島ノ一府三縣下へ出張ヲ命ス
師範學校教諭　內田琢磨
東京、京都、大阪、栃木、三重、奈良、廣島及福岡ノ三府五縣下へ出張ヲ命ス
▲五月二日
臺灣公立中學校教諭　吉川貞次郎
任總督府高等學校教諭兼臺灣公立中學校教諭
▲五月三日
總督府高等農林學校教授　加藤　因
補總督府高等農林學校生徒監
總督府事務官　富田松彥
大正十一年大藏省令第七號ニ依ル預金部受拂計算表ノ檢閱官吏ヲ命ス、財務局會計課長事務取扱中田榮次郎不在中代理ヲ命ス
中央研究所技師　小泉　丹
衛生部長堀內次雄不在中代理ヲ命ス
總督府事務官　前田稔靖
財務局會計課長事務取扱代理ヲ免ス
總督府事務官　增田秀吉
任總督府州理事官、臺南州勤務ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲五月四日
　　總督府技師　田賀奈良吉
東京、栃木及埼玉ノ一府二縣ヘ出張ヲ命ス
　　總督府事務官　豐田勝藏
上京ヲ命ス、歐米各國ヘ出張ヲ命ス
　　臺北州中學校教諭　小田四郎
兼任總督府高等學校教諭
　　公立中學校長　廣江萬次郎
東京、大阪、埼玉、廣島及島根ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

▲五月六日
　　鐵道部技師　渡部英太郎
鐵道部長新元鹿之助不在中代理ヲ命ス
　　公立高等女學校教諭　本田喜八
臺南第一高等女學校長濱武元次郎不在中代理ヲ命ス
　　殖産局長　喜多孝治
市區計畫委員ヲ命ス
　　總督府州技師　前田兼雄
市區計畫臨時委員ヲ命ス
　　師範學校教諭　鹽谷伴造
臺北師範學校長太田秀穗不在中代理ヲ命ス
　　高雄州知事　富島元治
東京、京都、大阪、兵庫、福岡ノ三府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲五月八日
　　商業專門學校長　加藤正生
東京、京都、福岡、長崎ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲五月九日
　　總督府州技師　白倉好夫
東京、京都、大阪ノ三府下及長崎縣下ヘ出張ヲ命ス
　　總督府州技師　小林準一
東京、大阪ノ二府下及新潟縣下ヘ出張ヲ命ス
　　總督府商業專門學校教授　川田長兵衛
總督府商業專門學校長加藤正生不在中代理ヲ命ス
　　總督府事務官　中瀨拙夫
總督府在外研究員ヲ命ス但一個年間英米獨佛ノ四個國ニ在留スヘシ、海外在留中本俸及加俸ノ三分ノ二下賜

▲五月十日
　　法院判官　中上友三郎
任判事

▲五月十一日
　　法院判官　寺井曬逸
免本職專補高等法院覆審部判官
　　總督府技師　池田季苗
土木局土木課長田賀奈良吉不在中代理ヲ命ス
　　鐵道部事務官補　佐藤才郎
東京、北海道及門司ノ各鐵道局內ヘ出張ヲ命ス

▲五月十二日
　　臺南州知事　吉岡荒造
北海道廳下竝東京、京都、大阪、兵庫、茨城、宮城、秋田ノ三府四縣下ヘ出張ヲ命ス
　　郡守　磯貝武平
東京、京都、群馬、岐阜ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス
　　郡守　池田鳴遠
東京府下及熊本縣下ヘ出張ヲ命ス、土木局港灣課長兼務ヲ命ス

▲五月十三日
　　公立中學校教諭　大石太七郎
臺南第一中學校長廣江萬次郎不在中代理ヲ命ス
　　師範學校長　志保田鉎吉
上京ヲ命ス
　　總督府技師　山田秀雄
上京ノ序ヲ以テ靜岡縣ヘ出張ヲ命ス

▲五月十五日
　　殖産局長　喜多孝治

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

總督府評議會員ヲ命ス、評議會幹事ヲ免ス、官國幣社神
學校職員恩給審査委員ヲ免ス、官國幣社神
職奉常試驗委員ヲ免ス、社司社掌試驗委員
ヲ免ス

總督府秘書官　松田三德

總督府評議會幹事ヲ命ス、普通試驗委員ヲ
命ス、文官普通懲戒委員ヲ命ス、學校職員
恩給審査委員ヲ命ス、官國幣社神職奉常試
驗委員ヲ命ス、社司社掌試驗委員ヲ命ス

總督府參事官　下村充郎

總督府評議會幹事ヲ命ス

總督府事務官　佐々木國重

警務局警務課長豐田勝藏不在中代理ヲ命
ス

臺中州知事　立川迪

任總督府稅關長

新竹州知事　常吉德壽

任臺中州知事

總督府事務官兼參事官　梅谷光貞

任新竹州知事

臺北州警部　今井昌治

任總督府州警視、臺北南警察署長ヲ命ス

▲五月十六日

總督府參事官　下村充郎

文官普通懲戒委員ヲ命ス

總督府師範學校教諭　近藤康三

補臺南師範學校舍監

殖產局長　喜多孝治

文官普通懲戒委員ヲ免ス

總督府參事官　佐藤勤

東京府及千葉縣下へ出張ノ序ヲ以テ山梨縣
下へ出張ヲ命ス

▲五月十七日

會計檢査院副檢査官　大澤清高

任總督府事務官、財務局會計課長ヲ命ス

中央研究所技師
兼總督府技師　中澤亮治

兼任總督府專賣局技師

總督府州理事官　古本廣允

任總督府專賣局副事務官

總督府州理事官　宇數敬一

任總督府專賣局副事務官

中央研究所技師
兼總督府技師　萩原昌二

兼任總督府專賣局技師

總督府技師　宇都宮無垢介

任總督府州技師、臺南州勤務ヲ命ス

八木沼源八

任醫學專門學校教授

高等商業學校教授　内田作雄

兼任總督府商業專門學校教授

高雄州屬兼
總督府屬　時枝俊四郎

任總督府州理事官、臺北州勤務ヲ命ス

總督府屬　中村秀[illegible]

任總督府州理事官、臺南州勤務ヲ命ス

總督府技手　八坂志賀助

任總督府技師、土木局營繕課勤務ヲ命ス

財務局事務官　中田榮太郎

財務局會計課長事務取扱ヲ免ス

▲五月十八日

（各通）總督府醫院醫長　倉岡彥助

總督府醫院醫長　[illegible]英元孝

學校職員恩給顧問醫ヲ命ス

中央研究所技師　土橋力太

東京、京都、大阪及岡山、神奈川ノ三府二
縣下へ出張ヲ命ス

内務局長　末松偕一郎

滯京ヲ命ス

公立實業學校長　柳川[illegible]藏

東京府下へ出張ヲ命ス

▲五月十五日

稅關事務官　大竹眞

總督府稅關長事務取扱ヲ免ス

▲五月十七日

總督府事務官　富田松[illegible]

財務局會計課長大澤清高不在中代理ヲ命ス

總督府技師　野呂寧

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

警務局理蕃課兼務ヲ免ス

▲五月二十二日

總督府事務官　佐藤正俊

東京、大阪、福島及福岡ノ二府二縣下へ出張ヲ命ス

▲五月十九日

臺灣公立實業學校長　柳澤久太郎

任臺灣公立中學校敎諭兼公立中學校長

補臺中第二中學校敎諭、補臺中第二中學校長

公立中學校敎諭兼
陸軍步兵少尉　國井清音

任公立實業學校長、補臺中商業學校長

▲五月二十日

總督府技師　色部米作

上京ノ序ヲ以テ長野、福島兩縣下へ出張ヲ命ス

▲五月二十四日

總督府技師　石田研

歸任ノ途次東京、大阪兩府下へ出張ヲ命ス

總督府事務官　村田三郎

上京ヲ命ス

▲五月二十六日

鐵道部技師　新元鹿之助

東京、門司兩鐵道局管内へ出張ノ序ヲ以テ名古屋、神戸鐵道局管内へ出張ヲ命ス

中央研究所技師　井原英市

上京ヲ命ス

▲五月十九日

州理事官　青木敬次

任總督府專賣局事務官

總督府警察官及司獄官練
習所敎官兼總督府事務官　佐々木國重

（二）免本官專任總督府事務官、免本務警務局保安課事務ヲ命ス

總督府事務官陸軍二等計手　川村直岡

任總督府州理事官、臺北州勤務ヲ命ス

總督府屬　三輪幸助

任總督府州理事官、臺中州勤務ヲ命ス

總督府屬　石井龍猪

任總督府州理事官、高雄州勤務ヲ命ス

總督府屬　田代彥二

任總督府事務官、土木局庶務課兼警務局保安課勤務ヲ命ス

鐵道部書記　林紫三

任總督府事務官、內務局地理課勤務ヲ命ス

▲五月二十五日

總督府州警視　川副龍雄

任總督府專賣局事務官

（各通）　總督府屬　渡邊廣

總督府屬　佐々波外七

任總督府專賣局事務官

（各通）　稅務監督局技手　加藤宣次郎

總督府技手兼中
央研究所技手　佐藤喜吉

中央研究所技手　神谷俊一

任總督府專賣局技師

▲五月二十七日

殖產局長　喜多孝治

敎科書調查會委員ヲ命ス

總督府事務官　水越幸一

內務局市街庄課長佐藤正俊不在中代理ヲ命ス、成德學院長佐藤正俊不在中代理ヲ命ス

新刊紹介

▲植民新論

松岡正男君著

植民學に造詣深い松岡君の著、名の如く新論である。其の自序中に「兩三年來帝國議會の開會每に朝鮮及臺灣から其の統治に對して種々なる請願が提出される、而も政黨の之に對する態度は甚だ冷淡である（略）之を歷史に徵するに、植民統治に成功せる國家では該運動は常に國民全般のインテレストを支配して居る。英國然り、和蘭然りである、我國亦た之が最善の解決を望まんとならば、之に對し

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て全國民の自覺と協力とを必要とする」云々、著者の意の在る所卽知るべきである。詳細次號に紹介（東京神田仲猿樂町巖松堂發賣、定價二圓五十錢）

田澤震吾君著

▲南洋見たまゝの記（再版）

名の如く南洋の見聞を其の儘、頗る露骨に書いたもの、夫れ丈け面白味も深い、初版忽ち頒布を終り、再版亦た剩す所多からずと、故なきに非ずと謂ふべし（臺北石坊街新高堂發賣、定價二圓五十錢）

寄贈書目

書名	發行所
東亞經濟研究	同 其社
實業之臺灣	同 其社
臺法月報	同 其社
糖業	同 臺灣糖業研究會
臺灣教育	同 其社
極東公論	同 其社
大鵬	同 拓殖新報社
臺灣貿易表	同 臺灣總督府稅務課
朝鮮	同 朝鮮總督府
支那	同 東亞同文會
東拓月報	同 東洋拓殖會社
臺政新報	同 其社
會報	同 名古屋市教育會
臺灣鐵道	同 其社
青島商報	同 其社
臺灣農事報	同 臺灣農友會
稅務月報	同 稅務職員共濟會
博愛	同 臺灣博愛社
貿易	同 日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同 其社
臺灣警察協會雜誌	同 其社
南洋協會雜誌	同 其社
海事新報	同 帝國海事協會
週報（上海貿易）	同 上海日本商業會議所
東洋	同 東洋協會
南洋經濟新報	同 新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同 陸軍偕行社
海友	同 大連海務協會
大陸	同 大陸社
地方行政	同 帝國地方行政學會
內外情報	同 外事課調查課
臺灣パック	同 臺灣パック社
高砂パック	同 高砂パック社
統計學雜誌	同 統計學社
遞信協會雜誌	同 遞信協會
滿蒙實業彙報	同 大連商業會議所
會計	同 明治大學出版部
統計集誌	同 東京統計協會
一味	同 本願寺臺灣開教々務所
極東	同 極東社
對岸時報	同 福井縣對岸實業協會
國際經濟	同 國際經濟協會
產業事報	同 日本產業協會
臺灣醫學會雜誌	同 醫學專門學校
煙草通信	同 專賣局煙草課
日印協會々報	同 日印協會
臺政新報	同 臺政新報社
大亞	同 大亞義會
まこと	同 臺灣三成協會
大陸	同 大陸社
月報	同 小樽商業會議所
臺灣之茶業	同 臺北茶商公會
戰	同 其社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文欄

在臺灣之酒專賣制度

臺灣總督府總務長官 賀來佐賀太郎

一 其經過之概要

這番新行實施之酒專賣。實係喚起全世界注意大問題也。蓋在俄國。除富賚卡酒一試外。酒之專賣。雖有可能行之議論。然歐米各國中。未聞有布完全專賣制度。惟在今日我新領土內。敢爲實行。意欲收良績。以副預期。實因左記理由也。

其形式並內容。俱己前年。與俄國所行者。雖非同日而可語者。然杞憂前途之如何則。猶有世界列國疑眼環視之廣。由此觀之。嗣後當局達成豫期之目的將其眞意所存。果能體現與否。須賴當事者奮勉努力與島民之理會援助者也。然則我官民責成之所繫。愈加一層矣。卽於以下此等重要問題說明之前。先將其經過概要述焉。

抑在總督府。關此問題。潛心考究。已匪一朝一夕之事。自數年前起。爲恃財政之一助。並資于島民保健起見。密由各方面。硏究調查。有所進步。而其機漸熟。遂至提出第四十五議會之氣運也。然於島內及內地。均生紛々議論。以至往々抱杞憂者不少。故當局殊費脂地苦心。詎提出議會。迄至以政府計畫主意。詳爲說明。雖是實行爲難之事。遂得議會之諒解。而上下兩院俱爲通過。實於本島促進新機運上。深爲可慶。

二 由統治上所觀之專賣

查我臺灣之地。將來尙要幾多解決問題不尠。若此等問題並無解決。徒守現狀。推移則。雖富如何天惠。其富源。究爲漸次涸竭。不待言矣。於是乎。滋開交通之便而助產業之開發。定林野施業之方針。而確定林野開發之礎。加之詳查地質。以圖多

獲之地力等是可謂本島焦眉之急務也。解決此等問題。方可增加臺灣之富源。要之今後臺灣須爲開發富源之度。可以比準以上各問題解決之程度。詳言之則。此等問題解決處所乃島運開發而增富源。富源增加則。島民之富力自然增加。雖負擔力之增大。亦可能耐。既而島運之開發。亦致大矣。如此始終循環不休則可得見我總督政治根本之精神。此等問題乃臺灣統治之根本方針而縱有若何障碍。必須排萬難解決者也。奈何事關金錢。無由辦理。遺憾莫極。至于教育。立其大系。爲精神方面之開發。緊要而亦非迫耶。

現查總督府財政。其歲出逐年膨脹。歲入漸失平行之態。故不惟令官吏認眞辦事如有財政投資之事。分毫不敢苟且。必要見效。且覓確實可靠之新財源。不得不應此急需。此所以創設酒之專賣也。茲查酒之專賣。本年度收入預定一千萬圓也。來年度則。可增至一千五六百萬圓之預想也較於煙草收入之千三百萬圓尚多。當占官業總收入六千萬圓之約六成七分。專賣收入之中。佔重要位置。近時總督府總收入一億萬圓左右而官業之收入居多。官業之收入以專賣之收入爲大宗。酒專賣之收入。更多則。總督府財政上。足占重要地位。卽於臺灣統治上。其意義極爲深甚者也。

或有疑惑專賣云。酒之專賣倒不如代以造酒稅增加爲簡便。若照此言增加造酒稅時。在政府收入可以達成目的。在消費者方面。必招吃虧。假如酒稅。增加十圓則。消費者。必要間接負擔十五圓乃至二十圓不等。況有金利關係等。不啻國家課稅十圓而已。大凡。經過行棧及零賣人之手。纔到消費者之手。已經輾轉博利。以致昂貴。豈不是政府要得一定之增收。反叫消費者竟招偌大損失者哉。

三　自社會政策上所觀專賣

專賣政策與禁酒關係

酒之專賣在社會政策上亦爲吃緊要務

原其目的。只顧財源而已。毫不顧理想則。終不免履于俄國窩賓卡專賣之覆轍。當時之俄國政府只顧新財源之收獲。而多販激烈火酒務要多收益金。裝作大小各樣酒矸。其品質好歹置而不問。其結果舉國化爲狂酒之鄉。不論老幼童叟。各自身帶一矸。以致傷身保健衛生上實貽害不少。故

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其次之政府，嚴行禁酒制度亦歸失敗矣。由此看來，此等制度實施，在當局高持理想而併增島民之福祉，令其樂于安全之生活爲要。總而言之，禁酒制度，非可短日月間實踐者，非深加研究訓練不可。卽如一地方久稱爲實行之米國，禁酒制度，今後果能成工與否，在識者間，猶爲疑惑。總體之結果，爲別問題不言，祇爲部分的觀察，則不過號于惡酒而反傷康健，釀成新罪惡而已。蓋數世紀間，傳統成形之國民習癖，到底不能一朝而廢，若爲强制則，反招矯角殺牛之悔矣。如此論來，酒之專賣，誠穩健政策，而既然認爲久年習慣，不能容易絕滅則，將販賣及監督全權，收之政府掌中，精選品質，使其弊害致少，莫非適切措置耶。

查本島所消費之酒類總額，一年約算二十萬石，其中十七八萬石，係在島內製造，內地酒不過一成左右，此等僅少內地酒，概供內地人飲用，佔大宗之本島酒，其九分九厘，爲本島人顧客，酒精之分量，過于强度，形響衛生，非內地酒之比，其品質粗劣不一，於島民保健，有所考慮焉。酒之專賣制度，非爲矯正此弊而創設者，然統一品質而爲純良，務要輕少弊害爲主耳。不惟島內製造酒，雖內地酒，向來無精選之機關，動輒削却酒之本質，値此新例實施後，諒可達品質優良地步也。

四 酒專賣之批判

有人云，於今日民衆的運動旺盛時代，收民業而爲官業，莫非逆行時運之所爲耶。但此所論，究誤類推法之議論也。關于創設新稅問題，應該極爲愼重態度，十分警戒爲要。至于如酒之嗜好品，以製造及販賣，收之政府，倒是一般需用者，不惟有列前之利益，政府亦有利益，作爲官營，決非背民意者。爲政府者，寧不若進而以此等品種爲專賣，藉之鞏固財政基礎，政府民衆一體均霑利益，誠爲正當之措置。由此意味，新制度倒可謂尊重民衆而必非論者所云，逆行立憲治下現代思想者。民間業者，擧年久之事業，贊助官業之爲愈，以示雅量者，究竟所以明識此等公益之攸關也。

値此酒專賣實施，禁業交付金之問題，紛々有議論或願望，世人皆所知悉，政府關于此件，詳加硏究考慮之下，鑑于査定之公平，與處理之當，務期無憾，是所希諒。米國禁酒制實施之際，並無禁業交付金之支給，想此制度之目的，公益攸關，爲禁止國家製造，似乎同業者之多數默而甘願者，吾

信我臺灣今日同業者之精神。亦不異米國同業之心事焉。

五　專賣官吏之責任

臨終一言欲以自規。縱或制度雖美。必竟死物也。活用之以濟有終之美。全在乎官吏既然如此。吾等以懇切之態度。接于民衆。能藉民衆之好意幫助。聽其忠言。官民一致協力。內則圖三百萬島民之福祉增進。並依總督閣下之英斷致有今日之實行。發現其異意義以期萬勿違算。外則於列國環視之間。成效于此世界的試練。而明確務望公示我統治之實質。蓋政治者。不在空論。對活人生之實際問題也。由此觀之徒走議論之末。妨乎實行。遺忘優勝劣敗烈甚之實生活則。吾人斷然所排斥也。

就于臺灣之酒專賣實施而述

專賣局長　池田幸甚

一

在臺灣之酒專賣制度。原爲本島財政政策與國民保健之理由。起見。係創辦者也。茲將見自明一日起實施。惟顧此事。匪一朝一夕而能成者。余擬視本件實係大正五年矣。當時。余承專賣局長之命。關於酒專賣之計劃。有所調查覆命。迄後。聽見民間提倡酒類業者大合同。或有爲官營論者。然過歐處雖有晤談者。祇不過叙其希望或理論而已。至於具體案實行案。均未有見之。嗣後計劃若何余亦徒過。未曾知覺。但局長上司必與中央政府要路關係者之間。迭被徵取意見。常爲努力諒可知也。余亦在職之間。切望實行不已。故隨時促局長。輙窺其動靜矣。詎至最近。依總督閣下明斷而飭各方面調查。即有綜合酌奪立案之舉。方曉得決定專賣之實行。余聞總督斷行之事。喜不自勝。且決實行也。財政法制其他各方面機關。俄而活動。每事實現尤驚迅速。發表之先。能于穩密之裏準備。縱雖有多少洩漏。是非善惡之評。亦未由

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

內而起。至于頒發實行。卽於中央部。有總督長官之在焉。又於島內各種機關。皆因一齊努力。乃自明日起實施。洵爲可嘉焉。

二

我等數年前。關于酒之專賣計劃。接奉調查命令之時。第一有反對論起而云。所謂官業者。舊時代之遺物。而隨時勢之進步。世界各國漸有移之民業傾向。況乎世界大戰。在人類思潮之上。招徠一大變化。所有社會之事物。皆將爲民衆化之時。仍爲擴充官業之範圍。莫非時代錯誤者乎。云々。此係主倡官業整理時代之議論也。反之據主張官業擴張論者云。卽如世界大戰所訓之食粮問題則。可足見官業之萬能。又戰後諸般制度文物。應歸于社會化、民衆化、此其特色而。官業並官有財產亦漸次擴充。此非其憑証乎云々。迄及戰後。對于各物。至國家管理之聲揚者。卽據米國「船舶國家管理」而足見其一端。國家管理。衆所著目也。當時外國有名雜誌內載。亦爲戰後國家管理之擴充。殊於生活必需品之生產分配。應該國家管掌。當爲平均國家全體之幸福者也云々。在內地亦有反對官業擴張之論。然吾儕懷抱戰後之官業愈加擴張之理想。故就酒專賣。亦循時運之趨勢。而作官業。思惟正當之理由。不惟時運之趨勢上酒之專賣。理所當然。卽如在本島阿片專賣。照當初之計劃。今臻收金漸減。吸食人員。吸食量數亦爲非常減少。從來累次起價之現在收入總額有六七百萬之譜。然其收入全屬烏有之日。諒可不遠矣。本來阿片。非可恃爲收入之目的者。但既已、爲專賣則。其收入亦爲事業重要目的之一也。既知將來其收入歸烏有則。代之不得不求另外適當之財源。食鹽則。不能當作財政專賣之目的。至于樟腦則。因世界財界之關係與山場出產關係。事業困難而非容易矣。惟獨煙草可能作恒久之財源。若代阿片與煙相同。尋覓恒久之財源則。除兩之外。另無適當之物。一面查閱督府財源。大正十一年度豫算收入總額達于一億五百萬圓。其重要之欵。官業六千萬圓。專賣收入四千萬圓而其中煙草收入有一千三百萬圓酒一千萬圓也本年度酒之收入。約當至一千五百萬圓。如此在當局因酒專賣。以圖永遠財政之調節。若不選擇酒之收入則。勢不得不增稅而以圖支出之途。若知增稅。究非島民耐擔則。卽於財政調節理由。亦

可曉得酒之專賣爲緊要也。

三

就酒專賣尙爲一言。國家務要考量國民之保健。關于本制度。有禁酒論者想像云。酒亦同阿片。經幾世紀後。自然漸滅而必須達到斷禁決行時期。凡爲國民。既知酒害則。固以法律竟可禁止。國民而酒之趣味深。用酒機會。多如今日則。尊爲國民並非幸福耳。將來必須矯正斷禁者也。若到此時如有專賣實行則。一舉絕禁而可達其目的。實爲利便云々。據現在光景我等以爲不能禁酒然而惟以因酒所受之害。從輕除去是爲必要。即於此等意思。對現在飲酒者。供給于害少味佳之品。誠國家所當務之責也。故專賣實施之日則。內地酒。禁用防腐劑。臺灣酒亦定酒精之含量。以圖飲用者之嗜好與旨味也。其實行則。嚴行品質之檢査。將來以如檢糖所一樣者。設立基隆高雄兩處以期維持專賣酒之純眞也。

總之酒專賣。在歐米其類例稀罕之世界的試網事業而且本年四月決定實行以來。僅以三箇月短期。雖未周備。今已告成。實以爲可欣之至。故擬于明日與重要局員。同抵臺灣神社爲正式參拜謝悃並祈將來事業之成功焉。

漢詩及漢文

の寄稿を募る

大正十一年七月

臺灣時報發行所

臺灣總督府編纂

臺灣事情

大正十年版

總クロース金文字入
ポケット形四百六十頁　寫眞及地圖入、　賣價送料共金貳圓

本書は從來の臺灣事情の乾燥無味なるに反し記事の體裁を改めて趣味あるものとなし二十五章百餘節の事項は總て改訂增補を加へ新たに寫眞二十葉を挿入し最後に臺灣地圖を附したるものにして內容外形共に全然面目を一新したるものなり

發賣所　臺北市榮町　新高堂

右今般當所に於て發行候に付所要の向は至急前記發賣所へ申込まれたし

臺灣總督府內
臺灣時報發行所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

米國對外貿易
United States Foreign Trade. (S. May 6, '22. P. 698.)

米國對外貿易の現況
The Present Condition of Our Foreign Trade. (Com. R. May 8, '22. P. 327.)

一九二二年三月中の米國食料品輸出高
March Exports of Domestic Foodstuffs. (Com. R. May 8, '22. P. 340.)

米國護謨製品輸出額の增加
Increased Exports of Rubber Goods. (Com. R. May 8, '22. P. 351.)

一九二二年三月中の米國石炭輸出額の增加
U. S. Coal Exports for March Increase. (Com. R. May 8, '22. P. 361.)

一九二二年三月中の米國皮類輸入額
Imgorts of Hides & Skins for Mar. (Com. R. May 8, '22. P. 364.)

米國製靴類の對外主要市況
Principal Foreign Markets for American Shoes. (Com. R. May 8, '22. P. 366.)

米國の對歐輸出超過傾向
U. S. Exports to Europe Increase while Imports drop. (M. T. June 3, '22. P. 9.)

中・南米

ポートリコ事件の實相
What 's Matter in Ports Rico. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 108.)

中米に於ける事件
Affairs in Central America. (C. H. XVI. No. 1, Apr. '22. P. 175.)

米國對墨關係
Our Relations with Mexico. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 177.)

南米諸邦の近況
South America Recovering. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 176.

ブラジルの眞相
The Truth About Brazil. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 93.)

新時代のブラジル(一)
Brazil - I. A New Era. (S. Apr. 15, '22. P. 574.)

好況なるブラジルの輸出入貿易
Brazil: A. Satisfactory Position. (S. Apr. 22, '22. P. 605.)

ペルーの油田
Peru 's Oilfields. (S. Mar. 25, '22. P. 449.)

タクナーアリカ事件に對するペルーの態度
Peru 's Attitude on the Tacna-Arica Issue. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. p. 17.)

アルバニヤに於ける叛亂の不成功
Abortive Rebellion in Albania. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 166.)

國際管下の如き狀態にあるギリシヤ
The International Status of Greece. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 128.)

難局に立てるギリシヤ政府
Troubles of the Greek Government. (C. H. Vol. XVI, No. 1, '22. P. 167.)

■ 阿弗利加大陸 ■

エヂプト及其他

君主國となれるエヂプト
Egypt A Sovreign State. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 163.)

南阿に於ける武裝叛亂
Armed Revolt in South Africa. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 161.)

英領西アフリカの進歩と可能性
Progress and Possibilities of British West Africa. (S. Apr. 8, '22. P. 523.)

南アフリカの通貨問題再審
South African Currency Revision. (S. Apr. 15, '22. P. 574.)

■ 兩 米 大 陸 ■

加奈陀及北米合衆國

一九二一年カナダ工業情勢
Canadian Industries in 1921. (T. T. S. Vol. IX, No. 186, Jan. 28, '22. P. 384.)

カナダの產炭額
Production of Coal in Canada. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 91.)

北米合衆國各種工業旺盛
Outlook in United States; Brighter Prospects for Most Industries. (T. T. S. Vol. IX, No. 183, Jan. 7, '22. P. 331.)

一九二一年の米國鐵道情況
American Railroads. (S. Mar. 25, '22. P. 442.)

米國海軍の効力
American Naval Efficiency. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 32.)

米國移入民問題
Our Immigration Problem. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 115.)

米國の砂糖消費額
Sugar Consumption in the U. S. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 70.)

米國の各學校と學校生活
School & Life in America. (T. Ed. S. Apr. 15, '22. P. 172.)

減少しつゝある米國輸出額
U. S'. dwindling Exports. (S. Apr. 15, '22. P. 580.)

一九二一年中の米國金銀產出額
Gold & Silver Production in U. S. in 1921. (S. Apr. 22, '22. P. 610)

米國の鐵道問題
The Railways. (Ol. Apr. 26, '22. p 682.)

鑛夫の同盟罷業が招致する恐ろしき實例
Why do They Strike? By T. W. Squier. (Ol. Apr. 26, '22. P. 691.)

一九二二年三月中の米國食料品輸出額
Exports of Food Products during Mar. (Com R. May 1, '22. P. 272.)

米國棉製品輸出好況
Improvement in U. S. Cotton-goods Exports. (Com. R. May 1, '22. P. 288.)

ペンシルヴアニア鐵道情勢
Pennsylvania Railroad. (S. May 6, '22. P. 698.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二二年二月二十四日現在墺國の財政狀態
Austrian Finances. (S. Mar. 4, '22. P. 313.)

ハンガリーに於ける鐵鑛資源
Iron- Ore Resources of Hungary. (Com. R. May 1, '22. P. 283.)

露西亞

一九二一年の露國貿易
Russian Trade in 1921. (S. Mar. 25, '22. P. 442.)

最近ロシアの組合的策
Co-operation - Russia's Latest Panacea. (C. H. Vol. XVI, No. I, Apr. '22. P. 100)

ロシアの飢饉
The Russian Famine Tragedy. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 145.)

ロシアに於ける木材工業
Industrie du Bois: Russie. (M. I. Avr. '22. P. 13.)

ロシアに於ける經濟生活
La Economique en Russie. (M. I. Avr. '22. No. 169, P. 14.)

露國飢饉の結果
Famine Effects in Russia. (Stm. May 6, '22. P. 10.)

一九二二年一月中のソヴイエツトロシア對外貿易
Soviet Russiau Foreign Trade for Jan. 1922. (Com. R. May 8, '22. P. 383.)

ロシアの將來
Russia s Future. (Stm. 16, '22. P. 6.)

西班牙及其他

スペイン新關稅率
New Spanish Tariff. (T. T. S. Vol. IX, No. 188, Feb. 11, '22. P. 426.)

スペインの關稅率さ貿易
Spanish Tariff & Trade. (S. Mar. 25, '22. P. 444.)

スペイン及ポルトガルに於ける內閣の變動
Stormy Days in Spain & Portugal. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 156.)

スキス貿易さ列國の競爭
Swiss Trade & Foreign Competition. (S. Apr. 15, '22. P. 586.)

スキスに於ける米國木材市況
The Swiss Market for American Lumber. (Com. R. May 1, '22. P. 278.)

オランダに於ける最近時事
Recent Events in Holland. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 149.)

スカンヂナヴイア諸邦の近狀
The Scandinavian Countries. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 154.)

ノールウエーの經濟的位置
The Economic Position of Norway. (S. Apr. 8, '22. P. 522.)

スエーデンに於け敎育の進步
Progress in Sweden. (T. Ed. S. May 13, '22. P. 219.)

ロシアに原因するフインランドの諸問題
Finland's Problems due to Russia. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 152.)

ロシア飢饉避難民に對するラトヴイヤの施設
Latvia's Work for Famine Refugees. (C. H. Vol. XVI, No. 1. Apr. '22. P. 150.)

二政府下のリツアニア
Lithuania under two Government. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 151.)

東方歐洲の中心たるポーランド
Poland the Pivot of Eastern Europe. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 153.)

チエツコスロヴアークの公債
Czechoslovak State Loan. (S. Apr. 8, '22. P. 540.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一九二二年三月中の英國船積指數
Index-number of Shipping Freights. (S. Apr. 22, '22. P. 602.)

一九二〇/二一年に於けるケンブリッヂ大學の財政
Finance of Cambridge University. (T. Ed. S. Apr. 22, '22. P. 187.)

一九二二/二三年のロンドン教育豫算
The Education Estimates. (T. Ed. S. Apr. 22, '22. P. 188.)

一九二二/二三年に於ける英國豫算案
The Coming Budget. (S. Apr. 29, '22. P. 631.)

砂糖の需給(英本國)
Sugar Supply. (E. Vol. XCIV, No. 4105, Apr. 29, '22. P. 802.)

一九二二/二三年英國豫算案の解剖
Analysis of the Budget. (S. May 6, '22. P. 689.)

一九二二年三月末現在英國內外負債高
The National Debt of the U. K. (S. May 6, '22. P. 690.)

英國綿織物輸出好況
British Exports of Cotton Goods Improving. (Com. R. May 8, '22. P. 337.)

一九二二年三月中の英國石炭輸出額
U. K. Exports of Coal for Mar. (Com. R. May 8, '22. P. 362.)

英帝國無線電信の發展
Empire Wireless Development. (Stm. May 13, '22. P. 7.)

アイルランドの眞相
Ireland; Now it can be told. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr, '22. P. 9.)

アルスター境界に關するアイルランド問題
Ireland's Problem of the Ulster Boundary. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 160.)

一九二〇、二一年に於けるアイルランド對外貿易
Irish Trade with Foreign Countries. (S. Apr. 15, '22. P. 575.)

獨逸・墺太利・匈牙利

ドイツ商品のセイロン濫入
Flood of German Goods in Ceylon. (T. T. S. Vol. IX, No. 184, Jan. 14, '22. P. 344.)

ドイツ製鐵業の優勢
German Iron & Steel Boom. (T. T. S. Vol. IX, No. 184, Jan. 14, '22. P. 346.)

ドイツの支那電氣分工場設置
German Engineering Activities; Branch Electrical Works in China. (T. T. S. Vol. IX, No. 187, Feb. 4, '22. P. 406.)

ドイツ共和國の憲法
The Constitution of the German Republic. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 37.)

ドイツの平和的活動旺盛
Germany's Growing Peace Activities. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 174.)

一九二一年のドイツ補給石炭額
German Coal Supply in 1921. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 92.)

ドイツの危機再來
Germany-Crisis Conditions Again Apparent. (Com. R. Apr. 17, '22. P. 128.)

過激派對ドイツ條約
The Volshevist-German Treaty. (S. Apr. 22, '22. P. 601.)

ドイツの歲入と賠償
German Revenue & Reparations. (S. May 6, '22. P. 691.)

ドイツ、ルール地域の炭礦業(一九一三、二〇、二一年)
Coal Industry of the Ruhr District. (Com. R. May 8, '22. P. 363.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

佛領植民地經濟事情

Economie Domestique. (E. E. Avr. 9, '22. No. 252, P. 10.)

佛國製糖業

French Sugar Industry. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 70.)

佛國炭礦業近況

Situation of the French Coal Industry. (Com. R. May 8, '22. P. 362.)

一九二二年三月中の佛國對外貿易

French Foreign Trade Increase during Mar. (Com. R. May 8, '22. P. 391.)

イタリヤ新內閣さヒユーメ問題

Italy's New Cabinet & the Fiume Episode. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 168.)

稍活氣附けるイタリヤの經濟狀態

Italy - Economic Situation gives Some Encouragement. By H. C. MacLean. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 64.)

北部イタリヤ諸港の輸入石炭及其價額

Coal Imports & Prices in Northern Italian Ports. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 93.)

イタリヤ輸入貿易概況

The Outlook in Italy. (S. Apr. 15, '22. P. 576.)

イタリヤに於ける石炭情況

Coal Situation in Italy. (Com. R. May 1, '22. P. 275.)

ベルギーのルクセンブルグさの經濟同盟

Belgium's Union with Luxenbourg. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 170.)

ベルギーの豫算案(一九二二年)さ其財政

The Belgian Budget & Government Finances. (Com. R. Apr. 17, '22. P. 127.)

稍景氣恢復のベルギー情勢

Belgium- Conditions Show Slight Improvement. (Com. R. Apr. 24, '22. P. 196.)

ベルギーの對外陶器貿易

Belgium's Foreign Pottery Trade. (Com. R. May 8, '22. P. 366.)

一九二二年第一四半期中のベルギー硝子業

Belgian Glass Industry during First Quarter of 1922. (Com. R. May 8, '22. P. 390.)

英吉利及愛蘭

英國對佛貿易に關する巴里英國商業會議所の商議

Trade with France: Annual Meeting of Paris Chamber. (T. T. S. Jan. 21, '22. P. 446.)

英國對外貿易の恢復徵候さしての勞銀價の低下さ利潤

Steps to Revival of Trade. (T. T. S. Vol. IX, No. 188, Feb. 11, '22. P. 431.)

一九二一年中の英國貿易

Last Year's Trade. (S. Mar. 4, '22. P. 337.)

英本國さ其自治領

England & the British Dominions. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 157.)

英國對外貿易さ其政策

Foreign Trade & Foreign Policy. (S. Apr. 8, '22. P. 522.)

英國々會に討議さるゝ官私立學校の經常費

Public or Private Education. (T. Ed. S. Apr. 8, '22. P. 157.)

產業狀態の大危機に瀕せる大英國

Great Britain - Serious Crisis in Industrial Situation, By W. S. Tower. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 63.)

一九二一年の英國食料品消費高

British Consumption of Food products in 1921. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 72.)

一九二二年三月中の英國對外貿易

Foreign Trade of the U. K. in Mar. (S. Apr. 15, '22. P. 572.)

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ウッド總督の戰爭觀
Wars Will Continue until God Changes Man's Nature, Says Wood. (M. T. May 31, '22. P. 1.)

比島獨立問題に就て—
The Philippines - Independent of or Vassal? By Charles Edward Russell. (M. T. June 1, '22. P. 1.)

比島關稅收入(五月中)
Customs Collections.(M. T. June 5, '22. P. 9.)

イロイロ輸出貿易近況
Iloilo Exports. (M. T. June 7, '22. P. 9.)

セブ輸出貿易近況
Cebu Exports. (M. T. June 7, '22. P. 9.)

比島兩院議員當選豫想
Believed Sure Winners. (M. T. June 9, '22. P. 1.)

蘭 領 東 印 度

セレベスの礦業
Mining in Celebes. (D. E. I. A. Vol. IV, No. 76, Mar. 10, '22. P. 2298.)

ジャワ規那の現況
The Quinine Situation in Java. (D. E. I. A. Vol. IV, No. 76, Mar. 10, '22. P. 2302.)

スマトラの鐵道連絡
Railway-Connection in Sumatra. (E. E. I. A. Vol. IV, No. 76, Mar. 10, '22. P. 2306.)

ジャワ及スマトラ產茶情況(一九一九、二〇、二一年)
Java and Sumatra Teas. (S.Apr. 22, '22. P. 618.)

ジャワの錫板市況
Market in Java for Tin Plate. (Com. R. May 8, '22. P. 347.)

濠太利及新西蘭

濠洲對外貿易(一九二一年十月)
Australia's Exterminal Trade. (T. T. S. Vol. IX, No. 187, Fed. 4, '22. P. 405.)

濠洲會社法
Australian Company Legislation. (T. T. S. Vol. IX, No. 188, Feb. 11, '22. P. 425.)

濠洲製鐵業の情勢
Australian Iron & Steel. (T. T. S. Vol. IX, No. 184, Jan. 14, '22. P. 345.)

濠洲產小麥の政府管理廢止
Atstralian Wheat: Government Control Ceased. (T. T. S, Vol. IX, No. 189, Feb. 18, '22. P. 445.)

濠洲鐵道情況
Australian Railways. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 102.)

濠洲にて使用するタイヤの各型
Types of Tires used in Australia. (Com. R. May 8, '22. P. 353.)

ニュー・ジーランドの不況:購買力減退
Difficult Times in New Zealand: Reduced Buying Power. (T. T. S. Vol. IX, No. 188, Feb. 11, '22. P. 425.)

■ 歐 羅 巴 ■

佛蘭西・伊太利・白耳義

一九二一年佛國對外貿易
Foreign Commerce of France. (T. T. S. Vol. IX, No. 186, Jan. 28, '22. P 387.)

佛國に於ける商務飛行
Commercial Aviation in France. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 118.)

佛獨兩國の財政狀態
Les Finances Francaises et Celles de l'Allemagne. (M. I. Avr. 8, '22. No. 169, P. 12.)

中法實業銀行事情
Banque Industrie de Chine. (E. E. Avr. 9, '22. No. 252, P. 6.)

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

インドの財政問題
Fiscal Problem in India. (Stm. May 5, '22. P. 6.)

インド輸出入貿易情況(一九二二年二月中)
India Balance of Trade. (S. May 6. '22. P. 692.)

インドとトルコ問題
India & Turkish Question. (Stm. May 6, '22. P. 8.)

パンヂヤブの政戦
Political Campaign in Punjab. (Stm. May 6, '22. P. 10.)

インドの經費節減
Retrenchment in India. (Stm. May 9, '22. P. 7.)

インドの建築法
Architecture in India. (Stm. May 9, '22. P. 11.)

英國議會に於けるインド問題
Indian Questions in Parliament. (Stm. 11, '22. P. 7.)

インドの北西國境問題
North-West Frontier Problems. (Stm. May 13, '22. P. 6.)

インドの北西國境問題
Problems of the N.-W. Frontier. (Stm. May 14, '22. P. 9.)

英帝國に於けるインドの地位
India's Status in the Empire. (Stm. May 14, '22. P. 10.)

インドの國境管理
Administration of Frontier. (Stm. May 16, '22. p. 7.)

英帝國に於けるインドの地位
India's Place in the Empire. (Stm. May 16, '22. P. 8.)

馬來及其他

マレー護謨市場概觀
Malayan Rubber Outlook. (T. T. S. Feb. 4, '22. P. 410.)

日本の對英領馬來貿易
Japanese Trade with British Malaya. (T. T. S. Vol. IX, No. 192, Mar. 11, '22. P. 505.)

馬來半島の陶器業
Malaya's New Pottery Industry. (Com. R. May, 8, '22. P. 366.)

シヤムの爲替相場情況
The Exchange Situation in Siam. (Com. R. May 8, '22. P. 392.)

アンゴラに於けるトルコ政府
The Turkish Government at Angora. (C. H, Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 73.)

トルコ問題に關する英佛の反目
The Anglo-French Conflict Over Turky. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 57.)

シベリア遠東共和國
The Far Eastern Republic of Siberia. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 123.)

シベリアに基礎を据へたるチタ政府
Chita Government gains in Siberia. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 155.)

■南洋諸島■

比律賓

比島對東印度及シヤム貿易
Philippine Trade with the Far East Indies & Siam. (Com. R. May 1, '22. P. 313.)

比島食料品工業發展策
Plan to develop Food Industry in P. I. (M. T. May 26, '22. P. 5.)

輸出超過を齎らせし比島の砂糖大輸出(四月)
Heavy Sugar Exports Piled up Trade Balance in Apr. (M. T. May 26, '22. P. 5.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

イソド在住の英國兒童
The English Boy in India, By O. Younghusband. (V. R. Jan. '22. P. 78.)

イソドに於ける酒問題
The Liquor Question in India, By J. Pollen. (A. R. Jan. '22. P. 90.)

イソドの經濟學
Indian Economies, By G. Keatinge. (A. R. Jan. '22. P. 123.)

イソドの通貨政策
The Indian Currency Policy, By S. J. Wilson. (A. R. Jan. '22. P. 169.)

セイロン島コヽア工業の改善
Coconut Industry of Ceylon; Improved Method. (T. T. S. Vol. IX No. 183, Jan. 7, '22. P. 325.)

イソド棉織物生産額
Cotton Goods Outputs of India. (T. T. S. Vol. IX, No. 186, Jan. 28, '22. P. 385.)

一九二一年十二月のイソド對外貿易
Indian Trade in December. (T. T. S. Vol. IX, No. 186, Jan. 28, '22. P. 385.)

イソドの工業：電氣及化學製品
Indian Industries: Electrical & Chemical Manufactures. (T. T. S. Vol. IX, No. 188, Feb 11, '22. P. 424.)

イソド、パンジュブに於ける製油工業
Oil Industry in the Punjab. (T. T. S. Vol. IX, No. 189, Feb. 11, '22. P. 445.)

イソドの關税政策
Indian Tariff Policy. (S. Mar. 4, '22. P. 335.)

イソド豫算：輸入税再度引上
Indian Budget: Import Duties again Raised. (T. T. S. Vol. IX, No. 191, Mar. 4' '22. P. 483.)

イソド關税政策
Indian Tariff Policy. (T. T. S. Vol. IX, No. 191, Mar. 4, '22. P. 485.)

イソド徴税に關する新提案
India's Taxation Proposals. (T. T. S. Vol. IX, No. 192, Mar. 11, '22. P. 511.)

イソドと回教徒の覺醒
Indian and the Moslem Awaking. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22 P. 1.)

イソド土侯とガンヂーの叛亂
The Princes of India and Gandhi's Revolt. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 76.)

イソドとトルコの平和
India and Turkish Peace. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 82.)

ガンヂー逮捕事件
The Month in India - Arrest of Gandhi. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 86.)

イソドに於ける勞働同盟
Labour Unions in India. (C. H. Vol. XVI, No. 1, Apr. '22. P. 88.)

獄舎のガンヂー
Gandhi in Jail, By Myrtle & Gorgon Law. (Ol. Apr. 19, '22. P. 649.)

推移のイソド
Changing India, By Arthar Moore. (T. d. Apr. 20, '22. No. 43010, P. 13.)

カルカッタ大學近況
Calcutta University. (T. Ed. S. Apr. 22, '22. P. 188.)

イソドと其の過去現在及未來
"India, its Past, Present and Future." (R. F. E. Vol. XX, No. 9, Apr. 29, '23. P. 342.)

英領イソドの輸入鋼鐵額
Imports of Iron & Steel into British India. (Com. R. May 1, '22. P. 281.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

沈寶昌小傳
Shen Pao-Chang, District Magistrate of Shanghai. (R. F. E. Vol. XX, No. 13, May 27, '22. P.504.)

革命中の支那
China in Revovution, By George E. Sokolsky. (R. F. E. Vol. XXI, No. 1, June 3, '22. P. 3.)

山東の鑛物資源
The Mineral Resources of Shangton. (R. F. E. Vol. XXI, No. 1, June 3, '22. P. 7.)

遠東共和國の森林資源
The Forest Resources of the Far Eastern Republic. (R. F. E. Vol. XXI, No. 1, June 3, '22. P. 5.)

支那の織物工業
China's Textile Industry, By J. W. Kingsnorth. (R. F. E. Vol. XXI, No. 1, June 3, '22. P. 18.)

博士顧維鈞小傳
Dr. Wellington Koo, Minister to the Court of St. James. (R. F. E. Vol. XXI, No. 1, June 3, '22. P. 22.)

支那に於ける商業：羊毛
Les Methodes de Commerce en Chine : La Laine. (M. I. Avr. 3, '22. P. 8.)

佛領印度支那

佛領植民地新法案
The New French Colonial Government Bill, By Roger de Belleval. (A. R. Jan. '22. P. 44.)

印度支那の郵便事業
Notre Administration des Postes. (E. E. Avr. 2, '22. P. 1.)

印度支那の貿易港
Les Ports Indochinois. (E. E. Avr. 2, '22. P. 18.)

印度支那養蠶業の發達
Les Prochains Developpement de l'Industrie de la Soie en Indochine. (M. I. Avr. 8, '22, No. 169, P. 8.)

印度支那土民の工藝
Les Industries Artistiques Indigenes. (M. I. Avr. 8, '22. No. 169, P. 11.)

極東化學工業株式會社(在印度支那)營業狀態(續)
Societe Industrie de Chemic d'Extreme-Orient. (E. E. Avr. 9, '22. No. 252, P. 11.)

印度支那の船舶
La Vraie Flotte Indochinoise. (E. E. Avr. 9, '22. P. 3.)

新設の印度支那硝子及化學製品製造株式會社
Societes Nouveltes- Societe Indochinoise de Verrerie et de Produits Chimiques. (E. E. Avr. 9, '22. No. 252, P. 4.)

カンボジア事情
Le Cambodge. (E. E. Avr. 9, '22. No. 252, P. 7.)

東京に於ける通交道路追加改修成績一覽表(一九二二年三月現在)
Modifications Accidentales Apportees a l'Etat de Viabilit des Routes Classees du Tonkin. (E. E. Avr. 9, '22. No. 252, P. 21.)

印　　　度

インドのスワラヂと英國民政
Indian Swaraj & the British Commonwealth, By P. C. Ray. (A. R. Jan. '22. P. 18.)

米印情勢
Thoughts on the Indo-American Situation. By R. Jee. (A. R. Jan. '22. P. 31.)

印度に於ける癩病問題と患者治療法
The Leper Problem in India & the Treatment of Leprosy, By F. Oldrieve. (A. R. Jan. '22. P. 52.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那に於ける基督教會の自國的同化策
Making the Christian Church in China Indigenous, By T. T. Low. (C. R. Vol. LIII, No. 5, May '22. P. 297.)

基督教は支那の社會改造の基礎となり得るか
Can Christianity be the Basis of Social Reconstruction in China? By T. C. Chao. (C. R. Vol. LIII, No. 5, May '22. P. 312.)

基督教支那分布の現狀
The Christian Occupation of China. (C. R. Vol. LIII, No. 5, May '22. P. 326.)

支那に於ける基督教々育
Christian Education in China. (C. R. Vol. LIII, No. 5, May '22. P. 331)

支那勞働問題に對する基督教の見地
A Christian View Point on China's Labour Problem, By C. F. Remer. (R. F. E. Vol. XX, No. 10, May 6, '22. P. 366.)

直奉戰は避くべからず
Chihli- Fengtien Fighting Unavoidable, By Y. S. Yu. (R. F. E. Vol. XX, No. 10, May 6, '22. P. 368.)

山東と直奉戰
Shantung and the Present War, By Upton Close. (R. F. E. Vol. XX, No. 10, May 6, '22. P. 369.)

支那共產主義者の實驗(二)
China's Communist Experiment, By C. Aymard. (R. F. E. Vol. XX, No. 10, May 6, '22. 370.)

王世徵小傳
S. C. Wang, Editor of the Shang Pao (Star) of Peking. (R. F. E. Vol. XX, No. 10, May 6, '22. P. 382.)

支那に於ける胡桃產出高
Walnut Production in China. (Com. R. May 8, '22. P. 343.)

支那の製紙市況
Market for Paper in China. (Com. R. May 8, '22. P. 361.)

支那對獨貿易
German Trade with China. (Com. R. May 8, '22. P. 392.)

支那の電信作業用聲音記號
Chinese Phonetic Signs for Telegraphic Operation, By H. K. Tong. (R. F. E. Vol. XX, No. 11, May 13, '22. P. 410.)

遠東共和國の毛皮工業
The Fur Industry of the Far Eastern Republic. (R. F. E. Vol. XX, No. 11, May 13, '22. P. 412)

杜竹宣小傳
Tu Cho- Ksuan, Managing Editor of the Yi Shih Pao (Social Welfare) Peking. (R. F. E. Vol. XX, No. 11, P. 422.)

支米兩國の支那關稅自治權に於ける見地
Chinese & American Views on Tariff Autonomy for China. (R. F. E. Vol. XX, No. 12, May 20, '22. P. 451.)

米國は支那投資の首領なり
China & American Investment Leadership, By John W. Kingsnorth. (R. F. E. Vol. XX, No. 12, May 20, '22. P. 452.)

支那のセメント工業
The Cement Industry of China, By J. M. Clements. (R. F. E. Vol. XX, No. 12, May 20. '22. P. 454.)

支那の一九二二年四月中經濟財政情態
Economic & Financial Conditions during Apr. '22. (The Chinese American Bank of Commerce Shanghai Branch.) (R. F. E. Vol. XX, No. 12, May 20, '22. P. 458.)

支那の變態
The Metamorphosis of China, By J. W. Kingsnorth. (R. F. E. Vol. XX, No. 13, May 27, '22. P. 497.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

日本

日本の教育
Education in the Japanese Empire. (A. R. Jan. '22. P. 174.)

日本の海軍政策
Japan's Naval Policy. (T. d. Apr. 4, '22. No. 42997, P. 15.)

日本を監視せよ
Watch Japan: by Northcliffe. (T. d. Apr. 19, '22. No. 43009, P. 18.)

「日本を監視せよ」の記事に就て、空疎大陸の危險、
"Watch Japan." Empty Continent's Denger, by Sir I. Connolly. (T. d. Apr. 21, '22. No. 43011, P. 8.)

日本の武斷派
Japan's Military Dictators. (T. d. Apr. 21, '22. No. 43011, P. 11.)

「日本を監視せよ」の記事に就て
"Watch Japan." By U. Suzuki. (T. d. May 1, '22. No. 43019, P. 10.)

日本の鮭罐詰業
Japanese Salmon Canning Industry. (Com. R. May 8, '22. P. 343.)

日本に於けるパルプ消費年高
Annual Consumption of Pulp in Japan. (Com. R. May. 8, '22. P. 361.)

シベリアの日本軍隊
Japanese Army in Siberia. (Stm. May 14, '22. P. 17.)

日本シベリア間の戰雲
The Japanese-Siberian War-Cloud. (From the Silerary Digest for Apr. 22, '22.) (R. F. E. Vol. XX No. 13, May 27, '22. P. 495.)

ヤップ條約(條文)
Text of the Yap Treaty. (C. H. Vol. XVI. No. 1, Apr. '22. P. 120.)

支那

混沌たる支那の現狀
China the Chaotic. (C. H. Vol. XVI No. 1, Apr. '22. p. 162.)

支那に於ける有利なる陶土
Koalin Available in China. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 85.)

上海のタイヤ市況
The Shanghai Market for Tires. (Com. R. Apr. 10, '22. P. 104.)

支那の政治的經濟的地位
Politico-Economic Position of China. (S. Apr. 15, '22. P. 572.)

擾亂の支那
Troubled China. (T. d. Apr. 18, '22. No. 43008, P. 13.)

支那事情
China Explained, By David Fraser. (T. d. Apr. 18, '22. No. 43008, P. 13.)

支那の實業情勢
Improved Business Condition in China. (Com. R. Apr. 24, '22. P. 200.)

支那のに於ける外國投資と米國貨幣
Foreign Investments & American Money, By J. B. Powell. (R. F. E. Vol. XX, No. 9, Apr. 29, '22. P. 328.)

米國在留支那學生の自治
Self Support for Chinese Students in U. S. (R. F. E. Vol. XX, No. 9, Apr. 29, '22. P. 332.)

支那共產主義者の實驗(一)
China's Economist Experiment, By C. Aymard. (R. F. E. Vol. XX, No. 9, Apr. 29, '22. P. 333.)

上海の鋼市況
Status of Shanghai Steel Market. (Com. R. May 1, '22. P. 282.)

支那の硬玉業
The Chinese Jade Industry. (Com. R. May 1, '22. P. 314.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

歐洲に於ける爲替相場の安定
The European Prodlem: Stabilisation of the Exchanges. (S. Apr. 8, '22. P. 519.)

海　運

世界各國の船舶と其の競爭
World's Shipping Fleets & Competition. (S. Mar. 4, '22. P. 338.)

一九二二年三月末現在建設中の世界商船舶
World Merchant Vessels under Construction on March 31, '22. (Com. R. May 8, '22. P. 372.)

其　他　一　般

國際中央發明特許局
Un Bureau Central International des Brevets d' Invention. (M. I. No. 168, Avr. 1, '22. P. 3.)

ヘーグに於ける世界裁判の開始
Opening of the World Court at the Hague. (C. H. Vol. XVI No. 1, Apr. '22. R. 57)

米國と歐洲の間に於ける諸多の誤認事項
Misunderstandings. (Ol. Apr. 26, '22. P. 688.)

ツエッペリン大戰記錄
The Zeppelin War Record. (Stm. May 6, '22. P. 6.)

世　界　會　議

英支親交と華府會議
Anglo-Chinese Friendship & the Washington Conference, by Chao Hsin Chu. (A. R. Jan. '22. P. 9.)

日本の太平洋盟約所見
A Japanese View of the Pacific Pact. (A. R. Jan '22. P. 15.)

華府會議と支那
La Conference de Washington et la Chine. (M. I. No. 168, Avr. 1, '22. P. 2.)

軍備會議に對する日本側の觀察
How Japan views the Arms Conference. (C. H. Vol. XVI No. 1, Apr. '22. P. 22.)

州の獨立と華府會議
Provincial Independence and the Washington Conference, by George E. Sokolsky. (R. F. E. Vol. XX No. 13, May 27, '22. P. 493.)

ゼノア會議に對する佛國の準備
French Preparations for Genoa. (C. H. Vol. XVI No. 1, Apr. '22. P. 171.)

ゼノア會議とソヴイエット主義
Genoa and Sovietism. (S. Apr 15, '22. P. 569.)

ゼノア會議のアイロニー
Ironies of Genoa. (Ol. Apr. 26, '22. P. 680.)

ゼノア會議に臨める英首相
Prime Minister on Genoa. (Stm. May 14, '22. P. 12.)

ゼノア會議とロシア
Genoa Conference and Russia. (Stm. May 17, '22. P. 8.)

ゼノアに於ける危險と難事
The Dengers and Difficulties of Genoa. (Ol. May 17, '22. P. 99)

■亞　細　亞■

一　般

英國と極東
Great Britain & the Far East. (T. d. Apr. 5, '22. No. 42998, P. 13.)

極東貿易と經濟事項
Far Eastern Trade & Economic Notes. (Com. R. May 8, '22. P. 392.)

極東の藥種上脅威
The Drug Menace of the Far East, by John W. Kingsnorth. (R. F. E. Vol. XX No. 11, May 13, '22. P. 415.)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

南支南洋其他
海外重要記事

臺灣總督官房調査課

■新聞雜誌略號一覽表■

A. R.	Asiatic Review.
C. H.	Current History Magazine.
Com. R.	Commerce Report. (U. S.)
C. R.	Chinese Recorder.
D. E. I. A.	Dutch East Indian Archipelago.
E.	Economist.
E. E.	L' Eveil Economique.
M. I.	Le Moniteur Indochinoise.
M. T.	Manila Times, Daily.
Ol.	Outlook.
R. F. E.	Review of Far East, Weekly.
S.	Statist.
Stm.	Statesman.
T. (d)	Times, London, Daily.
T. Ed. S.	" " Educational Supplement.
T. T. S.	" " Trade Supplement.
W. W.	World's Woork.

■世界一般■

產業及貿易

油岩＝オーストラレシア及北アメリカ
Oil Shales, II. Australasia & North America. (T. T. S. Vol. IX, No. 183, Jan. 7, '22. P. 328.)

世界製鐵業の情勢と英國銑鐵の一八五〇年以來の減產
World's Iron & Steel Industry: Pig Iron Output Lowest since 1850. (T. T. S. Vol. IX No. 183, Jan. 7, '22. P. 331.)

組織的移民の必要
Need for Organized Emigration. (T. T. S. Vol. IX No. 184, Jan. 14, '22. P. 351.)

アメリカ對外貿易の積量と其輸出先
Volume of American Trade & Destination of Exports. (T. T. S. Vol. IX No. 184, Jan. 14, '22. P. 351.)

世界產鐵額
World's Iron & Steel Output. (T. T. S. Vol. IX, No. 184, Jan. 14, '22. P. 355.)

世界の銅產出高(一九一九/二一年)
Copper. (S. Mar. 4, '22. p. 316.)

植民地產染料の將來
Avenir des Matieres Tinctoriales Coloniales. (M. I. No. 168, Avr. 1, '22. P. 5.)

化學製品
Les Produits Chimiques. (M. I. No. 168, Avr. 1, '22. P. 11.)

植民地產染料の將來(續)
Avenir des Matieres Tinctoriales Coloniales (suite) (M. I. No. 169, Avr. 8, '22. P, 5.)

銅市場の將來
Les Perspectives du Marchi du Cuivre. (M. I. No. 169, Avr. 8, '22. P. 7.)

廉價なる石炭の豫望
The Prospect for Cheaper Coal, by W. P. Helm. (Ol. Apr. 19, '22. P. 636.)

世界の棉花情況
The World's Cotton Situation. (Com. R. May 8, '22. P. 339.)

財政

植民地に於ける紙幣(續)
Monnaie de Papier Coloniale. (suite) (E. E. No. 251, Avr. 2, '22. P. 15.)

米國財政及銀行家に對する考察
Quelques Considerations sur la Finance et la Financiers. (M. I. No. 169, Avr. 8, '22. P. 2.)

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

株式會社臺灣銀行

（臺北）

支店出張所

臺灣

基隆　臺中　嘉義　臺南　高雄

宜蘭　淡水　桃園　新竹　南投

屏東　臺東　花蓮港　澎湖島

支店出張所

支那　其他　內地

上海　九江　漢口　福州

廈門　汕頭　香港　廣東

新嘉坡　盤谷　スラバヤ　スマラン

バタビヤ　孟買　倫敦　紐育

神戸　大阪　横濱　東京　門司